

阿見町議会会議録

平成29年第1回定例会

(平成29年3月7日～3月28日)

阿見町議会

平成29年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	23
◎会期日程	24
◎第1号(3月7日)	27
○出席, 欠席議員	27
○出席説明員及び会議書記	27
○議事日程第1号	29
○開 会	31
・ 会議録署名議員の指名	31
・ 会期の決定	31
・ 諸般の報告	32
・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙	33
・ 議案第7号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	33
・ 議案第8号から議案第20号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	36
・ 議案第21号から議案第27号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	40
・ 議案第28号から議案第35号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	45
・ 阿見町予算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	68
・ 議案第36号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	68
・ 議案第37号から議案第38号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	69
・ 請願第1号(上程, 委員会付託)	70
○散 会	70
◎第2号(3月8日)	71
○出席, 欠席議員	71
○出席説明員及び会議書記	71
○議事日程第2号	73
○一般質問通告事項一覧	74
○開 議	75
・ 一般質問	75
久保谷 充	75
海野 隆	96

永井 義一	1 1 7
難波千香子	1 3 5
○散 会	1 6 1
◎第3号（3月9日）	1 6 3
○出席, 欠席議員	1 6 3
○出席説明員及び会議書記	1 6 3
○議事日程第3号	1 6 5
○一般質問通告事項一覧	1 6 6
○開 議	1 6 7
・一般質問	1 6 7
栗原 宜行	1 6 7
川畑 秀慈	1 8 7
井田 真一	2 1 0
樋口 達哉	2 1 9
・休会の件	2 2 5
○散 会	2 2 5
◎第4号（3月28日）	2 2 7
○出席, 欠席議員	2 2 7
○出席説明員及び会議書記	2 2 7
○議事日程第4号	2 2 9
○開 議	2 3 1
・諸般の報告	2 3 1
・議案の訂正	2 3 1
・議案第7号（委員長報告, 討論, 採決）	2 3 2
・議案第8号から議案第20号（委員長報告, 討論, 採決）	2 3 3
・議案第21号から議案第27号（委員長報告, 討論, 採決）	2 4 2
・議案第28号から議案第35号（委員長報告, 討論, 採決）	2 4 6
・議案第36号（委員長報告, 討論, 採決）	2 5 1
・議案第37号から議案第38号（委員長報告, 討論, 採決）	2 5 2
・議案第39号から議案第42号（上程, 説明, 採決）	2 5 4

・ 請願第 1 号（委員長報告，討論，採決）	2 5 5
・ 意見書案第 1 号（上程，説明，質疑）	2 5 7
・ 意見書案第 1 号の撤回（上程，説明，採決）	2 6 1
・ 意見書案第 2 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 6 2
・ 決議案第 1 号（上程，説明，質疑，討論，採決）	2 6 5
・ 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査（委員長報告，討論，採決）	2 6 8
・ 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査	2 7 6
○閉 会	2 7 7

第 1 回 定例会

阿見町告示第41号

平成29年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月21日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成29年3月7日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成29年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月7日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	3月8日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	3月9日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第4日	3月10日	(金)	休	会	・議案調査
第5日	3月11日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	3月12日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	3月13日	(月)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第8日	3月14日	(火)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）
第9日	3月15日	(水)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（産業建設所管分）
第10日	3月16日	(木)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第11日	3月17日	(金)	午後2時	委員会	・産業建設（議案審査）
第12日	3月18日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	3月19日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	3月20日	(月)	休 会		・議案調査
第15日	3月21日	(火)	休 会		・議案調査
第16日	3月22日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	3月23日	(木)	休 会		・議案調査
第18日	3月24日	(金)	休 会		・議案調査
第19日	3月25日	(土)	休 会		・議案調査
第20日	3月26日	(日)	休 会		・議案調査
第21日	3月27日	(月)	休 会		・議案調査
第22日	3月28日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[3 月 7 日]

平成29年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成29年3月7日（第1日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	菊池彰君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	青山広美君
上下水道課長	坪田博君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君
農業委員会事務局長	中村政人君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成29年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成29年3月7日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について
- 日程第5 議案第7号 阿見町文化芸術振興条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町個人情報保護条例等の一部改正について
- 議案第14号 阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町税条例等の一部改正について
- 議案第16号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について
- 日程第7 議案第21号 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第25号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- | | | |
|--------|----------|------------------------------------|
| | 議案第 26 号 | 平成 28 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 議案第 27 号 | 平成 28 年度阿見町水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 8 | 議案第 28 号 | 平成 29 年度阿見町一般会計予算 |
| | 議案第 29 号 | 平成 29 年度阿見町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第 30 号 | 平成 29 年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議案第 31 号 | 平成 29 年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算 |
| | 議案第 32 号 | 平成 29 年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算 |
| | 議案第 33 号 | 平成 29 年度阿見町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第 34 号 | 平成 29 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第 35 号 | 平成 29 年度阿見町水道事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 36 号 | 土地の取得について |
| 日程第 10 | 議案第 37 号 | 町道路線の廃止について |
| | 議案第 38 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 11 | 請願第 1 号 | 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願 |

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 樋口達哉君

6番 栗原宜行君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月28日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

本会議前に吉田議員、柴原議員、海野議員、表彰状授与式が行われ、受賞され、本当におめでとうございました。これからもですね、ほかの議員ともども力を合わせて阿見町の発展ために、また地方自治発展のために、御尽力いただければ幸いです。本当におめでとうございました。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成29年第1回定例会につきまして、去る2月28日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月28日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、3月8日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、3月9日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

4日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、3月13日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、総務所管分。

8日目、3月14日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、民生教育所管分。

9日目、3月15日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、産業建設所管分。

10日目、3月16日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

11日目、3月17日は委員会で、午後2時から産業建設常任委員会。

12日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目、3月28日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月28日までの22日間といたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月28日までの22日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第7号から議案第38号のほか、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願、以上33件であります。

次に、監査委員から平成29年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は

お手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

次に、閉会中における委員会・協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成28年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、3月6日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に川畑秀慈君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました川畑秀慈君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。ただいま当選されました川畑秀慈君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項により告知をいたします。

議案第7号 阿見町文化芸術振興条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第7号、阿見町文化芸術振興条例の制定につ

いてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん，おはようございます。

3月っていうと，やっぱり卒業式っていうことで，旅立ちという，そういう何か寂しい，物悲しいっていう，そういう季節でもあり，また新しく第一歩を踏み出すという，そういう時期でもあるのかなと，そう思います。

そういう中，平成29年第1回定例会を招集しましたところ，議員各位には，公私ともお忙しい中を御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを，心から感謝を申し上げます。

それでは，議案第7号の阿見町文化芸術振興条例の制定について，提案理由を申し上げます。

本案は，阿見町の文化芸術振興の基本理念と方向性を明らかにするとともに，総合的な施策の推進を図り，心豊かに暮らせる文化の香り高い阿見町を実現するために，条例を制定するものであります。

以上，提案理由を申し上げました。慎重審議の上，議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） これは12月の全協のときにちょっと話がありました。パブリックコメントをやったんだけど，応募をかけたが，パブリックコメントがなかったという話を聞きました。で，この2点ほど，なぜこのパブリックコメントを行ったのか，それと期間についてちょっと短過ぎたんじゃないか，このようにも思うんですが，その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えいたします。

まずパブリックコメントについて実施した理由と，あと期間についてでございますが，パブリックコメントの意味をまず説明してから，川畑議員のほうにお答えしたいと思います。

まずパブリックコメントそのもの自体なんですけど，町が条例案とか政策を定めるときで

ざいますが、作成案を広く町民に公表しまして、寄せられました意見を取り入れるかどうかを検討します。その上で、最終案とともに寄せられた意見に対する町の考え方を公表していくという一連の手続をいいます。

これはそもそも行政手続法の中にありますが、国がですね、命令を定めるときでございますが、事前に公示し、意見先・期間を定めて広く意見を求めなくちゃいけないと法律化されてますが、地方公共団体は適さない旨がありまして、努力規定の中で我々ちょっとやってるものがございます。それで、実施要綱と事務処理要綱は取扱規程という、阿見町にはございませんので、各担当部署のほうでやるような形になります。期間をどうするかも含めてですけど。

それで、実施した理由につきましては、この条例が町民との協働による事業推進であるものとか、あとは町民生活に影響を与えると。そういった条例でございます。さらには、町長からお話ありましたように、総合計画等の町の基本的政策、そういったものを定めて、最終的には町民憲章に沿ったもののような形にするためということでございます。

手続法の中では、期間につきましては公示の日から起算して30日以上とありますけど、30日以下でも決めることができるようなことは書かれてございます。この期間につきましては、近隣の文化振興条例制定市町村と、あと町の各セクションでやってるパブリックコメントの期間を参考にしてやりました。

川畑議員の質問の中で、期間の設定が短かったかどうかにつきましては、この行政手続法以外でもいろんな法律がございます。例えば都市計画法なんかでいきますと公告縦覧ということがございます。これはまちづくりのために用途を変更するとか、あとは計画道路をつくるとか、そういったとこの用途変更によるもの、あとは権利関係の大切なものについても、法律上2週間ということ定められてるものがありまして、この期間についてはある程度適正な期間だということがいえるかと思っておりますので、御理解ほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（紙井和美君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において、審査の結

果を報告されるようお願いいたします。

議案第 8 号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 9 号	阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第 10 号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第 11 号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第 12 号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 13 号	阿見町個人情報保護条例等の一部改正について
議案第 14 号	阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について
議案第 15 号	阿見町税条例等の一部改正について
議案第 16 号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第 17 号	阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について
議案第 18 号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第 19 号	阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 20 号	阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第 6，議案第 8 号，阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について，議案第 9 号，阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について，議案第 10 号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について，議案第 11 号，阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について，議案第 12 号，阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について，議案第 13 号，阿見町個人情報保護条例等の一部改正について，議案第 14 号，阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について，議案第 15 号，阿見町税条例等の一部改正について，議案第 16 号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第 17 号，阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について，議案第 18 号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第 19 号，阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第 20 号，阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について，以上 13 件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） それでは、議案第8号から議案第20号までの条例の一部改正及び廃止について、提案理由を申し上げます。

議案第8号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき、国に準じ、給与条例の改正について提案するものがあります。

改正の主な内容は、扶養手当の支給額及び勤勉手当の支給月数の改定であります。

議案第9号の阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第10号の阿見町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、申し上げます。

これらは、一般職の職員の条例改正に準じ、町長及び教育長並びに任期付職員の期末手当について、支給月数の改定を行うものであります。

議案第11号の阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、人事院規則の改正に伴い、勤務時間等の割り振りを変更できる職員の範囲を国と同様にするとともに、児童福祉法の改正に伴い、引用条項に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第12号の阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正に伴い引用条項に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第13号の阿見町個人情報保護条例等の一部改正について、申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項に変更が生じること等から、所要の改正を行うものであります。

議案第14号の阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、町職員等の通勤車両について、公共施設内駐車場の使用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号の阿見町税条例等の一部改正について、申し上げます。

本案は、平成28年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、阿見町税条例等の一部改正を行うものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税の環境性能割創設に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等、所要の改正を行うものであります。

議案第16号の阿見町介護保険条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、平成29年度における介護保険料率の算定に関する基準及び市町村民税世帯非課税者等の介護保険料減額に係る特例措置を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号の阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、下水道事業の諮問機関である阿見町下水道事業審議会について、阿見町水道事業及び阿見町農業集落排水事業の円滑な運営を図るため、同様の諮問をすることができるよう、その名称、所掌事項及び組織構成等について、所要の改正を行うものであります。

議案第18号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、申し上げます。

阿見町日常生活支援協議会につきましては、生活支援・介護予防サービス体制の整備に係る情報共有及び連携強化に関すること等を行い、並びに生活支援・介護予防サービスに係る企画、立案及び方針策定に関することについて協議するために設置するものであります。

阿見町要保護児童対策地域協議会につきましては、児童福祉法の改正に伴い、その所掌事項を改正するものであります。

阿見町下水道事業審議会につきましては、議案第17号の阿見町下水道事業審議会条例の一部改正と同様の理由により改正するものであります。

阿見町文化芸術振興審議会につきましては、議案第7号の阿見町文化芸術振興条例の制定に伴い、文化芸術の振興に関する事項についての諮問機関として設置するものであります。

議案第19号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、申し上げます。

監査委員につきましては、監査対象の拡大等に伴い、報酬の額を見直し、増額の改定をするものであります。

下水道事業審議会委員につきましては、当該審議会の名称が変更されることに伴い、その職名を上下水道事業審議会委員に改めるものであります。

文化芸術振興審議会委員につきましては、阿見町文化芸術振興審議会の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

認知症嘱託医につきましては、認知症総合支援事業における認知症嘱託医の設置に伴い、その報酬等を追加するものであります。

日常生活支援協議会委員につきましては、阿見町日常生活支援協議会の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員につきましては、国の農地利用最適化交付金事業が、基本報酬と能率報酬とにより支給する旨の措置が図られたことに伴い、報酬の区分及

び額の改定をするものであります。

議案第20号の阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について、申し上げます。

本案は、生きがい活動支援通所事業実施条例に基づき実施していた通所事業を、介護保険法に基づく、介護予防・日常生活支援総合事業による通所事業として実施するため、本条例を廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案13件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） はい。手を挙げてるのに、なしという意見があって、何だそれは一体……。

議案第8号ですね、に対してちょっと質問をいたします。

これ全協の中でもお伺いした部分が幾つかあったんですけども、総額の部分では全協のときにお伺いしました。その中で、今ね、町長のほうの議案提案の中で、人事院勧告に対しての、国に準じた形での提案だということなんですけども、この11条の分のね、配偶者と子供の手当の部分に関してなんですけども、配偶者が1万3,000円が6,500円になってしまう。

配偶者っていうのは大体基本的に1人だと思うんですけども、子供に対してはね、2人、3人ということも考えられますから、そういったところではいいのかもしれませんが、1人の子供の場合を単純計算すると、月額のやつで手当等が減額になってしまうということがあります。ですから、そのことについてね、国が決めたんだからというんじゃなくて、阿見町として、このことについてどのように考えがあるかちょっとお聞かせください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

基本的に町の給与関係、体系等については、国に準拠して行っておりますので、国のほうで制度が変われば、それに準じて町のほうも変えていくというのは基本ですので、今回についても国のほうの制度が変わるということですので、合わせて変えさせていただくことでございます。特に町のほうで独自で制度のほうを変えていくということは、今のところ考えておりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 国に準じてということでね、町として独自に変えるというのはなかなか

か大変かと思えますけども、実際のところ配偶者1人・子供1人という職員もいるとは思うんですよね。そういった人たちについて、町として、なかなかやんないかもしれませんが、聞き取りをしたりとか、アンケートをとったりとか、そういったことはしましたか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

特にそのようなことはやっておりません。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号から議案第20号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第21号	平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第22号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第23号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第24号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第25号	平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第26号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第27号	平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第22号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第23号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第24号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第25号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第26号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第27号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上

7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは，議案第21号から第27号までの補正予算について，提案理由を申し上げます。

議案第21号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額から5億6,897万2,000円を減額し，歳入歳出それぞれ175億3,666万8,000円とするほか，繰越明許費の補正及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について，歳入からその主なものを申し上げます。

第1款，町税では，調定見込みの増に伴い，法人町民税法人税割及び固定資産税償却資産をそれぞれ増額。

第4款配当割交付金及び第5款株式等譲渡所得割交付金では，国の税収見込の減に伴い，それぞれ減額。

第15款，国庫支出金では，民生費国庫負担金で，額の確定に伴い，障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金をそれぞれ減額。教育費国庫負担金で，追加交付のあった公立学校施設整備費負担金を増額。民生費国庫補助金で，額の確定に伴い，臨時福祉給付金関係補助金を減額。教育費国庫補助金で，追加交付のあった学校施設環境改善交付金を増額。

第16款，県支出金では，民生費県負担金で，額の確定に伴い，障害者自立支援給付費負担金及び施設型給付費負担金をそれぞれ減額。教育費県補助金で，交付決定のあった国民体育大会市町村競技施設整備費補助金を新規計上。

第19款，繰入金では，基金繰入金で，財源調整により財政調整基金繰入金及び公共公益施設整備基金繰入金をそれぞれ減額。

第20款，繰越金では，前年度繰越金を増額。

第22款，町債では，事業費の確定に伴い，社会資本整備総合交付金事業債等を減額するものであります。

次に，4ページからの歳出であります，全般的に事業費の確定による減額を行っております。

第2款，総務費では，企画費で，額の確定に伴い，三世代同居・近居促進奨励金を減額。

第3款，民生費では，障害者福祉費で，過年度清算金の確定に伴い，障害者自立支援給付費国庫負担金に係る返還金を新規計上するほか，額の確定に伴い，障害者介護給付費及び障害者訓練等給付費をそれぞれ減額。医療福祉費で，制度利用者の増加に伴い，医療費助成費を増額。

保育所費で、公定価格の改定等に伴い、地域型保育給付費を増額。認定こども園費で、利用実績に応じ、施設型給付費等を減額。

第4款、衛生費では、塵芥処理費で、額の確定に伴い、霞・さくら両クリーンセンターの運営費及び維持管理費を減額。

第5款、農林水産業費では、農業委員会費で、農地利用最適化交付金の交付決定に伴い、農業委員会委員報酬及び農地利用最適化推進委員報酬を増額。農地費で、農業集落排水事業特別会計における前年度繰越金の計上等により、特別会計繰出金を減額。

第7款、土木費では、道路新設改良費で、額の確定に伴い、特定地区道路整備に係る土地購入費を減額。公共下水道費で、阿見吉原地区下水道工事委託料の減等により、特別会計繰出金を減額。

第8款、消防費では、非常備消防費で、全国消防操法大会事業に係る旅費等を減額。

第9款、教育費では、事務局費で、認定こども園の利用実績に応じ、施設型給付費等を減額。学校管理費で、新設小学校グラウンド整備等に係る工事費を増額する一方、額の確定に伴い、本体建設工事費を減額。体育施設費で、額の確定に伴い、町民体育館耐震補強工事費等を減額。

次に、6ページの第2表・繰越明許費補正につきましては、住民基本台帳事務費ほか11件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

次に、7ページの第3表・地方債補正につきましては、社会資本整備総合交付金事業ほか5件について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第22号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1億8,752万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ60億6,793万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、額の確定に伴い、第3款国庫支出金で、一般被保険者療養給付費等負担金を増額する一方、後期高齢者支援金負担金を減額。第4款療養給付費等交付金で、退職被保険者等療養給付費交付金を減額。第5款前期高齢者交付金で、当該交付金を減額。第7款共同事業交付金で、保険財政共同安定化事業交付金を減額。第9款繰入金で、財政安定化支援事業繰入金を増額する一方、実績見込みにより、出産育児一時金繰入金を減額。第10款繰越金で、前年度繰越金を増額。

歳出では、第2款保険給付費で、実績見込みにより、一般被保険者に係る療養給付費を増額する一方、退職被保険者等に係る療養給付費を減額。第3款後期高齢者支援金等では、額の確定に伴い、後期高齢者支援金を減額。第7款共同事業拠出金では、額の確定に伴い、高額医療費共同事業医療費拠出金を増額する一方、保険財政共同安定化事業拠出金を減額するものであります。

議案第23号、公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1億750万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億68万1,000円とするほか、繰越明許費の補正及び地方債の補正をするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、額の確定に伴い、第3款国庫支出金で、社会資本整備総合交付金を減額。第4款県支出金で吉原地区下水道整備負担金を減額。財源調整のため、第6款繰入金で、一般会計繰入金を減額し、第7款前年度繰越金を増額。第9款町債で、事業費の確定に伴い、公共下水道事業債及び流域下水道事業債を減額。

歳出では、維持管理費で、流入汚水量の減少に伴い、霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金を減額。下水道事業費で、県の整備計画調整により、吉原地区下水道工事委託料を減額するものであります。

次に、4ページの第2表・繰越明許費補正につきましては、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金ほか1件について、年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページの第3表・地方債補正につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業について、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

議案第24号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から2,297万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,247万円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、財源調整のため、第4款繰入金で、一般会計繰入金を減額し、第5款繰越金で、前年度繰越金を増額。第6款諸収入で、放射能対策に要した経費の一部として東京電力から支払われた損害賠償金を増額。第7款町債で、事業費の確定により、農業集落排水事業債を減額。

歳出では、第1款管理費で、額の確定に伴い、消費税及び農業集落排水事業法適用化業務負担金を減額するものであります。

議案第25号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に4,406万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ30億8,011万2,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第1款保険料で、実績見込みにより第1号被保険者保険料を増額。

給付費の減に伴い、第3款国庫支出金で、介護給付費負担金を減額。第4款支払基金交付金で、現年度分の介護給付費交付金を減額。第7款繰入金で、介護給付費繰入金を減額。第8款繰越金で、前年度繰越金を増額。

歳出では、第2款保険給付費で、実績見込みにより、施設介護サービス給付費を減額。第5

款基金積立金で、財源調整のため介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

議案第26号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,121万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億790万7,000円とするものであります。

その主な内容としましては、歳入では、第1款保険料で、実績見込みにより後期高齢者医療保険料を増額。第3款繰入金で、額の確定に伴い、広域連合事務費負担金繰入金を減額。

歳出では、第2款納付金で、実績見込みにより、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

最後にですが、議案第27号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ569万円を減額するもので、その内容としましては、賞与引当金繰入額並びに、貸倒引当金繰入額を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案7件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） まず議案第21号ですね、一般会計補正予算のほうなんですけども、これの16ページですか。この中の総務費の一般管理費。今回、この予算の中ではかなり確定して減額っていうこと多いんですけども、0303の時間外勤務手当ですか、ちょっとこれが増えてるということで、ちょっと内容と、これに対する人数がどのぐらい増えてるのかをお願いします。

もう1点だけなんで、いいですか、もう1点。19ページですね。これの上の1133定住促進少子化対策事業費。これ今回ね、29年度予算でも1,000万ついているかと思うんですけども、今回減額して310万ですか。これも減額ということで、これが、奨励金が何世帯だったのかですね、2点お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、お答えいたします。

16ページの時間外勤務手当の増額79万2,000円の件です。これにつきましては、住民監査請求が出まして、その対応で、職員のほうが対応した関係で増額させていただいたということでございます。

以上です。

人数、住民監査請求の対象担当職員としては、2名おります。ただ職員としては、課長を除きますと9名ですか。で、全体の中では多少……。主な理由としては監査請求でございますけれども、そのほかにも調整はございますけれども、具体的にいきますと監査請求の担当者は2名ということですよ。

以上です。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、三世代同居・近居促進奨励金の28年の実績についてお答えいたします。

申請件数は18件——18世帯でございます。その結果転入した総数は60名ということでございます。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号から議案第27号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第28号	平成29年度阿見町一般会計予算
議案第29号	平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第30号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第31号	平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第32号	平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第33号	平成29年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第34号	平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号	平成29年度阿見町水道事業会計予算

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第28号、平成29年度阿見町一般会計予算、議案

第29号，平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算，議案第30号，平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算，議案第31号，平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算，議案第32号，平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算，議案第33号，平成29年度阿見町介護保険特別会計予算，議案第34号，平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算，議案第35号，平成29年度阿見町水道事業会計予算，以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 平成29年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり，平成29年度の町政運営の基本方針につきまして，所信の一端を申し述べ，議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに，阿見町を取り巻く状況につきまして，基本的な認識を申し上げます。

昨年の我が国の経済は，アベノミクスの取り組みのもと，雇用・所得環境が改善し，経済再生・デフレ脱却に向けて前進しており，世界経済の不透明感が増していることへの懸念はあるものの，やや長いスパンで捉えるならば，緩やかな拡大過程にあると見ております。

国内需要の面では，設備投資が緩やかな増加基調であることや雇用・所得環境の着実な改善を背景に，個人消費は底がたく推移しているほか，住宅投資も持ち直しを続けております。また，企業の業況感是一部にやや慎重な動きも見られますが，総じて良好な水準を維持しております。

先行きについても，家計，企業の両部門において所得から支出への前向きな循環が持続するもとで，国内需要の増加基調，輸出においても海外経済の改善を背景として，緩やかな増加に転じると見られております。

一方で，我が国の財政状況は，依然として危機的な状況にあります。平成29年度における政府の経済財政運営は，「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし，名目GDP600兆円経済の実現と平成32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すとしております。しかしながら，国と地方を合わせた長期債務残高は，平成28年度末で約1,062兆円，対GDP比は205%の見込みとなっており，対GDP比は微減ながらも，長期債務残高は増加傾向にあります。

町の財政状況につきましては，根幹的な歳入である町税収入は，緩やかな回復基調が見られるとともに，優良企業進出による力強い経済活動の伸びも期待されます。一方で，これらが社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいというリスクもあります。

今後も少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加が続くことが見込まれており，また，

新設小学校建設，国体施設及び道の駅整備等の大規模建設事業や既存公共施設等の老朽化対策には相当量の事業費の投入が必要であることから，厳しい財政運営が続くものと認識しております。

一方で明るい材料も見てとれます。一例とはなりますが，首都圏中央連絡自動車道の境古河インターチェンジからつくば中央インターチェンジ間が2月26日に開通し，都心を迂回するルートが確立されるとともに，関東西部を初めとする各地へのアクセスが飛躍的に向上いたしました。

これにより，住みやすさの向上，町内事業所の操業環境の向上，さらには，来町者の増加が期待されるものであり，町の活性化，定住促進につながるものと考えております。住みやすい，住んでいてよかったと思えるまちづくりを進める上で，こうした環境変化を好機と捉えております。

依然として厳しい財政状況ではありますが，施策の精査を行い，一層の行財政改革を進めるとともに，施策の選択と集中による財源の有効活用，国・県からの交付金等の活用，さらには，基金の活用により，諸施策を講じてまいりたいと考えております。

施策展開にあたり，阿見町第6次総合計画の前期基本計画に定めた「定住促進を図ります」と「安心の実感を高めます」の2つの重点施策は，将来にわたる町の持続的な発展を遂げる上で重要な取り組みであり，継続する必要があると考えております。

ここで，新年度に実施する主な施策につきまして，第6次総合計画及び地方版総合戦略に位置づけられた，重要プロジェクト，定住促進，安心・安全に関する施策を中心にその概要を説明をいたします。

初めに，町におきましては，3つの重要プロジェクトが進行しております。これらを着実に進めてまいります。

本郷地区内の新小学校建設につきましては，平成30年4月の開校に向け，平成28年11月から本格的な工事に着手いたしました。工事とあわせて，阿見町本郷地区新小学校開校準備委員会において，学校名，校歌，校章等について検討してまいります。

第74回国民体育大会につきましては，平成31年の開催に向けた体制づくりを進め，県及び関係団体等との調整のほか，先催県本大会・リハーサル大会調査や施設整備に向けた工事等，必要となる準備を進めてまいります。

道の駅につきましては，施設の運営管理を行う指定管理予定者を定めました。これにより，来年度は施設の実施設計を進めるとともに，生産者等と連携した運営体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして定住促進に関しましては，「この阿見町に住んでいてよかった」と思えるまちづ

くりを進めることにより、特に若年層の定住促進を進め、人口増加につなげてまいります。

そのために、子育て環境の向上に努めます。

地域のニーズに応じた子育て支援対策として、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象とした放課後児童クラブの開設時間及び開設日数を拡大しました。本事業につきましては、引き続き実施してまいります。

子育て支援体制の整備としましては、子育て家庭への相談指導、子育て中の親子が集える場の提供、子育てに関する情報の収集・提供を行う地域子育て支援センター事業を推進します。

また、経済的負担軽減を図る観点から、ファミリーサポートセンターの利用料金の軽減を図るとともに、学校給食費第三子無償化事業を継続してまいります。

保育環境の充実を目指し、平成29年度は保育所入所待機児童の解消と、荒川本郷地域の保育需要に対応するため、荒川本郷地内に民間保育所を整備いたします。また、家庭的保育事業所や小規模保育事業所等の運営を継続して支えるとともに、障害児の受け入れの拡大を図るための障害児保育事業を引き続き進めてまいります。

子育て環境の向上とともに、教育環境の向上に努めます。

将来を担う人材を育成する教育、その場となる優良な教育環境を提供することは町の大切な役目であります。住む場所を選ぶ要因として教育環境のよし悪しが大きく作用すると言われることから、教育環境の充実は定住促進につながるものと考えております。

本郷地区における新小学校建設に当たり、周辺の道路整備に引き続き取り組むとともに、敷地内の放課後児童施設の建設工事に着手いたします。

既存の学校施設につきましては、改修計画に基づき「未来への投資を実現する経済対策」における財政措置を活用し、阿見小学校、阿見中学校において設備改修工事を実施し、学校施設の環境整備により、安全・快適な教育環境を構築いたします。

少子化の進展に伴い児童生徒数が減少する一方、人口増加地区においては児童数が急増し、教室が不足しています。このため、小学校を適正に配置し、望ましい教育環境を確保する必要があることから、阿見町学校再編基本計画に基づく再編を実施してまいります。

定住促進に向けては、町の着実な基盤整備も重要となります。

荒川本郷地区におきましては、民間事業者による宅地開発を積極的に誘導いたします。

阿見吉原地区におきましては、県が進める阿見吉原土地区画整理事業における公共施設整備に係る事業分担金を支出するとともに、引き続き、事業全般について支援・協力を行ってまいります。

都市基盤の軸となる幹線道路においては、中央、西部、東部地区を結びネットワーク化を図る都市計画道路寺子・飯倉線の整備に向け、土地評価及び詳細設計を実施いたします。

橋梁の維持修繕につきましては、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき維持修繕を実施してまいります。

上水道・下水道につきましては、まちづくりと連動した計画的な整備を行ってまいります。

平成27年度から開始しました定住促進・少子化対策の奨励金事業により、町内事業所に町外から通う方々の定住、三世代同居・近居の促進による定住、及び第3子以降の子の出産奨励による出生率の向上を目指します。

さらには、都市部の健全な高齢者の移住に伴う土地利用促進と雇用促進が期待される「あみプラチナタウン」の形成に向けた取り組みを加速させてまいります。平成28年度は、地域再生法の「生涯活躍のまち」構想に基づいた地域再生計画が認定されました。平成29年度は、生涯活躍のまち形成事業計画を策定し、地域再生法人への支援に事業の転換を図ってまいります。

もう1つの重点施策である「安全・安心」につきましては、町民の関心が特に高い分野であるとともに、定住促進にもつながる重要な施策となります。これを確実に取り組み、町民の安心の実感を高めてまいります。

初めに、町が管理する公共施設の安全確保についてであります。耐震性の確保はもとより、適切な維持管理に努め、利用者の事故を未然に防ぐ必要があります。

庁舎及び中央公民館、町民体育館の耐震工事が完了し、町の建物につきましては、構造物の耐震化は全て終了しましたが、屋内運動場の天井落下の事例等を受け、天井や照明器具等の落下防止に努める必要があります。このため、平成28年度に実施設計を行った、全中学校及び5つの小学校を対象とする学校体育施設の非構造物の耐震化対策工事に着手いたします。

これらのほか、総合運動公園の改修工事を防衛省の民生安定施設整備事業として実施いたします。

しかしながら、維持管理に充てることのできる財源には限りがあります。公共施設の維持管理に必要な費用を長期的に把握した上で、町の対応方針を定めた公共施設等総合管理計画及び施設ごとに作成する個別施設計画に基づき、対応してまいります。

安全・安心の実感を高めるには、安心に寄与する体制づくり、情報の適切な提供と共有が大切であります。

防災に関しましては、町民とともに防災に関する意識を高め、訓練を初めとする活動を継続してまいります。

各地区における自主防災組織育成事業におきましては、住民参加の防災・減災ワークショップを開催し、地区防災計画を作成しました。平成29年度は、既に実施した4地区に続きまして、6地区において実施いたします。

各地区の防災活動の牽引役となる中核的な人材を育成するため、防災リーダー育成講座を実

施し、自助及び共助による防災力の向上を目指します。

公助に関しましては、防災行政無線の維持管理、計画的に実施している防災備蓄品整備事業、さらには、災害等が発生した場合、地域で即時に対応することができるよう消防団車両や消火栓の整備、消防団装備品強化等を進めてまいります。

大地震等の発生に対して、被害を最小限にとどめるため、旧耐震基準で建築されている木造住宅に対して、耐震化費用の一部を補助する木造住宅耐震補強補助事業を実施することにより、安全性の確保および耐震化の向上を図ります。

防犯に関する取り組みとしましては、夜間の交通事故および犯罪の発生を防ぐため、各行政区からの要望を踏まえ、防犯灯を新設いたします。

防災・防犯だけでなく、感染予防、医療体制の確保や保健事業の充実につきましても、安全・安心の実感につながるものであります。

町民の健康課題や対策を見きわめ、適切な保健指導体制の再構築を図るため、平成28年度は、健診、レセプト情報等のデータ分析を用いたデータヘルス計画を策定いたしました。平成29年度は、本計画に基づき、保健事業を効果的・効率的に実施してまいります。

骨髄等の移植及びドナー登録の推進に寄与し、血液難病患者の治療機会の拡充を図るため、骨髄移植ドナー支援事業を始めます。

現在、町内全ての小中学校に1台ずつ、職員室等の室内に設置しておりますAEDを学校体育施設にも設置いたします。このことにより、教職員が勤務している時間外、校舎内以外で、万が一の事態が発生した際に対応することができます。

基本認識でも触れましたが、首都圏中央連絡自動車道の延伸によるアクセスの向上は、現在300万人を超える来町者のさらなる増加、新たな企業進出、転入者の増加を図る好機となります。

また、国体の開催、道の駅の整備を控え、町民、特に事業者や農業者の機運を高めていく好機となります。

さらには、大学等の教育機関との連携、民間事業者や他市町村との連携の実績を重ねてきた町におきましては、地方創生の機運と相まって、さらなる連携の拡大、連携事業の推進を図る好機となります。

我が国では、人口減少・超高齢化、これに伴う経済の縮退という大きな課題に直面しておりますが、こうした課題に果敢に取り組み、さらなる発展へつなげる好機であると考えております。

まず、農業のさらなる振興を図ります。

農業所得の向上、担い手の確保に引き続き取り組みます。産学官連携による新商品開発や新

事業創出を目指し、農業の6次産業化を進めます。さらには、阿見町産の野菜の価値を高める、販路の拡大を目指した野菜等産地化推進事業を実施いたします。

農業の担い手の確保に関しましては、引き続き農業後継者を支援し、農業者の確保に努めてまいります。また、農業者の労働力不足を補うとともに、町民の新たな雇用機会の創出につながる農業ヘルパー活用事業を継続いたします。

商工業に関しましては、引き続き、新商品開発の支援を実施いたします。創業等により町内で新しい事業を行う者に対しては、創業体制の構築、創業等の経費を支援する創業支援事業により、新たな需要や雇用を創出し、地域産業の活性化を促進してまいります。

また、地域の消費喚起にもつながる住宅用LED照明設置補助金交付事業を継続いたします。さらには、企業誘致や中小事業者に対する支援に取り組み、地域経済の活性化、雇用の拡大につなげてまいります。

観光につきましては、これまでさまざまな取り組みを進めてまいりました。こうした経験を踏まえ、町の観光の現状と課題を整理し、これからの観光振興施策の展開方針・推進方法等を定める阿見町観光振興基本計画を策定いたします。

新たに策定した計画をもとに、観光プロジェクトを推進するとともに、既存の観光資源の掘り起こしと町民参加の観光によるまちづくりを図り、広域的な観光交流のまちづくりにつなげてまいります。

また、霞ヶ浦湖岸の魅力高める「かわまちづくり事業」を継続して進めてまいります。本事業におきましては、県や周辺市町村と連携し、水郷筑波サイクリング環境整備事業推進検討会を設置し、日本一のサイクリング環境の構築に向け、地方創生を目的とした交付金を活用して事業を実施しております。引き続き、周辺市町村等と連携し、魅力ある霞ヶ浦湖岸を創出してまいります。

町の発展には、町民の力、町の発展を支える人材やさまざまな主体の協力が必要です。町民の活躍の場をつくり、人材を育むとともに、さまざまな主体との連携を進めてまいります。

「協働による新たなまちづくり」を推進するため、阿見町市民公益活動支援制度を開始します。また、平成29年度から始まる阿見町第3次男女共同参画プランに基づき、積極的に事業を進めてまいります。

町の教育に関しましては、総合教育会議において、教育委員会との協議・調整を行うことで教育施策の方向性の共有化を図ってまいります。さらに、阿見町教育大綱に基づき、町の教育理念であります「学びあい 支えあい 共に輝く人づくり」を推進してまいります。

また、教育に関する基本的な計画となる阿見町教育振興基本計画、生涯学習推進計画につきましましては、来年度に前期基本計画が満了となることから、後期基本計画の策定を進めてまいり

ます。

来年度から施行される文化芸術振興条例により、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある町民生活及び活力のある社会の実現に寄与してまいります。

効率的・効果的な施策を実現するため、大学等の教育機関、民間事業者、周辺市町村との連携をさらに深めてまいります。

消防事務や上下水道料金の徴収事務の広域連携に続きまして、町営住宅管理における民間事業者の活用も進めております。

今後につきましても、効率的かつ質的にも向上した行政サービスを目指し、成果がある産学官連携を実施してまいります。

以上、主な施策の概要につきまして申し上げましたが、第6次総合計画の前期基本計画の対象となるこの期間は、町の将来を左右する極めて重要な時期に当たると考えており、特に本年は町にとって大きな事業の進捗がかかった大事な年だと認識しております。総合計画では、基本理念を「みんなが主役のまちづくり」としています。この基本理念は、国の掲げる「一億総活躍社会」の実現につながるものと心得ます。

町民の皆様とともに、阿見町の「みんなが主役のまちづくり」を実現するため、町長として先頭に立ち、断固たる決意を持ち、真正面から挑む所存であります。議員各位並びに町民の皆様方には、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、平成29年度の施政方針といたします。

ただいま29年度の施政方針を述べました。

それでは、その内容等、議案第28号、平成29年度一般会計予算の概要について、申し上げたいと思います。

本町の財政状況は、歳入では、政府経済対策の効果、阿見東部工業団地や阿見吉原地区への企業進出などにより、町税は、緩やかな回復傾向にありますが、国の地方交付税総額の減の影響などにより、地方財政の計画的運営を保障する地方交付税が減少するなど、今後の社会経済情勢、国の動向を慎重に見きわめていく必要がございます。

一方、歳出では、医療・介護等の扶助費を初めとする義務的経費や、公共施設の老朽化対策に係る経費が増加傾向にあり、そのような中において、新設小学校整備を初めとする教育環境の充実や、町民生活の向上のために必要な事業を着実に推進していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、中長期的なまちづくりの指針である阿見町第6次総合計画前期基本計画の重点施策である定住促進を図り、安心の実感を高めるまちづくりを加速させるとともに、平成31年度に迫った「いきいき茨城ゆめ国体」、平成32年度オープン予定の道の駅など、本町の地域特性を活かした魅力あふれるまちづくりを推進し、その効果を町民の皆様が実感できる予算とするため、選択と集中による財源の効果的・効率的な配分とともに、将来の財政運営に

も配慮し、予算編成に取り組んだものであります。

それでは一般会計予算の概要を申し上げます。

一般会計の予算総額は、172億2,900万円で、平成28年度当初予算と比較して2.0%の増となっております。

その主な理由としましては、歳入では、町税で、新增築家屋の増加や、法人設備投資の増加などにより、固定資産税が増となる一方、普通交付税、地方消費税交付金などの依存財源は、減少が見込まれます。

町債の発行については、新設小学校整備に加え、国体施設整備、道の駅施設整備などにより増加するため、後年度の公債費の増加に伴う健全化判断比率への影響にも留意が必要となります。

歳出では、平成30年4月開校に向けた新設小学校整備や、道の駅の事業用地取得、また、国民体育大会セーリング会場の施設整備といった普通建設事業費の増、及び年々増加傾向にあります障害者福祉費・医療福祉費といった社会保障関係経費の増加が見込まれます。

続きまして、議案第29号から第35号までの平成29年度特別会計・企業会計予算の概要について申し上げます。

特別会計は6件で、予算総額は121億7,100万円となります。前年度との比較では、2.1%の減となっております。

その内訳であります。議案第29号の国民健康保険特別会計予算は、61億8,400万円で、ほぼ横ばい。

議案第30号の公共下水道事業特別会計予算は、18億5,100万円で、18.7%の減。

議案第31号の土地区画整理事業特別会計予算は、500万円で、28.6%の減。

議案第32号の農業集落排水事業特別会計予算は、1億4,200万円で、18.4%の減。

議案第33号の介護保険特別会計予算は、31億5,100万円で、4.9%の増。

議案第34号の後期高齢者医療特別会計予算は、8億3,800万円で、6.9%の増となっております。

また、議案第35号の水道事業会計予算は、19億1,347万2,000円で12.9%の増となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げます。具体的な内容につきましては、担当部長が説明をいたしますので、慎重審議の上、議決をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時25分といたします。

午前11時14分休憩

午前11時25分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第28号についての説明を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい。それでは、平成29年度阿見町予算書を御用意ください。

1ページからの議案第28号、平成29年度阿見町一般会計予算について御説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。11ページをお開きください。

第1款町税から申し上げます。

第1項第1目個人町民税では、雇用所得環境は緩やかに回復していることなどにより、現年課税分所得割で2.8%の増、個人町民税全体では前年度と比較し2.4%の増額計上。

第2目法人町民税では、現年度課税分法人税割で企業収益の改善などにより9.8%の増、法人町民税全体では6.6%の増額計上。

第2項第1目固定資産税では、家屋で新增築の増加により1.8%の増、償却資産で法人設備投資の増加により7.1%の増、固定資産税全体では2.7%の増額計上、町税全体では、前年度と比較し2.9%の増額計上となっております。

13ページ、第11款地方交付税では、平成29年度地方財政計画で示されている総額2.2%減の影響と、臨時財政対策債への振替額の増等を勘案し、地方交付税全体では前年度と比較し9.3%の減額計上となっております。

15ページから17ページの、第15款国庫支出金では、15ページ第1項国庫負担金で、新設小学校整備に伴う公立学校施設整備費負担金の増などにより36.3%の増額計上。

16ページ、第2項国庫補助金では、国の経済対策に伴う事業前倒しにより、社会資本整備総合交付金学校施設環境改善交付金が減となり4.6%の減額計上、国庫支出金全体では前年度と比較し24.8%の増額計上となっております。

17ページから19ページの、第16款県支出金では、17ページ、第1項県負担金で、障害者自立支援給付費負担金の増などにより、5.7%の増額計上。

第2項県補助金では、18ページ、放課後児童クラブ整備費補助金の新規計上などにより、13.2%の増額計上。

19ページ、第3項委託金では、茨城県知事選挙費委託金が新規計上となる一方、参議院議員通常選挙費委託金の皆減などにより、2.1%の減額計上、県支出金全体では前年と比較し7.0%の増額計上となっております。

20ページ、第19款繰入金では、財源調整としての財政調整基金繰入金の減などにより、前年度と比較し38.4%の減額計上となっております。

24ページ、第22款町債では、道の駅整備事業債及び国体施設整備に係る霞ヶ浦湖北親水施設整備事業債の新規計上、並びに普通交付税からの財源振替による臨時財政対策債の増などにより、前年度と比較し13.3%の増額計上となっております。

次に、歳出について申し上げます。

初めに第1款議会費について申し上げます。

25ページから27ページ、第1款議会費では職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較し2.5%の減となっております。

次に、第2款総務費について申し上げます。

27ページからの、第1項総務管理費では36ページから39ページ、第7目財産管理費で、役場庁舎給排水設備改修工事の皆減などにより37.4%の減額計上。

51ページから53ページ、第13目道の駅整備推進費では、建築工事等実施設計委託料、用地取得費の新規計上などにより884.2%の増額計上。

59ページからの、第4項選挙費では、参議院議員通常選挙費が皆減となる一方、茨城県知事選挙及び阿見町町長選挙費の新規計上などにより67.7%の増額計上。

以上、総務費全体では、前年度と比較し14.2%の増額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

65ページからの、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費で国民健康保険後期高齢者及び介護保険の各特別会計繰出金が増となる一方、地域再生計画策定事業、臨時特例給付金事業費の皆減などにより0.3%の増額計上。

72ページから77ページ、第3目障害者福祉費では、サービス利用者の増加に伴う障害者訓練等給付費の増などにより14.1%の増額計上。

77ページ、78ページ、第5目医療福祉費では、制度利用者の増加に伴う医療給付費の増などにより、8.2%の増額計上。

78ページから80ページ、第6目福祉センター費では、防水改修工事費の皆減などにより48.0%の減額計上。

81ページからの、第2項児童福祉費では、84ページから88ページ、第4目保育所費で、民間保育所整備に係る保育所整備事業補助金の新規計上などにより、19.4%の増額計上。

88ページから92ページ、第5目児童館費で、新設小学校敷地内に建設する放課後児童施設の整備費の新規計上などにより103.7%の増額計上。

以上、民生費全体では、前年度と比較し12.5%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

92ページからの、第1項保健衛生費では、95ページから98ページ、第2目予防費でB型肝炎ワクチンの定期接種化に伴う予防接種委託料の増などにより10.1%の増額計上。

98ページからの、第2項清掃費では、99ページから101ページ、第2目塵芥処理費で、霞クリーンセンター運営費が増となる一方、同センター維持管理費及びさくらクリーンセンター維持管理費の減などにより2.0%の減額計上。

101ページからの、第3項環境衛生費では、第1目環境総務費で、牛久市阿見町斎場組合負担金の減などにより7.5%の減額計上。

以上、衛生費全体では前年度と比較し2.9%の減額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

106ページからの、第1項農業費では、113ページ、114ページ、第5目農地費で一般管理等移転支出に係る農業集落排水事業特別会計繰出金の減などにより15.4%の減額計上。

以上、農林水産業費全体では、前年度と比較し10.0%の減額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

114ページからの、第1項商工費では、116ページ、117ページ、第2目商工業振興費で、阿見東部工業団地、阿見吉原地区企業立地奨励金の減などにより86.3%の減額計上。

以上、商工費全体では、前年度と比較し72.0%の減額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

120ページからの、第2項道路橋梁費では121ページ、第2目道路維持費で、国の経済対策に伴う平成28年度予算への維持補修工事の一部前倒しなどにより13.4%の減額計上。

121ページから123ページ、第3目道路新設改良費においても、国の経済対策に伴う町道工事の一部前倒しなどにより30.8%の減額計上。

123ページからの第4項都市計画費では、126ページ、第2目道路事業費で、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業の増などにより30.0%の増額計上。

第3目公共下水道費で、建設改良等移転支出に係る公共下水道事業特別会計繰出金の減により6.8%の減額計上。

129ページ、第7目開発費で、阿見吉原土地区画整理事業の道路等関連工事分担金の減などにより50.3%の減額計上。

以上、土木費全体では、前年度と比較し12.7%の減額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

130ページからの、第1項消防費では、第1目常備消防費で、稲敷地方広域市町村圏事務組合への消防費分賦金の減などにより0.8%の減額計上。

134ページ、第3目消防施設費で、消防団消防ポンプ自動車購入費の新規計上などにより43.2%の増額計上。

以上、消防費全体では、前年度と比較し0.1%の減額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

135ページからの、第1項教育総務費では、第2目事務局費で、認定こども園支援事業の民生費への一本化などにより43.6%の減額計上。

140ページからの、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、本郷小学校設備改修工事が皆減となる一方、148ページ、新小学校建設工事の増などにより27.6%の増額計上。

152ページからの、第3項中学校費では、第1目学校管理費で、阿見中学校設備改修工事の減などにより50.3%の減額計上。

178ページからの、第5項保健体育費では、181ページ、182ページ、第2目体育施設費で、総合運動公園陸上競技場改修工事費及び町民体育館耐震改修工事費の減などにより72.3%の減額計上。

182ページ、183ページ、第3目保健体育事業費で国体会場整備工事の増などにより229.8%の増額計上。

以上、教育費全体では、前年度と比較し4.1%の増額計上となっております。

187ページ、第11款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、前年度と比較し2.4%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第29号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第29号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書197ページをお開きください。

平成29年度の予算総額は61億8,400万円で、前年度と比較しまして0.02%の微増となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、療養諸費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金など数年次の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

205ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で1.8%減、退職被保険者で47.1%減の計上となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、制度改正に伴う軽減額等を考慮した結果、医療分、後期高齢者支援金分、介護

納付金分とも、歳入歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

206ページをお開きください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は、歳出の一般療養給付費、後期高齢者支援金等及び介護納付金に係る負担金で、前年度と比較しまして7.5%の増額計上。

第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金で、前年度と比較しまして36.4%の増額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして2.4%の減額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては、近年の状況を勘案し、前年度と比較しまして15.2%の増額計上となっております。また、特別調整交付金は、市町村の国保運営努力に応じ、国の予算の範囲の中で申請をした市町村を、国及び県が評価査定し交付されるもので不確定な性質から、当初予算では課目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして9.4%の増額計上となっております。

次に、第4款療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る療養諸費の町負担分や、後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で、前年度と比較しまして50.8%の減額計上となっております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして8.1%の減額計上となっております。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして10.2%の増額計上となっております。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療費支出に伴う共同事業、拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして36.4%の増額計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、同様に、共同事業、拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして0.5%の減額計上となっております。

以上、共同事業交付金全体では、前年度と比較しまして2.8%の増額計上となっております。

第9款繰入金につきましては、前年度と比較しまして2.6%の増額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入金として町医療福祉制度による国保医療費波及分補填経費などとなっております。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

210ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして11.2%の増額となっております。

212ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして0.03%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

215ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、前年度と比較しまして5.5%の減額計上となっております。

216ページをお開きください。

第6款介護納付金につきましては、国保被保険者のうち、40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を納付するもので、前年度と同額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を、県内各国保保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして2.8%の増額計上となっております。

217ページをお開きください。

第8款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制、制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上しておりますが、昨年度策定のデータヘルス計画書に基づき、レセプトデータや健診データを活用し各保健事業を実施していくもので、前年度と比較しまして1.6%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第30号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第30号、平成29年度公共下水道事業特別会計について、御説明申し上げます。

予算書の227ページをお開きください。

平成29年度の予算総額は18億5,100万円となり、前年度と比較いたしますと、主に吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減により18.7%の減額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

233ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、平成28年度の使用状況の推移により前年度比1.5%減の6億6,397万円となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、主に吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減により、前年度比38.1%減の2億6,913万1,000円となっております。

第4款第1項の県負担金につきましても、吉原土地区画整理事業の減により、前年度比34.6%減の1億7,604万3,000円となっております。

次に234ページをお開きください。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、吉原区画整理事業に伴う下水道工事委託料の減等により、前年度比6.8%減の6億350万9,000円となっております。

第8款第2項の雑入につきましては、主に農業集落排水事業法適化事業業務分担金となり、前年度比95.7%減の86万8,000円となっております。

第9款第1項の調査につきましては、起債対象となる下水道工事の事業量減により、前年度比42.0%減の1億2,400万円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

235ページをお開きください。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、及び使用料徴収業務費並びに受益者負担金賦課徴収事務費等であります。公共下水道事業等法適用化業務委託料の減等により、前年度比30.7%減の8,677万8,000円となっております。

次に237ページをお開きください。

第2目の維持管理費ですが、これは管渠の正常な機能を維持するための保守点検委託料及び汚水処理に要する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金等であります。汚水処理量の減により霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金が減となり、前年度比1.3%の減の4億1,411万6,000円となっております。

次に、238ページをお開きください。

第2項の下水道事業費ですが、主なものといたしましては、人件費、吉原土地区画整理事業に伴う下水道工事委託料、荒川本郷地区の下水道工事費、荒川本郷地区調整池整備の工事費、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金であります。吉原地区下水道工事委託料及び霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金の減等により、前年度比36.5%減の6億4,501万3,000円となっております。

次に、239ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債、並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金利子の償還費でございます。前年度

と比較しますと元金につきましては、1.3%増の5億5,835万8,000円、利子につきましては、10.5%減の1億4,643万5,000円となっております。

戻りまして、230ページをお開きください。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものがあります。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第31号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。それでは、引き続きまして、議案第31号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の247ページをお開きください。

平成29年度は、これまでの事業実績を踏まえ、整地等工事及び補償金を縮小したため、予算総額は500万円となり、前年度と比較しますと28.6%減の計上となっております。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。

予算書の253ページをお開きください。

第3款第2項の雑入につきましては、本郷第一土地区画整理事業の分割徴収精算金として、前年度比49.1%減の79万3,000円となっております。

次に、歳出について申し上げます。

予算書の254ページをお開きください。

第1款第1目の本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、瑕疵担保責任による委託料、工事請負費、補償、補填及び賠償金で、前年度と比較しますと7.0%減の470万円となっております。

第2款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第32号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。続きまして、議案第32号、平成29年度農業集落排水事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

予算書の255ページをお開きください。

平成29年度の予算総額は1億4,200万円となり、前年度と比較いたしますと、主に法適用化業務負担金の減、及び消費税納税額の減により18.4%の減額計上となっております。

それでは、まず歳入の主なものについて申し上げます。

261ページをお開きください。

第2款第1項の使用料につきましては、平成28年度の使用状況の推移により前年度比1.9%増の2,393万4,000円となっております。

第3款第1項の県補助金につきましては、処理場から排出される水質改善のための県補助金となっております。なお、5年間に分割して交付されておりました実穀上長地区農業集落排水事業推進交付金については昨年度までで終了となり、前年度比86.8%減の88万1,000円となっております。

第4款第1項の他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となり、法適用化業務負担金の減等により、前年度比17.3%減の8,781万8,000円となっております。

262ページをお開きください。

第2項の基金繰入金につきましては、実穀上長地区の事業債償還金の元金に充てるための減債基金から繰り入れるもので、元金償還額の増により前年度比1.9%増の2,213万1,000円となっております。

第7款第1項の地方債につきましては、地方公営企業法適用に係る公営企業会計適用債の減により前年度比87.1%減の200万円となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

263ページをお開きください。

第1款第1項の施設管理費の主なものは、人件費を含めた一般管理費及び小池地区、君島・大形地区、福田地区、実穀上長地区の施設管理に要する経費であります。法適用化業務負担金の減及び消費税納税額の減等により、前年度と比較しますと28.7%減の6,640万8,000円となっております。

次に、267ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、農業集落排水事業の管渠整備及び処理場建設等に要した事業費に対する長期借入金の償還費であります。前年度と比較しますと、元金につきましては、5.0%増の5,342万2,000円。利子につきましては、7.7%減の2,177万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時01分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第33号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第33号、平成29年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の275ページをお開き願います。

平成29年度介護保険特別会計の予算総額は31億5,100万円で、前年度と比較しまして4.9%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増による介護保険給付費の増額によるもの、及び介護保険法の改正による介護予防日常生活支援総合事業の実施などを含めた地域支援事業の増額によるものであります。歳出の約95%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金、及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

283ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほか50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較しまして5.7%の増額計上。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の増に伴い、前年度と比較して5.1%の増額計上。

284ページの、第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業費に係る28%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較して4.6%の増額計上。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業費の12.5%、並びに地域支援事業の包括的支援事業、任意事業費の19.5%が県の法定負担分であり、前年度と比較しまして3.8%の増額計上。

285ページの、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金、及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金が合計で6.1%の増額計上。

第2項基金繰入金は、第1目介護給付費準備基金から繰り入れはありませので、増減はご

ざいません。

286ページ、第9款諸収入第3項雑入では、平成28年度の第三者納付金の納付実績を考慮し52.2%の減額計上をしております。

次に、歳出について御説明いたします。

287ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務費に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.6%の増額計上。

288ページの、第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして0.6%の増額計上。

289ページの、第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、0.1%の増額計上。

290ページ、第4項趣旨普及費では、新たに介護予防日常生活支援総合事業の周知として24.0%の増額計上。

第5項計画策定委員会費では、3年ごとの老人福祉計画、介護保険計画の策定年度に当たることから、介護保険運営協議会での委員会開催回数の増、策定業務の委託などにより775.5%の増額計上。

次に、第2款保険給付費ですが、291ページから292ページの、第1項介護サービス等諸費では、冒頭に申し上げましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることから全体的には増加傾向にあり、主なサービスでは居宅介護サービス費が5.3%の増額、地域密着型介護サービス費は20.0%の減、施設介護サービス費は平成27年度決算が想定ほど伸びなかったこともあり3.2%の減額、居宅介護福祉用具購入費が65.0%の増、ケアプラン作成件数の増に伴い居宅介護サービス計画給付費が13.2%の増額となり、全体で3.9%の増額計上となっております。

292ページから293ページの、第2項介護予防サービス等諸費では、要支援認定者数が微増傾向にありますが、介護予防サービスでは訪問介護及び通所介護が地域支援事業による介護予防日常生活支援総合事業へ段階的に移行することから26.7%の減、介護予防ケアプランの利用増加により介護予防サービス計画費の3.7%の増、全体で20.8%の減額計上。

294ページの、第4項高額介護サービス等費では、高額介護サービス費が介護サービス等諸費の伸びに伴い29.7%の増額計上となりましたが、第5項高額医療合算介護サービス費においては5.9%の減額計上。

295ページの、第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、1.0%の減額計上となっております。

296ページからの、第4款地域支援事業費につきましては、平成29年度より介護予防日常生活支援総合事業の開始により予算区分を介護保険特別会計の款項目節区分についての一部改正について、平成27年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画事務連絡により見直しを図りました。

第1項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防日常生活支援総合事業における訪問、通所、高額介護サービス及び利用者が効果的に事業を利用するための介護予防ケアマネジメント事業費で3,172万3,000円の皆増。

297ページ、第2項一般介護予防事業費は、介護予防事業の普及活動や住民主体の介護予防活動の育成などを行うもので、145万4,000円の皆増。

297ページから299ページの、第3項包括的支援事業、任意事業費は、阿見町社会福祉協議会に委託している地域包括支援センターの運営経費、及び多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制、及び認知症高齢者への支援体制を構築するものです。任意事業として、介護保険の安定化と被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等へ支援を行うもので、6,374万5,000円の計上。

第4項その他諸費は、介護予防日常生活支援総合事業による負担金請求に係る国保連合会の審査支払手数料となり20万円の皆増になり、地域支援事業全体では55%の増額計上になります。

全体では4.9%の増額計上になります。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第34号についての説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第34号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書309ページをお開きください。

平成29年度の予算総額は8億3,800万円で、前年度と比較しまして6.9%の増となっております。これは、歳入歳出とも、前年度の実績内容などからそれぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。

315ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして8.2%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等事務費等保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして6.3%の増額計上となっております。

それでは、次に歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

317ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして1.7%の増額計上となっております。

318ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分など、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして7.1%の増額計上となっております。

第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして7.4%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第35号についての説明を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。それでは、議案第35号、平成29年度阿見町水道事業会計予算について御説明をいたします。

まず、325ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量につきましては、給水戸数を1万6,705戸、年間総給水量を392万5,981立方メートルと見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、328ページをお開きください。

収入は、前年度比0.8%増の12億2,240万円となり、その主な収入は、給水収益いわゆる水道料金の10億888万1,000円を見込んでおります。

支出につきましては、前年度比0.4%減の11億2,046万6,000円で、主な支出は県企業局に支払う受水費3億9,862万8,000円、減価償却費2億8,820万7,000円、支払い利息2,139万4,000円であります。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出について説明をいたします。

329ページをお開きください。

資本的収入ですけれども、前年度比6.3%増の3億1,241万2,000円となり、加入分担金2,235万6,000円、工事負担金9,005万6,000円、企業債2億円を計上しております。

増額の主な理由は、工事負担金は減となっておりますけれども、福田浄水場整備工事等に伴う企業債借入額が増えたことにより増額となったものです。

工事負担金は県施工の阿見吉原土地区画整理事業地内の配水管布設工事を町が受諾工事する

ためのものとなります。

次に、資本的支出です。前年度比39.3%増の7億9,300万6,000円となり、主な支出として、建設改良費7億5,404万7,000円、企業債償還金3,895万9,000円を計上しております。

増減の主な理由は、福田浄水場整備工事費の増によるものです。

建設改良費の内訳としましては、346ページをお開きください。

支出の節、中ほどの25工事請負費の説明欄をごらん願います。

配水管新設工事に2億6,583万9,000円、老朽管布設替工事5,300万円、吉原区画整理地区内工事に7,032万1,000円、福田浄水場整備工事に2億1,441万円、排水施設更新工事に2,214万円という内容であります。また、60公有財産購入費につきまして、福田工業団地2行政関連施設の取得費で3,404万円を計上しております。

最後に、326ページにお戻りください。

ただいま4条の資本的収入及び支出について御説明いたしました。資本的収入が資本的支出に対して4億8,059万4,000円不足いたします。その不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,548万9,000円、建設改良積立金5,400万円、過年度分損益勘定留保資金3億8,110万5,000円で補填するものといたします。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお本案8件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第35号については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

それでは、よろしく申し上げます。

午後 1時18分休憩

午後 1時27分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（紙井和美君） 予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長、よろしく申し上げます。

○議会事務局長（吉田衛君） それでは御報告いたします。

予算特別委員会委員長は吉田憲市議員、同じく副委員長は樋口達哉議員です。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、以上で予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

予算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第36号 土地の取得について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第36号、土地の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第36号の土地の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、道の駅の整備に伴い事業用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第37号 町道路線の廃止について

議案第38号 町道路線の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議案第37号、町道路線の廃止について、議案第38号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第37号の町道路線の廃止について、及び第38号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第37号は、主に吉原土地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う路線の廃止であります。

議案第38号は、主に吉原土地区画整理事業区域内の事業進捗に伴う道路認定、うずら野一丁目地内における民間開発行為の道路新設、及び上本郷地内における私道の寄付採納による道路の供用開始に伴う認定であります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案2件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号から議案第38号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、請願第1号、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月28日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。大変に御苦労さまでした。

午後 1時32分散会

第 2 号

[3 月 8 日]

平成29年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月8日（第2日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	菊池彰君
町民課長	飯山裕見子君
交通防災課長	白石幸也君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	石神和喜君
社会福祉課長	煙川栄君
子ども家庭課長兼 児童館長	青山広美君
国保年金課長	柴山義一君
健康づくり課長	篠山勝弘君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	朝日良一君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成29年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成29年3月8日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成29年第1回定例会

一般質問1日目（平成29年3月8日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 久保谷 充	1. 子育て環境の充実について 2. マイナンバーカードの利活用計画について 3. 公有地の管理及び利活用について	町長・教育長 町 長 町長・教育長
2. 海野 隆	1. 水道事務所に設置した追尾式太陽光発電システムの経緯について、内部検証を実施する意思はあるか 2. 財政の現況と今後の推移について 3. 行政改革の目標達成度と課題について 4. オリジナルナンバープレート、オリジナル婚姻届について	町 長 町 長 町 長 町 長
3. 永井 義一	1. 阿見町の子育て支援施策について 2. 国民健康保険税の引下げについて	町長・教育長 町 長
4. 難波千香子	1. いのちの授業・がん教育の実施について 2. 5歳児健診の導入や発達障がい児支援体制の推進を図るための就学前教育について 3. 不法投棄・資源ごみ持ち去り対策について 4. 高齢者及び障がい者等への災害時の対策について	教 育 長 教育長・町長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を4分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問をしてください。

初めに、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、おはようございます。通告により質問をいたします。

去る2月26日に、都心から半径40キロから60キロ圏をぐるりと結ぶ圏央道の県内境古河インターチェンジからつくば中央インターチェンジ28.5キロが開通し、千葉県の成田空港から茨城県、埼玉県を横断して神奈川県湘南まで1都4県が東京都心を経由せずに高速道路でつながりました。空港から観光地などへ移動しやすくなるほか、都心の渋滞緩和も期待されると報道されております。

私も早速走ってみました。牛久阿見インターチェンジから境古河インターチェンジまで約30分で行きました。今までは古河まで2時間内外かかっておりましたが、大変利便性がよくなったと思います。1車線ということで渋滞も予測されますので、関係市町村長とともに2車線化の要望をしていただきたいと思います。

古河インターチェンジをおりて、道の駅ごかに寄り、お店の方に話を聞いたところ、高速道路からも直接道の駅におられるということになったので、お客様の数が増えたということがありました。

今後、町内2つのインターチェンジを有する阿見町と圏央道沿線との人的交流や経済的な結びつきが高まると思われます。一方、それぞれの沿線自治体は、企業立地や観光面、住宅団地でも、それぞれが工夫を凝らさなければならぬ競争的な立場にもあると思います。

今回の質問は、阿見町という自治体の魅力を高めるためにも必要な政策だと思います。第6次総合計画で目標とした人口5万人を達成し、阿見町が飛躍し続けるためには、若い世代を町に呼び込み、選ばれる町とならなければなりません。そのためにも、特に子育て環境の充実や生活の利便性を高めることを、目に見える形でアピールが必要だと思います。

第1の質問。子育て環境の充実について。

1つ、電子母子手帳の取り組みについて。

2つ、待機児童の状況と今後の対策について。

3つ、保育士の状況と処遇改善について。

4つ目、保育所の兄弟同時入所の優遇について。

5つ目、ランドセルの無償配布について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは早速、子育て環境の充実についての質問にお答えをいたします。5点目の、ランドセルの無償配布については、教育長より答弁をしていただきます。

まず1点目の、電子母子手帳の取り組みについてであります。

母子健康手帳の交付につきましては、母子保健法に基づき、居住している市町村の窓口へ妊娠の届け出をすることで母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、妊娠の経過や子供の健康や発育の状態、予防接種の記録など、母親と子供の健康を維持するために大変重要なものであります。

町では、母子健康手帳とは別に、予防接種管理、育児記録について、無料で利用できる類似アプリケーションの紹介を行っており、お知らせ機能については、既にあみメールで同様の情報発信を行っているところであります。

電子母子健康手帳とは、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が所有する母子健康手帳を電子化して、情報を管理できるというものですが、これらはいくまで母子健康手帳を補完するサービスとなります。現在、電子化につきましては複数の企業・団体が進めておりますが、記録内容やデータ形式の統一がされていない状況です。このことから、平成26年1月24日、公益社団法人日本

産婦人科医会などが中心となり、電子母子健康手帳標準化委員会が設立され、標準化に向けた活動を展開しているところです。

電子母子手帳の導入は、子育て支援策の1つとして一定のメリットがあると考えておりますので、今後も、先進自治体の取り組み状況や、国、県、電子母子健康手帳標準化委員会の動向を注視し、取り組みについては検討してまいりたいと考えております。

2点目の、待機児童の状況と今後の対策についてであります。

平成27年4月に解消した待機児童は、平成28年4月には再び15名発生しました。平成28年7月の小規模保育事業所の開設で一時的に減りましたが、解消には至らず、10月時点では44名となっております。

また、平成29年4月の申し込み状況から見ますと、再度待機児童の発生が予想されます。現在、子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成30年4月に定員150名の民間保育園の開設を予定しており、待機児童の解消に向けて準備を進めておるところでございます。

3点目の、保育士の状況と処遇改善についてであります。

保育士の確保につきましては全国的に問題となっており、町でも例外ではありません。公立保育所の臨時保育士につきましても確保に苦慮している状況であり、平成28年度から時給単価の引き上げを行ったところです。

また、民間保育園でも、保育士不足により定員までの子供の受け入れができない園があるなど、苦慮している状況が見受けられます。民間保育園の処遇改善については、平成25年度から平成26年度にかけて処遇改善の補助金を交付したほか、平成27年度以降は、国基準により、公定価格に処遇改善加算を上乗せした形で助成しております。

今後、国・県においても処遇改善の拡充が予定されておりますので、町でも、その動向を踏まえ、取り組んでまいります。

4点目の、保育所への兄弟同時入所の優遇についてであります。

保育所の入所申し込みは、保育の必要性について家庭の状況に応じ、公平に点数づけをして、保育所入所利用調整会議に諮っております。御質問の兄弟同時入所については、兄弟姉妹で別の保育施設を利用することによる保護者の負担増があることから、保育を必要とする事由やその状況に応じた指数に加点するなどの優遇措置を行っております。また、指数が同一となった場合は、兄弟姉妹の在園者を第1優先順位としているところでございます。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 5点目の、ランドセルの無償配布についてお答えします。

義務教育におきまして、教科書などが無償と定められておりますが、その他のものについて

は、基本的に御家庭で負担していただくこととなります。経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対しては、児童生徒の学校給食費や学用品費などの学校にかかる費用の一部を援助する就学援助制度を設けております。

子供の貧困に関しては認識しておりますが、ランドセルの無償配布につきましては、厳しい財政状況から現状では難しいと考えます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、電子母子手帳について、ちょっと再質問をさせていただきます。

龍ヶ崎、また稲敷では、予防接種の管理、いつ受けられるか忘れちゃうなどがあったことから、電子版の導入をしましたが、予防接種の管理、いつ受けられるか忘れちゃうなどに対する町の状況について御説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。基本的に、予防接種なんですけども、現在は全部個別の接種となっております、それぞれの対象のお子様がかかりつけのお医者さんで予防接種をしていただくようになってございます。それで、かかりつけのお医者さんのほうで、そのお子さんのスケジュール等については管理をして、適時案内等を行っているのかなと思うんですけども、基本的には、そのかかりつけ医院さんのお医者さんが、そのお子さんたちの予防接種については、次の時期とか、いろいろそれは管理しているというような状況になっていると思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そのようなね、周知の仕方っていうのは、どういう形で周知してるんですか。お願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 予防接種についてなんですけども、基本的に予防接種の一覧は、毎年、各戸に配布をさせていただいてございます。それから、予防接種とかについてなんですけども、基本的にお子さんが生まれたときに、赤ちゃん訪問等も実施しております。それから、4カ月等の健診のときに、予防接種とかについても御案内を説明はさせていただいております。それからまた、赤ちゃん訪問とか妊娠のときの母子手帳の配布のときに、無料で予防接種が管理できる無料の予防接種スケジューラーというもののアプリなんかもですね、御案内をさせていただいておりますので、そういったところを通じて周知をさせていただいているということでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 忘れるとか、そういうことは、今までそれに対する、何ていうか、こうしてもらいたいとか、そういう要望みたいなのは、今までなかったんですかね。

○議長（紙井和美君） 健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。予防接種につきましては、母子手帳の交付と同時にですね、予診票という、定期の予防接種の予診票を交付しております。

ただいまの、忘れてしまったというふうなことだと思うんですが、忘れた場合ですね、一定の期間が予防接種をするのには期間が設けてあります。その期間から少し外れてしまうとか忘れてしまうというふうなことだと思うんですが、そういう問い合わせも実際、健康づくり課にございます。そのときは、本人の保護者の方とですね、聞き取りをしまして、お子さんの体調が悪かったりとか、いろんな状況が考えられます。そういう場合は期間が少しずれてしまうということですが、ちゃんと接種の期間等、範囲内であれば、ちゃんとその予防接種受けてくださいというふうなことでお話をしております。

で、先ほども部長もお話ししましたとおり、無料のアプリケーションの案内も、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、あと4カ月健診等で周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 先ほどね、答弁で、今も話しておりましたがね、母子手帳とは別にね、予防接種の管理とか、いろいろ無料で利用できるアプリケーションがあるという話がございますがね、あと、あみメールも同様の情報を発信をしてるということなんですけど、電子母子手帳の違いとは、どういう、これと違っているのは、どういう違いがあるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。予防接種のスケジューラーというのは、生年月日とか登録することによって、大体いつごろの時期にこういう予防接種が受けるというふうなお知らせが届いたりするようなことで、予防接種の接種忘れを防ぐとか、そういったことに役立っていると思います。

電子母子手帳ですけども、母子手帳自体は、基本的には妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報、1つの手帳で管理できるということになります。それを補完するものとして電子母子手帳、大体同じような機能があるんですけども、御質問は電子母子手帳の取り組みということでの御質問なんですけども、電子母子手帳のメリットとしては、やはり紛失によ

るデータ、そういう大切なデータの紛失、これが防げるということが一番のメリットというふうに言われているところでございます。電子母子手帳があれば、記録をなくすということがないということ。あるいは緊急なときも、スマートフォンなんかにはですね、データが残ってますので、それを使えるというようなところもあると思います。

あとは、成長の記録ですとか、そういったものがね、今はスマートフォンなんか、ほとんどの方お持ちなので、そういうのがグラフで記録ができたりとか、あるいはお子さんのですね、写真も一緒に掲載して、家族とその成長を共有できるとか、そういったメリットがあるかと思っています。

そういったところで、予防接種スケジューラーは、その予防接種に関したことだけなんですけれども、それと、あみメールにつきましては、さまざまな情報提供さしていただいているんですけれども、母子手帳にあるような、そういった細かな成長の記録のデータとかいうのではなくて、どちらかという、行政のですね、イベントの情報とか、そういったものが中心でメールを流しておりますので、基本的に電子母子手帳の内容とは若干異なるというところがございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではね、なんかね、今までは、こういうことで阿見町はお知らせをしてたということなんですけどね、やはり、電子母子手帳導入に当たって、導入経費というか、どういうやつが必要になってくるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 近隣で導入してる自治体の情報をお聞きしますと、大体年間で、いろいろ電子母子手帳もいろんなアプリが出てるんですけども、ちょっと近隣自治体さんの状況ですと、年間65万円程度の経費がかかっているというふうにお聞きしております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今現在、阿見町で、その電子母子手帳についての要望とか、そういうやつちゅうのは、今の現在、そういう話はあるんですか。

○議長（紙井和美君） 健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） お答えさせていただきます。健康づくり課の窓口のほうには、そういう問い合わせはございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今、聞いたところね、65万ということなんでね、導入に当たっては65万ということなんで、今スマートフォンとかね、そういうやつがもう皆さん、大体皆使って

るといふふうに思いますのでね、使いやすいように、また今言われるように、情報というか、そういうやつが紛失しても残るような形を、やっぱり早急に、私は導入するべきだといふふうに思いますので、その辺のところをひとつ今後ともよろしくお願いします。

それではですね、待機児童の件なんですけど、大体今44名が待機児童がいるってということなんですけど、4月以降の予測については、どのような予測をしてるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。27年4月1日には、いらっしゃらなくて、去年の4月1日で15名。今年いろいろ調整とかしているんですけども、大体29年4月1日で40名前後の方が待機になれるのかなといふふうに予測しております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 民間保育園が30年には開設予定っちゃうことで、今度、今待機児童が44名ですか、大体解消はされるといふふうに思いますがね、そうすると、民間とオーバーするわけですよね。その場合に、民間と公立保育所のバランスっていうか、その件は、どのようにちょっと考えているのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。御質問の御趣旨としましては、民間が150になると、全体の枠が多くて、入所者よりも供給のほうを上回ってしまうのではないかなということによろしいですかね。

実際にどれくらいの方が、また申し込まれるかというのは、需要に供給が、逆ですね、逆に引っ張られる可能性もあるので、ちょっとはっきり分からないんですけども、仮にそうなった場合に、やはり今、町のほうでもですね、入所枠が少ないということで、例えばうずら出張所さんのほうに二区保育所の出張所のほうを設けて、そちらで何名か保育のほうやってるんですけども、そちらのほうを解消して、本来の保育所だけにするとか、あるいは、町の場合、ちょっと障害をお持ちのお子さんについては、1人について1人の保育士さんが大体必要になってきます。保育士さんについては、年齢によって、例えば0歳児ですとか、1人の保育士さんで3人を見るとか、あるいは4歳、5歳になりますと、1人の保育士さんで30人まで見られるとか、年齢によって若干異なってくるんですけども、これからやはり、そういう障害をお持ちのお子さんについては、やはり公立のほうでしっかりと保育のほうを支援していきたいという考えもございまして、そういったところで本来の入所の定員を公立のほうで、そういったお子さんをなるべくね、支援をしていくということで、公立のほうの定員のほうでは、調整をしていきたいなといふふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、保育士の処遇改善の件なんですけど、近隣のつくばとか龍ヶ崎などの保育士の支援内容について、ちょっとその辺のところを御説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。つくば市さんで、民間保育士についてはですね、29年度の新年度予算で、民間保育士1人当たり月3万円の処遇改善を計上するというふうに、報道でされてございます。それからまた、つくば市さんにおいては、家賃の補助ということでですね、月2万円の家賃補助を実施しているというふうなところで聞いてございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、処遇改善で、平成28年度から時給単価を上げるなどして対応してるということですが、近隣のところとの時給の単価っていうのは、どのような状態になっているのかについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。臨時の保育士さんの時給の単価でございますけども、現在ですね、町のほうでは時給で980円、それからクラス担任になりますと1,030円の単価となっております。それで、近隣の自治体の状況ですけども、大体950円から、時給でいくと1,080円程度ということになっておりますので、大体1,000円前後の自治体が多い。平均して1,000円ぐらいなのかなというふうに認識しております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 保育士のね、確保っていう事柄もね、よそでは今3万円の補助したり、住宅手当の部分で補助したりっていうことが、今説明がありましたけども、町のほうで、もうちょっと時給単価をね、上げるようなことを少し考えてみてはどうかなというふうに思うんですが、その辺のところは、どのように考えているのかについて御説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。やはり保育士の不足の要因としましては、やはり処遇、給与が低いというところも、一番大きな要素になっているというふうには理解してございます。常勤の職員ですと、国のほうでも平成29年度は、保育士の給与を平均3.3%改善、月1万円程度改善していきますというような流れになってございますので、この臨時の保育士さんについても、そういった状況も加味しながらですね、近隣の自治体等の状況

も調査しながらですね、なるべく保育にですね、魅力を持って携わっていただけるように、ちょっと検討をしていきたいと考えてございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） わかりました。あとですね、保育所への兄弟同時入所の優遇についてなんですけど、これ今、兄弟別々の保育施設を利用している児童は何組いるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 29年3月現在で、別々の保育所に入所、それから入所して変更を申請されている方がですね、8名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 8名まだいるってということなのでね、いろいろな運動会とかいろいろな行事でもね、やっぱりなかなか保護者からすると、負担がね、増えてくるというふうに思うんでね、先ほど、点数で優遇してますよってことなんですけど、その辺のところ、ないような形でね、今後は解消してもらいたいなというふうに思いますので、その辺のところを、もうちょっとね、どうにかなんないかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。基本的なところでは、やはり入所の枠が不足しているというところが、一番大きなところでございます。議員おっしゃられるように、兄弟別々なことということになりますと、保護者の方にとっては、別なとこに送ってって、また今度は違うところに送って。それからお勤めに行くということで、かなりの負担になります。また行事もね、かぶってしまうと。お昼もお弁当もどうするのかとか、いろいろ支障が手くるということで、答弁でも差し上げましたけども、保護者の皆さんの負担増になるということで、点数づけの際に加点をさせていただいております、同じ点数になったときには、兄弟姉妹の在園者を第1優先とさせていただいているところがございますが、基本的には、受け皿が現在、需要に供給が対応できていないというところが根本的な問題でございますので、来年度になれば、新しい民間保育所で150開設されますので、その時点では解消できるかなというふうに考えてございます。現時点では、そういうところで、点数づけで優遇措置をとっているところがございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、あと、ランドセルの無料配布の件なんですけど、答

弁でね、子供の貧困に関しては認識しているということなんですがね、ランドセルの無償配布については、財政状況から厳しいということなんですが、無償配布については、ちょっと試算したことあるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。近隣ではですね、土浦市とか石岡市がランドセルの無償配布をしてございまして、土浦市の単価が8,748円、石岡市が1万5,660円をですね、町の児童の人数に単価に掛けますとですね、大体土浦市単価で約350万円の増。これは土浦市単価ですね。石岡単価の1万5,660円を阿見町の児童に掛けますと、約620万円という金額になります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 土浦では350万ね、石岡では620万の、向こうの単価に合わせるとね、そのくらの予算ということなんですが、その辺であればね、町長、何とかできるような方向でね、来年度といわずにね、検討してもらいたいなというふうに思うんですが、あと、今度の3月のあれでは、大洗でもね、無償配布じゃなくて、購入の補助金をするっていうことなんですが、その辺のところ含め、町長ひとつお願いします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 大洗では、110万ぐらいの補助なんていう話を書いてあったようですが、何でも何でも無償にするっていうことが一番いいのかっていう話になってしまうんですね。実際にどれだけ確保してるかっていうことも考えないといけないんじゃないかなと。何でも子育て支援ならやっていいんだっていう話ではないと思うんです。

そういう中で、やっぱり今の状況の中で、やはり無償配布っていう、そういう状況ではなくてね、じゃあ、今まで使ってた人たちのランドセルをどう有効利用するかとか、そういうことを考えて、そういう非常に厳しい子供たちに、そういうものでも使えるんじゃないかとか、そういうものを、やっぱり考えていくっていうことも大事なかなと。やっぱり何でも物を与えるんじゃないで、そういうものを、やっぱりきちんと、やはり継承してって、そういうものを使っただけで、そういうこともやっぱり大事なんじゃないかなと、私は思っております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 町長はそういうことだというふうに思いますが、茨城県でも10ですか、市町がやっている中で、去年も利根町が60周年ちゅうことで、無償配布したのが継続してやる予定っていうことなんでね、やっぱり阿見町でも今後、そういうこともやっぱり検討しながらやっていただきたいというふうに思いますので、要望して、1問目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それでは、次の質問に移ります。

2月、3月は税金の申告時期になりました。毎年多くの町民の皆様方が、税金の申告の手続のために阿見町を訪れております。高齢者の皆様方も、多くきちんと税金を払うという国民の義務をしっかりと果たしている姿を見ると、私は議員として、税金をいかに有効に使うか、無駄にはしていないということを、胸に刻んでおります。

最近では、所得税を電子申告納税システムe-Taxという、インターネットを利用した税金の申告をされている方々も多いと聞きます。それを利用するためにはマイナンバーカードが必要ということですが、経験した友人からは、実に簡単で、待ち時間もなく、税務署や役場に出向くこともないと、大変評価をしております。

マイナンバーカードは、個人情報保護の立場から懸念はあるものの、さまざまな利活用が可能で、既に茨城県では、25の市町が、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスを実施しております。コンビニ交付のメリットとしては、1、市町村窓口の閉庁時でもある早朝6時30分から深夜11時まで土日祝日でも証明書を取得することができます。居住市町村に関わらず、最寄りのコンビニエンスストアで証明書を取得することができます。

友人が暮れに買い物をしていて財布をなくしたということで、免許センターにね、行ったんですがね、1月の4日の日に。そしたら、再交付に行ったんですが、本人確認が必要ということで、住民票が必要ということで、阿見町にもう一度ね、住民票をとりに戻り、再度免許センターに行きましたが、それで再交付してもらいましたがね、免許センターそばにはコンビニがあつてね、そこで交付、もらえればね、本当によかったかなというふうに、そのとき実感しましたがね、市区町村によってはね、窓口より交付手数料が安くなることもありね、マイナンバーカード対応については、昨年6月議会一般質問をしております。それで、第2の質問、マイナンバーカードの利活用計画について伺います。

- 1つ目、現在のマイナンバーカードの発行状況について。
- 2、コンビニ交付導入の考えについて。
- 3、県内市町村のコンビニ交付状況について。
- 4、コンビニ交付初期導入経費と導入後のランニングコストについて。
- 5、各証明書の窓口手数料とコンビニ交付手数料について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、マイナンバーカードの利活用計画についての御質問にお

答えいたします。

1点目の、現在のマイナンバーカード発行状況についてであります。

2月末日現在の交付枚数は4,290枚です。町民への交付率は9%となっております。

2点目の、コンビニ交付導入の考えについてであります。

マイナンバーカードの有効な利活用ですので、住民サービスの一環として、できるだけ早く導入したいと考えております。

3点目の、県内市町村のコンビニ交付状況についてであります。

先ほども議員が言われたとおり、3月開始の市町村を含め25市町村で実施しております。

4点目の、コンビニ交付初期導入経費と導入後のランニングコストについてであります。

初期導入経費としては、システム構築経費、約390万円。ランニングコストとしては、システム管理料、約230万円、地方公共団体情報システム機構への運営負担金70万円です。

また、コンビニ交付での証明書1通につきまして、委託手数料が115円発生いたします。

これらの経費は国の特別交付税措置の対象となっており、平成31年度までに当該制度を開始した市町村に対し、初年度を含め3年間、その2分の1が特別交付税の算定時に算入されることとなっております。

5点目の、各証明書の窓口手数料金とコンビニ交付手数料金についてであります。

窓口では300円ですので、それより低い額を設定することを考えております。

なお、現在の町の財政状況、差し迫った問題等を整理した上で、費用対効果を勘案し、実施時期を検討したいと考えております。

どうにしろ、31年度までに交付税措置がなされるっていうことですから、それまでにきちんとした、やっぱり町は対応していくということが求められていると思いますんで、なるべく早期にやっていきたい、そう思ってます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今、できるだけ早くっていうことなんですがね、6月のときにはね、なるべく早い時期に実施できるよう努めてまいりますという答弁だったんですがね、その辺のところからすればね、私は今度の予算の中に、そのやつ自体はね、措置をされてんのかなというふうに思ったんですが、この予算の中に入ってなかった理由について、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。当初予算の編成に向けては、3カ年の実施計画等々の調整から始まって、段階を経て当初予算案の編成ということになるんですけども、その三か年実施計画の中では協議をしてきた経緯がございます。その中で、昨日の当初予算の説明等々でも話としては出てきましたけれども、選択と集中っていうことで、優先度

を決めて予算編成に取り組むと。それで、限られた財源の中で、3大プロジェクトのことですとか、あるいは時代の要請で、どうしても先に取り組まなければならないというような事業等もありまして、そういった中で費用対効果等のことも含めて検討した結果、今回の当初予算には計上されていないという状況でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今も費用対効果の話がありまして、そして初期導入とかのね、システムその他で、幾らですかこれ、390万の230万と運営負担金70万ということなんですけど、半分はね、国の補助っていうことですよ。そういう中で、そうすると費用対効果つっても、半分補助っていうことになるのね、それほどの負担では、私はないというふうに思いますがね。

その費用対効果から考えれば、コンビニでね、交付できるようになれば、今ね、庁舎のね、駐車場もね、混雑してるような状況の中でね、やっぱりふだんあと何かがあれば、ちょっと駐車場が混雑しているというふうなことも、多々あるわけですよ。そういう中で、やっぱりコンビニで交付できるようになれば、やはり役場の窓口に来るね、お客様が、やはり大概窓口でっていうのは、やっぱり住民票とかね、印鑑証明書とか、やっぱり登録証明書をとりきける方が、たくさん私はいるといふふうに思います。

そういう中で、例えば、当然ね、少なくなれば、窓口の対応の人も別なところに回って仕事もできるようになるだろうし、またあと、うずらの出張所だって、今3名かな。そうすると2名でいいとか。そういうふうなやっぱり人件費そのものも、別なところで仕事ができるようになれば、やっぱり費用対効果に、やっぱり計算できないようなことも、私は出てくるというふうに思いますのでね、本当にその辺やっぱりね、町長、何とかね、早目に、ひとつね、31年って言ってないで、早くしてもらいたいというふうに思いますが、その辺のところ、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まだ、マイナンバーカードが4,290枚って、9%っていうね。もう少しやはり町も率先してマイナンバーカードを普及していくってことだと思います。どうにしろ、31年度までにはやるってことでもありますから、なるべく早目にやっていきたいというのが、町の考え方なので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あと、本当にこれ、町長がね、多分365日開庁ということをや、やっぱり考えてたんじゃないかなと、私は思うんですよ。そういう中でやはり、土曜日、祭日はね、開庁してないわけですから、そういうね、証明書等がね、とれるようになれば、町長が思ってたようなことが、やっぱり考えに、やっぱり一歩でも近づくんじゃないかなというふうに

思いますので、31年と。しつこいようですが、なるべく早く、町長、お願いしたいというふう
に思うんですが、よろしくをお願いします。

あと、今ね、各証明書等、窓口では300円ですよ。そのほかに、さっきの答弁の中では、
コンビニの委託手数料が115円ということなんですが、もし導入になった場合には、町は全体
的な金額は、どのくらいのことを想定して考えているのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） コンビニでの交付手数料のことでよろしいですかね。

○11番（久保谷充君） 町の全体的。

○町民生活部長（篠原尚彦君） 全体の予算。じゃ、ちょっとお答えずれちゃうかもわからな
いですけど、ちょっと答弁書の中で、窓口だと諸証明手数料300円のところを、それよりは安
い金額の設定を考えているという町長答弁なんですけども、これ、県内で25、既にコンビニ交
付を始めているというところの状況で申し上げますと、窓口とコンビニと同じだということ
も半分くらいあるんですね。25のうち14市町村は、窓口よりもコンビニのほうが安いという
で、金額には若干ばらつきはあるんですけども、窓口300円に対して、コンビニだと200円っ
ていうようなケースが多い状況です。今後、その辺検討をしまして、設定のほうは考えていき
たいというふうな状況です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 答弁でもね、今現在は4,290枚っちゃうことなんですがね、やはり、
いろいろな証明書等がね、とれるように、やっぱり国もね、テレビで宣伝しながら、やっぱり
推し進めているわけですからね。また来年からは、納税のときにこのマイナンバーカードが必
須だっということなんでね、その辺のところを含めたり、また今の、幾らかでもね、窓口の料金
より安く設定できるのであればね、本当に早くちょっとお願いします。

以上、要望して終わります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それでは、最後の質問に移ります。

これまで事務事業見直しで行政改革計画でも公有財産の管理の適正化と利活用ということが
大きな目標及び課題となっています。さきの全員協議会では、町内に駐車している職員のみな
らず、学校、幼稚園、保育園や公民館等の町有施設に駐車している職員についても、駐車を有
料化しようとする説明がありました。

特に役場庁舎駐車場への職員駐車は、納税申告時期等には、一部職員の駐車を制限するもの
の、駐車スペースを探して右往左往する町民の方々がいるなど、大きな問題となっております。

今回、阿見中学校用地を削る形で、多額の予算を使って、約50台分の駐車スペースを確保し、

駐車台数を大幅に増加させました。駐車可能台数は、現在の230台分から50台増えて323台となります。町民が通常必要とする駐車台数は約90台と見込んでおり、増設にはほとんど職員のためのものではなかったということです。

さらには、近隣の民間駐車場の料金と比較して適正だったのかという点、さらには、他市町村との比較で、適当だったかという点など、今回の駐車場増設については、幾つかの問題点があると考えており、町民が十分に理解し、納得できる説明が必要だと思えます。

それで、第3問目の質問で、公有地の管理及び利活用について伺います。

1点目、未利用公有地の管理及び利活用状況について。

2、役場庁舎駐車場の拡張工事について。目的、工事費用、利活用。

3点目、さわやかセンター横の文化会館建設予定地の管理と利活用について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、公有地の管理及び利活用についての質問にお答えいたします。3点目の、さわやかセンター横の文化会館建設予定地の管理と利活用については、教育長より答弁していただきます。

1点目の、未活用公有地の管理及び利活用についてであります。

町有財産として、事務事業を執行するために町が直接利用する行政財産と、それ以外の普通財産がありますが、行政財産は、用途・目的が明確な財産であり、公共施設の種別により、それぞれの所管課が管理することになっております。なお、行政財産は、公売等の処分や利活用ができません。

一方、普通財産は、行政財産以外の一切の財産をいうものであり、公売や貸し付け等が可能な財産であります。

御質問の未活用公有地は、普通財産に含まれるものであり、町では、公売や貸し付け等が適当であると認められる場合は、積極的に公売や利活用等を実施していきたいと考えております。

2点目の、役場庁舎駐車場の拡張工事についてであります。

役場庁舎の駐車場につきましては、来庁者と職員とで利用しているところでありますが、昨今の状況は、来庁者の利用の増加や役場庁舎へ勤務する職員等の増加により、駐車場が不足しておりました。その対応として、たくさんの来庁者が予想される場合には、役場庁舎へ勤務する職員に協力を求め、さわやかセンター脇駐車場を利用するなど、来庁者への駐車場の確保に努めてまいりました。

このような状況を解消し、来庁者の駐車スペースを確保するため、隣接する阿見中学校の旧校舎解体と駐輪場整備を期に残地部分の活用を協議し、役場庁舎の駐車場としてあわせて整備

することとなりました。拡張工事は、阿見中学校の駐輪場工事に一体的に実施しましたが、駐車場の工事費は918万円であります。

また、駐車場の利活用についてですが、役場庁舎及び駐車場は行政財産となりますので、原則、他の目的による利活用はできないこととなっております。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 3点目の、文化会館建設予定地の管理と利活用ですが、当該財産は文化会館を建設することを目的に、平成4年に用地を取得したことにより、行政財産と位置づけ、管理しております。予定地の状況については、北側部分が芝生、南側部分が砕石敷きとなっております。

行政財産は、目的とは別の用途に使用することが原則できないことになっておりますが、当該財産は文化会館の建設計画が具体化してないことから、当面の対応として、北側部分では、まい・あみ・まつり、さわやかフェアの町で行うイベント等に寄与するために利活用しております。また、この場所は、平成22年に茨城県ドクターヘリ事業の中で、緊急の着陸地点に登録されております。

一方、南側部分は、公共や公益的な利用が多く、県立医療大学との連携協定に基づき大学関係者の駐車や、社会教育団体やスポーツ団体の集合場所として駐車利用を認めており、常時開放している状況であります。

いずれの場合も、行政財産の目的を逸脱しない範囲で、方向性に関して引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今回、増設した駐車スペースは職員の駐車スペースなんですか、これ。その辺のどこ、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。基本的に、先ほど議員のほうから質問の中で、駐車台数についてお話がありましたけども、今回新たに増設した分としましては、駐車場として50台です。で、その入り口部分で既存の駐車スペースを4台減らしておりますので、実際増えてるのは46台ということになりますが、現在、正面玄関の前の全てのエリア、それから北玄関の2つのブロックについて88台分をお客様駐車場として指定しております。それ以外の残りについては、職員とお客様の共用スペースということで考えて使っております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） そうすると、今回増設したところは、職員とお客様と共用ってことで

すか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 考え方としては、そのような形になります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 先に職員の方が、多分とめるような形になれば、それは職員の駐車場になんのかなと、私は思うんですが、その辺のところ、どうなんですかね。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。増設前は、お客様駐車場88台のを除きますと、職員、お客様の共用部分として185台ありました。で、増設後ですね、につきましては、プラス46台となりますので、職員部分としましては231台ということになるんですが、職員とおお客様の共用部分ですね、は231台となるんですが、そういうことで、今46台分増設したということで、逆に言うと、その部分が余裕ができたということで、お客様用として88台分にあふれた場合でも、駐車場を探すという部分については、多少軽減されるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） さっき私ね、説明しちゃったんですが、今、職員は何名ぐらい車で、職員含め臨時職員で、利用してんですか、これ。今のとめてる台数。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えします。現在ですね、この本庁、役場庁舎ですね、に勤めている職員は約200人おります。で、そのほかに臨時職員、こちらが約60名おります。ですから、この中には、ただ臨時職員の場合は、常時週5日働いてる者のほかに、週何回っていう形の者もおります。で、マックス260ということですが、その中には車を利用してない者等もおりますので、一応管財のほうでですね、一応駐車場の利用者としては、今お答えしました260ということになります。ただ、常時260人がここにいるということではないので、増設した分の中で賄えていけるというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 職員が駐車できるっていうか、車で来られる人の規定っていうかさ、その規定はどのような規定になっているのかについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えします。特に職員が通勤に車を使う、使わないについての条件等はございません。通勤手当の支給に際しては距離の要件がありますけども、乗用車を利用する部分については、距離等の制限はございません。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私、今までね、例えば、じゃいくら近くても車で来るときは来てもいいよって話ですよ。なるほどね。いや、今までちょっと私の認識とちょっと違かったかなっていうふうに思っています。

先ほどね、職員の方から、今度、駐車使用料ですか、それ500円を徴収するっていうことなんですが、徴収に至るまでの経緯と、あと今までなぜ無料だったのかについての、ちょっと説明をお願いします。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えします。職員駐車場についての有料化については、使用料を取るということについては、町としても以前からの課題ということで捉えておりました。ただ、現時点、駐車場を増設する前については、駐車場を職員が利用する数ですね、が確保できてなかったということで、料金を取るということになれば、その反対として権利が生じるということで、ある程度、職員数、利用する職員数の数を確保できる段階になったら取るという考えのもとで、今回、駐車台数、駐車場を整備することができましたので、あわせてこの時期に、駐車料金を徴収しようということで、今回、徴収条例の一部改正を提案させていただいておるところでございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではね、使用料月額500円の根拠とね、近隣の民間駐車場の料金と比較してどうなのか。また、他市町村の現状についてと、またあと、使用料月500円は徴収してね、町の収入は幾らになるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えします。まず、駐車料金月額500円の設定の根拠ですが、こちらにつきましては、阿見町行政財産使用料徴収条例に基づきまして、土地の部分として、土地の評価額に100分の4を掛けて、さらに使用する面積を掛けて算出し、あと利用期間ですね、をもとに算出しております。町役場庁舎の土地評価額については1万9,898円。これにですね、100分の4を掛けまして、さらに駐車場の面積、こちらが12.5平米ですね。さらに年間職員の利用日数ですね、これを掛けまして算出したものでございます。

それと、近隣の状況でございますが、近隣の状況につきましては、それぞれの市町村が所有している土地、また民間の民地を借り上げてる場合等、異なりますが、まず公有地を使っているところ。まず近隣でございますが、稲敷市については徴収していません。つくばみらい市につきましては500円。それから龍ヶ崎市につきましては1,540円。また民地を借り上げて駐車料金を徴収しているところ。牛久市の場合は1,000円から3,250円。つくば市の場合は410円から

2,050円。土浦市は1,800円。あと、一部民地になりますが、美浦村が500円、かすみがうら市が徴収なし。それから、取手市が1,500円となっております。

いろいろと、ちょっと質問あったんですが、漏れ、大丈夫でしょうか。

以上です。

○11番（久保谷充君） 収入。

○総務部長（小口勝美君） すいません。町の収入でございますが、こちらは、町として職員が出先も含めると300人おります。それから、小中学校の先生方、こちらが約270人おります。で、単純に足し上げますと570人掛ける年間6,000円ということになりますので、340万ちょっと、約340万円の収入ということになります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 先ほど、車で来る人のね、規定はないってことなんでね、やはり近くはね、歩きとか自転車とかね、今も来てるかもわかりませんがね、その辺のところ、ちょっときちんとね、決めて、そして、やっぱりいくらかでもこの庁舎内のね、駐車場スペースをあけるようなことにしてもらいたいというふうに思います。

あとですね、これも要望なんですけど、今、役場駐車場のね、駐車スペースがね、私は狭いっていうふうに思ってますよ。それはやっぱり、今、お年寄りがあればかまいませんけどね、私なんか、車とめるときに、本当に気をつけながら乗りおりにしているような状況なんでね、やっぱり外周のね、植栽だけ残して、中の植栽はできるだけ取り払って、そういうことを考えてね、駐車幅を広くとってもらいたいっていうことは、私のほうからちょっと要望をしておきます。

この件に対しては、はい。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） すいません。今、駐車場の距離の要件のことでお話ありましたけども、今回、駐車料金を有料化する際にですね、一応、対象としては、通勤距離1キロ以上の者ということで、1キロ未満については、原則徴収しないっていうことは、イコール車では乗り入れできないということで考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、文化会館建設予定地の使用に関する規定はあるのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えのほう、したいと思います。使用の関

係につきましては、行政財産の関係でございますので、その申請手続きに基づいてやってございます。で、借用依頼があったときには、行政財産ですから、その規則に伴って許可をしているということになります。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あと、そこにですね、なんか見ると、県立医療大の学生の車がね、とまって、横断している生徒っちゅうかね、いるので、その辺のところは、阿見町と医療大との関係っていうか、それについては、どのようなことがあるのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。文化会館予定地でございますけども、県立医療大学の敷地がかなり狭いものですから、申請によってとめていただいているということでございますが、背景にはですね、阿見町と、それから県立医療大学と連携協定に関する協定書というものを、平成20年の2月の15日に締結してございまして、その中で幾つかの連携協議をする項目がございまして、生涯学習課に関することも項目に明記されているところでございまして、28年度の教育の日とか、あるいは成人式等も無料で利用させていただく等もありまして、お互いにメリットがあるということで、申請に基づいてお貸しをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 連携協定ということなんですがね、私、県でいえば、茨城大学の農学部の方のとかね、いろいろ協力してもらえれば、脇の土地とかね、いろいろ今まで譲ってもらうとか何とか、駐車場拡張とかね、できたのかなというふうに思ってますが、そういう意味において、やっぱりずっとね、このまんま、そういう連携協定だから、町の財産をそのまま使用するということについては、いいのかどうか、ちょっとその辺のところについて伺います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 県立医療大とは、本当に連携協定を結んで、いろんな面でね、協力していただいております。県立医療大には、やっぱり健康づくりとか、個々の問題とか、そういうものでね、いろんな面で協力していただいております。あのホールもね、随分使わせていただいております。そういう中で、これだけね、県との協力関係をきちんと結べば、それだけ阿見町にはメリットがあるんだと私は思ってますので、今後もやはり、県立医療大の学生また先生のために、あの場所がね、有効に使えるということになれば、あそこにものを建てるっていう状況になれば別ですよ。だけど今はそういう状況じゃないんですから、いかにそういう

人たちに有効に使ってもらってということは、決して阿見町にとって悪いことじゃない。そう思っておりますので、今後も県立医療大の皆様方には使っていただきたいなとそう思います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、この前もね、あそこの駐車場いっぱいだったんですが、民間との使用に対する規定みたいのとか、あとですね、去年のですね……。私なぜこういう話するかというと、去年、イーグルポイントのね、ゴルフのところ、トーナメントがあったんですが、そのときに、臨時駐車場として、一昨年までは使用して、臨時のバスにもね、乗車できたんですがね、去年は、ギャラリー駐車券つき前売り券専用駐車場になっててね、結構あいてたんですよ。そういう中でね、やはりあそこを営利目的ですよ、これははっきりいって、聞いたところ、インターネットかなんかで販売してた券だけを持って人が駐車できるというふうなことだったんだよね。この辺のところは、やはり、駐車券の持ってない人は、私も乗ろうとしたら、バスにも乗れなかったですよ、券がないため。駐車場は別のところの、私の友人のところにとめて、乗ろうかなと思ったら、その友人の話では、券持ってない人は乗れないぞっちゅう話したら、やっぱり聞いたら、やっぱり乗れないんですよ。やっぱりそうなってくると、はっきりね、営利目的の、私は、ために、町が貸してんのかなというような形で。だから、阿見のこの辺の人らは、あそこから誰も乗れない。前年度まではね、みんなあそこから乗れたわけですよ。で、私が、何時ごろかな、行ったときには、そこ結構場所があいてたんでね。だから、その辺は、やはり今後、今年も多分あるというふうに思うんで、その辺のところの、当事者っていうか、その辺のところの話し合いは、今後どういうふうにしていくのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。いずれにしても、これもお互いの地域振興ということが根底にあるかと思えますけども、いずれにしても、貸す側でございますので、その運営方法については、そういう苦情等があれば、運営側のほうに指導、注意をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） じゃあ、今年ね、その件に関しては、ちょっと解消されるのかなってことを期待してね、その辺のところ、よく交渉していただいてね、確かにイーグルポイントのトーナメントをやっているところにも、町も協力はしてもらっているというふうに思いますが、やはり、町のところを駐車場として有料にして使っていることですからね、実際には。だから、その辺のところは、よく相手方に話ししていただいていね、今年はみんな、

町も含め、来る人にね、いろいろないい思い出をつくってもらえる競技にさせていただきたいというふうに思いますのでね、よろしくお願いします。

以上で質問を……。

○議長（紙井和美君） ちょっと待ってください。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） すいません、先ほどの答弁の中で、駐車料金の収入の話なんですけど、職員が300人、学校関係ということで270ってお答えしたんですが、今考えてるのは正職員の数を、正職員を対象としております。そういう中で、学校関係、正職員で計算しますと、約200人ということで、トータル500名ということで、収入としては300万円ということで訂正のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） じゃあ、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、11番久保谷充君の質問を終わります。それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時35分といたします。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君、登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 海野隆でございます。それでは、引き続いて一般質問を行います。

本日3月8日は、1904年にニューヨークの女性労働者が参政権を求めて集会を開いた日を記念した国際的な婦人解放の記念日となっております。日本で参政権が女性に与えられたのは、戦後の民主化の成果、1945年でございます。それから70年以上の歳月を重ね、選挙権は18歳以上に拡大をいたしました。民主主義とは何かということについて、改めて深く考えることが極めて重要だと思います。

間もなく2011年3月11日の東日本大震災から丸6年目を迎えます。地震と津波に襲われた東北地方の復興は遅々として進まず、とりわけ原子力発電所が被災した福島県では、ピーク時、2012年5月ということですが、16万人、現在でも8万人に及ぶ住民が帰還できない状況が続いております。被災自治体では、復興のための職員が絶えず、阿見町からは派遣されておりませんが、茨城県内の各自治体からも応援の職員が派遣され、復興に尽力をしております。

ます。阿見町内にも福島県から転入した方々が居住しており、被災者に思いを寄せながら、どのような支援が可能なのか考え続けることも重要だと思います。

では、第1の質問である、水道事務所に設置した追尾式太陽光発電システムの経緯について、内部検証を実施する意思はあるかについて質問をいたします。

地方自治では、二元代表制により、行政のチェック機能は議会の仕事となっています。議会では行政を監視し、税金の無駄遣いはないか、必要などころに使われているかなどのチェックを行います。また、監査員制度により、計数的なチェックも行われます。住民監査請求制度による監査の請求、住民訴訟もあります。しかし、最も重要なことは、問題のあったと思われる事務事業について、行政自らが検証を行うこととあります。行政が組織内部から自らチェックと改革を行うことができれば、最もよい改革につながると思われます。水道事務所に設置された追尾式太陽光発電システムの経緯は、そうした内部検証を行うに最もふさわしい出来事であったと思います。

近隣自治体でも、牛久市で小坂城址の土地購入問題、つくば市で運動公園問題について、これは第三者の有識者を入れた検証委員会を組織して、問題の解明に当たっています。阿見町として、内部検証委員会を組織して、事務執行のどこにどのような問題があったのか、どのような改善が必要なのかについて解明をする必要があると思いますが、その意思があるかどうか伺います。

残余の質問は質問席で行います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 水道事務所に設置した追尾式太陽光発電システムの経緯について、内部検証を実施する意思はあるかについて、質問にお答えをいたします。

追尾式太陽光発電システムにつきましては、これまで議会での一般質問や決算特別委員会、さらには調査特別委員会において説明をしまいいりました。調査特別委員会において、全ての調査資料を提出し、参考人による意見聴取まで行われ、十分な調査が進められていると思います。また、監査請求等も棄却、却下という形になりました。

改めて検証委員会を設置する考えはありません。

ここで、私にも言わせていただきたいんですけど、議長にお願いします。いろんな観点で、海野議員は質問しております。また、こういう形で第2弾まで出していただきました。その中で、私に対する非常に問題提起をしておりますし、そういう面では、私の名誉を傷つけてるっていう、そういう状況がありますので、この一般質問の終了時、その後、私に反問権をいただ

きたい。そう思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 最初からね、チラシなどを取り出して言っておりますけど、それは私以外に全部で7名の議員が共同して、この解明に当たる必要があるということを出したわけであって、私が出したわけではありませんので、私も含めた7名が出したってことです。

じゃ、再質問を行います。

検証委員会をですね、設置する考えはないと。極めて簡単なね、答弁書で、驚きました、はっきり言うとね。今回の事務執行において、問題点があったというのはですね、先ほど申された監査請求のところにもですね、しっかり監査員がね、書いてあります。そのことを読まれたかどうかはよくわかりませんが、つまり、この事務執行については問題点があったんですよ。改善点もあったんです。改善をしなくちゃいけない点も。それで、その問題点、改善点を予防するための措置もとらなければいけないということになっているんですよ。そうすると、行政組織としては、今度の水道事務所に設置された追尾式太陽光発電システム、この事務執行に何ら問題がないというふうに思っているのか、それとも検証は済んだというふうに思っているのか、どちらですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、私のほうからお答えさせていただきます。今回の太陽光発電設備の一連の経過の中で、事務執行に全て問題がなかったのかというふうな部分については、一部問題があった部分もございます。それは、1つには、まず第1点目としましては、法的な部分では、特には問題はないんですけれども、これだけの設備を導入するというふうな中で、議会のほうに説明をしなかったというふうな部分について、やっぱり我々も反省しなければならない点があったんだろうというふうに思っております。

ただ、今の経過については、懇切丁寧に議会のほうにも説明はしてきたというふうなことはございます。

それから、もう1点の部分については、やはり地方公共団体が、その事務執行を進める上で、特に下請業者の建設業法に対するチェックの甘さがあったというふうなところは、我々も十分に、その点については反省をしているところでございまして、その部分について、現在は、工事担当する部署について、総務部のほうから、そのチェックリストを設けて、全て事務を改善するよというふうなことで改善をしているというふうなことでございます。

そういった部分については、一部事務執行に誤りがあったということは、非常に遺憾に思っているところでございます。

それから、もう1つ検証の部分についてでございますけれども、私どもについては、今、町長が答弁したとおりでございますので、内部的な検証を第三者に委ねるところまでは考えてはいないということでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 第三者を入れた検証委員会を組織しないと、こういう、今、答弁でしたよね。私が言っているのは、まず内部でどういう検証が行われたのか、進んでいるのかと、こういうことを聞いたんですよ。で、今までね、議会でも、それから特別委員会が組織されました。その委員会でもですね、反省は多々述べられていると思います、反省はね。つまり反省があるということはね、事務執行に相当問題があったと思いますよ。私たちもね、特別委員会で聞き取りをいたしましたけれども、ちょっとね、これ、誰が悪いのかもわかりませんよ。職員の研修という点で不十分なのか。それから、職員の知識を増やす、あるいは知識を蓄えるという点で不十分なのか。あるいは、横の連携が十分とれていたのか、とれていないのかというところが不十分だったのか。よくわからないんですよ、はっきり言うとね。反省は口にするんですよ。しかし、まとまった、まとまったですよ、検証、まとまった総括というものは、一度として、今までね、議会でも明らかになっていないし、それから特別委員会でも、議会のやりとりの中でも明らかになっていないんですよ。

それをやるべきではないかというふうに言っているんですけども、再度、内部でね、これ検証済んでいるということだと思いますけども、どういう検証が行われて、どういうところにね、問題点があったのか。その問題点があったとすれば、具体的にどういう改善をするのか。それから、予防措置をどういうふうに考えて、それをどういうふう to 実施してきたのか。このことについてはね、もうこの問題は半年以上、もっとなるかな。具体的には決算委員会のあたりから始まっていますので、半年以上になると思うんですよ。そういう中で、それをやっていかないと、これね、これが教訓にならないですよ。教訓にしてくれて言ってるわけ。

それは議会のほうでもやります。それは当たり前ですね。議会としては、行政をチェックして、それでね、それが正しく行われる、適正に行われるということをやっているわけですよ。だけど、行政内部からね、行政内部でも、それをしっかりやらなければならないということなんです。それについてはどうですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 失礼しました。第三者委員会というふうな考え、観点で質問を受けてたもんですから、そういった考え方はないというふうに答弁をさせていただきました。

で、今、内部の中で、そういった検証といいますか、これまでの経過等含めて、何が問題点があったのかというような部分については、記憶にはないんですけども、昨年11月ぐらい

だと思いますけれども、私のほうから上下水道課のほうに指示をしまして、今までの経過も含めて、何がどうだったのかという、検証という形になるのか、報告書という形になるのかというふうな指示はしております。それは今、確認しましたところ、3月ぐらいまでには、いっぱいぐらいまでに、ちょっとかかるだろうというふうなことでございます。

それとあわせて、総務部のほうでも、その問題点の部分についてはやっていくというふうなことでは考えているというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） 先ほど、産業建設部長の中で、竣工検査時の書類のチェックリストを作成しているというような説明がありましたが、総務部、契約主管の担当としましては、今回の一連の経過の中で、やはり事務処理上の中での課題というのは何点か持っております。その中で、例えば契約約款についての職員の認識、それから建設業法についての職員の認識、それから竣工段階における指導、監督と発注が果たす役割の認識、また竣工検査時の竣工書類のチェック方法、また建設工事の成績評価の方法等々について、事務処理上の課題があるというようなことは、認識しております。

その中で、現在とりあえず暫定的に始まったのが、先ほど産業建設部長が言ったチェックリストの作成ということで、今後については、やはり年度当初、事務担当者もかわりますので、そういう中で、契約約款、建設業法等々の内容を職員に周知するといった部分での説明会の開催とか、あとは、そういう工事施行の適正化に向けた手引き、指導書のマニュアルの作成等々については、考えていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 答弁でね、3月いっぱいまでには、報告書になるかどうかはわからないけれども、一応のね、行政内部としての今回の経緯に関する報告書かな、それを出すということでもいいですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） なるべく3月いっばに作成したいと考えてます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今回のね、事案はね、いろいろ、これわかりません。本当のところはどうなのかわからないけれども、少なくとも、行政の職員がチェックができれば、建設業法違反ということはなかったかもしれないというふうに、私は思っています。思っているんですね。そうすると、行政ってのはね、業者であれ、一般町民であれ、さまざまな書類をチェックするって役割もね、果たしますので、そういうところがね、今回ね、職員だけのせいにするつもりではないんだけど、職員のチェック機能の弱さ、あるいは、職員がチェックをすれば、

業法違反というね、これ重大な事態ですよ、これを防げたのではないかなというふうにも思っています。

ですから、これね、非常にね、今回の事案は、行政執行上、問題なんです。事務事業の執行として、非常に問題。そのことを真摯に受けとめなければ、これはね、再発していくんです。ですから、横の展開をして、しっかりと行政職員が、今度の事務事業のね、問題点を受けとめて、それで今後活かすと、こういうことをやっていただきたいということを言っているんですね、まず。

で、先ほどね、第三者の検証委員会を組織しない。私はそこまで最初は言うつもりはなかったんだけど、例としてね、牛久市とつくばのことを言ったので、多分そういうふうに勘違いされたと思うんですけども、最初は内部検証というふうに言ったんですね。それでね、この第三者を入れたね、検証委員会を組織しないというのはね、どういう理由からですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 第三者の委員会までの考え方はないという、今の町長が答弁したとおりでございまして、これまで議会、それと特別委員会も含めて、今進められているというふうな観点の中で、第三者委員会までは必要ないというふうな長の判断でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 事業検証していくとね、責任の所在ということも出てきます。しかし、内部検証あるいは第三者を入れた内部検証で、どういうところを見てくれというのはですね、これは横断ができます。ですから、私はね、この今回の問題を、内部の職員だけでやっていくというのはね、ちょっとね、これは難しいんじゃないかというふうに、私は思います。ですから、例えば弁護士だとか、大学の先生とか、つまり地方自治に詳しい方々の方ですね、第三者の目を入れて、本当に客観的な立場から、どこにどういう問題があって、どういうふうに改善しなければならないかということ、私はね、やるべきだというふうに思っているんです。

再度聞きます。第三者を入れて検証委員会を組織する考えはありますか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんな話をさせていただきました。ただ、今、先ほども答弁したとおりで、第三者委員会をつくることは考えておりません。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 残念ですね。やっぱり組織というのはね、自己改革、これがね、必要です。検証なしに自己改革できません。ですから、これは本当はね、第三者の力を借りて、それで組織を自己改革していくと、これが私は必要だというふうには思っております。それが多分ね、今行われている外部評価であるとか、それから事業仕分けとか、こういうことにつながっ

ていくんですよ。これどうしても必要なんですよ。やらないということだから、いいです。結構でございます。

ただね、今、特別委員会を組織してやっていますけれども、実は前回、第4回の特別委員会のですね、参考人招致しましたけど、参考人出席されませんでした。肝心なところが解明できません。地方自治法109条に基づくね、この特別委員会では限界があります。ぜひともね、委員会の合意をとってですね、百条委員会という形でね、進んでいきたいと。これは議会のことですから、議会が自らやります。

第1問目は、そういういことで、残念だということを申し上げて、終わりにしたいと思いません。答弁要りませんよ。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時といたします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 午前中は大変議場が熱い議論になったと思いますけれども、それでは次のね、質問項目に移りたいと思います。

次の質問は、財政の現況と今後の推移について伺いたいと思います。

阿見町財政の現況はですね、3大事業など、大型事業が連続し、特に財政調整基金の大幅な取り崩しによって予算を賄うなど、今後の推移について懸念される状況であると思います。これから早急に取り組まなければならないインフラの修理等も考慮するならば、相当の危機感を持って、計画的な事業の運営に取り組む必要があると考えております。今後見込まれる事務事業の推移などから考えられる財政の状況について伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、財政の現況と今後の推移についてであります。

非常に、海野議員には御心配をかけておりますが、何とかいい方向に行くように頑張ります。

健全化法では、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、4つの財政指標を健全化判断比率として定めております。

この指標からみた、平成27年度決算における町の財政状況は、まず、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示す実質赤字比率は、危険信号を示す早期健全化基準

13.44%に対し、比率は生じておりません。

同じく全会計を対象とした連結実質赤字比率においても、早期健全化基準18.44%に対し、比率は生じておりません。

次に、一般会計等が負担する公債費の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率は、早期健全化基準25.0%に対し、5.0%となり、県内市町村平均である7.3%を下回っております。

また、一般会計等が将来負担すべき借金などの標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、比率は生じておりません。県内で同様に比率が生じていないのは、阿見町のほか7市町村のみとなります。

以上、健全化判断比率から見た阿見町の財政状況は、健全性を保っており、平成28年度決算見込みにおいても、それを維持できる見通しです。

一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については91.8%となり、県内平均の87.6%を上回っており、既存事業の抜本の見直しなど、比率改善に向けた取り組みが必要であります。

今後の収支見通しにつきましては、歳入面では、自主財源の根幹を占める町税収入は、経済動向に不透明感があるものの、町民税が回復傾向にあることから、今後も同程度で推移すると見込まれます。その一方で、地方財政の計画的運営を保障する地方交付税は減少が見込まれるなど、今後の国等の情勢を慎重に見きわめていく必要があります。

歳出面では、少子高齢化の進展に伴い増加する社会保障関係経費への対応、既存の公共施設等の老朽化対策、新小学校建設、国体・道の駅施設整備などの投資的事業の着実な推進など、限られた財源の中で、安定した町民サービスとの両立を図るためには、中長期的な視点に立った行財政運営が不可欠であります。

このため町では、将来の財政の健全性を確保し、計画的な財政運営を推進するため、毎年度、国の制度改正、社会経済情勢の変化等を踏まえたローリング方式により、中長期財政計画を策定し、財政収支の見通しを立てた上で、次年度以降3年間に実施する事業の調整を、三か年実施計画に位置づけることによって内部決定しております。

今年度の三か年実施計画に位置づけた事業を全て実施した場合は、今後3年間で、約11億円の財源不足が生じ、財政調整基金の取り崩しで対応した場合、平成31年度末の財政調整基金残高は約15億円に減少する試算としております。財政調整基金には、将来投資に備えた積み立てのほか、災害時などの万が一のときの財源とすることも想定しておく必要があることから、一定程度の基金残高を確保する必要があると見込んでおります。

また、今後数年間は、建設事業の財源として多くの町債を発行することにより、後の年度の公債費が増加するため、利率動向を踏まえた借り入れ時期、償還期限等の調整、交付税措置のある起債の活用に加え、減債基金も活用し、公債費の増加が財政の硬直化を招かないよう対応

してまいります。

今後の財政運営においては、引き続き、町を取り巻く社会経済情勢、並びに健全化判断比率、基金残高、公債費の推移等に十分留意しつつ、中長期財政計画及び三か年実施計画の策定を通して、新規事業の抑制と既存事業の見直しによる歳出削減と、未来への投資とのバランスのとれた持続可能な財政運営を推進してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございます。全体的にはですね、計画的な財政運営が維持されていると、保たれているというふうに思われます。

そこで、再質問をさせていただきますが、まず、経常収支比率のことについてお伺いをしたいと思います。答弁でも述べられておりましたけれども、経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。人件費、扶助費、公債費のように、毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする、毎年度経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合ですけれども、一般的に、この適正水準ってのはどの程度なのか、このことについてお伺いしたいと思います。答弁ではね、県の平均よりは、町としては少し悪いということに、答弁書ではあったんですけれども。ということで、一般的な適正水準として、どの程度だというふうに、財政担当者、総務部長としては考えてらっしゃるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。一般的には、70%から80%が適正な範囲とされているところでございます。ただ、この70%から80%という数値なんですけれども、これについては、私も財政担当をやってました20年以上前から、旧自治省の時代から使われている数字で、現在、当時と比較しても、現在はいろんな面で住民ニーズ多種多様化してるという状況の中で、それに対応していくためには、いろいろ単独の施策等も今ではやっている部分もありますので、この70から80という水準が、果たして現代の社会情勢の中で、これが適正な水準なのかということについては、議論のあるところでございます。ただ、一般的に言われているのは70から80という数字でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 現実的には、現行のね、行政事業とか、それを拝見すると、かつて旧自治省が出していた、町村で75%ぐらいかな、それについては、必ずしも当てはまらないんじゃないかと、こういう答弁だったと思うんですね。

それで、ただ、町としては、県平均よりは、この部分ちょっと高いということで、いろんな対応をされるんじゃないかなと思いますけれども、阿見町として、現行の91.8%、約92%です

けれども、これをですね、どの程度の水準に持っていきたいというふうに考えているのか。その計画というのがありますか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。まず、27年度の決算で申し上げますと、全国平均では、経常収支比率90.0%となっております、茨城県内の平均は、先ほど答弁でも申し上げましたが、87.6%ということで――すいません、事前にお配りしてある数字は、ちょっと古い数字で、87.6%が27年度の数値になりますので、この辺は、ちょっと訂正のほうをお願いいたします。

で、県内の状況を見ましても、平均ということを見ると、大部分の自治体が80を超えていて、水準で見れば要注意の状態になっていると。実際に80%未満の自治体、県内で見てみますと、東海村と神栖市の2団体しかございません。

ということで、町としましては、なかなか80%以下に抑えるというのは、この情勢、財政事情の中では非常に難しいと考えておりますので、県平均の87.6%、それを1つの目安として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） ただいま、18番佐藤幸明君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 東海村とね、神栖市の例が出てきましたけど、これ非常に財政状況がよろしいということで、この指数ですか、経常収支比率も大分いいんだなというふうに判断をされますけれども、私たちとして、県平均ぐらいにおさめていきたいと。90%切るような形、85から90の間ぐらいになるのかな。そういう一定の指標というものは、財政担当部局としては持つんですか。一定の指標を目標に持って、それに合わせてっていうか、対策を練っていくということになると思うんですけど、そうではなくって、いろんな事業を各年度ごとにやりながら、県平均というのは、さっき目標っていうような形になってましたけども、阿見として一定のターゲットを持って、そのターゲットを実現するための対策を講ずると、こういうふうに理解していいんですか。それとも、ターゲットは持たないと。しかし、県平均というものを横ににらみながらというのかな、やっていくと。どっちになるんですか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。91.8%というのは、県内でも上位の数値ということで、これについては、比率としては高いということで、財政の硬直化が進んでいるという分については、財政担当としても十分に認識しているところなので、基本的には、やはりこの87.6%、県平均っていうのを、1つの指標として考えていきたいというふうに考えて

おります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それで、次は、財政調整基金についてお伺いをいたします。答弁ではね、31年度、このままで推移するならばという前提でしょうけれども、15億円に減少すると試算していると、こういうことで、三か年実施計画見込みを見ますと、29年度末で20億5,000万、30年が19億1,000万、31年が15億3,000万、先ほど答弁されたね、15億3,000万、32年度で15億2,000万、33年度には14億円程度、だんだん減っていくということなんですけども、この財政調整基金、答弁にもあったように、将来投資に備えたりね、それから財源が不足した年度に使用すると。一般的に家庭でいえば預金のようなものですよ。

それで、通常は、決算の剰余金、これを積み立てていくと、大体予算は不足しないように、なるべくね、最大限見積もっているわけじゃないけれども、少し多目に、多分見積もっているのではないかなと思いますね。ですから、毎年一定程度の剰余金、発生すると。そういう中で、その剰余金を積み立てていくという形になってると思うんですけども、阿見町における財政調整基金、一時期三十数億ありましたね。で、このまま推移していくと十四、五億になってしまおうと。それぞれその時々に応じてね、政策の需要に応じて使っていくんですけども、阿見町としては、財政調整基金をどの程度まで、これ以上減らさない。つまりこのぐらいは積み立てておかなければいけないというね、一定の目安っていうものがあると思うんですよ。その目安はどの程度だというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。財政調整基金の残高、積立金の目安ということですが、いろいろありまして、例えば標準財政規模に対して何%といった言われ方をします。それは10%であったり20%であったりと、いろいろ諸説あるわけなんですけども、その中で、例えば阿見町の現状を標準財政規模との県内の比較をしてみますと、例えば平成27年度末の財政調整基金残高を、県内の標準財政規模と比較しますと、県内の平均は大体標準財政規模に対して23.2%を保有しているというのが現状で、で、27年度末の決算をもとにしますと、阿見町の場合は33.9%ということになります。これが、今言われました、今の三か年実施計画の3年後には15億ということになりますと、大体16%ぐらい、標準財政規模に対して16%ぐらいになるというようなことをございます。

そういう中で、阿見町として幾ら財政調整基金を持てばいいのかということなんですけども、これについては、財政担当として考えているのは、災害時、いざというときの災害時の対応として5億円程度、それから将来に対しての経済情勢の大きな変動とかそういったものを勘案しますと大体11億円ぐらいということで、大体十五、六億円は最低必要だというふうには考えてい

るところでございます。

そういう中で、3年後には、十五、六億円という形になりますが、これについても、中長期財政計画、さらには三か年実施計画のローリングの中で、答弁にも述べましたが、ローリングの中で事業量をボリュームを調整していくなどして、必要最低ラインは確保していきたいというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 全体的にね、いやもうちょっと悪いのかなって、実はね、一般質問をする際にね、考えてたんですけれども、標準的なね、財政規模に対する割合からしてもね、このぐらい積み立ててあれば、まあまあ運用できるかなというふうに思いました、調べていてね。ただ、一定のね、ルールっていうかな、先ほどの、経常収支比率と同じように、一定のルールを決めて、今後のね、財政調整基金の積み立てとか、取り崩しとか、そういうことをやったほうがいいんじゃないかなというような気がいたしました。

それで、これは各自治体で策定しているところもあるし、策定していないところもあるんですけども、財政運営上のルールというものを決めて、それでその財政運営上のルールに基づいて、財政調整基金をね、積み立てる、それから取り崩す。起債発行もそうですね。起債の発行限度額なんかも上限を決めるとか、こういう形でやっているところがあります。

先ほどお聞きしますと、3つぐらいルールがあるようですけども、基金のね、どのぐらい維持したらいいのか、どのぐらい持っていたらいいのか。これについては、十五、六億円ね。そうすると、今後5年ぐらい、三か年実施計画の中でやっている。ちょっと最終年度は、少し下がるようですけども、これは少し上下するでしょうから。そういう中で、阿見町では適正に、将来の投資とか、災害にも対応できると、こういうふうに理解しました。

それから、2番目では、剰余金ですね、決算の剰余金。これをどのぐらい積み立てるかというルールをしているところがあるようです。阿見町では、この基金への積み立て、これはどういう形でルール化してるっていうか、どういう形で積み立てをしてますか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） まず、基本的には、3月末、決算見込みを立てた中で、財政調整基金を繰り入れている額以上に剰余金が発生した場合には、何らかの基金に積み立てるとかっていうことをしていますけれども、現状の中では、もう当初予算から財政調整基金を投入して予算のほう編成しておりますので、最終的決算で剰余金が出たとしても、それが要は繰入金の額が圧縮されるということで、さらにそれに積み増しをするということについては、ここ数年の決算の中ではできていないという状況です。

ただ、過去10年ぐらいを見ますと、当初では予算として基金を繰り入れていますけども、最

最終的に決算の中で町税が上振れたりとかってということで、最終的に繰り入れをしなくても済んだというときもありまして、そのときが数年続いたときが、いわゆる財政調整基金が37億ぐらいまで行ったということです。

で、それに対して今後、いわゆる3大プロジェクトというのをやるということで、その37億についてはある程度積み立てというか、残高として保有して、現在それを使って事業を進めているということになります。

ですから、またこの3大プロジェクトが一段落すれば、また状況としては変わってくるのかなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。基金の中身を私この前見ていたんですけど、ずっと使われないで、8億ぐらい多分積み立てている基金もありますよね。これは特定な目的につけてるので、手をつけることはできないかもしれませんが、今後ね、あんまり使わないものについては、ちょっと整理をするっていうようなことも必要ではないかなというふうに思います。

実はね、町債の発行額、約30億ぐらいになっているのかな。その金額、それから先ほどの経常収支比率などで、阿見町の財政は相当ね、危機的な状況に突入していくのではないかと、こういう心配をしているね、町民の方いらっしゃると思います。計数をよく知っている方だと思いますけども、私は必ずしもね、そうでもないんじゃないかっていう話をしたんですが、ある一定ね、投資をするというかな、使うときには使いますので、後年度に負担をさせるっていう形でね。

ですから、ただ、やっぱり例えば道の駅なんかもね、今後ね、どうなるかわからない。実際にオープンしてみて、赤字になるかもしれない。そうすると、そこにつくったもの以外のね、運営資金を入れるような形にもなる可能性もあると。そういうことも含めてね、今後とも健全な財政運営をしていただきたいということをお願いしまして、この問題を終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、次の質問、3つ目の質問になります。

次の質問項目は、行政改革の目標達成と課題について伺いたいと思います。

阿見町第6次総合計画、前期基本計画のスタートにあわせて、平成26年3月に、持続可能な行政経営を目指す阿見町行政改革大綱が策定をされております。26年度を初年度として、平成30年度までの5カ年の実施計画が策定されました。

財政健全化の推進では、事務事業の見直し、財源の確保、地方公営企業の経営健全化、特別会計の健全化の4つの推進施策。経営型行政運営の推進では、人材育成と組織運営の推進、行政サービスの質的向上、民間活力の積極的活用の3つの推進施策。町民参画と協働のまちづく

りでは、町民と行政の協働、町民参画の推進と情報公開の2つの推進施策という、3つの基本方針と9つの推進施策を上げております。

お聞きしたいのは、平成26年度から平成28年度、3カ年の計画実施の状況、目標達成度、評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、行政改革の目標達成度と課題についての質問にお答えいたします。

外部評価等は構想日本ということで、海野議員にも随分御協力をいただきました。ありがとうございます。

町の行政改革につきましては、平成8年6月に、阿見町行政改革大綱を策定した以降、社会情勢の変化や地方分権の進展等に伴い、改訂を重ねながら、着実に成果を上げてきました。

現在では、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする阿見町行政改革大綱及び同実施計画に基づき、具体的な実施項目を定め、推進しているところであります。

推進体制としましては、町長を本部長とした庁内の組織である阿見町行政改革推進本部において進行管理を行い、学識経験者や公募の町民から成る阿見町行政改革推進委員会において審議を行っております。

平成26年度からの行政改革大綱実施計画の目標達成状況につきましては、前年度までの取り組み状況を、「実施・目標達成」「一部実施・試行」「調査・検討・準備」の3つの区分で把握しております。なお、平成28年度の進捗状況については、現時点で決算等が整理されていないことから、平成27年度までの集計となります。

目標達成状況は、平成27年度末時点で全57項目中、「実施・目標達成」が16項目、「一部実施・試行」が37項目、「調査・検討・準備」が4項目となっております。

進捗状況に対する評価といたしましては、2年目で約28%の項目が「実施・目標達成」となっており、平成22年度から25年度を計画期間とする前実施計画と同程度の進捗状況であり、おおむね順調に進捗しているものと考えております。

具体的には、消防の広域化、生活排水ベストプランの策定などについては既に目標を達成しており、学校の再編や東部工業団地への企業誘致などについても、着実に進捗が得られている状況です。

また、今年度は計画期間の折り返しの年度でもあるため、行政改革の効果が最大限発揮されるよう、設定した初期の目標を再検証し、達成状況を踏まえた目標設定等の見直しを行っております。

例を挙げますと、町税の収納率向上については、平成30年度までに94.0%にするという目標

に対し、平成26年度の実績が94.2%となり達成されたため、より高い収納率を目指し、達成目標を96.0%に上方修正しております。

今後の取り組みといたしましては、重点的に取り組む課題として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進が上げられ、関係各課で連携を図りながら進めてまいります。その他の実施項目につきましても、残りの2年間で目標が達成できるよう、進行管理の強化を図りたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 26, 27と、私はもう28年度が出てるのではないかなというふうに思ったもんですから、ちょうど今年度がね、曲がり角っていうか、中間点。で、29, 30年、この2年間でですね、5年間の実施計画の目標を達成するように動いていかざるを得ないんですよ。

それで、答弁はね、27年度の結果と今年度28年度に少し上方修正したというかな、目標を上方修正したところについて御答弁をいただきましたけれども、再質問をさせていただきます。

57項目にわたってですね、項目の管理、行政改革の進行管理をやってきたんですけども、まず、ちょっと時間がないのでね、全部言いますので、まとめて答えてください。1つ1つやろうかと思ったんですけど、時間がちょっとなくなっちゃうと思うんで。

まず1つは、15項目めの有料広告の推進。これは私も議会でもお話し申し上げましたけれども、やっぱり収入をしっかりと、税外収入ですね、これをしっかりと取っていくということは非常に大事だと思ひまして、その15の有料広告の推進について。

それから、21、これもね、なかなか難しいところがあるのはよくよく知っていますが、国の目標とは相当乖離があって、これをどういうふうにしようかっていうのは、やっぱり今後ね、少し下方修正するかわかりませんが、国が60%と言ってるから、なかなかそこから下方修正、1自治体ができないかもしれないけれども、そういった受診率の向上について。

それから、40の、公平で公正な人事評価制度の確立。これも先日、組合の機関紙などを読ませていただきますと、人事担当者としてですね、組合の間で、公平・公正な人事評価をするためにね、人事評価制度をしっかりと確立してほしいと、こんなこともあってですね、このことについて。

それから、45、災害時応援協定の拡充ですけれども、いわゆる民間とではなくてですね、自治体同士の広域的な応援協定を結ぶということが目標にも入っています。それで、私も議会の中でね、そういうことをお話しして提言もしてきましたけども、この状況がどうなっているか。

それから、54、これもね、何度も何度も参画率30%って言っているところがあるんですけども、これについても、現状どうなっているかということをお伺いしたいと思います。

それから、57……。

○議長（紙井和美君） 海野議員に申し上げます。3問ずつほど区切ってお願いしたいんですが。

○9番（海野隆君） じゃあ、15、21、40としていただいて、その後、45、54、57という形でやっていただいているんですか。すいません。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。財政課長大塚芳夫君。

○財政課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。まず、最初に御質問のあった、広報あみ、町公式ホームページにおける有料広告の推進ということでございますけれども、それにつきましては、先ほど町長答弁にありましたけれども、一応27年度までが成果としてあって、28年度はまた、途中経過ということで御理解いただきたいと思うんですけれども、28年度の進捗状況といたしましては、昨年11月の時点で、広報紙の申し込みが76件。それからホームページの申し込みが24件で、昨年度と比較しますと、その実績は上回っている状況でございます。

今後の取り組み方針といたしましては、引き続き事業者へのダイレクトメール、広報紙やホームページの周知に努めるとともに、割引制度やお試し制度なども検討をしていくということになっております。

それから、2つ目の、特定健康診査の受診率向上でございます。28年度の進捗状況といたしましては、なかなか思うようには進んでいないのかという感じはしますけれども、例年同様に、総合健診、住民健診の実施、未受診者の追加健診を今後も実施していく予定ということでございます。

今後の取り組み方針ということでは、例年同様に、そういった健診を実施しつつ、健診結果等のデータに基づいた特定保健指導、医療機関への受診勧奨等の疾病予防が重要となりますので、そういった体制づくりを検討していきますということでございます。

それから、公平で公正な人事評価制度の確立でよろしいんですか。につきましては、28年度評価結果をですね、平成27年度の勤勉手当には反映してございます。徐々に評価結果の平準化が図られているため、引き続き、公平で公正な人事評価制度の確立に努めていくということでございます。

今後の取り組み方針といたしましては、評価者研修、被評価者研修を継続して実施し、評価者、被評価者を、それぞれの経験で高めていくことで、評価の精度を高めるというような方針になってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 45と54については、45の災害時応援協定の拡充ね。それから54の女性委員の参画率。それから57、町公式ホームページの充実。この3つについてお願いします。

○議長（紙井和美君） 財政課長大塚芳夫君。

○財政課長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

まず最初に、災害時応援協定の拡充でございます。今年度の進捗状況といたしましては、民間事業者は、現段階では1機関との協定締結のみであります。年度内には、幾つかの事業所と締結を結ぶ予定でございます。他地方自治体との応援協定は、相手先を絞り、話を投げかける段階であるという状況です。

今後の取り組み方針といたしましては、有事の際に、相互応援活動が円滑に進むように、締結を機にですね、平時から相手方との情報交換等の交流を進めていくということでございます。

それから、各種審議会における女性委員の比率向上でございます。28年度進捗状況といたしましては、28年4月現在の審議会等の女性の登用率につきましては28.2%。10%未満の審議会等については、所管する課等に対して、趣旨説明の上、次回改選時に積極的に女性を登用するよう要請をしているところでございます。

今後の取り組み方針といたしましては、女性の登用率が低い審議会等については、改選時期に合わせて個別に要請をしていくということでございます。

最後に、町公式ホームページの充実でございます。28年度進捗状況につきましては、平成26年度に導入したホームページ管理システムの委託契約について、これまでの運用で特に問題がないことから、次期システムとして継続して使用することとしております。阿見マップの視点登録する等の見直しを行い、町内医療機関、地区公民館等の167カ所を追加してございます。

今後の取り組み方針といたしましては、チェックシートの公開と配布を行うということで、チェックシートの配布後は、情報広報課において、チェックシートに基づいた作業確認を行い、不十分な点については、各課に修正をお願いするというところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まずね、これちょっと後で訂正しといたほうがいいかなと思われるところだけお話ししていきますね。人事評価制度の確立で、一番下に年次計画でね、評価の精度を高めるの「セイド」が間違ってるので、後で直しておいてください。

それは置いといてですね、気がついたんです、読んでてね、すいませんね。

まず40号、災害時応援協定の拡充ですけども、先ほど、久保谷議員がですね、圏央道開通してですね、人、物、金とは言わなかったかな。人、物が相当行き交うということをおりました。私も、災害時にですね、圏央道がどうなってるかはわからないにしても、つまり、厚木とか海老名、湘南からですね、こっちの千葉のとこまでぐるりと沿線自治体、工業団地もそれぞれ立地してるし、もうそろそろですね、ターゲットを決めて、雪印の縁もあるんだみた

いな話もありましたけれども、ターゲットを決めて、それで正式にですね、向こうから申し込まれていないわけですから、こちらから申し込まないとですね、相手も動かないと思うんですよ。そうすると、いろんなチャンスをついて、それでもって、こういう形で、例えば圏央道沿線ですね、自治体同士が手を結び合って、災害時応援協定だけじゃなくてね、その他の圏央道の発展っていうかな、そういうことも入れながら、連携を深めるような形で、それでそこに災害支援協定も乗せると。こういう形でやっていただきたいと思うんですよ。

だから、ずっとこの問題についてもですね、提言をしてるんですけど、なかなか進まないんですよ。せめてね、やっぱり仲間となるというかな、どうも東日本大震災の例を見て見るとね、やっぱりもともと支援協定を結んでいたようなところからですね、応援の職員なんかも来ていると、こういう例もあるようですので、ぜひね、これは28年度というか今年度には、それが実現していなければならないというような進捗管理ですので、年次計画でもですね、これはぜひね、やっていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。行政改革大綱の進捗状況について、全体をとりまとめている部分が財政課ということなので、その個別具体的話になりますと、ちょっとお答えできないということなんですが、ただ、やはり前回ですね、22年度から25年度の行政改革大綱の実施計画をやった際にですね、その反省点として、事務局である担当の各課に対する進行管理が甘かったというような反省点もありましたので、これについては、今後、あと折り返し地点にはなりますけども、各項目について、進行管理のほうを強化して、目標に達成ができるように、各課のほうを指導というか、していきたいというふうに考えております。

ちょっと個別具体的話については、ちょっとできないということで御理解をお願いします。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。いずれもがね、町にとってというかな、町民にとっても大事なことでございますので、しっかりと努力をしていただきたいというかな、そういうふうに思います。

全般的にね、57項目を見渡しましてね、広範囲に、やっぱり目標管理をね、しっかり行っているという評価はね、させていただきたいと思います。とは言えですよ、あと2年しかありませんので、この目標はですね、100%達成するように、ぜひね、頑張ってくださいと思います。

この問題は、これで終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それでは、最後の質問項目に入りたいと思います。

最後の質問項目は、オリジナルナンバープレート、オリジナル婚姻届について伺います。

現在ですね、多くの自治体で、バイクですね、原動機付自転車、オリジナルナンバープレート、御当地プレートって言うらしいですけど、の作製を行ってですね、交付をしております。目的は、住民の方がですね、地域への親しみを感じる、郷土愛の醸成を図る、こういう目的で、町のイメージや好感度の向上が図れるということになっているようです。多くはですね、60周年記念とか20周年記念とか、その自治体のね、記念の事業年度に合わせてね、行っているようですけども、デザインの公募をしたり、住民の人気投票を行ってですね、町への帰属意識や盛り上げ、こういうことを図っているというふうに聞いております。

他の先進自治体の例でね、こういうことは証明されているので、ぜひともね、阿見町でも、このバイク、原動機付自転車オリジナルナンバープレートをですね、作製すべきではないかと思えます。

次に、オリジナル婚姻届ですけれども、これはリクルートグループ、「ゼクシイ」っていう結婚の総合サイトかな、結婚準備の、が、全国の自治体と連携してつくったようです。若い世代、つまり結婚を考える方々には、結構知名度があって人気があるようです。実は、私の末娘も今度結婚をすることになりましてですね、うちでパソコンを見ながらですね、何やってんのかと思ったらですね、牛久市の婚姻届とかつくば市の婚姻届を見てですね、これがいいとか、あれがいいとか言ってんですね。届け出をするのは土浦が予定されているので、そんなの使えるの、なんて言ったら、どこでも使えるんだと。どこでも届け出もできると。特につくばですと、プレートがあつてですね、そこで記念写真も撮れると、こんなことを言っておつてですね、私も初めて、実は知ったわけですけども、なんか去年かおとしぐらいにも、同僚議員の難波議員がですね、町に提言をしているということで、ただそれは実現しなかったということのようですけれども、今、本人に聞いたらね。それで、ぜひともですね、おしゃれな町、おしゃれな町ですよ、何となく、そういうイメージ、それをですね、上げるためにもですね、オリジナル婚姻届、これをね、作製したらいいのではないかと、こういうふうに思います。ですから、ぜひともね、町として実施をしていただきたいと思いますと思いますが、実施するお考えはありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、オリジナルナンバープレート、オリジナル婚姻届についての御質問にお答えします。

初めに、オリジナルナンバープレートについてであります。

地域振興や観光振興、郷土愛の醸成などを目的として、御当地キャラクターや観光資源等がデザインされたオリジナルナンバープレートを導入する市町村が増えていることは認識しております。

ナンバープレートは、自動車の場合は道路運送車両法によりプレートの形状や図柄まで国の管轄下にあります。125cc以下のいわゆる原動機付自転車のナンバープレートは、市区町村の条例に基づく地方税の課税のための標識となり、その形状や図柄は、県や県警察本部との調整が必要となりますが、町で決めることができます。

御質問の町におけるオリジナルナンバープレートの導入についてですが、まず当町の原動機自転車の登録台数は、平成26年が2,188台、平成27年が2,169台、平成28年が2,038台と年々減少傾向にあります。

次に、費用の面では、プレート1枚当たりの単価は現行のプレートが120円から140円に対し、オリジナルナンバープレートは、デザインなどによって差はありますが、400円から600円で、さらに初年度は金型作成費用で15万円から85万円かかります。

また、原付バイクの性格上、町内及び近隣での使用が多いことから対外的なPR効果が限定的であることが考えられます。

以上のことから、今のところはオリジナルナンバープレートの導入は考えておりません。

次に、オリジナル婚姻届についてであります。

若者の町への帰属意識を高め、町の宣伝効果を上げることを目的とする場合、株式会社リクルートマーケティングパートナーズと連携して、オリジナル婚姻届を作成し、パソコンやスマートフォンからダウンロードできるようにする方法がございます。

「まちキュン・ご当地婚姻届」のウェブサイトには、オリジナルデザイン婚姻届の他、町の情報を掲載することができ、婚姻届をダウンロードするためにはアンケートに答えるというシステムで、その質問の中には自治体への希望等が入っており、後日集計結果が報告されます。

このシステムは、デザイン料、ウェブ企画、フェイスブック作成等の経費として初年度に50万円、その後、毎年運営費として10万円の費用が必要となります。

婚姻届の現状としましては、婚姻を控えている方のほとんどが、記入の仕方などの説明を受けるため、自治体の窓口で婚姻届の用紙を取得しており、ウェブサイトからダウンロードした婚姻届は、まだまれな状況です。

また、婚姻届のサイズはA3判ですので、A4サイズまでのプリンターが一般家庭に多い現在の状況を踏まえると、普及はあまり見込めないのではないかと考えます。

さらに、オリジナル婚姻届には自治体で作成しているもののほかにも、若者にとって魅力的な、有名キャラクターデザインのものも入手できますので、町のオリジナルデザインが若者に与える宣伝効果については、若者の帰属意識を高めるところまではいかないのではないかと考えております。

若者の帰属意識を高めることは定住促進にもつながります。町のPR方法とあわせて、ほか

の方法を含め、さらに調査を重ね、検討をしていきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） なかなかすぐにはやらないというか、当然、来年度予算にはのってないわけですから、再来年度ぐらいにはね、実施してほしいなというふうに思ったんですけど、まず1つだけね。A3判ということですけども、町でね、プリントアウトしてやればね、それはできるんじゃないかなというふうに思います。

それで、再質問をさせていただきます。いろいろとね、なかなかバイクもですね、町内だけ走るからあんまり宣伝効果ないんじゃないかとかね、それから婚姻届もですね、あんまり普及見込めないんじゃないかとか、そういうことで、阿見町としては導入しないということを行っているわけですね。

それでは、県内で、茨城県を初めとしてですね、幾つかの自治体がありますね、導入をしています。その導入の自治体名と、導入をした理由、目的、それをちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。まず、平成29年の2月段階で、44市町村中17自治体が導入をしております。これ、全部読み上げますか。

導入の理由としましては、海野議員のほうの質問、さらには町長の答弁にもありましたように、地域の振興、さらには町のPR、あとは町への帰属意識といったものを狙ったもので導入しているというようです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今の、オリジナルナンバープレートの話でした。そうですね。じゃ、今度は、オリジナル婚姻届のことについて、同じような質問、お願いします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えいたします。県内で導入している自治体としては、牛久市、つくば市、それから2月1日から常陸大宮市が新たに加わっています。それと、茨城県でもつくっていますので、県も含めれば4つということになります。

それで、先ほど海野議員さん言われたように、運営しているサイトが若者のために運営しているものですから、それに賛同した自治体に参加しているというような状況だと認識しております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 阿見町としては、なかなか賛同できないということなのかどうかわかりませんが、もう1つお聞きしたいのは、これまでにですね、若い職員からだと思えますけ

ども、若い職員からですね、こういうことをしたらいいんじゃないか、つまりオリジナル婚姻届、オリジナルナンバープレートをですね、導入して、やっぱり私が言ったような、町が言ったような形でやられたらいいんじゃないかという政策提言を既に行っているというふうにお聞きしていますけども、こういう経緯はあるんですか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） はい、お答えします。昨年、27年の9月の議会のときに、難波議員さんから一般質問いただきまして、そのときに、こういうものがあるんだという認識をしてですね、そのときの答弁で、今後、調査研究をさせていただきたいというふうに答弁をさせていただきました。その後、現在に至るまで、調査研究は継続的にしておりますので、この婚姻届に関する認識というのは持っているつもりでおります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。やっぱり若い世代がね、阿見町に魅力を感じるというのは、いろんな多面的なものがあると思いますね。職場に近いとか、子育て支援がしっかりしているとか、三世代同居のための補助金がたくさんあるとか。それもやらなければいけないというかな、ほかのところに負けないようにやる。さらに言えば、やっぱりおしゃれな町というイメージをね、つくっていくと。阿見は町なのでね、どうもやっぱりそこでハンディが少しあるような感じもするので、やっぱりおしゃれな町、阿見吉原なんて結構おしゃれな町ですよ。先端の地域だと思いますよ。アウトレットがあったりしてね。ですから、そういうことを踏まえてね、ぜひ、来年度いっぱいよくよく検討していただいて、採用になるようお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時10分といたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時10分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、15番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） どうも皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一でございます。

今、国会では、森友学園の国有地格安売却問題で、政治家の関与が取りざたされています。国民の財産である国有地を、あのような形で格安に購入できることは、政治家の口ききがなしにはできません。国民の税金を不当に手に入れているのです。東京の築地市場の豊洲移転の問題でも、これにかかわる百条委員会では、同様に都民の税金が無駄に使われています。この阿見町議会でも、今、水道事務所の追尾型太陽光発電システムにかかわる調査特別委員会が行われ、税金の無駄遣いが解明されつつあります。これら3点には、額の違いこそあれ、税金をいかに住民に還元するかが問われる問題ではないでしょうか。

今回私が質問する2つの問題も、税金を町民のためにどのように使い、子育てしやすい環境をつくるかが問われているのではないのでしょうか。

それでは、質問に移ります。

3月になっても、まだ寒い時期があります。しかし、この時期は、花粉症も気になるころですが、卒業や入学の季節でもあります。ぴかぴかのランドセルを背負った新1年生や、ちょっと大きな制服を着た中学1年生たちが、これからたくさん通りを歩いていくかと思えます。ぴかぴかの1年生にとっても、在校生にとっても、大好きな給食の時間。少しでも多くもらおうと、配膳されたおわんをじっと見ている子供たち。その1つ1つの目が大きくなっています。

まず最初に、学校給食の無料化についてであります。

現在、第3子以降の給食費の無料化ですが、それを第2子以降に進める施策です。県内でもいち早く大子町が実施しました。前、茨城新聞でね、ちょうど見開きで、皆さんもごらんになっているかと思うんですけども、大子町でこのような新聞がありまして、「この町いいね、子育て支援最前線の町」ということで、見開きで、大子町の広告っていうんですがね、出しているんですけども、ごらんになった方はあると思うんですけども、あとちょっとネット見ていたら、全国町村会のホームページにこのように載っていました。その大子町の件ですね。

町は10月から町内の小学校、中学校の給食費を無料化する。町では、これにより、子育て世代の経済的負担が軽減され、少子化対策や若い世代の大子町への移住につながることを期待している。綿引久男町長がマニフェストに若者の住む町づくりを掲げ、その具体化に向けて、今年5月に子育て支援プロジェクトチームを設置。来年度から学校給食無料化のほか、子育て世帯の町営住宅使用料の軽減、子供の数に応じて家賃を軽減する子育て支援住宅整備などを打ち出した。町では、学校給食、小学校で月額3,900円、中学校4,400円について、これまで子供2人目を半額、3人目以降は無料との軽減措置を講じているが、今後、小学校と中学校を無料化することで、新たに予算が平年度ベースで約6,000万かかる。しかし、町が昨年度から取り組んでいる徴収体制強化の成果で、08年度町税徴収が18億6,300万円と過去最高に達したため、学校給食無料化を半年前倒しすることにした。今年度分は半額で、9月補正でも整理したとあ

ります。

これは先ほど言ったように、全国町村会でのね、ホームページで、大子町のことがこのように出されています。

以前もお話ししましたが、子供の貧困、これは今日午前中にね、回答の中にもありましたけども、この子供の貧困が今、問題になっています。1日の中でまともな食事は学校の給食だけ、そういった子供も少なからずいます。生活費を切り詰めて給食費を捻出する家庭もあります。給食費が無料になれば、それだけ保護者の負担も軽減され、朝夕の食事にもゆとりが出るかもしれせん。

憲法29条は、義務教育はこれを無償とするとうたっています。ぜひとも給食費の無料化をお願いいたします。

次に、子供の医療費の拡充の問題です。阿見町では、平成25年度より、中学生までの医療費の無料化が実施されましたが、それ以降の拡充は進んでいません。国保年金課でのヒアリングで、高校生まで拡大した場合は、約2,900万円かかると聞きましたが、前回、平成27年の6月議会での質問でも同様の回答でした。段階的に改善されるような取り組みも必要かと思います。安心して子育てを行える環境をつくるためにも、18歳、高校3年生までの医療費の無料化を求めてまいります。

この2つの問題は、平成29年度の予算要望にも、中にも出されていますが、それだけ切実な問題です。前向きな回答をお願いします。

最後に、就学援助制度の入学準備金の支給時期についてです。この問題は昨年も取り上げましたが、7月の支給では遅過ぎます。今回、守谷市が3月支給に改正されます。阿見町としても、支給時期を早める努力を行うよう、強く要望します。

以上3点の、阿見町での子育て支援についての質問です。どれもお金のかかる問題です。給食センターの外灯1基150万円、これが7基とか、水道事務所の太陽光発電など、不要不急のものにお金が使われています。税金の使い方としては、必要なところに必要な分だけ回す。そういうことをしっかり行っていただきたいと思い、質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 永井議員の、阿見町の子育て支援施策についてお答えします。

1点目の、学校給食の無料化につきましては、平成26年10月から第3子以降の児童生徒の学校給食を対象として実施し、保護者の負担軽減を図っております。第2子以降の無料化については、財政的負担が多額であり、教材費等受益者負担の観点からも難しい状況ではありますが、

国の交付金等の情報や社会情勢等を注視しながら検討してまいります。

3点目の、就学援助制度での入学準備金の支給時期についてお答えします。

就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

新入学児童生徒学用品費としては、小学1年生は2万470円、中学1年生は2万3,550円の支給額となっております。早期支給にする場合には、新入学児童生徒学用品費以外の学校給食費、学用品費、校外活動費などの就学援助の支給は別途申請が必要となり、保護者の申請にかかる負担を考慮した上で、保護者への周知・通知の方法等の検討及び財政との調整を行う必要があります。

新入学児童生徒をお持ちの保護者の負担の軽減を図るために、支給時期について、県内市町村の状況、町財政との協議により検討していきたいと考えます。

2点目の御質問につきましては、町長からお答えします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 2点目の、子供の医療費の拡充の問題についてであります。

子供の医療費助成につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減するための支援策として、平成25年4月より中学生まで拡大し、入院時の食事代を除く自己負担金も含めた医療費の無料化に取り組んでまいりました。

御質問の18歳、高校3年生までの医療費の無料化についてであります。対象を中学生から高校生まで拡大した場合、先ほど永井議員が言われたとおり、約2,900万円の経費が必要と見込まれます。

内訳は医療費助成費が2,020万円、外来及び入院の自己負担金助成費が580万円、審査支払い手数料が80万円、システム改修費等が80万円、ほかに臨時職員等の経費として110万円等です。県の補助金は中学生の入院までと限られますので、この対象拡大の経費に対する補助はありません。町の単独事業となります。

このため、対象を高校生まで拡大するためには、毎年経常的に多額な費用が必要となります。高校生の医療費の無料化は考えておりません。引き続き国及び県の少子化対策を注視して町の対応を考えてまいります。

設備投資は1回だけ、こういうものは毎年毎年かかるってということで、それだけ経常比率もまた悪くなると、そういう状況も考えられますので、なかなか難しい。そう思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 2番目の今、最後に町長がいみじくも言われた中で、高校生の医療費、

前もね、話が出て、金額もほとんど変わらないような金額の話がありました。

ちょっと1問目からお伺いしていきたく思うんですけども、まず給食費の無料化の件なんですけども、ここに受益者負担というのがね、話が出されましたけども、昨日の町長の施政方針のお話ですか、今年度のね、話がありましたけども、その中で、子育て環境の向上と、そういった項目がありました。その中で、経済的負担の軽減を図るというね、観点からも、こちらのほうとしては、給食費の無料化、第2子までの無料化ということを考えているんですけども、まずこれに関して、金額的にどのぐらいの金額がかかるかというのを教えてください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。現在、第3子以降の児童生徒の無料化を実施しておりますけども、対象児童生徒は約150人で、現在は630万円ぐらいの負担と。で、第2子以降を無料にした場合ですね、1,010人ぐらいになります。860人ぐらいの増になります。ですから、財政負担として、全体で4,500万以上になります。ですので、約3,900万から4,000万の増額となる模様でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっとごめんなさい。最初のところ、ちょっと。150人という話で、幾らだったか、ちょっと今聞きそびれちゃったんで、もう一回お願いします。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） 申しわけありません。第3子以降が150人で630万円です。失礼しました。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 要求としてはね、第2子以降も無料化にということで、先ほど、大子町のほうでは、人数ももちろんね、阿見町とは違うっていうのは、これは十分承知の上の話なんですけども、全料無料になっているという実態があります。ですから、一応この中では、第2子以降無料化ということが、話がありますけれども、まずは、段階を1つステップアップするという事も含めて、極端に言えば、じゃあ第2子は半額にしましょうとか、そういったこともいろいろ考えられると思うんですよ。で、教育委員会のほうとしては、そういったですね、ステップアップするためのシミュレーションは、やったことはありますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。特に試算等はしてございません。取り組みはしてございませんが、大洗町なんかは2分の1とか、境町などは3分の1なんていう市町村もございます。先ほど教育長が申し上げましたように、今後の国の情勢とかですね、社

会情勢の変化等を注視しながら検討していきたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 残念ながら、シミュレーションはしていないということなんですけども、県内でもね、いろんな形で公費負担というんですか、給食費の、やられているところがありますよね。先ほどの大子町もそうですし、神栖なんかでは、給食費の半額補助ですとか、いろいろあります。ですから、根本的に、私、この話はもう大分前から何回かやらささせていただいているかと思うんですけども、いかに今の子育て世帯の部分を軽減して、やっぱり阿見町に住んでよかった、住みよい阿見町をつくらうっていうことを前提で、いろいろな施策が、町も考えていると思うんですよ。

ですから、その中で、第3子無料化、これはね、県内でも金額見ると、そんな阿見町は低いほうじゃありません。大体真ん中ぐらいになるのかな。小学校と中学校の給食費のね、実費の数字、ちょっとあるんですけども。でもやはり、お隣がやってる、あっちがやってるっていうことで、どんどんどんどん抜かれてしまうわけですよ。ですから、もっと阿見町が住みよい阿見町にするためにということで、もちろん教育委員会のほうも考えていただきたいと思うんですけども、阿見町の中でですね、今、給食費の問題を取り上げてるんですけども、ほかのところでは、いろいろ、食べ物についてもいろいろやってるんですけども、教育委員会の場合には、県という形でなっていると思いますんで、県の横のつながりというか、会議の中で、こういった給食費の問題っていうのは、ほかの行政から県の会議で出されることってありますかね。ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 県の会議で、無償についての話題は、あんまり出ていません。話題に出てくるのは、未納の対策の問題、そういう取り組みについては、事例発表等したりしております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今ね、未納、やっぱり未納の人をどうしようかっていうのが、やっぱり話題になってくるかと思うんですけども、極端に言えば、給食費が無料になれば、未納の人はなくなるわけですよ。これ極端な話ですけども。ですから、前、私聞いたことあるんですけど、先生方の中で、やっぱり未納の人に対して、放課後訪問したりして、いろいろやるっていう話も聞きました。ですから、この給食費が無料になればっていうところで考えれば、先生方の仕事も1つ減ってくると。もちろんそれが先生の仕事の全部じゃ、本当のね、1%に

も満たないことでしょうけども、そういった形じゃなくて、先生方のね、仕事も減ってくるんじゃないかと思うんですよ。ですから、全額無料になるまでにはね、なかなか大変で、仮にじゃあ半額になりましたよといっても、やはり未納の人のところに足を運ぶっていうことは、往々にあることだと思うんですけども、まず私としてはですね、まずこの給食費の問題で、県で最低ラインだよとは、もちろん言いませんし、先ほど言ったように、中ぐらいかなと思うんですよ、阿見町の位置的にはね。

ほかのところでも、たくさんいろいろな政策をやっているところがあるんですけども、ぜひともですね、この阿見町の給食費の問題ってというのは、先ほどシミュレーションはしてないってことはありましたけども、ぜひとも、極端に言えば、じゃあ今度は第2子まで半額だったら、幾らぐらいの財政負担になるんだ。じゃあ、第1子まで半額だとして、要するに全部半額だとしたら、どのぐらいになるんだっていうような形でね、ちょっとぜひとも仕事の中で、シミュレーションをしていただいて、その中で可能な施策がね、とればいいのかと思うんですよ。ですから、それをね、給食費の問題は、ぜひともそういった形でよろしく願いいたします。

で、2つ目の、高校卒業までの医療費の無料化なんですけども、これも先ほどね、お話しした子育て世帯の中のね、経済的負担の軽減ということになります。この中で、ちょっとヒアリングをさせていただいて、2,900万か、その数字はね、いただいたんですけども、実際、その2,900万というのは、いろんなシステムを構築する中でかかる費用だとは思いますが、ちょっとお伺いしたいのはですね、実際1年間、昨年でも一昨年でも構いませんので、高校生にかかった医療費、これがどのぐらいだったのか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今現在、ここではちょっとデータがないものですから、今現在、高校生にかかった費用ですよ、全体に、はちょっと手元にはないんですけども、ただ、高校生までを医療費無料化した場合、どれぐらいかかるかというのは2,900万円なんですけども、全体の医療費ってというのは、ちょっと今データ持ってないので、申しわけございません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃ、また、今の話は、もしわかった段階で構いませんので、ちょっと教えてください。

その中で、やはりね、私もいろんな、ちょうど前もお話したかと思うんですけど、ミニバスやって、小学校終わって中学校、で高校に行って、またね、いろいろつき合ってるお母さん、お父さん、たくさんいるわけなんですけども、やはり子供、高校生の場合には、ほとんど小学生、中学生と違って、風邪を引いたから学校休むとか医者行くとかいうことは、あんまりない世帯なんですよね。どちらかというと、極端に言えば、部活でけがをして骨折しちゃっ

てとか、そういった形が多いわけなんです。ですから、ちょっと今、幾らぐらいなのかを今、聞こうと思ったんですけども。やはり高校生3年間、やはりこれを無料化にすることによって、その家庭での医療費負担というのは、かなりって言い方はおかしいけど、そんなにね、楽になってくると。これもやっぱり、町のほうの子育ての施策の一環だと思うんですよ。

町長のね、答弁書をずっと読み終わった後に、最後のほうで、町長も答弁書に書いてないことを、ちょっとおっしゃいましたけど、前回のね、町長の答弁の中でも同じだったと思うんですよ。前回、いつだったか、私も覚えてませんが、やはりこんだけお金かかるんだからできないんだってという話が最後にね、答弁書以外のところでありましたので、ですから、私はそういうんじゃないんですね、やはり前向きに、どういう形でやればできるのかなってというのはね、ちょっとお伺いしたかったんですよ。ですから、言ってしまうと、いろんな形で、お金かかる。これだけじゃなくていろんな施策の中で、3つのプロジェクトがあって、いろいろ町としてはこんだけお金がかかると。お金がかかるのは、もちろんわかるわけですけども、昨日の施政方針の中でのね、子育ての問題、先ほど言った子育て環境とか、そういった子供に対する施策がいろいろ出てました。その中で、1つの一般質問の中で、やらないってような回答するのは簡単だと思うんですけども、どうやったら、こういった方向ができるのかなってのはね、前向きなっていうかね、方向性だけでも構わないと思うんで、ちょっともし今、頭の中にそれがあるのでしたら、お願いします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何だか私が言ってるみたいですね。どうやったらできるかって、いつも言ってるじゃないですか。でも、これはどうやっても、今の状況の中ではできない。あなたが今、これ2問とも、これをやるとしたら、大体1億弱かかるんですよ、9,000万。じゃ、どこにその財源持ってくんだよと。その財源までちゃんと示してくれればいいでしょ。実際、自主財源をね、自主財源をつくろうとしたときだって、あなた反対したじゃないですか。やっぱり、今……。いや、同じですよ。自主財源をね、やっぱりどうやってつくるかって、そうやってつくろうとしたって、そんなときは反対したじゃないですか。やっぱり自主財源は必要なんです。そういう中でね、これもやれ、あれもやれでは、これは無理な話なんです。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今の町長の自主財源について、話ししてもいいですか。

○議長（紙井和美君） はい。

○8番（永井義一君） 町長が自主財源がどうのこうの。多分太陽光のことだと思うんですよ。ですから、あれはおかしいというふうに私は判断し、ほかの議員の人たちも判断したから、ああいうふうになったわけですよ。何でもかんでもおかしいところでも強引にやって、これは自

主財源になるんだっつんだっつたら、それこそおかしな話です。なおかつ、町長ね、原資を、もちろんこっちも考えますよ。ただね、議員が原資をつくるんじゃないでしょうよ。

だから、町長の今の話はね、もっと真摯に一般質問を受けとめてほしいんですよ。私がいつも町長との一般質問の中のやりとりの中で、最終的にこうになってしまうのは、町長の今の言い方もあると思います。ですから、先ほどの自主財源の話、太陽光パネルの話だと思うんですけども、ああいうことは、逆に私は、やっちゃだめですよって、議会として言うからこそ、議会みんながそういった方向に行ったわけですよ。じゃ、今の、極端に言えば、自主財源の話でね、太陽光のパネルが出たら、今の調査特別委員会の話にもなっちゃいますけど、それはここではしませんけども、ああいった形になってんですからね。町長としては、もうちょっとね、言ってしまえば、大人の発想をお願いしたいと思います。

もうこの部分では、もう町長の話はいいですから、ちょっと3問目に伺い……。いいですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 先ほどの高校生の医療費なんですけど、私もちょっと勘違いしてたところがありまして、医療費10割分でどれくらいなのかというふうな、ちょっと認識をしてしまったんですけども、通常2割、3割が家庭ではお支払いになるんですけど、それは答弁で答えた医療費助成費が2,020万円。これが全体の金額ということでございます。

○8番（永井義一君） 2,020万円ですね。

○保健福祉部長（飯野利明君） が、自己負担で2割、3割を払うという分でございます。

それから、先ほどのところなんですけれども、よろしいですかね。確かに子育て世代の負担軽減によって、安心して出産して、子育てできる環境づくり、これを推進するということは非常に重要だと思っております。それで、それを実際にやる、医療福祉制度を拡大するということは、町長の答弁もありましたように、恒常的な財政支出につながるということでございます。ただ、阿見町の場合は、小学生、中学生まで無料化してるんですけども、それを自己負担、2割、3割以外の自己負担。これは医療機関ごとに1日600円で月2回まで上限1,200円。それから入院の場合は1日300円、で月3,000円まで。これは2割、3割負担以外に、自己負担としてかかります。ここまで完全に無料化をしているというところがございます。ここまで完全に無料化をしているところは、県内でも中学生まで、この自己負担を含めて無料化してるのが6自治体ということになります。この費用が幾らかかるかということになるとですね、約4,252万円ぐらいが、今言った自己負担に要している費用です。先ほどの高校生まで医療費無料化した場合は、約2,900万円でございますので、ほかの自治体は、大体この自己負担分はいただいていると。そして高校生まで無料化しているということでございます。13市町村、中学生

まで医療費の無料化はしております。先ほど永井議員がおっしゃられた太子町は、完全に自己負担分、1日600円とか、そちらのほうの自己負担分も無料化してるんですけども、ほかの自治体につきましては、この自己負担をいただいた上で、高校生まで無料化にしていると。阿見町においても、この自己負担をいただいたということになると、約4,250万円削減できますので、他の12自治体と同じように、高校生まで無料化することは、当然可能でございます。ただ、阿見町の場合は、子育て支援の一環として、特に病気にかかる機会の多い中学生3年生までを対象に、自己負担まで無料化を含めて手厚くやっているということでございますので、そのところを御理解いただければと思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね。ありがとうございます。事前にね、柴山課長と話したときもね、その窓口負担の話は、もちろん出まして、これをなくせば高校までできるけども、それじゃちょっと本末転倒になっちゃうだろうということですね、いやそれはちょっと置いときましょうよと。それで、県内のね、今、部長言われたようにね、自治体の中でも、やっぱりその窓口負担を取ってる、取ってるっていう言い方になるのかな、自治体もやっぱりあるわけなんでね、これは日本共産党のね、茨城県のほうとしても、やはり窓口負担をなくしようということで、今回、あるところには要請を出しているんですよ。ですから、もちろんね、窓口負担がなくなって高校生までってできれば一番いいんでしょうけども、なかなかそれも一気ににはできないと思うんですけども、はっきり言って、その窓口負担をなしにしてくれ、そのかわり高校生までっていうことは、そこまではもちろんこちらのほうとしても言いませんし、やはり先ほど言ったように、病院にかかるね、やっぱり小中学生のほうが多いね、ことを考えれば、そういったことはね、なく、単純に高校生ということですね、今回やりました。

ですから、今のね、部長のお話の中で、いろいろわかってきた部分もありますんで、ぜひとも将来的な形でね、高校生までのね、負担軽減をね、ぜひともお願いしたいと思います。

じゃあ、とりあえず、この2点目のほうは終わりました、3点目の、子育て支援の施策の中での最後の、就学援助制度、これについて、ちょっとお伺いしますけども、まずちょっと人数を教えていただきたいんですけども、要保護と準要保護がありますね。それで、今現在ってのがいつ現在なのか、ちょっと、直近のでもいいんですけども、小学生と中学生、要保護、準要保護あると思うんですけども、ちょっとその人数を教えてください。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。要保護と準要保護の人数ということですが、まず小学校のほうですけれども……。ちょっとすいません、手元に資料があるんですが、ちょっとページが、いっぱい資料がありまして。じゃあ、後でちょ

っと、すいません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、それはぜひとも後でお願いします。

じゃあですね、まずちょっと確認なんですけども、この回答の中で、小学1年生は2万470円、中学1年生は2万3,550円の支給額ということで書かれていますけども、もちろんわかってるかと思うんですけども、これ来年度から変更になると思うんですよ。それはご存じなかった。いいですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。今国会で提案された内容だと思えます。それについては、事前に通知が来てるわけなんですけども、国会が通った後にですね、それについては検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） これ、ちょっと知ってると思うんですけどね、4万600円と4万7,400円、小学校、中学校、今言いましたけども、一応これ文科省のホームページ、もう載ってますので、ですから、確認をお願いしたいと思って、ちょっと言いました。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この入学準備金のね、支給時期についてなんですけども、7月ということで、この間ずっとやられてきました。質問書にも守谷市のお話を載っておきましたけども、この守谷市では、3月に、正式に言うと、これ全協で発表されたんですよ、守谷市の。12月13日の全協の中で、守谷市が、この入学準備金、就学援助についてということで、この3月から支給されるということでありまして、実際これ、一般質問の中にも触れておいたんですけども、教育委員会のほうとしては、守谷市のことは少しお調べになりましたか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。永井議員さんが質問してる全て答えられるかどうかわかんないんですけども、守谷市では、当年度の課税とか非課税証明書を添付していただいて、1月ごろに申請して3月支給ということは聞いてございます。

ですけど、これは入学準備金だけでございまして、また新年度になりましたら、ほかの申請をしていただいて支給するっていう形になります。ですので、2度申請するような形かと思うんですよ。で、阿見町でそれが受けられるかどうかなんですけども、2度申請が保護者の皆様に受け入れられるのか、あるいは2度申請じゃ嫌だよという声もあるかもしれませんので、それにつきましては、保護者が負担の増えることも含めてですね、守谷市の状況、県内市町村

の動向を含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今回のね、回答を見て、ちょっと思ったんですけども、かなり保護者の申請にかかる負担を考慮した上でっていうことで、かなりその辺が重点的に今回書かれているなと思ったんですよ。前回、私のほうで、去年の9月議会の中で、私のほうが同じような形で、その時期の話をさしてもらったんですけども、このときの回答の中では、収入の確認ができるのが6月になっておりますので、支給時期の前倒しは難しいと思われまして。そういった回答があります。今回、同じような回答が出てくるのかなと思ったら、収入の確認できる云々かんぬんというくだりが、今回なかったわけですよ。で、前回の話の中では、やっぱりこういう問題があるからできないんだっていうところがあって、これはほかの市町村の中でも、やはりそういった回答が結構多いのは事実です。

ですから、今回、守谷市が県内で最初にこういった形でやって、ということは、考えようによっては、6月の収入でどうのこうのっていうんじゃないかと、いろんな形でできるんじゃないかと、1つ思うんですよ。それで、ほかの自治体でも、かなり入学準備金のね、ところで、やってるところもあります。北海道とか東京とか、いろいろ書いてあるんですけども、たまたまこの前、朝日新聞のね、見た中で、2月4日付の朝日新聞のデジタル版のほうに載ったんですけども、経済的に苦しい家庭の小中学生約150万人が受けている就学援助の一環で支給される入学準備金について、支給時期を前倒しする自治体が増えている。少なくとも全国の80市区町村が、入学前から制服購入などで出費がかさむ入学前に変更している。文科省の2014年の調査によると、学校教育のために家庭が出費する金額は、小中学校ともに1年生が最も多い。中1では、制服だけで平均4万6,000円。体操服や上履き、通学かばんなどを含めると、入学前には10万円以上かかる場合があると。入学準備金は、その一部に充てるお金として、市区町村が定額を支給しているということで、今支給しているところ、いろいろここに出てるんですけども、やはり先ほど、2回申請するのが大変だっていう話がありましたけども、そういう問題ではなく、4月に向かってかかるお金がどうしても必要になってくると。今言ったように、中学校が特にね、多いと思うんですけども、制服だ、体操服だ、かなりね、お金がかかる、かばんもかかる、靴もかかる。そういった中で、4月までにかかるために、守谷では3月に支給するっていうような形になったと思うんですけども、ですから、阿見町の今回の回答の中で、保護者の申請にかかる負担を考慮した上でっていうこと、ありますけれども、じゃ、実際、町の教育委員会のほうとしては、じゃ、保護者にアンケートなりヒアリングはしたわけですか、どうなんですか。それちょっと、もしやったらお答えください。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。特にアンケートはしてないんですけども、申請者とか対象者からの要望とかいうことは、現在のところございません。ただ、茨城県内市町村で実施を検討するという市町村が15市町村ございます。それから、検討しないよというのが24市町村ございますので、その辺の動向も踏まえてですね、検討していきたいと思っています。

で、先ほど議員さんもおっしゃった子供の貧困という問題につきましては、非常に教育委員会としても重要な課題だというふうには捉えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） アンケートとかヒアリングも行っていないという回答でしたけども、確か前回、私も同じこの質問の中でお話しさしてもらったかと思うんですけども、やはり一般の家庭、特に経済状況が厳しい家庭の中で、じゃあ教育委員会にこういうことを物申すっていうのは、教育委員会と一般の保護者との距離ってのは、そんなに近いもんじゃないと思うんです、はっきり言って。ですから、前も対象者から何か意見がありましたかっていうことをお伺いしたときに、いやそういった意見はなかった。それはないのが当たり前なんです、ある意味。ですから、向こうから言うてくるっていう関係には、まずないんですよ。ですから、教育委員会のほうとしては、対象者がわかっているわけですから、特に中学上がることの対象者ってのは、小学校からの状況がわかるわけですから、わかるわけですよ、教育委員会でも。ですから、そういったところに対して、教育委員会のほうから水を向けないと、やっぱりそれはなかなか、そういった意見を吸い上げることはできないと思うんですよ。ですから、今回、はっきり言って、そういった一般の方々、今回守谷でこういうのを始めたってのは、多分、まだ知らないと思うんですよ。ですから、今15市町村が、一応やる方向性で話ね、次長のほうからありましたけども、やはりそういったところで、ぜひとも阿見町も15市町村の中に入っていたきたいわけなんです。私の希望としてはね。やはり、そういった要望が、住民の人たちから出てくる、聞けるような教育委員会の体制っていうのは、やっぱり考えなきゃなと思うんですよ。ですから、こういった1つの入学準備金の話ですけども、やっぱり1つのこういった形でも、町民の人に、こういったね、声かけをして、またどういった形になるか、ヒアリングとかアンケートか、形はわかりませんが、何らかの形をした町民の人たちの意見を吸い上げるってことがね、やっぱりこれは必要になってくるかと思うんですよ、教育委員会のほうとしても。ぜひともこれは、そういった形でですね、お願いしたい。

それで、先ほど、守谷のほうのね、やつで、就学支援でして、入学準備金ということで、で

すから、先ほど私も申したように、4月が一番、4月前、4月までっていうのかな、そこが一番お金のかかる時期ですんで、実際、お金を借りて子供の制服をつくって、で、7月に入ったときに返済するっていうような人も、もちろんいるわけですよ。ですから、そういったことがないようにするためにも、4月前にね、ぜひともやっていただきたいと。

ですから、もちろん入学準備金ね、それをまず実施するっていうだけでもね、第一歩足を踏み出したことになると思うんですよ。ですから、先ほど言ったように、15市町村の中にね、ぜひとも阿見町も名乗りを上げてもらって、16市町村になりましたっていうようなね、形で、ぜひともよろしく願いいたします。

1つ目のやつは以上です。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） 先ほどは大変失礼いたしました。今、対象となっている人数ですが、今年度の2月末現在で、まず要保護の小学生が16名、中学生が12名になります。準要保護のほうが、小学生が78名、中学生が68名というような。よろしく願いします。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ちょっとね、今数字もらったんで、ちょっと一言お話しするんですけども、今のね、要保護、準要保護、合計しても百五、六十人、ぱつとでは違ってるかもしれませんが、そのぐらいの数ですんで、これぜひとも1つね、一步踏み出して、そんなにね、何千万もかかるあれではないと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

じゃ、これで1問目を終わります。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、2問目の質問に移ります。

国民健康保険税の引き下げについてです。平成27年2月に、厚生労働省保健局国民健康保険課が出した国民健康保険の見直しについてという文章があります。そこには、市町村個々が抱える構造的な課題として、保険加入者の年齢構成が高く、また所得水準が低いために、所得に対する保険負担が大きくなっている。また、それによる保険料の収納率も低下し、まさに負のスパイラルとなっています。そのようなところからも、国民健康保険税が払い切れない、頑張っただけというものはもう限界だと、そういった声が聞こえてきます。

国では、この文書をもとに議論を行い、保険者支援制度の拡充、保険料負担の軽減として1,700億円を拠出し、被保険者の保険料負担の軽減を行いました。阿見町では、これがどのように使われ、被保険者に対してどのような軽減がなされたものかを伺います。

また、平成29年にも、国は同様の財政支援を行います。そのことに対する阿見町の対応も

お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、国民健康保険税の引き下げについての質問にお答えいたします。

国は、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、低所得者数に応じた保険者への財政支援を平成27年度に約1,700億円拡充しました。拡充内容は、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者についても財政支援の対象とするとともに、軽減対象の拡大に応じ、財政支援の対象を拡大し、現行の7割軽減、5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率についても引き上げを行いました。

平成27年度の町における低所得者数に応じた保険者への財政支援は、前年度に比べ約5,300万円、平成28年度においても、平成26年度と比較すると約5,000万円の増加となっています。

これに伴い、軽減制度の拡充が行われ、今年度においても5割軽減の算定基準が26万円から26万5,000円に、2割軽減の算定基準が47万円から48万円に見直されました。これにより軽減対象世帯が増加し、基礎課税額の医療分で申し上げますと、7割軽減世帯1,970世帯、5割軽減世帯900世帯、2割軽減世帯892世帯が軽減されております。

平成29年度においても、同様な見直しが予定されており、5割軽減の算定基準26万5,000円から27万円に、2割軽減の算定基準が48万円から49万円になる予定であります。

国民健康保険税等の引き下げについては、町が独自に国民健康保険税の軽減を実施する場合、毎年経常的に財源が必要であり、国民健康保険の財政状況を見きわめなければなりません。国民健康保険の医療費は年々増加しており、現時点においては十分に余裕がある状況とはいえません。

また、医療保険制度改革関連一括法により、平成30年度から県が県内の市町村とともに国保の運営を担うこととなります。これにより、県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保が求められ、制度の安定化が図られることが期待されます。今後も保険者の変更に際しては、国の情報を収集し、県と協議しながら問題が生じないよう準備したいと考えております。

このようなことを踏まえ、町としては国民健康保険税の引き下げは考えておりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この回答の中でいきますと、平成27年ですか、国のほうで、低所得者へのね、1,700億円の拡充金をやったわけですけども、要は阿見町には、このうち5,300万が財政支援として入ってきて、軽減制度の拡充となったというふうに思ってよろしいわけですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。平成26年度に比べて約5,300万増えておりますので、そういった財源を軽減の費用等に充てているということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） で、ちょっと、前の、平成28年の3月議会での、ちょうど飯野部長の答弁の中で、私もこのとき、一応1,700億円の話はしたんだけど、ちょっと具体的にそれがどうなってるのか、こっちもわかんないまんまだったんで、すごい中途半端な質問になってしまったかと思うんですよ。で、今回この質問を出すに対して、ちょっと読み直して、いろいろそう思ったんですけども、ちょっとここで1つお伺いしたいことがあるんですけども、この飯野部長の答弁の中で、5,300万円の内訳でございますけれども、1つは保険料の軽減分、2割、5割、7割への軽減が図られております。もう1つは——この間にちょっと文章があるんですけども、もう1つは、保険者の支援分といたしまして、低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費のほうで負担すると。この2つのほうを合わせて試算しますと約5,300万円となりますというような答弁があったんですよ。

ですから、この答弁だけ見ると、2割、5割、7割のやつで、言ってしまえば、対象者が増えたっていうんですか、セーフティーの網が広がったという意味合いだと思うんですけども、そういった中で、そのもう1つのところで、保険者の支援分といたしまして低所得者数に応じて、保険料の一定の割合を公費のほうで負担するというので、この2つのほうを合わせて試算すると5,300万というふうな答弁があったんですよ。ですから、今回のこの答弁の中で、もう1つのほうというのは、どういう形になってるのかと思って、ちょっとそれをお伺いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 国のほうなんですけど、保険基盤の安定繰り入れということで、1つは低所得者に対する部分。それと、高齢者の数等に応じてですね、やはり当然医療費が上がっていますので、そういったものを含めて保険基盤の安定の繰り入れということで、歳入と国庫の負担金ということで入ってきます。

で、その内訳を申しますと、今永井議員がおっしゃられたようにですね、平成28年度で申し上げますと、全体としましては、2億1,300万円程度の繰り入れを、保険基盤の安定と繰り入れということでやっております。で、その内訳としましては、国庫の負担金分が約4,000万程度。それから国の補助金分で約1億2,000万程度。それと町の負担分が5,300万というような内訳になってございます。

基本的には、保険者の低所得者の数に応じて、国のほうから入ってくるわけなんですけども、国、県も含めてですけども、入ってくるわけなんですけども、それを町の国保の会計に入って

くるわけですから、そういったものを財源として、低所得者2割、5割、7割軽減してしますので、そちらに充てているということで、その財源が入ることによって、基本的には保険料全体の引き上げを抑えているということにつながってくるというふうに理解していただいでよろしいかと思ます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ごめんなさい、私もね、そういったところ、ちょっと非常に疎いんで、今の答弁の中で、そうですか、わかりましたってのは、ちょっとなかなかわかんないんで、これに関しては、今回保険料を引き下げてくれということの中で、かなり国から来る分、県から来る分とか、いろいろあると思うんでね、ですから非常にちょっとわかりづらい今の回答だったと思うんですよ。平成28年度で2億1,300万円。急にその数字がぼんと出てきて、その内訳がって言うんで4,000万とか1,200万ってなっちゃったもんでね。

もし、もうちょっとわかりやすく言っていただければお願いしたいし、ちょっとこれ以上わかりやすく言えないよって言うんだったら、また改めてね、お伺いしたいんですけども、どうですかね。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 国全体としては約1,700億円。で、それを数で割り返していきますと、1人当たり大体5,000円ぐらいというふうに国のほうでは試算されているところがございます。それでいきますと、町のほうに入ってきているお金がそれぐらいでございます。大体同じぐらいの金額、ちょっと今手元にぱっと出てこないんですけども、その分ぐらいが入ってきてるということでございますので、ちょっとうまく説明できなくて、ちょっと申しわけないんですけども、要は基本的には、その入ってきている、国は保険者の負担軽減を図るということで1,700億円支援しているわけで、平成30年度からは、さらに1,700億円入れるということで、国保財政の安定化を図るということでございますので、そういったものを活用して、なるべく阿見町でもですね、保険料の引き上げに行かないように。当然1,700億円が入ってきてる、国全体として入ってきてる。阿見町も、それに見合った分が国から入ってきているということで、全体的には、国保税の引き上げにならないような形に、結果的にはなっているということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） じゃあ、逆に考えるとって、変な言い回しになるんですけども、要は1,700億円が入ってきて、単純計算で1人5,000円になると。その国の拡充の分ですね。ですから、極端に言えば、今セーフティーネットを広げない、その2割、5割、7割軽減の部分の48万とかそういう金額を変えなかった場合には、1人5,000円の引き下げが、単純計算ですよ、

これは、できるというような解釈でもよろしいわけですかね。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 簡単に言っちゃいますと、そういうことになるかと思いますが、ただストレートにそのままというわけではないんですけども、イメージとしては、その1,700億分が全国に交付されているわけですから、それを低所得者の軽減とかに充てないでということであれば、1人頭にすれば、平均すると、約5,000円分の保険料の軽減が図られるということでございますので、阿見町の場合、やはり細かに計算しないとわかんないんですけども、イメージ的には、そういうイメージでとっていただいてよろしいかと思います。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 非常に私もわかりやすく、ちょっと考えた部分でね、そういった計算になるのかなと思うんですよ。

今部長のおっしゃった中でね、来年度以降、以降もでいいのかな、とりあえずまた1,700億円入ってくると。その中で、これの2割軽減、5割軽減、7割軽減ですか、これがね、26万から26万5,000円。47万が48万円に。これは、私も阿見町がこうなってんのかなということで見えて、あとネットでずっと調べたら、どこの自治体もこの金額なんです、要はね。ですから、国のほうでそういった、やりなさいっていう指示が出てるのかどうか、ちょっと私もわかりませんが。ですから、また29年度においても、1,700億円、国のほうから補助金が来た場合には、この2割、5割、7割の部分の金額をもっとこれから増やすっていうことでいいわけですか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 御指摘のとおりでございます。現在、2割軽減につきましては、基礎控除プラス——答弁に答えたとおりでございます。48万円の分が49万円になるとか、そういうふうに拡大になるということで、それに伴いまして、5割軽減世帯が、今の試算でございますけど、約23世帯増、2割軽減世帯で13世帯増ということで試算してございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） すいません、今ちょっと下に書いてあるのを、ちょっと気がつかないで質問しちゃいました。ごめんなさい。

そういった形で、国からの財政1,700億円をね、こういった形で使ってるということで回答をもらってるわけなんですけども、国保に関してですね、平成30年の4月からですか、国保一元化ということで、都道府県に移管される。保険者が今度はね、かわるということで、ヒアリングをした柴山課長と話ししたときにも、やっぱり国保が県に行くと、県に行ったときには、その国保の金額、保険料が上がる場所もあるんじゃないかという話も、やっぱりありました。

その中で、ぜひともね、保険料のほうをですね、県のほうに移管されてもですね、ぜひとも保険料のほうを上げないようにしていただきたいと思うんですけども。

で、この保険料、私もね、前の、これは平成27年の9月議会。このときも飯野部長が答弁されてるとこなんですけども、保険料をどうにか安くできないか。県のほうとしてもいろいろできないかっていうことをね、こちらのほうで話ししたときに、町としても、適宜町村会等とも連携をとりながら、そういった形で要望はして、今後していきたいと思います。

先ほどの、所得から見た負担割合何%にとか、いろいろ具体的な項目を上げてきていけば、やはり説得力もあると思います。そういった面で、いろいろ研究をしていきたいと思っていますというような形での部長の答弁があるわけなんですよ。

ですから、やはり、国から来たやつを、そういった形で2割、5割、7割軽減のところに、もちろん入れているのが現状だと思うんですけども、それ以外にでも、もし保険者が県のほうにね、移管した場合でも、やはり県民のところでの保険料がね、高くないためにもね、ぜひともそういった形で、県のほうにしっかり働きかけていっていただきたいと思います。

じゃ、以上で私の質問終わります。

○議長（紙井和美君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は3時25分にします。

午後 3時16分休憩

午後 3時25分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、10番平岡博君、16番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は15名です。

次に、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） それでは、最後になりましたけれども、よろしく願いいたします。

通告に従いまして、初めに、命の授業・がん教育の実施についてお伺いいたします。

がんは国民の2人に1人、特に男性は3人に2人にかかり、3人に1人が亡くなるという、今日、死亡原因の第1位。まさに国民病と言っても過言ではありません。早期発見、早期治療では9割前後が治ります。早期発見には、定期的ながん検診の受診と、精密検査が必要となった場合には専門の医療機関で検査を受けることが重要です。しかし、阿見町のがん検診受診率

は、国のがん対策推進基本計画の目標値50%にはなかなか進んでいない中で、がんを罹患する方が非常に増えております。いかにがん検診の受診率を高めるかが、最大の課題となっております。

政府が策定したがん対策推進基本計画に、子供に対して健康と命の大切さについて学ぶがん教育が位置づけられ、本格的にがん教育がスタートいたしました。阿見町の未来においても、がんに関する正しい知識を学び、命と健康を考える児童生徒へのがん教育が非常に重要です。

がん教育は、教師によるクラス単位でのがん授業と、外部講師により学年単位のがん教育を車の両輪として行うよう、文部科学省でも推奨しております。国の外部講師を用いたガイドラインには、がんへの理解や患者への正しい認識を深めるため、がんの専門家や医師の活用が重要との記載があります。さらに、がん教育を実施した各市町村では、子供たちが家族に対してがん検診を勧めるようになり、がん受診率が上がっているとの調査結果も出ています。

今年度、文部科学省では、児童生徒へのがん教育の教材を完成させ、都道府県、政令市へと発出しましたが、これに対応した学習指導案も完成し、自治体側に送られました。学習指導案では、教師ががんの授業、特別活動などをどのように進めていくかを示した学習指導、そして学習支援の計画書であります。何時間の授業時間で指導するのか、授業の学習形態、順序や方法、どのように児童生徒を評価するのかについては今年度中の検討が求められているとお聞きしております。また、指導案は、小学校、中学校、高校別に作成されており、中学校と高校では保健体育、がんと健康と、特別活動、がん患者への理解と共生に分かれています。中学校の保健体育のがんと健康では、目標をがんについて関心を持ち、学習活動に意欲的に取り組むとともに、自らの健康的な生活を実践しようとする態度を身につけることができるようにする。がんについて知識を活用した学習活動により、課題の解決を目指すための思考力、そして判断力、表現力を身につけることができるようにする。がんの疾病概念や予防法等について正しい基礎知識を身につけることができるようにするとしています。文部科学省からは、がん教育推進の際に、教材とあわせ活用をとの推奨もしております。

そこで質問いたします。

がん教育には、教師が教えるクラスの授業と、専門の医師やがん経験者を招いた学年単位で行う講演会などの両輪の体制が重要と考えます。児童生徒へのがん教育をどのように進め、充実させていくのか。国では29年度実施の方向で発出されていますが、当町でのがん教育授業を来年度実施するのか否かについて、教育長にお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） いのちの授業・がん教育の実施についてお答えします。

児童生徒へのがん教育をどのように進め、充実させていくのかについてですが、平成27年12月に「茨城県がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」、いわゆるがん条例が施行されました。がん条例は、国のがん対策基本法を踏まえ、県や市町村、教育関係者等の役割を明らかにし、がんによる死亡者数を減少させ、がん患者及びその家族を支援するとともに、がんになっても安心して暮らせる社会の実現を目的として制定されたものです。がん条例の第8条には、教育関係者は、児童及び生徒が、がんの予防につながる望ましい生活習慣を身につけるとともに、発達段階に応じて、がんに関する正しい知識及びがん患者に対する正しい認識を持つことができるように教育の推進に努めるものとして示されています。

がん教育の実施に当たっては、保健体育の授業で行うほか、特別活動や総合的な学習の時間、道徳において、がんに対する基礎的な知識を身につけさせ、自他の健康と命の大切さについて深く考えることができるようにしていきたいと考えております。

また、がん教育は専門的な内容を含むことから、専門医やがん経験者等の外部講師を招いた講演会等を開催し、保健学習等で得た知識の深化と実践力の育成を図る必要があると考えております。当町では昨年の11月には竹来中学校において、大学の専門医、がん経験者を講師として、がん教育講演会を実施しました。

次年度以降も、茨城県教育委員会で作成した指導資料等を積極的に活用し、学校におけるがん教育を推進していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、今回、授業に当たりましては、教師の指導力が大変、何ととっても重要ではないかと考えられます。教師の質的向上に、阿見町ではどのように取り組んでおられるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。今、難波議員が冒頭でお話ししたことは、本当に重要なことと私たちも捉えています。がん教育の充実を図ることは、これからの時代に沿っては重要なことだと捉えています。その背景は、多くの病気が医学の進歩によって治ってきました。ただ、がんについては、まだまだ医学の進歩をもってしてもなかなか治らない。それから、寿命が延びたことに伴って、必然的に治る病気が多くなってる中でも、がんは治らないということで、身近の中にがんを患う、あるいは自らもがんを患うという人の割合が、昔と比べて高まっている。自分の話ではありますが、自分の家族にもそういうような状況が生まれま

した。今まで、戦力という言葉は適切じゃないかもしれませんが、家族の中で1つの歯車として働いていた人間が、突如がんということで、今度は周りから助けを求めよう。周りは介護するというような状況も生まれます。こういうことを考えても、また、ならないようにするため、あるいはなつたときの心の持ち方、なつた人がいたときの家族の対応の仕方などなど、一口にがん教育と言いますが、幅広いものがあるなというふうに、自分なりに思いました。

こういうことを、まずは教師一人ひとりが、時代の流れで、こういうことが今後ますます高まってくなっていくことを、しっかりと認識をすること。こちらを、指導室としては、阿見町の教員には徹底して意識していきたいと思います。

また、教える内容につきましては、先ほど難波議員が話したとおり、県のホームページの中に、がん教育についてのホームページもありますし、今おっしゃったとおりに指導案とか、ある程度文科省主体でひな形がつくられてますので、そこら辺をベースに、教育の機会均等ではないですが、どこの学校でも、ある程度のレベルの教育ができるように推進していきたいと思います。本当に重要なことと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。県のそういった研修会とか、特別そういうのは実施してないということですのでよろしいですね。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） お答えします。私のほうは、茨城県の教育の方針に従って教育活動を進めておりますが、年度当初に、学校教育指導方針というのが出まして、今年重点施策はこういうことでやれということで、今年度は、基本テーマが、茨城教育プランに基づいて4点ほど出されているんですが、その中で、基本方針の3番に、生涯にわたる学習と文化芸術・スポーツ活動の推進という項目がありまして、その中に、重点項目として、7番目なんですが、食育、がん教育などの健康教育、薬物乱用防止に関する教育の推進ということで、県の重点施策にもなっておりますので、県のそういう研修会、あるいは町、先ほど前島室長からありましたように、町の研修で、そういうものを積極的に取り上げて取り組んでおります。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。我が町では、いち早くというか、竹来中学校で講演会をしていただいているということで、大変うれしく思う次第なんですけれども、ここでは、何年生で何人の生徒さんが学んだのかと、また、参加した子供たちの知識、意識の変化など、また、どのような成果また課題等がありましたら、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えいたします。このがん教育につきましては、竹来中学校では、全学年でやっております。それで、その後アンケートをとって、やはり、がんについてよくわかったとか、そういうふうに、難波議員が予想されるとおりの経過が出ております。

それで、やはり竹来中学校で進めて、こういういい取り組みをキャッチしましたので、ほかの学校にも広めようと。実は、いきいき学校保健委員会というのが、全部の学校の先生方、保健の先生方を対象に、情報交換をする組織が、既存の組織が阿見町にあります。そこで、年度初めに、来年度29年度では、県のがんの教育を推進している保健体育課のほうから講師を招いて、各学校のがん教育がより進むようにということで、講師を招いて、竹来中だけじゃなくて、全部に広まるようにということで計画しています。いい効果だと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。確かに、県のほうでも、26年度からモデル事業ということで、中学校7校、高校7校ということで始まった経緯があるかと思うんですけども、その中で、昨日の新聞ですね、がん患者といっても、なかなか表にはあらわれてこないと思うんですね。あと、学校のドクターといっても、なかなか手配するのが大変ということ、聞き及んでおります。

そういった中で、ここのがん教育、神栖第4中学ということで、県には、がんの特性、予防の大切さを学んだということで、そういった茨城よろこびの会という、がんの体験スピーカーのバンクがあるという。いろんなそういう情報を、きっといただいているかと思うんですけども、今そういった、2人に1人ががんということで、本当にしつかり、誰でもなるんだよということで、小さいうちから学んでいくというふうになっておりますので、当然、3月7日の新聞にね、出ておりましたので、その辺もよろしく願いいたします。

それで、こういうところでアンケート結果は出てくるとは思うんですけども、県内で行われた学校のアンケート結果なんですけれども、例えば、がんは体の中で異常な細胞が増えてしまう病気ということで、がんの勉強をする前は58%が82%になった、8割の。あと、がんになっても充実した生活ができるという、41%しか、そう思わない方が、72%もね、そうなったという。あと、がんは身近な病気だと思うというのが73%から94%。また、がんや、身近な人とがんについて話し合おうと思うというのが40%から68%。がん検診を受けられる年齢になったら、積極的に検診を受けようと思うという、61%から85%になったというね、そういう結果も見せていただいておりますけれども、そういった研修をしながら、また子供たちにとって、来年度もほかの中学校でもやっていかれるということですので、よろしくお願い申し上げます。

それとですね、次年度もということで、いろんな今、国でも県でも、教材が今、いろいろ試行錯誤というか、これだというよりも、今、毎年毎年変わってるということで、教育委員会に

も、こんな本はどうですかということで、お読みいただいているとは思いますが、多くの小中学校、高校において、がん教育の授業を行ってきた林和彦東京女子医科大学のがんセンター長の著書の『「がん」になるってどんなこと』ということで、私も早速読ましていただいたんですけれども、その中になんですけれども、医学部教授が教員免許を取ってまで、子供たちに伝えたいことがあるんだということで、それがその本の1冊になっているわけですけれども、この本の特徴は、子供たちだけでなく、来年度から、正式には国では来年度29年度からがん教育を行う学校の教員や、また医療関係者、さらには保護者を初めとする一般の大人の方々にも役立つようながん教育の内容を1冊の本にまとめてあるということなんですけれども、最初に、知っておきたいがんの数字が出てきますね。それで、がん患者の3つの実話ということで物語にしたものが出てきます。最初がお母さんががんになっちゃった。お父さんは泣きながらがんを闘っている。3番目がおばあちゃんのがんはもう治らない。子供と一緒に知るとの考えから、内容はやさしくて読みやすく、それでいてがんの知識が十分に学べるようになっておりますので、一気に読めますけれども、子供たちが読み合わせもしてもいいような内容で、じんと胸に迫るような部分が多々ありますけれども、そういったがん教育のだいご味は、子供たちの変貌ぶりがあると、あとがきにもありますけれども、わずか45分の授業でも、子供たちは大人顔負けの意見を持つようになります。自分の命を大切にすることを学んだ子供たちは、いずれは他人の命を思いやり、国の将来をも考えられる大人になってくれると信じています。そういったことで結ばれておりますけれども、室長でしょうか、教育長、読まれた中で、ぜひ御感想、御意見、また聞かせていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） この間いただきました本ありまして、全部は、すいません、読んでないんですが、最後のこの附箋がたくさんあったところを読ましていただきました。それで、その大学の先生も、家族がやはりがんになって、治す側から介護する側になったという気持ちがわかったことで、予防が大事だなということも初めて知ったと。先生がそんなふうにおっしゃってたということが書いてあったかと思います。そういうような教育も、当然、今後必要になってくるだろうなと思ってございます。最後まで読ませていただきます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） またぜひ一助にしていいただければと思います。

最後に、命の大切さを教える、そういった授業で、がん検診の向上ということも、阿見町にとっても効果もさることながら、児童生徒が友達を大事にする心をですよね、そういったまた他者への思いやりの心を醸成する、そういったがん教育授業を、来年も続けていっていただけ

るということに感謝申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続きまして、5歳児健診の導入や発達障害児支援体制の推進を図るための就学前教育についてお伺いいたします。

就学前教育について、1点目、小1プロブレムは、幼稚園、保育園から入学する児童の教育的経験からの違いや、教育格差による貧困などの要因とする学力格差、しつけの程度による規律や自尊心の違いが就学前教育の違いとなっており、就学前のスタートラインにつけないなど、集団生活が成り立たない状況であります。複雑で多岐にわたる問題があります。

教育長は、教育振興基本計画でも、把握しております就学前からの家庭教育の支援について、福祉部門と連携しながら推進していくと、平成27年12月、質問した際に御答弁をされております。

包括的な窓口を明確にして、阿見町全体でしっかり機能させていくことも必要と考えます。小1プロブレムの解消や幼保小連携への取り組みについてお伺いいたします。

2点目、発達障害児の子は、低学年のときは活発に遊んだりして、余り気にしないのですが、高学年や高校になると、自尊心が低い子が多く、自殺願望が出てきて、自殺につながったりリストカットをするケースが少なくないようであります。そうならないためにも、早期発見し、早期の療育をすることによって、6割は改善されるそうです。知的障害者、身体障害者、そして発達障害者における基本的知識やその対応の仕方について熟知し、経験を積んだ特別支援教育相談員がおられるのか。その取り組みについて。また、その親が自分の子供の行動を冷静に観察して、特徴を理解したり、障害の特徴を踏まえた褒め方や叱り方を学び、子供の問題行動を減少させる家族支援の方法として、ペアレント・トレーニングがあります。厚生労働省が予算計上した地域生活支援事業を活用して事業化ができます。取り組みについてお伺いいたします。

3点目、地域で幼児教育、家庭教育を支える事業についてですが、早速昨年度、町独自の1歳児から2歳児の、このようなすばらしい、つくっていただいた「すくすく育てあみっ子」と、3歳児の「のびのび育てあみっ子」の子育てに関するチラシとポケットティッシュをつくって、親御さんに配布していただいておりますことに、感謝申し上げます。

その上で、見えない、見ない親御さんを含めた、この先どうしてあげられるのか、一歩踏み込んだ取り組みはどうか。

また、阿見町に療育センターがありません。地域で未就学児の幼児教育や療育的な教育支援を支えるための事業として、コミュニケーション能力を育てる事業の推進や、個別相談等の拠点は考えられないでしょうか。

次に、発育発達に遅れがあると思われる子供の早期発見の取り組みであります。県は、子

供の発達障害の早期発見支援を狙い、5歳児健診の実施、普及への取り組みを強化するとして、モデル事業として位置づけ、28年度から予算計上いたしました。5歳児は、幼稚園や保育所での集団生活を始める子供が多いことから、発達障害と気づきやすいとされております。発達障害と診断された後、入学まで1年以上あることから、専門職による指導を受けたり、特別支援学級に入るか検討するなど、十分な時間の確保につながると期待されております。

阿見町は3歳6カ月児健診後、小学校入学前健診まで2年6カ月は実施しておりません。十分な支援を受けられないまま入学を迎え、入学後に問題を指摘されることもあると言われております。行方市、笠間市が健康相談を実施しているほか、古河市、取手市、鉾田市が準備を進めているということでもあります。

そこで、4点目、阿見町における発達障害の早期発見の現状について。

5点目、就学時健診の現状と、発達障害が疑われる児童への対応、指導について。

6点目、5歳児健診を積極的に推進すべきと考えますが、どうか。見解をお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） まず1点目の、小1プロブレムの解消や幼保小連携への取り組みの質問にお答えいたします。

小学校に入学したばかりの1年生が、授業中に座ってられない、先生の話听不懂など、学校生活になじめない状態が続く小1プロブレムが問題となっています。この問題については、幼保小の、学びと生活の円滑な接続を意識した連携の充実が求められています。

阿見町の小学校では、スタートカリキュラムを実施し、入学したばかりの1年生が小学校になれることができるように教育課程を工夫しています。

また、小1プロブレム解消には、幼稚園や保育所と小学校が密接に連携をとることが必要です。今年度は、管理職対象の幼保小教育接続推進のための研修会を、県や大学から講師を招聘して実施いたしました。また、以前より担当者対象の幼保小教育連絡協議会を行い、児童一人ひとりに対しての引き継ぎを行っております。幼稚園や保育園の先生方と小学校の先生方による相互の授業参観が自主的かつ積極的に行われるなど効果があらわれております。さらに、保育所の児童が小学校を体験入学する交流を行っております。

2点目の、特別支援教育相談員の取り組みや家族支援、ペアレント・トレーニングなど、地域生活支援の取り組みについての質問にお答えいたします。

現在、阿見町では特別支援教育相談員はおりません。特別な支援が必要な児童生徒のいる小中学校には特別支援教育支援員が生活支援を行っております。

ペアレント・トレーニングは、発達障害児童等に対する、子育てのこつ・しつけ方等を身につけるための訓練です。平成27年12月議会でも答弁したとおり、児童虐待を未然に防ぐため

の保護者支援、相談対応職員の資質の向上を図ることを目的として、県の児童相談所でも実施しているところです。

町では、障害児の早期療育を支援するため、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育及び保護者への相談支援を行う障害児療育事業を実施しているところです。そのほか、町内には児童福祉法に基づく児童発達支援事業所が2カ所開所しており、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童及び発達障害のある児童が通所しております。

地域生活支援については、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みとして、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動等のピアサポートについても支援を検討してまいります。

3点目の、就学前教育については、27年度より保護者向けの支援事業として、さわやかセンターにおいて1歳6カ月の児童健康診査時にあわせ、町独自で作成したリーフレット「すくすく育てあみっ子」と家庭教育になじみやすいイラストを入れたポケットティッシュを配布しています。

また、3歳児の保護者には、町内保育所・認定こども園・幼稚園と連携して「のびのび育てあみっ子」を配布し、家庭教育の重要性をお伝えしてきました。引き続き、福祉部局と連携した取り組みの中で支援を拡充し、効果を出していきたいと思っております。

難波議員御質問の、地域で幼児教育・家庭教育を支えるための事業としてコミュニケーション能力を育てる事業の推進や個別相談の窓口等については、庁内においても各部署で検討することも多いと考えられます。

しかしながら、社会教育法の中では、家庭教育に関する学習機会を提供するための講座の開設、集会の開催等、奨励することは、教育委員会の事務として規定されていることもあり、事業を促進するために家庭教育に関して活動できる方に、積極的に公民館、ふれあいセンターを利用いただく考えです。療育的な教育支援活動を通して保護者が学習することで、子育ての不安が払拭され、楽しい家庭教育ができるようにしたいと思います。

4点目の質問につきましては、町長からお答えいたします。

5点目の、就学時健診の現状と発達障害が疑われる児童への対応・指導についての質問にお答えします。

就学時健診は、来年度入学を予定している児童の心と体の状況を把握し、入学するに当たり、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適正な就学を図ることを目的として、各小学校で行っております。

行う検査は、内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査、知能検査です。

発達障害が疑われる児童への対応・指導についてですが、就学時健診前より、各課からの情報提供や就学前施設等の訪問から状況把握を行っております。さらに、就学時健診時の知能検査や行動観察から、個別の指導を必要とする児童の保護者に就学相談を行っております。就学に対しての不安など、保護者の思いに寄り添いながら適切に助言し、児童が楽しく学校生活を送ることができるようにしています。

6点目の質問につきましては、町長からお答えいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 4点目の、阿見町における発達障害の早期発見の現状についてであります。

町では、1歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診に加えて、2歳6カ月児健診を実施し、幼児の発達状況を適切に確認しているところです。健診につきましては、小児科医による診察と保健師による保健相談により、成長発達の状況を把握しています。特に、2歳6カ月児健診では、言葉の発達等の状況が明確になってくる時期でもあるため、さらに心理相談員による相談を実施しております。

健診終了後は、健診事後相談事業として、心理相談員、保健師による個別の発達相談を行い、支援が必要な幼児につきましては、専門機関へつなぐ等、早期の支援に努めております。

6点目の、5歳児健診を積極的に推進すべきと考えますがどうかについてであります。

幼児期の健診については、母子保健法に基づき実施する、満1歳6カ月を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児の健診が市町村に義務づけられています。

しかし、発達障害等につきましては、幼稚園や保育所等の集団生活により特徴が顕在化してくるため、3歳児健診では発見されにくく、支援につながらないまま就学を迎えてしまうことがあります。そのようなことから、近年、それを防ぐ手段の1つとして、5歳児健診によるスクリーニングの有効性が示唆されているところです。

現在、5歳児健診は実施しておりませんが、健診事後相談事業として、保育所、幼稚園等の巡回相談や個別の発達相談を実施しております。また、就学に向けて事前に相談が必要なお子さんについては、教育委員会指導室と連携し就学相談につなぐなどの支援をしております。

今後、5歳児健診の実施につきましては、国や県等の動向を注視し、検討してまいります。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます、御答弁。

それでは、保健福祉関係について、まずお伺いいたします。1点なんですけれども、入所す

る障害児対しては、加配配置などがありますけれども、どのような対応を阿見町はされておりますでしょうか。現在、入所児は何名でございますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。加配の保育でございますけれども、生まれつきの発達障害などでですね、周りのお子さんたちのペースに合わせて集団生活を送ることが難しいお子さんに対して配慮を加えサポートするということで、保育士のほうを配置をしております、基本的に現在、そういったお子さんに対して、その程度によりますけれども、1名に対して1名の保育士を加配保育士として配置をしております。

現在ですね、公立のほうでは、そういうお子様が8名いらっしゃいまして、それに対して加配の保育士を8人つけてございます。それから民間の保育所では9人いらっしゃいまして、それに対して5人の加配の保育士をつけているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今回、そういった障害をお持ちのお子さんから、お2人なんですけれども、入れなかった、入所ができなかったっていう、なんかそういうお声も聞いておりますので、丁寧なそういった対応も、ぜひ今後はお願いしたいなと思います。わかりました。

あと、ペアレント・トレーニングは、取手市では進んでおりますけれども、阿見町でも少しずつ推進できますよう、これは重ねて要望しておきたいと思います。

それで、さらに地域生活支援ということで、今後ピアサポートを検討してくださるということで、このほうはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、5歳児健診も、県で全国的に先駆けて取手。島根は全市町村がやってるそうなんですけれども、5歳児健診で発達障害が疑われたんですけれども、3歳児健診では半数以上がそういった指摘がなかったという現状もありますので、ぜひまた、県の動向とおっしゃってましたけれども、手挙げ方式で、かなり県では推進を進めておりますので、で、健診となかなか難しい場合は、健診じゃなくて、健康診断じゃなくて相談っていうのもございますので、そういったことも、何らか一歩前進、そういうことをお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に、就学前教育について、教育委員会のほうに御質問したいと思います。

まずもって、今まで児童健診をやっていた事業についてですね、そのやっていたということですが、その効果、また今後どのような方向で拡充……。ごめんなさい、ちょっと待ってください。ちょっと混乱してます。

一番最初なんですけれども、まず、幼保小教育連絡協議会ということで御答弁いただい

りますけれども、その中の、どのように実施しているのか、また時期、また参加者、その情報交換した児童の数、また方法等も御答弁いただきたいなと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。幼保小連絡協議会についてですけども、例年ですと夏休みと2月の年2回、来年度は行う予定で、今年度については2月に行いました。参加者は小学校1年生の担任、特別支援教育の担当者、それから阿見町在住の6歳児が通う全ての就学前施設の担任が参加し、今年度は53名、例年50名前後が参加しての会議となっております。情報交換した児童については、当然のことながら、1年生になる子供全児童を対象としています。大体例年ですと400名前後ということで、まずここで大きく特別な支援が必要な可能性がある子を洗い出すといたしますか、選定するようなこともやっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それからですね、その後、就学相談という、そういったことも小学校上がる前にあるかと思うんですけれども、そういったところと連携されて、そういった具体的にされているのか、お伺いします。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えいたします。就学時前に健診があります。これが大体11月ごろ行われます。そういうところから、簡易の知能検査といたしますか、そういうところから、ちょっと引っかかってきたお子様だったり、ピックアップされたお子様だったり、あるいは健康づくり課、社会福祉課、子ども家庭課などなどと連携しまして、気になるお子様に対しては、個別の就学指導を指導室のほうの担当がしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） これは、そういった方々がされているんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） 指導室の指導主事の中島先生が現在では担当しております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 非常に重たい、重要な任務をお1人でされてるということで、で、阿見町は本当にそういった目に見えないところでやっていただいている先生がいるんだなど、改めて感謝申し上げたいと思います。

それでですね、就学相談状況ということで、学校上がる前に、どこの特別支援学校にか、特別学級にか、そういったことでかなりお話し合いがされると思うんですけれども、28年度はど

ういった状況になっておられるでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。今、難波議員さんのほうでわかっていただいて、非常にありがたいんですけども、本当に非常に重い相談です。いきなり結論を出すのではなくて、お子様の現在の様子を把握したり、それから親御さんの悩みを聞いたり、それから小学校に入ってから、あるいは入るべきかとか、そういうところを個別にまず、信頼関係づくりから始まりまして、通っている施設の先生方からの情報を確認したり、直接保護者の親御さんから聞いたりなどなど、幾つかを確認しながら、就学相談の成果として結びつけています。

今年度の話ですけれども、特別支援学校に入学した児童は2名ほどいます。それから、特別支援学級、これは各小学校に、全ての小学校ではないですけども、開設されている、小学校における特別支援学級に入った子は13名となっています。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。今後とも、引き続きよろしく願い申し上げます。いろんな面で、保健福祉部と連携されているということで、今後ともよろしくお願い申し上げます。

あと、また質問したいと思います。就学前の教育ということで、今まで児童健診のときにやっていただいたということで、今後とも、どういった、さらに方向性、また拡充するのか、どんな考えで行くのか、その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えしたいと思います。ただいま、今やってる家庭教育の授業としましては、答弁のあったとおり、1歳6カ月の健診時に、毎月1回ですね、家庭教育のことを御案内しております。対象となる方につきましては、誕生日を迎えた子供さん、それとお母さんがほとんどでございまして、月に30組の親子、年間で300組ほどでございます。その際ですが、人間形成の土台づくりとなります乳幼児時期を保護者の一義的な責任としまして、法律、教育基本法で示しているとおり、わかりやすいイラストで紹介してございます。しつけや遊びをコメントして、保護者の方から非常にわかりやすいという声もいただいております。

それで、難波議員さんの御質問の、これからの事業の拡大とか拡充とか、そういう点であります。発展性を考えれば、紹介だけにとどまらず、アンケート的なものをもって、今のお母さんたちがどんなことを思っているのかとか、あとは、診断時を契機としまして、必要がある方に個別相談とか、そういう環境づくりも必要ではないかとは思われてございまして、これも

先ほど申し上げたように、福祉部局との連携したサービス拡充、いわゆる1つのサービスじゃなくて、来たお母さんに複数のサービスが受けられるとか、ワンストップサービスみたいな形で、そんなこともちょっと考えているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。しっかりと、お母さん方が集われるところで、また家庭教育をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。で、今後、包括的な相談窓口、ワンストップサービスということで、設置としていただけるよう、またよろしくお願ひ申し上げます。

次に、家庭教育関連の教育支援活動の拠点ということで、単独な療育的な施設があればいいなど、常々思っておりますけれども、今考えられることはありますでしょうか。お伺ひいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） ただいまの御質問にお答えします。今、実を言うと、療育的支援ってということで、ある人から、ちょっと昨年お話を伺ったことがございます。その療育っていうものを通して、教育支援をしたいという、その方は申してございました。療育っていうのは早期対応が必要で、適応障害のない状態で成長できると聞いています。そういうことから、お母さんたちが不安に思っていることを解消できる講座として、家庭教育に値するような講座なもんですから、教育長の答弁にありましたように、そういった機会とか、そういったものを設けて、家庭教育を充実したいと、その講座に対してそういったことで考えてございます。で、こんな講座をやってみて、仲間づくりとか、そういった方が団体登録なんかして、家庭教育に根づいていっていかればと、そんな考えでもおります。

それと、牛久とか美浦には、特定な療育センターというのもありますということを知ったんですけど、いろいろ将来的な考えで、その事業がどんな事業なのかとか、NPO法人がやるのか、町の事業としてどうなのかという、そういうくくりもありますでしょうし、あと、先ほどちょっと公共施設の総合管理計画なんかもございませう。総合的な方向性とか、そういうのも検討しなくちゃいけないし、そういったことで、今ちょっと具体的には考えは、そういった将来的なことはどうするかっていうような考えはないような状況でございませうが、ただ、講座をやってみて、これからそういった家庭教育を広めていくんだということで御理解のほうをさせていただきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 少しずつそういう方があらわれているというのは、本当うれしい

限りだと思えます。しっかりとまた大事に育てていただければなと思えます。

阿見町はなかなか福祉の障害対策が非常に充実とまでは行ってないような状況にありますので、公民館には男女共同参画センターのような、しっかりありますので、そういった療育センター的なものが、ぜひまた既存の中でお願いしたいなとは思っております。3階の集会室等、ぜひまた拠点と利用できるような御要望をさして、ここで御要望にとどめたいと思えます。

最後に、常々教育長は、就学前が大事なんだとおっしゃっておりますので、その心、熱い教育長のビジョンなるものをお聞かせ願って、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） いつもありがとうございます。話す機会を与えていただきまして。

もうこういう立場に立つ前から、もう10年も前から、母子手帳を配布したときに、あなたは今日からママなんですよ、あなたはパパなんですよと、そういう教育をしていく必要があるだろうということは訴えていました。今、小1プロブレムとかいろいろな問題が出てますが、小学校に入ってから教育ではなくて、入ってくるまでの、生まれてから6年間の教育が、戻れない、その時間に戻れない、そこでこのしつけ、教育が充実すれば、あとは伸びていくんではないかなと。

昔は三世代同居で、家の中に先生がいたんです、子育ての先生がいたんです。今、核家族になって、先生がいない。ですから、親は困っているわけですね、師匠がいないわけです。そういう困った親に寄り添って、子供の健全育成に寄与できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。また、続きをよろしく願いいたします。

それでは、これで次の質問に行かせていただきます。ありがとうございます。

不法投棄・資源ごみ持ち去り対策について、改めてお伺いいたします。

まず、圏央道が、先ごろ県内全線開通ということで、首都圏を含む周辺地域とアクセスがますます容易になって利便性が向上した半面、廃棄物や建設残土の不法投棄や、家庭ごみのポイ捨て、また集積所への不法投棄、また資源ごみの持ち去りなどが、残念ながら悩まされている地域がございます。地域の皆様や周辺地域住民からも苦情があり、現地に行ってみりました。常時監視するのは、とても困難な状況でございますので、そこでお伺いいたします。

1点目、不法投棄等の廃棄物対策の強化について。

2点目、集積所の不法投棄や資源ごみの持ち去りの防止の強化について。

3点目、阿見町廃棄物処理条例の中に罰則規定を盛り込むお考えはありますか。

4点目、集積所等への監視カメラの貸し出しと取り組みについてお伺いたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、不法投棄・資源ごみ持ち去り対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、不法投棄等の廃棄物対策の強化についてであります。

町の不法投棄等の対策として、道路等の不法投棄に関してはシルバー人材センターに業務委託し、町内の不法投棄パトロール、道路上のポイ捨てごみ回収、不法投棄禁止看板の設置を行っております。

さらに、町では茨城県警察OBを採用した環境保全監視員2名を配置するとともに、不法投棄が懸念される場所に不法投棄監視カメラを17基、不法投棄撲滅看板を64カ所に設置し、不法投棄防止対策の強化を図っております。

2点目の、集積所の不法投棄や資源ごみの持ち去りの防止の強化についてであります。

町廃棄物処理条例第4条の2において、資源物の所有権は町に帰属し、町が指定する事業者以外の者は収集運搬してはならないと定められております。

このため、資源ごみ回収日における担当職員及び環境保全監視員による早朝パトロール等を実施し、監視体制の強化を図っております。また、町指定集積所に不法投棄された場合には、適切な調査を速やかに実施し、悪質な事案に対しては、牛久警察署と連携しながら厳正に対処しております。

3点目の、阿見町廃棄物処理条例の中に罰則規定を盛り込む考えはありますかについてであります。

現在、県内16市町で罰則規定がない持ち去り禁止条例が施行されておりますが、県内初めての罰則つき条例改正準備を土浦市が進めております。既に条例を策定した自治体においては、条例制定により一時的に持ち去りは減少しましたが、最近の古紙価格の上昇に伴い、持ち去り行為自体はなくなり、条例が持ち去り行為をなくす有効な決め手となっていないのが現状であります。

このため、町としましても、より実効性のある条例化に向けての調査検討を行うとともに、牛久警察署等関係機関の意見等も参考にしながら、町内の集積所等から資源ごみの持ち去り行為を防止するために必要な対策について、検証等を進めながら取り組んでまいります。

4点目の、集積所等への監視カメラの貸し出しと取り組みについてであります。

ごみ集積所の管理は各行政区で行っておりますが、資源ごみの所有権は町に帰属するものであるため、持ち去り行為の監視については、町が体制強化を図りながら対処してまいります。

また、町集積所や自治会等による資源回収場所へ監視カメラを設置することについては、町

民のプライバシー侵害及び監視カメラの盗難・故障等の新たな問題発生が予想されるため、貸し出しを行うことは困難だと考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。それでは、まずもって、牛久警察署と連携しながら厳正に対処した事例を、ここでお伺いいたしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） それでは、ただいまの難波議員の質問についてお答えいたします。牛久警察署と厳正に対処した事例でございます。具体的には、昨年6月、町の集積所に、今回質問がある持ち去りとは別に、指定の集積所に業務で行った町内の他の場所から、業務として行って回収したものを、不法に捨てたという事例がございました。これにつきましては、答弁のとおり、速やかに内容物を調査して、廃棄物の行った者を特定しまして、直ちに牛久警察署に連絡、告発しまして、牛久警察署で事件化していただきました。

またですね、2点目の、資源持ち去りにも関連しますが、早朝パトロールと、先ほども町長答弁で申しましたが、これにつきましても、暮れの28日、昨年の28日に、町民の方より、匿名でございますが、ナンバー等明記していただいて、この車が持ち去り行為を行っているという貴重な情報をいただきましたので、直ちに町の不法投棄監視員、警察OB2人とともに、私が朝7時前から重点パトロールを行いまして、たまたまですね、早朝行ったんですが、10時過ぎに、現場に情報どおりの場所に行きまして、直ちにその場で取り押さえまして、警察署にその場で速やかに110番いたしました。ただしですね、その者も相当なれてまして、取り押さえましたが、相当抵抗しましたので、それは現場の判断で危険と判断して、一旦手を放して、ナンバー等を控えて、あとは警察署にお任せしているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変危険な状況にさらされているんだなど、今改めて思いました。朝の……。夜中から待っていたんでしょうかね。勤務外行為になるんでしょうか。本当に、そういう中で、不法投棄件数、また集団回収資源量と、また行政の回収資源量、そして、今現在資源物の売り払い代金、どういった、推移をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） まずですね、今、御質問ありました資源物ですね、これは古新聞、段ボール含めての数字でございますが、直近の数字でございますと、25年度が年間で501トン、金額にいたしまして360万でございます。単価がトン当た

り7,183円となっております。続いて26年度が433トン収集いたしまして、売却代金が325万でございます。1トン当たりの単価が7,498円となっております。さらに27年度が年間487トンでございます。売却代金が468万円でございます。単価が1トン当たり9,610円ということで、この3年間で、中国等の古紙の需要の急増によりまして、単価で見ますと34%上昇している状況でございます。さらに全体の町の歳入も30%増加しております。ちなみに推移を見ますと、調べまして一番古い情報ですね、平成14年当時、2002年度でございますが、この当時から今年の1月ですね、古紙の買い取り相場を見ますと、約4.8倍ぐらいに急騰してますので、その辺の背景が資源泥棒が横行している状況だと認識されます。

これについては以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） かなり地域的には、今もすごい続いているということになっております。先ほどの御答弁で、監視カメラなんですけれども、水戸市では移動式の監視カメラを3台、また取手でも2台ですかね、導入して、高いものでありますので、そういった市民からの要望があれば、そこに効果的に運用しているという話も伺ってはいるんです。あるところはGPSですね。端末を古新聞の中に忍ばせて、そういうところにやっていると。本当に自治体においては、さまざまな工夫をしておりますけれども、今後検討する余地はございますでしょうか。こういった資源物持ち去り禁止という、これはたまたまつくばなんですけれども、どこも大変な状況だと伺っております。こういうものをごみ箱にしっかり貼っていただく抑止力もいかがかなと思います。あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） ただいまの御質問についてお答えいたします。まず、経費面ですね、経費面でございますが、先ほど申しました27年度の売却代金、古新聞、段ボールの代金が468万に対しまして、町の収集運搬経費ですね、これ概算でございますが1,086万円ほどかかっておりますので、経費のほうが2.3倍以上かかっているという状況でございます。かかることから、さらにですね、議員御指摘の看板ですね、各集積所に看板を設置する、あとさらに防止のかごを設置する等々を考えますと、その辺がありまして、費用対効果の面から、今後も検討を続ける必要があると考えている次第でございます。

あと、GPSにつきましては、県の廃棄物対策課が古紙の買い取り団体がございます。この団体を通して、県を通しまして、協定、覚書を結びまして、その協会の会員さんが立ち会っていただいて、特定の場所ですね、悪質な場所を特定いたしまして、我々町と立ち会って、合同でGPSをあらかじめ仕込んでおいて追跡調査するという事例が、2年前に取手市において行われたようでございます。これにつきましても、悪質な事例を今後掘り起こしまして、効果的

な方法を考えながら、試行的に実施するのも検討している状況でございます。

なおですね、町長答弁ありましたように、県内で16市町が罰則規定を設けておりますが、ちなみに水戸市さんにも、すいません確認しましたら、水戸市さんはガードマン……。禁止規定、持ち去り禁止規定、失礼、持ち去り禁止規定ですね、の16市町の中で、水戸市さんも設けてありまして、ガードマンを頼んで対策しているということでございますが、それにもかかわらず、さらに水戸署のほうで摘発、注意しましても、翌日には、次の日に同じ者が行っていたという記録も残っておりますので、その辺も根気強く取り組んでいく必要があると考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は4時40分といたします。

午後 4時30分休憩

午後 4時40分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、阿見町会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それでは、13番難波千香子君の一般質問を続けます。

○13番（難波千香子君） それでは、阿見町には集積所は、一体幾つあるんでしょうか。教えていただけますか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） 町内各行政区におきます集積所の総計数は1,340カ所でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それで、阿見町なんですけど、一般ごみも、あと家電とかそういった捨てられる集積所も含めてなんですけれども、そういったきちんとマップにはおさめて、マップ、地図にはおさめてありますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） ただいまの質問に対して御答弁いたします。当然ですね、各区長さんから集積所の申請につきましては、申請書上がってきますので、係が現地確認いたしまして、住宅地図なんですけど、たとえば富士団地の何番はどことい

うことで、地図上に台帳は整備してございます。ただ、一覧となったものはございません。
以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 阿見町からの、経費を先ほどありましたけれども、費用対効果としてかなりかかっているわけですので、警察OBの方、またボランティアのパトロールをやっていますけれども、そういったことを効果的にやるためにも、やってるとは思うんですけども、さらにそういったマップもしっかりとやっていただいて、町のそういったものも、しっかり効率的にやっていただければなという思いで質問させていただきました。

で、最後の質問なんですけれども、今回、本当に資源物ということで、盗まれると、分別のそういった意欲も下げてしまう、低下にもつながってしまいますけれども、資源物のリサイクルを守るためにも、先ほど検証をしっかり進めながら取り組んでいくという答弁でございましてけれども、条例改正に当たって、まずやるべきこととか、検討とか、どういったことがまずハードルがあるんでしょうか、お聞きします。

○議長（紙井和美君） 廃棄物対策課長石神和喜君。

○廃棄物対策課長兼霞クリーンセンター所長（石神和喜君） 具体的ですね、牛久警察署さんとの取り締まり機関との連携協議が必要だと認識してございます。いくら、先ほども申しましたが、16の市と町で条例適用しましても、運用でですね、先ほどの水戸市さんの例ではございませんが、つくっても運用上の効果がなければ何なりませんので、その辺も含めながら検討したいと思います。

さらにですね、条件がございまして。東京都でございまして、23区内では、調べますと、ひどいときには35%ぐらい持ち去りされている資料がございました。これは平成21年当時の資料でございまして、3分の1近くが持ち去りされているという推測の数字がございまして。このため、東京都においては、先例的に条例等、体制等も強化しているようでございまして、それにもかかわらず、条例適用してもですね、警察署のほうでも、1回で逮捕とかはならず、警告書、命令書、中止命令ですね、これを本人に複数回、世田谷区の場合ですと7回ぐらいですね、本人に命令して、それでも従わない場合は検挙というような流れのようでございまして、それも含めまして、より実効性のある体制を整えようと考えております。

あと1点ですね、先ほど議員御質問のマップですね、これにつきましても、経費の面も当然でございまして、それが外部に流れますと、逆によからぬやからに、この場所にあると教えているようなこともありますので、集積所は住民の方がわかっているところなんで、それも含めまして検討したいと思います。

以上でございまして。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。うちの周りでもかなり持ち去りがありますので、ぜひお願いしたいと思います。町長、何か一言ございますか。急に振りました。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 気づいたんですけど、私も、6時から7時台に、そういう資源ごみを出すと、なくなってたんですよ、ずっと。だから、出す時間を7時から8時の間にしてるんですけど、そうするとなくなってない。前はよくなりました。非常にもう資源ごみを出す人にとってみればね、町の少しでもためになるんだって、そういう意識でもって出してるんで、非常にそういう持ち去りに対してはね、もう憤慨してます。何とかこれをね、何とかとどめたいなという、そういう意識はありますので、今後も担当課の皆さんと一緒にね、考えながら、いいものをつくっていくのがいいのかなと、そう思ってますんで、御理解いただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。しっかりと、また対処、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の、最後の質問に移らしていただきたいと思います。

4点目、高齢者及び障害者等への災害時の対策についてをお伺いいたします。

まず、高齢者、障害者等を含め、避難行動要支援者名簿、該当者を含む要配慮者は、地震発生後の地震が治まった後、支援していただく地域の方々に助けられ、介助を受けながら自宅から避難し、避難経路を通過して避難場所や福祉避難所などに到着をします。このとき避難行動要支援者名簿に該当する住民のうち、同意者については、本人承諾もあり、地域に氏名等が公開されても問題はないのですが、未回答の方々については、本人の確認や地域でも状況の掌握ができ切れていないことにより、全公開され、対応を行う場合には、発生時の混乱と相まって、多大な影響と混乱が避難所運営、避難時に発生するものと考えられます。

そこで質問いたします。

1点目、避難行動要支援者名簿への登録と、それに対して未回答と回答している方への対応を早急に実施し、災害時に地域へ周知する方法等も含めた個別支援計画の作成はどうか。

2点目、要配慮者全体の避難行動支援策の阿見町地域防災計画への位置づけはどのようになっていますか。各地域の実情に合わせた個別計画の作成も必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目、危機管理監の採用についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、高齢者及び障害者等への災害時の対策についての質問にお答えします。

1点目の、避難行動要支援者名簿への登録と個別支援計画の作成はどうかについてであります。

町では、名簿への登録は随時受け付けを行っており、平成29年2月1日現在の登録者数は1,272名となっております。登録者の内訳については、65歳以上のひとり暮らしの方が506名、高齢者世帯の方が551名、要介護3以上の認定を受けている方が24名、身体障害者手帳の1級と2級の交付を受けている方が57名、療育手帳のマルAとAの交付を受けている方が29名、精神障害者保健福祉手帳1級を受けている方が5名、そのほか支援が必要と認めたもの100名の方の支援者台帳及び個別計画書を管理しております。

また、今年の1月に、新たに避難行動要支援者登録基準に該当する方へ、案内通知書を発送しており、現在、最新の登録者データ及び支援者台帳を作成しているところであります。今後、関係機関等への支援者台帳の配布につきましては、今年の6月中の配布を予定しております。

2点目の、要配慮者全体の避難行動支援策の阿見町地域防災計画への位置づけと各地域の実情に合わせた個別計画の作成についてであります。

町地域防災計画では、災害時の避難行動要支援者の支援体制を確保するため、阿見町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を定めることとしております。この阿見町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画は、平成22年3月に作成した後、平成25年に国の災害対策基本法が一部改正されたことに伴い、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけされたことから、全面的な見直しを図り、昨年9月に開催した阿見町防災会議へ上程したところです。現在、最終的な修正作業を行っており、今年度末を目途に取りまとめる予定です。

この全体計画では、避難行動要支援者の把握と名簿の作成、名簿情報の提供先、個別計画の作成と避難支援体制等について定めております。

また、災害対策基本法第49条の11第2項の規程に基づき、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意が得られた人の名簿情報は、平時から避難支援等の関係者に提供ができることとされており、町では行政区長や民生委員児童委員などへの名簿情報の提供を行っております。

そして、地域の自主防災組織では、町から提供を受けた避難行動要支援者名簿を活用し、避難を支援する仕組みや体制を整えていくこととなります。少数ではございますが、避難行動要支援者の避難訓練を実施している自主防災組織の事例もございます。

現在、町では、土砂災害警戒区域に属する行政区を対象として、地区防災計画作成のためのワークショップ事業を行っております。地域に詳しい住民が自ら作成するため、地域の特性に応じた計画となりますので、議員御指摘の各地域の実情に合わせた避難支援の計画も含め、今

後も地区防災計画の作成を後押ししていきたいと考えております。

3点目の、危機管理監の採用についてであります。

昨年9月定例議会において、樋口議員及び久保谷充議員からも御質問をいただき、今後採用を前提に調査・研究をしていくと答弁してきたところであります。

その後、関係各課にて調整を図り、来年度中に採用を目指していく段階に入ったところです。

人選はこれからですが、具体的な採用者の条件等として、1つ目として、一般任期付職員とし、任期は2年で最長5年まで延長できることとする。2つ目として、交通防災課内に副参事職として位置づける。3つ目として、自衛隊退官予定者であることとし、退官時の階級が2佐もしくは3佐クラスを対象とする。4つ目として、地域防災マネージャー資格を有する者。以上のような条件等をもとに、適任者を探してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。それでは、最初に、避難行動要支援者名簿に該当する人数が、まず何人、阿見町にはいるのかということをお聞きしたいと思います。今現在登録者は1,272名と御答弁いただきましたけれども、未回答の方は、そうすると何%になりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 2月1日現在で、社会福祉課のほうで確認をしている対象者数でございますけれども、65歳以上ひとり暮らしの方が2,391名、高齢者だけの世帯の方ですね、これが4,252名、介護保険の要介護3以上の認定を受けてる方624名、身体障害者手帳1級、2級の交付を受けてる方742名、養育手帳のマルA、Aの交付を受けてる方130名、精神障害者保健福祉手帳の1級を受けてる方40名、そのほか、先ほど答弁にもありましたとおり、町長が必要と認めたという方が100名ということで、合計して8,279名が該当するというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） そうしますと、パーセント的には計算するとどのくらい、2割ぐらいということでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 登録者数が1,272名ですので、登録されている割合としては15.36%となります。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。いざという時に、先ほどのこの名簿が8,279名の名簿が、今全部紙ベースで6月中旬までつくってるという、そういうことでよろし

いんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） こちらの8,279名については、データの古いものもございまして、実際にですね、現在65歳以上ひとり暮らしの方、それと高齢者のみ世帯の方、合わせて6,643名について、3月時点で、名簿を既に作成をしております。そのほかの介護保険それから身体障害者手帳等の交付を受けてる方については、現在、最新のデータを担当のほうに求めていますので、データが私どものほうでいただけ次第、名簿化をしまいたします。ですので、6月までということではなく、29年度に入って早い時点で、名簿自体はできるものと思います。ただ、それを関係機関にお渡しをする、それが6月中になるかと思っております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。しっかり、個人情報等もございまして、その辺が難しいんですけれども、これが震災あったときに、一斉にそれが関係機関……。教えていただけますか。どういった形で運用していくのか、活用していくのか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） ただいま申し上げた8,279名の方の名簿につきましては、本人が公開を望んでいない方も含まれておりますので、震災等災害時のみ、町から各関係機関に情報提供をする内容となります。ですので、先ほど6月中と申し上げましたけれども、その時点では、本人が希望されてる、手挙げをされてる方については、関係機関に情報提供をさせていただくという内容になります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。そうしましたら、今現在、阿見町では土砂災害警戒区域の行政区で、地区防災計画を作成中ということですが、これは2年間でしたでしょうか、たしか。で、今の進捗状況と、その後、そういった地区の防災計画をどういった形で進めていこうとされているんでしょうか。お伺いします。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） はい、お答えします。議員御指摘の地区防災計画のことですが、今年度平成28年度から自主防災組織の育成事業ということで取り組んでいるところでございます。急傾斜危険地域を持っている地区をまず最初に手がけようということで、今年度は立ノ越地区、青宿地区、新町地区、廻戸地区、この4地区を対象に、合計3回の研修、ワークショップを行いまして、最終的にそれぞれの地区防災計画を地区ごとに作成するという成果物を目標としてやりました。で、地区防災計画自体は、今現在、最終版ということで、各地元

のほうに渡っております。各地区のほうで、今後年度末もしくは年度明けに総会等を行うでしょうから、その席で、それぞれの地区で、この内容でよろしいか、地区防災計画を諮っていたいて、それが地区で承認され次第、今度、町の地域防災計画のほうに、その地区防災計画を反映することができるという内容で法改正がありましたので、今後、どんどんそういった形で、各地区において防災計画をつくっていただく取り組みをしていきたいと思っております。

この今年度から始まった自主防災の育成事業、ワークショップについては、申し上げたとおり、今年度は4地区先駆けてやりまして、29年度については、やはり残りの土砂災害警戒区域を持つてる地区が6地区ありますので、29年度については、その6地区について、同じようなワーキング作業を行いまして、最終的には、その6地区にも地区防災計画をつくっていただくという形で進めてまいりたいと思っております。

町の全体計画では、概算ですけども、10年間の実行計画を立ててやっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。それをまた運用していく防災訓練。すばらしい計画書ができて、実際来たときに、それが大事かなと思うんですね。進んでいるところも少しあるって、答弁のほうに書いてありましたけれども、この間お聞きした富士団地なんかは、防災訓練のときに、黄色いものを全地区で、大丈夫ですよということで窓に出しまして、それを班長さんが避難訓練所に報告する。黄色いものってないので、手ぬぐいをね、やってるっていう、そういうところもあるとお伺いして、そういったいろんな地区で温度差があるっていうのは確かですので、そういったことも含めて、かなりハードルが高い地区も出てくるんじゃないかなと思うので、その辺またしっかり手当てをしていただいて、やはりどこの地区、66行政区が、今地震が来てもいいような、やっぱりそういう安心して暮らせる、そういうすき間にしっかり手を入れていただいて、今年の12月、今年中にはできて、町の防災計画のほうに上げていくという、そういった手順に、今お話でなろうかと思うんですけども、その辺も丁寧をお願いしたいなと思います。

あと、危機管理監の採用ということで、私、不勉強というんでしょうか。2佐もしくは3佐と。これはどういった……。素人にはなかなかわかりにくいことなんですけど、すごいんでしょうか。この場をかりて、ぜひ勉強したいと思えます。

○議長（紙井和美君） 交通防災課長白石幸也君。

○交通防災課長（白石幸也君） お答えします。いらっしゃる議員さんの中に、もと自衛官の方がいらっしゃるので、そちらの議員さんのほうが本当に詳しいかとは思いますが、私どものほうで、来年度中に危機管理監を採用するという方向で進んでおります。説明したとお

り、退職自衛官の中で、2佐もしくは3佐クラスの方を対象に考えているということでお答えしております。

自衛隊さんの階級なんですけども、ちょっと私も調べまして、いろいろ陸上自衛隊、航空自衛隊等、いろいろありますけども、陸上自衛隊の例で申し上げますと、トップが、ご存じのとおり陸上幕僚長という方でございます。この方が海外の軍隊でいえば、位でいえば大将。その次が陸将。陸将と呼ばれる方は、海外の軍隊でいえば中将。次が陸将補。陸将補という方は、海外軍隊でいえば少将。こういった位置づけになっております。その下に、何等陸佐という位がありまして、1等陸佐、2等陸佐、3等陸佐という位がございます。で、1等陸佐というのは、主に連隊長という呼称で呼ばれているようで、海外の軍隊でいえば、今度、大佐という位になるそうです。この1佐に該当する方は、部隊にいるときは、本当に1,000人規模の隊員の方々のトップに立って指揮命令をしているということでございます。その下、先ほど申し上げた2佐、それから3佐という形で続いていくんですけども、2佐、3佐の方は、2佐の方が大隊長、部隊の中では大隊長。それから3等陸佐、3佐の方については中隊長。こういったところで位置づけがされているということでございます。それを、自衛隊さんの階級は独自にあるんですけども、それを警察さんとか消防さんとか、こういった自治体とか、どの辺のレベルに位置するのかなということ、これも大体なんですけども、陸上自衛隊の中にいう1佐の方というのは、おおむね、そうですね、警察さんでいえば警視正から警視長の間。それから消防の世界でいえば消防司令長。こういったところにクラスの方でございます。民間の企業でいえば、いろいろレベルの差はあるんですけども、それなりの部長さんクラスの方ということで認識していただければと思っております。

で、その下、2佐の方については、警察の世界でいえば警視、それから消防さんの世界でいえば消防司令といったクラスでございます。3佐の方については、その同じような警部もしくは消防さんの世界でいえば消防司令で、もしくは消防司令補、こういったクラスの方々に、クラスに該当するということでございます。

なぜ、今回阿見町で危機管理監の方を探していて、2佐、3佐のクラスに絞ったかと申し上げますと、県内、危機管理監を採用されている自治体が結構ございます。その中でも、1佐で採用されているところは、阿見町が求めているように、防災担当課の中に所属するのではなくて、首長の直轄で部長級ということで採用しているところが、ほぼ1佐の方を採用されております。2佐、3佐クラスの方を採用している自治体は、阿見町と同様に、防災担当課の中に危機管理監を置くという形で組織の中にはめ込んでおります。阿見町のほうでも、御答弁で触れたように、直近の常総市さん、それから守谷市さん、こういったところが、去年の秋に危機管理監を採用してございまして、やはり阿見町と同じように2佐、3佐クラスの方を採用されて、

防災担当課の中に管理職級で置いてございます。県内危機管理監を採用している自治体の8割方が2佐、3佐クラスを採用しているという状況でございますので、当阿見町におきましても、この2佐、3佐クラスに絞って、目ぼしい人を探しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。大変に勉強になりました。ありがとうございます。しっかりと、そういった町をリードするような方が、1日も早く我が町に来てくださるよう、御努力よろしくお願い申し上げます。

長時間に及びましたけれども、以上で一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時07分散会

第 3 号

[3 月 9 日]

平成29年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月9日（第3日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
交通防災課長	白石幸也君
社会福祉課長	煙川栄君
農業振興課長	村松利一君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	朝日良一君
学校給食センター所長	吉田恭久君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成29年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成29年3月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成29年第1回定例会

一般質問2日目（平成29年3月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 栗原 宜行	1. 阿見町の森林及び平地林の保全・整備は進んでいるか 2. 子どもの貧困について	町長・教育長 教 育 長
2. 川畑 秀慈	1. 障がい者施策について 2. 学校給食の取り組みについて	町 長 教 育 長
3. 井田 真一	1. 小学校再編後の学校利活用について 2. 霞ヶ浦二橋について	教育長・町長 町 長
4. 樋口 達哉	1. 阿見町における無人航空機（以下、ドローンという）への対応（準備）は万全か	町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

本日は、阿見町の森林及び平地林の保全・整備は進んでいるのかについて質問させていただきます。

私たちが住む日本は、領土面積約38万キロ平方メートル。国土の約70%が富士山、南アルプス、北アルプスなどに代表される山岳地帯であり、約67%の森林が広がっています。植物の種類も豊富で多様性に富み、四季折々に咲く花が私たちを楽しませてくれます。また、降水に恵まれているため、どの地域でも年間の雨量が十分で、新鮮できれいな地下水、その水源が豊富です。このようにして形成された森林には、私たちを支える公益的機能があります。降水の貯蓄、洪水の防止、水質浄化などの水源涵養、土砂の流出・崩壊防止、地球温暖化防止、またハイキングやキャンプなどの余暇の場としての保健休養、野生鳥獣の保護、潮風害防止など、さまざまな機能を有し、その恩恵ははかり知れません。

そして我が阿見町も自然が豊かです。私が住む東部地区にも木々が生い茂り、緑豊かな森林

がいっぱい広がっています。森林を見ていると心が癒されます。しかし、昨年と比べるとこの地域の景観が大きく変わりました。森林伐採により景観が一変したのです。森林伐採の1つは、県の事業による吉原地区の大規模な開発です。これは吉原地区の皆さんの長年の希望でした。また、400年前の豊臣秀吉軍の侵攻により落城した塙城の整備のための森林伐採もあります。これらは秩序ある開発です。

そして、もう1つが太陽光発電などを設置するための伐採です。君原地区では2カ所このような開発があり、伐採をされました。巨木がいとも簡単に切り去られていく光景は複雑な思いです。森林を守り、開発が乱開発にならないように、どのように抑制をしたらいいのか、今その岐路に立っていると思います。

また、一方では国の低炭素・脱炭素社会に向けての具体的な手法と、循環型社会との統合的な実現を図るための、さまざまな施策が打ち出されています。省エネルギー、ハイブリットカー、電気自動車、燃料電池、そのような省エネルギーの部分も進んでいます。また化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、建築物管理における対策、土地利用についての管理。私たちは森林を保持しながら低炭素社会を実現しなければなりません。そのためには、現在開発が進む森林の保全・整備について真剣に考えなければいけません。

以下森林の保全・整備についてお伺いをいたします。

1つ、阿見町の森林及び平地林の現況について伺います。また、阿見町森林整備計画の概要と計画の進捗状況について伺います。

2、森林や平地林の所有権移動や再造林放棄の状況はどのようになっていますか。

3、保全整備のための補助金制度はどのようなものがありますか。また、制度の活用状況についてお伺いします。

4、森の専門家として森林管理士や林業技師、森林インストラクターがおられますが、この養成についてどのようにお考えですか。

5、阿見町の森林や平地林における埋蔵文化財や遺構の数はどのくらいありますか。また、その保存についてはどのようにお考えですか。

以上5点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひします。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、阿見町の森林及び平地林の保全・整備は進んでいるかについての質問にお答えをいたします。

5点目の、阿見町の森林や平地林にある埋蔵文化財や遺構の数と保存については、教育長より答弁をしていただきます。

1点目の、阿見町の森林及び平地林の現況と阿見町森林整備計画の概要と計画についてであります。

町における現況森林面積は、2015年度農林業センサスによると1,071ヘクタールで、町全域に占める林野率は約15%となっております。阿見町森林整備計画については、平成23年度に森林法第10条の5に基づき作成し、平成24年度に施行しております。さらに、今年度は霞ヶ浦地域森林計画の見直しに合わせて、平成29年度の策定に向けて見直しを行っております。この計画は、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想であります。

2点目の、森林や平地林の所有権移動や再造林放棄の状況についてであります。

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降に、新たに森林の土地の所有者となった者は、市町村長への届け出が義務づけられました。今年度までに40件、82筆の届け出がありました。再造林放棄の状況については、人工林を伐採し、その後3年以上経過しても造林及び人為的な更新補助作業が行われてないものを再造林放棄地と定義づけされておりますが、町では、再造林放棄地の状況について把握しておりません。

3点目の、保全・整備のための補助金制度はどのようなものがありますか。また、制度の活用状況についてであります。

補助金制度には、茨城県森林湖沼環境税を活用した茨城県の補助事業に、身近なみどり整備推進事業があります。当該事業は、荒廃した森林を今後適正に管理しようと考えている所有者に対して、町が最初の整備を代行して行う事業であります。町では、毎年5ヘクタール程度を目標に森林整備を計画しており、平成5年度から実施した平地林保全整備事業も含め、今年度までの23年間で約140.51ヘクタールの森林を再生しております。

次に県単造林事業ですが、人工造林、下刈り、枝打ち等を所有者が実施した面積に応じて補助が受けられる事業です。平成24年度から今年度までの5年間において、申請延べ人数が32名で、約4.8ヘクタールの造林事業を実施しております。

4点目の、森林管理士や林業技師、森林インストラクターの養成についてであります。

森林管理士につきましては、NPO法人日本樹木育成研究会が実施する森林管理士資格養成講座を受講の上、認定試験に合格し、その後、実技講習を履修することが必要となっております。また、林業技師につきましては、昭和53年度に発足した森林・林業に関する専門的な技術者の資格認定登録制度であり、一般社団法人日本森林技術協会の定める林業技士登録者名簿に

林業技士の登録をすることによって正式に付与されることとなります。

さらに森林インストラクターの養成講習は、環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律に基づき、人材育成事業として環境大臣並びに農林水産大臣の登録を受けて実施することとなっており、通常は一般社団法人日本森林インストラクター協会が養成講習を行っているのが一般的です。

このようなことから、森林管理士、林業技士、森林インストラクターの養成については、その専門的な機関で養成講習を受け、それぞれの資格を得ることとなるため、町としては今のところ取り組む考えは持っていません。

今回も、国のほうでも環境税ってというようなことも考えるってというような話をしておりますので、もしかするとそういう面でのね、環境に対していい方向に行くのかなという気はしますが、町もやはり森林に対してはね、もう少しやっぱり考えて、きれいにしていきたいという考え持ってます。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君，登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） それでは、5点目の埋蔵文化財や遺構がある場所については、文化財保護法では埋蔵文化財包蔵地、いわゆる遺跡として周知されています。この埋蔵文化財包蔵地の数は、山林や畑を含めて216カ所となっています。

遺跡は、城跡の堀、土塁、貝塚等、地表に露出している以外は、地中に埋蔵された状態にあることから、正確な範囲が把握しにくいという特殊性があり、新たに発見される可能性もあります。また、遺跡は、宅地造成や土木工事などにより、破壊されてしまう危険性が高く、一度破壊されてしまうと二度と原状に戻すことができません。

そのため、遺跡内で土木工事を行う場合には、文化財保護法に基づき、事前に茨城県教育委員会への届け出が必要となります。この届け出に伴い、町では、現地において、試掘や遺跡の分布記録を行い、保護するために適切な指導を行います。

なお、発掘調査等で発見された貴重な遺跡や遺物については、広く町民の皆様の御理解をいただきながら、町の有形文化財や記念物に指定するなどして、町民共有の財産として、保護・保存し、町づくりや地域づくりにも有効に活用してまいります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。それではですね、御答弁の内容につきまして再質問のほうをさせていただきます。

まず、この森林についての定義というかですね、森林の種類なんですけれども、これはどのような区分をしているのでしょうか。森林について、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えいたします。

霞ヶ浦地域森林計画書によりますと、人工林、天然林、竹林、無立木地というふうになっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、阿見町全体に占める林野率が約15%ということの御回答だったんですけれども、この15%というのはですね、茨城県はかなり県北のほうは森林の部分も多いと思うんですけれども、県内では高いんでしょうか。それとも県南地域の特有の低い地域なんでしょうか。また、今御答弁のあったその人工林、天然林の面積でいけばですね、どのぐらいあるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えします。

2015年の農林業センサスによりますと、茨城県全体では林野率が31.2%になります。阿見町の林野率15%につきましては、順位としては44市町村の中で20番目となります。それと霞ヶ浦地域森林計画書によりますと、阿見町の人工林の面積は571ヘクタール、天然林が173ヘクタール、竹林が102ヘクタール、無立木地が154ヘクタールとなります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、阿見町のその森林整備計画というのは、平成23年度で24年度に施行されたということで、29年度についてはまた見直しをやってるよということなんですけれども、24年からですね、28年までの部分で、この部分の進捗というのはどのようになっているんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えします。

見直し前の当初は、森林面積が1,059ヘクタールでありましたが、今回の見直しで29年度に策定される最新データでは999.8ヘクタールとなりますので、面積が59.16ヘクタール減少することになります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 減少でよろしいんですか。

○議長（紙井和美君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、減少となります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） これは、先ほど私も御案内した吉原地区の部分の開発が進んだことによる減少という形なんではないでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

大きく言えば吉原地区の開発も入っておりますし、それから大規模な開発といいますか、太陽光の発電の事業ですとか、そういった部分が大きな要因になってるというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。そうしますとですね、かなり減ったということなんですけれども、森林伐採、また開発についての規制ですね、これはどのようなものがありますか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。森林伐採の規制というのは、まず森林法にくくられる部分がメインになってくるかと思えます。で、先ほども言ったように、町では今の森林法の中では、1ヘクタール未満の部分については市町村のほうに届け出が必要になってくるというふうなことでございます。森林に関してはですね。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） その他ですね、例えば代表法令とすると森林法だと思うんですけれども、あと関係法令とかという部分ではですね、どのようなものがございますか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。森林を開発をするとか、そういった部分になりますと、例えば国土利用計画法ですとか、土地の売買の関係ですね。それからまず開発行為ですと都市計画法が絡んでくると思えますし、あと農地が介在している部分については、農地とその開発の部分で山林があわせてるんであれば農地法も絡んでくると思えますし、先ほど教育長が答弁した文化財の関係でいくと文化財保護法が絡んでくるというふうに思いますし、その他いろいろ山林に付随する面的な整備あるいは開発というふうなことになるれば、いろんな県の規制だとか、そういったもろもろの要件が絡んでくると思えますし、環境の部分についても法律的な部分が絡んでくる法律もあるかもしれませんし、それはいろいろその開発のそのエリアの中で規制はかかってくるというふうには考えております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番(栗原宜行君) はい、ありがとうございます。今、部長、課長でですね、るる伐採の、または開発に対する規制、届け出も含めてですね、かなり多いということでございます。その中でですね、1番最新の部分でいけばですね、昨年4月にですね、内閣総理大臣を本部長とする水循環基本法が4月の2日に、あ、4月の1日ですね、に施行されております。この法律は「水は生命の源であり絶えず地球上を循環し、大気・土壌等の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた」と。その中でですね、喝水だとか洪水だとか水質汚濁とかという部分についてですね、包括的に見ていこうということで新たな法律ができました。

これは去年できておりますので、まだまだ周知の部分ではですね、県のほうからも具体的な部分としてはおいてはこないと思うんですけども、そういう形で大きくですね、やっぱり日本の国土・森林を守るというところで新たな部分ができてるというところでございます。

それに関連してなんですけれども、今の部分は開発・伐採についての規制ですけども、実際にその森林の売買についてですね、どのような規制がございませうか。

○議長(紙井和美君) 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長(湯原幸徳君) はい。先ほど申しました国土利用計画法が関連で来るんじゃないかなというように思います。国土利用計画法に関して、市街化区域であれば2,000平米以上。それから都市計画区域ですね、阿見町は都市計画区域なので、市街化調整区域であれば5,000平米以上の土地の売買の場合に、山林も含めてですね、届け出が必要になってくるというふうなことになるかというふうには思います。

○議長(紙井和美君) 6番栗原宜行君。

○6番(栗原宜行君) はい、ありがとうございます。これは皆さんもですね、もう御案内のとおりだと思うんですけども、昔ですね、北海道の原野が買われたということで、その部分がですね、外国籍、外国人の方が買われたということで、かなりちょっと問題がありました。国会でも当然出された部分なんですけれども、指摘をされた部分なんですけれども、先ほど御案内のとおり、伐採・開発についてはかなりの届け出とかですね、規制の部分が入るんですけども、なかなかその売買、森林売買とかですね、不動産売買については規制が余りないんですよ。これはWTOのほうでもですね、売買自体を国単独で規制をするというのはなかなか難しいということがありまして、実際に売買が進んでおります。

北海道の部分でいけば、1,700ヘクタールの部分がですね、買われていると。これは当初買った部分の方の意見とすると、日本は水と空気はただだと。それも良質な水さえもただなんだというところで、外国からすればですね、本当にそういう1つの水源についてはですね、とにかく欲しいということで買ったというふうな部分がありましてですね、日本ってすごいなって

いう反面、国防上の問題ですね、特に北海道については自衛隊の駐屯地もいろいろたくさんある中でですね、無規制のまま買われてしまうことがいいのかということもございました。

そういう中でですね、かなり法が改正されたと思うんですけども、この中でですね、御答弁の中で、平成23年4月の森林法改正というのがありますけれども、これにつきましてはですね、具体的な内容についてどのようなものでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい。失礼いたしました。先ほど国土法というふうな話もありましたけれども、今お話しされたその森林法の改正が平成23年の4月に改正をされまして、内容としましては、今栗原議員が言われた、その伐採、伐採後の造林の計画の届け出をしないで伐採が行われた場合の造林命令など、そういった諸制度を円滑に実施するというふうなことで平成24年4月以降ですね、森林所有者を把握することが必要になってくるというふうなことで、新たに森林の土地所有者となった旨の届け出を義務化されたというふうなことでございます。

もしそれがされなかった場合には、届け出をしない場合には、10万円以下の過料も場合によっては課せられるかもしれないというふうな法律の改正になってございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。そうするとですね、今回御答弁いただいた中で、今年度までに40件の移動があったということでございますが、先ほどの北海道の事例はなかなか考えたくはないんですけども、森林の土地の所有者になった届けの部分で40件。これは年度別の件数とかですね、面積とかというのを教えていただけますか。

○議長（紙井和美君） 農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えいたします。

年度別ではですね、平成24年度1.07ヘクタール、5件。25年度3.68ヘクタール、9件。26年度12.93ヘクタール、13件。平成27年度4.24ヘクタール、5件。28年度は2月28日現在ですけども1.64ヘクタール、8件。合計23.74ヘクタールの40件となります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。先ほどからるる御案内したとおりですね、森林の部分の開発自体は、それを守ってしなければいけない。国もそうですし、阿見町としてもバランスよく整備をするという格好に政策をとっておりますので、この中でですね、大規模な部分の開発がですね、その目的に応じてですね、される部分には問題がないんですけども、先ほどから御案内のとおりですね、無秩序な開発になってしまっただけでは、なかなか虫食い

状態で乱開発という形になってしまうので、その辺の部分をですね、注視しながらですね、やっていただければというふうに思っております。

それとですね、あと平地林保全整備事業及び身近なみどりの整備事業という形ですね、先ほど埜地区のですね、埜城址の整備にも県の身近なみどりの整備事業の支援をいただきましたけれども、今までにですね、この総事業費、また今後の取り組みについてですね、お伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えいたします。

平地林整備事業と、今身近なみどりの整備事業という話がございました。実は本事業については、平成5年度から平成19年度までの14年間につきましては、県の平地林保全整備事業というふうな形で取り組んでおります。で、平成15年度から現在までには身近なみどりの整備事業、この身近なみどりの整備事業が先ほど説明させていただきました、茨城県の森林湖沼環境税を活用して取り組んできた事業というふうなことでございます。内容的にはやはり同じで、地域の身近な里山を保全し、環境保全していくというふうな事業の中で取り組んでいくというふうな事業でございます。

で、平地林保全事業につきましては、14年間——平成5年から平成19年までの間で83.68ヘクタール、約5,800万円ほどの実績がございます。また平成20年から平成28年度までですけれども、これが身近なみどりの整備事業としては56.83ヘクタール、約7,500万円ほどの支出ということになりまして、先ほど答弁があった中で全体として140.51ヘクタール、約1億3,300万円の進捗が図られたというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原直行君。

ごめんなさい。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 済みません。漏れました。

それで、今後の展開ということなんですが、身近なみどりの整備事業、これは平成20年度から24年度までを一区切りにしてあります。森林環境湖沼税が当初は20年から24年度までしか県のほうでは取り扱わないということで。ただし非常に県のほうの、県といいますか県全体の中で湖沼の環境保全ですとか、森林の保全が非常に進んできているというふうなことで、さらに25年から29年度まで、現在湖沼税の期間を伸ばしているところでございます。

ですので、今の段階では29年度までの事業というふうなことになってるんですけども、今後は県のほうでもどういうふうな形になろうかわかりませんが、そういった流れをちょっと注視しながら、30年からの事業は整理していかなければならないのかなというふうには考えております。どういうふうな展開になるかは、まだ県のほうから明示されておられません、は

い。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。先ほど埤城の整備ということで、かなり町のほうからもですね、サポートしていただきました。今部長のほうからも御案内がありましたように、29年度でこれが終わってしまうという中で、今回その整備事業を使った団体についてですね、アンケートが来ました。30年度以降ですね、こういった整備をやっぴり進めるのであれば、環境保全税をそのまま継続すべきではないかといった部分があって、今県のほうもですね、とにかく迷っている状況の中で、今施策のほうの方向性を確認してるというところですね。

ただ補助を受けた事業体とするとですね、かなり助かったという部分が地権者の方も来ています。木をですね、1本切ると1本について1万という値段が大体つくそうです。10メートルであれば1本10万。地権者の方が、例えば10本あれば100万という形の中でですね、台風等もですね、地球温暖化の影響なんでしょうか、かなり大型化をしてきております。その中でですね、かなり倒木も多くなってきている中でですね、個人で自分の持っている森林を整備するというのは基本なんですけれども、なかなか今言ったようにですね、10本・100万という話をですね、されてもなかなかできないという部分が実情だと思います。

そういう中ではですね、農振さんのほうのホームページも書いてますけども、身近なみどり整備事業というのは、かなり有効な……。県費でですね、町を整備していただけるってことなので、私とすると、もう30年以降もですね、この制度が続いていただければというふうに思っております。また、その啓発活動の中でですね、同じ阿見町の15%の森林ございますんで、そういう部分を活用してですね、整備をしていただければというふうに思っております。

あと、4問目の部分でですね、現在の取り組みについてはですね、町としては考えていないよということなんですけれども、そのほかですね、何か町としてどのような取り組みが考えられるのでしょうか。ちょっと御案内お願いします。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

先ほど町長が答弁をしたとおりでございます。森林管理士、林業技師、それと森林インストラクター、なかなかそれは市町村単独でその養成をするというのはなかなか難しいようでして、そういった専門機関の中でやっぴり取り組んでいただくというふうなことがやっぴり大切なのかなというふうに思っています。ただそういったものをとりたいんだというふうな相談ですとか、そういったものについては町としてもそういった相談には十分に乘らせていただきたいなというふうには思っておりますし、そういった法人機関とのつなぎができるのであれば、

そういったことも十分に可能ではないかなというふうには思っております。

その中で、それ以外の取り組みといいますと、やはり今茨城県林業技術センターの中で森林所有者に対して林業普及指導員というのがいるらしいんですけども、森林の働きですとか林業の役割についての説明ですとか、育林それと技術的指導をその林業普及指導員がしておりますので、子供たちに緑や森づくりの大切さの理解、意識の高揚、小中学生の児童生徒に対する森林林業体験、そういったものも可能性としては、そういった林業指導員を活用した中でできるのではないかなというふうには思っております。

ただの何分、町の私有林がほとんどですので、そういった人たちの合意形成、あるいは地域の人たちがどういうふうにそういった指導員を活用してできるかというふうなことを、やはり考えていただくこともやっぱり必要なのではないかなというふうには思っております。

栗原議員が入っておりますの埴地区ですか、それ以外にですね、埴地区では森林ボランティアというふうなことで、茨城県の事業、元気な森林づくり活動支援事業というふうなものも活用をなされておるといふふうなことで、これも森林環境湖沼税の中で使われている事業だといふふう聞いておりますので、そういった地域の人たちがそういった事業を取り入れてやっていくといふふうなことも非常に大切なことなんだろうと思いますし、広まっていけばいいのではないかなというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それではですね、5番目のですね、文化財の部分について再質問させていただきます。

御答弁の中ではですね、216カ所が包蔵地が阿見町にあるということでした。216カ所というのはですね、なかなか文化財についてですね、余り知識もないものですからあれなんですけれども、他の市町村と比較すると216というのは多いんでしょうか、少ないんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えしたいと思います。

事業の詳細となりますので、私のほうからお答えします。まず文化財のほうの包蔵地の数になりますが、町は216でございますが、県内市町村のほうなんですけど、特に県南市町村の状況についてでございますが、霞ヶ浦に隣接しました土浦市が583カ所でございます。それからかすみがうら市が775カ所、美浦村が139カ所でございます。ちょっと参考にならないんですけど、これ、利根川のほうの近くの市町村としましては、利根町が28カ所、河内町におきましてはわずか1カ所ということでございます。

この216は、県内では数的には24番目でございますが、この分布状況ということで各市町村面

積がいろいろございまして、それに対しての分布の数としましては、阿見町は県内で9番目と多いということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） 土浦の583とかですね、かすみがうら市の775というのは、かなり驚きの数字なんですけれども、今課長が言われた、その9番目の部分ということですね、かなり阿見町自体はですね、包蔵地の中でもですね、文化財的な部分で価値のあるものが多く含まれているのかなというふうには思います。

それでは、この阿見町はですね、その包蔵地としてこのように多いのはですね、どういった理由なんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。

これ生涯学習課のほうで文化財保護指導員の先生を委嘱してございまして、専門的な意見もちょっといただいてまして、阿見町は過去に海——湖ですけど、海に面した台地状で旧石器、いわゆる原始時代から人が住むのに適してたという立地条件が整っていましたと。あと石器などの痕跡が残っていることから、非常に自然環境と地形的に人が住むような立地条件がよかったと思われてるということでございます。そのため他町村と比べて埋蔵文化財ですけど、遺跡は多いといえるんじゃないかということでございます。で、先ほどちょっと利根川という話しましたが、利根川は立地的に川の問題もいろいろあって、住むのには適さなかったから、やや少ないんじゃないかということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、定例会議会でですね、上程も予定されております阿見町文化芸術振興条例はですね、この前委員会付託ということになっておりますので、詳しい部分については、その部分でまたさせていただきますけれども、この条例、基本の案の中にですね、歴史的文化遗产、景観等の保全について活用に関することも含まれているという形で期待をされております。阿見町自体にですね、その保存会の受け皿としてですね、まとまったものはございますか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。

例としましては、小池の城址なんかでも森林クラブとか、地元の人が清掃活動をやったりとか、そういう方が地域に入って守っていただいているのはあるんですけども、保存会の受

け皿という点では、ちょっと今生涯学習課でちょっと考えるものとしましては、今文化協会という、そういう団体がございます。これは文化の活性化するために、文化のつながりを持つということで、会の規則の中でも文化活動の振興目的があるようなものでございます。

あともう1つ、公民館を中心にふれあいセンターで活動してる社会教育団体というのがございます。で、これは学習、文化とか、まちづくりの活動を通して、地域の文化やスポーツ振興とか、そういうのも社会教育に関する活動をするを目的とした自主的な運営をする開かれた団体ということが言えますが、これについては一定の基準等がございしますが、公民館を拠点にして活動しやすくなるとか、そういうこともありますでしょうし、そんな認定として示すことができるようなことになって、仲間を増やしたりそういったことの事業を拡充できるような、そういう組織系統は考えられるものでございますが、あとは、それは申請すれば認定されると、そういったものも考えられると思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今までですね、なかなか森林とは何かというところから始まり、るる御説明を伺いましたけれども、実際にその君原地区にですね、足を運んでいただければですね、開発が先ほども御案内したとおり吉原地区、それから太陽光発電等の部分ですね、森林伐採があり、塙城の森林整備があるという形の中でですね、君原地区については森林の部分と深くかかわってる中でですね、かなり変わってきてしまったという中で、この部分をですね、地域だけではなくて町全体としてですね、考えていただきたいという形の中で、今回質問のほうさせていただきました。

ちなみにですね、先ほどの御案内のとおり、外国人の取得という部分を考えればですね、例えば株式の保有等の部分でもですね、かなり日本は制限をかけています。それは安全保障上も問題だろうし、経済的な部分としても問題だろうという形の中でですね、例えばJALだとかANAとかですね、そういった部分についてもですね、外国の部分については3分の1しか買えませんよ。特に電波法の部分でいけばですね、そういう放送事業者についてもですね、20%までしか買えないと。それから昔、旧電電公社——日本電信電話株式会社についてもですね、額縁の制限としては3分の1という形で制限が加わってるという中を考えれば、森林についてはですね、基本的に制限がないという中で、やっぱり関心を持っていかなければ乱開発になるし、基本的にどんな法人、個人が買ってるかというわからない中でですね、開発だけが進んでしまうと、そういう格好にならないようにですね、私どもも一生懸命地域として盛り上げていきますので、町のほうですね、バックアップもよろしくお願ひしたいということで1問目の質問は終わります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それではですね、通告どおり子供の貧困について、2問目伺います。

子供の貧困はですね、昨日もですね、子供貧困って形の中で、かなり質問内容、また御答弁の中で出てまいりました。また、今までですね、先輩議員がですね、子供の貧困については質問されていると思います。NHKもですね、昨年実名を挙げた女子高校生がですね、子供の貧困の中において、とにかく苦しいという状況をですね、特集した放送が、番組がありました。その中でですね、逆に携帯を持っているだとか、ランチ外食をしてるだとかっていう中でですね、炎上してしまって、その女子高校生がですね、学校に行けなくなったというようなことがありますね、子供の貧困についての難しさについてはですね、本当に考えさせられました。

で、子供の貧困の部分でですね、どうしてこんなにですね、騒がれるようになったかといいますと、皆さん御案内のとおりですね、最初OECDがですね、日本については子供の貧困が高いんだよというところから始まり、日本においてですね、学校、特に小学校の先生がですね、夏休みについて、9月で子供たちが学校に戻ってきたときに痩せてる子供たちがいたと。それが全国的な部分で多いということがあってですね、どうしたんだろうということで健康観察をちょっとよくするようになったというところから、子供の貧困というものがクローズアップされ、国としてもですね、ここについて重大な事案として対策を打つようになったという格好でございます。そういう流れでございます。

そこでですね、まず1点、子供の貧困とはどのようなことですか。

2点目、阿見町における子供の貧困の現状はどのようになっていますか。

3番、子供の貧困に対する町の支援策はどのようなものがありますか。

4番、子供の貧困について広く理解をしていただくため、どのような啓発活動が必要とお考えですか。

以上、4点について質問させていただきます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 栗原議員の子供の貧困についてお答えします。

1点目の、子供の貧困とはどのようなことですかにつきましては、保護者の離婚、病気、障害、失業、非正規雇用等といった要因により、等価可処分所得の中央値の50%以下の所得で暮らす相対的貧困の17歳以下の子供の存在及び生活状況のことです。貧困状況で育ったことにより、学力が低い状態や健康状態が悪いなど、子供の発達や成長に大きな影響を及ぼします。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図っていかねばならないと考えま

す。

2点目の、阿見町における子供の貧困の現状はどのようになっていますかにつきましては、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によりますと、17歳以下の子供の貧困率は16.3%になっております。国民生活基礎調査には都道府県別のデータはないため市町村別データもありません。

3点目の、子供の貧困に対する町の支援策は、どのようなものがありますかにつきましては、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助する就学援助費を交付しております。当町では、平成27年度より、茨城県が実施主体となり、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童生徒に対する学習支援の「いば・きら塾」を県内初のケースとして実施しております。今後も、県と協力し、生活困窮者世帯の児童生徒への支援に取り組んでまいります。

4点目の、子供の貧困について広く理解をしていただくため、どのような啓発活動が必要とお考えですかにつきましては、文部科学省における子供の貧困対策としては教育費の負担軽減、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策、その他の教育支援を推進しております。町では教育費の負担軽減として、就学援助制度に対して入学説明会や在学してから全校生徒に周知を図っております。これからも就学援助制度について周知を図ってまいります。また国からの補助金等を活用し、関係各課と連携をとり、就学支援の充実、教育相談体制の充実、経済的支援の充実、学習支援の充実を図ってまいりたいと考えます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それではですね、御答弁いただきました内容につきまして再質問をさせていただきます。

まず1点目の部分でですね、相対的貧困の部分の御説明をいただきました。なかなかですね、先ほどもお話したとおり、女子高校生の炎上という中でですね、炎上をした中の部分としては、あの子は貧困じゃないんじゃないかというような部分がかかり言われて、参議院議員の先生もですね、その部分についてちょっとテレビを見たらおかしいよねみたいな発言もあったという中でですね、なかなか認識がですね、認識のギャップがあると思います。その点ですね、この絶対的貧困との部分ですね、との違いはどのようなことでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） その部分については、私のほうから答弁させていただきます。

今議員おっしゃられましたとおり、貧困の概念には相対的貧困と絶対的貧困の2つがございます。で、相対的貧困につきましては、答弁にもありましたとおり世帯の所得がその国全世帯の所得の中間値に値しない状態のこととございまして、子供の貧困率はその世帯で暮らす17歳以下の子供の割合のことをいいます。

例えば、経済的な理由で高校に進学できないですとか、塾に通えないですとか、そういった例が挙げられます。これに対しまして絶対的貧困ですけれども、食料・衣服・衛生・住居等について最低限の要求水準により定義される貧困レベルということで、例えば食べ物が無い、それから住む家がない、それから服や履物などに事欠く、そういったようにですね、人として最低限の生存を維持することが困難な状態、そういったところをいいます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。今部長からですね、御説明がありましたとおり、子供の貧困を顕在化できない理由の中にですね、なかなか言いづらいという部分とですね、認識の差が今あります。やっぱりこう、日本人は自己責任という部分がですね、かなりそういう概念が強いのか、もっと努力しなさいという形の中ですね、見られてしまう。そういう中で、先進国の中でもそういった感情の中ですね、子供の貧困が高いと言われる中ですね、なかなかそれが根絶できないという理由になっています。

食べられなければ手を差し伸べるけども、外食ができるなら貧困じゃないじゃないというような認識がやっぱり強い。こういう部分の認識を改めなければ、この根本的な問題の解決にはならないというふうに思います。

続きましてですね、就学援助の対象者なんですけども、これはどなたになりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

昨日の永井議員の御質問にもありましたけども、就学援助費を受けることができる方はですね、町内の小学校または中学校に在学する児童もしくは生徒の保護者、並びに区域外就学者の保護者のうち生活保護法に規定する要保護者、または町教育委員会で要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者が対象になってございます。

昨日、永井議員さんの御質問にお答えしましたが、現在は要保護児童数が16名、要保護生徒数が12名となっております。また準要保護児童が78名、準要保護生徒が68名、就学援助の対象者は174名でございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。では、今そのような皆さんのためですね、具体的な就学援助というのはどのようにされておりますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） お答え申し上げます。

就学援助費の種類でございますけども、まずは学用品費、それから通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、医療費などとなっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

私がですね、竹来中のPTAの会長をさせていただいたときに、3年生で修学旅行に行ける行けないとかっていうところがあったっていうふうに記憶してたんですけども、今次長のお話の中でですね、その中に修学旅行費が援助の中の対象になってるというのはですね、うれしい限りでございます。

そんな中ですね、この阿見町においてですね、平均的な就学援助金額、また就学援助率というのはですね、どのようになっておりますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

就学援助金額でございますけれども、学用品費や学校給食費などの援助区分によって交付額が小学校、中学校で異なっております。また学校によりまして校外活動費等が異なることもございます。平均の就学援助金額でございますが、平成27年度実績で申し上げますと、小学校が5万6,260円、中学校が8万6,260円となっております。

割合を申し上げますと、要保護・準要保護児童生徒数は、全児童数の約4.5%となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。就学援助率につきましてはですね、平成7年度からデータとしては国のほうでとられております。全国、また都道府県別になっておりますけれども、平成7年度の茨城県の就学援助率についてはですね、対象が7,334名で2.23%でございます。直近の部分でいけばですね、平成25年度になりますけれども、1万6,404名、率とすると6.88。これ24年度がですね、1万7,120人で6.9%から比べると人数も率も下がってるということでございます。

全国的な部分で見ればですね、高知県が1番高くてですね、25%を超えている。続いて大阪とか山口とかですね、というところが高い。1番低いところが静岡というところですけども、茨城県と同じようにですね、6%台になってます。茨城県の平均が6.88であればですね、今次長から御案内いただいた4.5%というのはですね、かなり苦しんでいらっしゃる方が少ない。それについてはうれしい限りです。この数字をですね、もっと下げられるようにですね、私た

ちも頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

続いてですね、これも竹来中のときに県のほうからあった事業だったんですけども、学びの広場というのがありました。今もあるのかなんかちょっとあれですけども、この学びの広場というのはどのようなものでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） お答えします。

今御質問の学びの広場というのは、学びの広場サポートプラン事業といいまして県主催の事業であります。全県下で実施しております。スタートは小学校四、五年生からスタートしたんですが、平成27年から中学校一、二年生にも拡充して実施しております。

内容は、茨城県の調査で小学校を四、五年生のころから算数が好きでなくなる児童の増加の傾向があるということで、その原因としては四、五年生までに学習する四則計算についての理解の定着が不十分であるというような分析をされています。そこで夏休みに最大5日間、県内全ての公立小学校において四、五年生を対象に学びの広場を実施してる。学びの広場では、ほとんど補充学習が中心なんですけど、習熟度別に分けたり少人数に分けたり、時には個別にということで、各学年で学習する四則計算などの確実な定着を図っております。

県のほうでサポーターを募集しまして、県のほうで募集するというよりも県で予算を組んで、あとは各学校で募集しなさいということなんですけど、サポーターの協力と各学校の職員で指導に当たっております。本町では大学があるという、そういう恵まれた教育環境ということで、私も現場にいるときに、医療大学それから茨城大学農学部の学生さんにも応募をかけたんですけど、当初は夏休みの初めにやったもんですから、ちょうど学生の試験とぶつかってましたので、学校によっては——私がいた学校では、夏休みの終わりにやるようにして、学生の協力を得られるような時期を変更したりということをやってまいりました。

成果としては、わかった、できた、学習が楽しくなるというような、全てではありませんが、そういう子供たちの反応はあります。阿見町では県の事業ではありますが、仕方なくやるのではなくて、せっかくの事業なので主体的に捉えて、この事業を活かす姿勢でほとんどの学校が取り組んでくれてます。

また、先ほどから出てますように、子供の貧困対策ということで国のほうでも子供の貧困対策法を設置しまして、その大綱の中で対策の4つの柱ありますね、教育支援・生活支援・保護者への就労支援・経済的支援。その中で、私たちができるのは教育支援という考え方から、子供たちの学力をつける。それもただ単に点数の学力ではなくて、文科省で言っている生きる力をつける、そういう機会にしたいということで各学校で町内では取り組んでいます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。時間のほうもそろそろなくなってまいりましたので、今文科省がですね、対策を進めているスクールソーシャルワーカーがごさいます。全国でもですね、かなり少ないということでございますけれども、この制度とですね、活用についてお伺いたします。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

スクールソーシャルワーカーについてはですね、町も非常に必要としているところでございます。スクールソーシャルワーカー制度でございますが、社会福祉士等の専門を有するスクールソーシャルワーカーを、支援を必要とする小中学校に派遣して、児童生徒の置かれている困窮等の環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したり、支援を行うものでございます。

家庭の貧困や保護者の教育力の低下などが原因となっている問題行動や、あるいは不登校が増加しております、非常にニーズが高まっているという状態でございます。県内でも独自に雇用を進めてる市町村が増えてございますので、昨年度は7市町村において設置されておりますので、阿見町でもできればですね、次年度以降配置を積極的に進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。それではですね、貧困の世代間格差、また貧困の連鎖という部分はですね、この子供の貧困の中で繰り返し繰り返し出てくるという形の中でですね、言われております。この貧困の連鎖をですね、解消するためにはですね、何が必要とお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

今議員からありましたように、生まれ育った環境によりまして親から子供へ貧困の連鎖というのが見られるというふうに言われております。貧困の連鎖は生活保護の世帯で育った子供たちが大人になって再び生活保護を受けるようなケース等をいいます。で、貧窮により高校や大学、それから専門学校などに進学したくても学費が払えなかったりするために、進学を諦めざるを得ないケースなどの場合ですね、子供たちは職につながる知識や技能を習得できず、低賃金の仕事を余儀なくされ、貧困の連鎖につながるというふうに言われております。

で、国におきましても子供の生まれた育った環境で将来を左右されないためにですね、平成

26年の1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されまして、県におきましても「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」、これが策定されております。子供の貧困問題は複数の要因が絡み合って発生するというので考えておりますので、貧困対策、貧困の連鎖を解消するためには、先ほど教育長からも答弁ありましたけども、教育、福祉、それから子育て支援など、それぞれが連携を図りながら、子供の貧困対策を総合的に進めていくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。それではですね、最後の質問をさせていただきます。就学援助をですね、受けられる部分についてですね、ちょっと悩ましい質問をさせていただきますけれども、実はこれ、先ほどから御案内させていただいてる……。なかなか顕在化しない、顕在化しないから救えないというような部分で、大人社会また各市町村、国もですね、なかなかその対策の部分で憂慮してる部分でございます。

で、先ほどの4.5%ということで、阿見町自体は就学援助率が低いという形だったんですけども、ひょっとして、やっぱり本来は受けられるのに申し出がないんじゃないかという部分がやっぱり考えられます。やっぱり、みんなですね、助け合うというところの中でですね、この部分の解決をしなければなかなか根絶までいきませんので、実際にかなり我慢されてる部分があるのかなというふうに思いますので、最後の質問ですけども、就学援助を受けられ年収ですね、所得の目安、これはですね、例えばどれくらいがあるかと。それがわかればですね、じゃあ申し出してみようかだとかというような形ですね、少しでも明るい材料になればと思いますので、この質問をさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 教育次長大野利明君。

○教育次長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。

それぞれの御家庭によってさまざま違いますけども、あくまでも一例でございます。一例でございますが、例えば父親が40歳、母親が35歳、子供14歳と9歳、4人家族の、あくまでも目安でございますけども、総収入で約300万程度が目安となります。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。なかなかつらい御答弁ですけども、実際にですね、先ほど御案内したとおり、制度としては整っています。国とすればですね、文科省、それから厚労省の部分。町とすれば教育委員会、保健福祉部、それぞれの部分で対策援助のほうを用意してますので、とにかく1人で我慢されないようにですね、今の部分を御理解

いただいて、未来に希望を持てる子供たちにしていただきたいと思っております。

終わりなりますけれども、GDP費1番から5番、そういう高いランキングのところですね、貧困なんかあるわけがないというところから子供の貧困が進んできました。アメリカでもですね、実際あります。日本の場合、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されないようにということになってますけれども、実はアメリカはですね、1位なのに生まれた町で人生が決まってしまうっていうことを言われていました。

ティーチ・フォー・アメリカっていうNPOから始まって、今実際にグーグル等を抑えて就職率ナンバーワンのところまでなった組織団体があります。このティーチ・フォー・アメリカはですね、州立・私立の部分の制度、制度っていうか、そういった部分のギャップがある中で、学校自体間のギャップがあるというところですね、それを埋めていこうということで始まった組織です。

アメリカでさえもこういった事例があった。ましてや日本においてはですね、子供の貧困というのは、今実際に現実問題であるんだというところをですね、私たち大人が認識をし救っていくことが重要なのではないかというふうに思っております。

子供の貧困の中、相対的貧困の中で1番悲しいことというのは、将来に夢が持てない。今食べるもの、明日食べるものがあるんじゃないくて、将来に対して希望が持てないというふうに子供たちが思うようになることが1番だめなんだというところで、国自体もですね、しっかり支援をするということになっております。

これについてはですね、執行部と一緒に頑張ってもらいますので、よろしくお願ひしたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで6番栗原宜行君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時25分といたします。

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願ひます。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） それでは、通告に従い質問させていただきます。

今から3年前2014年は、日本の人権史に新たな段階を記した年になりました。国会の承認によって、政府が国際障害者の権利に関する条約を批准したからです。それはまさに画期的とい

うべき事件でした。しかし、大多数の国民がその事実を知らないまま過ごしてきました。以前にもお話をしましたが、国際条約、これを批准するというのはその法規が自国の国内法の体系に組み入れられることを意味し、しかも多くの場合基本法的な役割を果たし、その基準に則して関連法制が整えられていきます。国際法規に調印したり、批准したりするか否かの基準は、言うまでもなく憲法です。

憲法第10章、最高法規第98条1項、この憲法は、国の最高法規であって、その条規の反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。2項、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。このように98条は、まず第1項で憲法の最高法規性を確認し、第2項で国際法規に対する態度を定めています。これによるならば、国際法規に対する賛否の態度が憲法に基づくことは明確です。締結することによって、国内法として作用する国際法規が憲法に従属するのは当然だからです。

しかし、これは同時にいかにすぐれた内容の条約を締結しようと、日本国憲法が定める全ての人権規定と同じように、主権者国民が不断の努力をすることなしには絵に描いた餅ということでもあります。例えば男女差別を禁止する条約、子どもの権利条約、また教育をめぐる国際法規、またILOが定める労働基準権、幾らでも例を挙げることができます。

日本における障害者に対する差別の歴史は、近代に入って明治憲法下における教育勅語、軍国主義的な序列思想と資本主義的な競争原理の導入とによって極端なものになりました。我が国の精神病医学の先駆者である呉秀三は、我が国の精神病者は病における苦しみと、この国に生まれた苦しみとの二重の苦しみを負っている。このような言葉を残しております。

身体障害者福祉法は、敗戦から4年後の1949年に公布されましたが、それは何よりも戦争で傷つき障害者になった元兵士たちの救済が目的でした。法の施行に伴って、全国各地に元兵士の障害者による身体障害者福祉協会がつくられ、法の施行や生活課題の解決に当たりました。それが戦後の障害者の地域活動の出発だったという評価もあり得ます。しかし、その組織にそれ以外の身体障害者が加入するようになると、元兵士から自分たちはお国のために戦って傷ついた者だ、おまえたちとは違うというような発言がなされるようになりました。

無論、戦争による身体障害は重大な問題です。しかし、それ以外の原因による身体障害も生活上の困難は変わりません。差別、序列思想の中で生きてきた人たちには、それがなかなか理解できなかったのです。こうして生まれた身体障害という概念には、等級制という深刻な問題が生じました。これは元兵士の障害に対する手当制度から始まりました。端的に言うなら、お国のため、天皇陛下のために体のどの部分をささげたかによって、手当の金額が異なったのです。右足か左足か、右手か左手か、から始まり、手足の指の1本1節ごと、体の全ての個々の

部分に価値の度合いの優劣をつけて等級化をしていきました。

この思想が世界にもまれな障害者の等級制度を形づくり、障害者の間に格差を持ち込んだのであります。さらに知的障害者についての福祉法の制定は1960年まで待たなければなりませんでした。法律名に使われた精神薄弱者が随分後に知的障害者に変えられたのは、多くの声による粘り強い運動の成果でした。

障害者の権利条約は、こうした全ての差別行為を根本的に問い直すことを求めています。まさに条約の批准が、日本の人権史に新たな段階を画したと言えます。現代の国際的な人権思想の画期は、1945年に制定後発行した国連憲章でした。それをスタートに世界中の多くの人の努力により1989年に国際障害者年が制定されました。

日本では余り語られていませんが、国際障害者年を契機、障害者差別の禁止に最も真剣に立ち向かい現実的に多くの法や制度を実現してきたのはアメリカの障害者運動です。その担い手の中心に戦場を経験した多くの障害者たちがいました。その先進性は1999年採択の米州障害者差別撤廃条約にあらわれています。20カ国以上が参加しているこの条約は、障害者の権利をめぐる初の国際条約であり、国連の障害者の権利条約の制定に向かう議論に大きな影響を与えてきました。

そして、障害者の権利条約は2006年12月13日第61回国連総会において採択され、日本政府は翌2007年9月28日に署名をしました。その後2013年12月4日に参議院本会議は障害者基本法、障害者差別解消法の成立に伴い、国内法の法律化、条約の求める水準に達したとして条約の批准を承認しました。日本国の批准は2014年1月20日付で承認されております。

この条約の前文には、次のようなことが記されています。

障害が発展する概念であることを認め、障害が、機能障害を有するものとこれらの者に対する態度及び環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、等々、これはまさにさまざまな意味で重要な規程であります。身体あるいは知的な機能的障害を持つ者が、他の者との関係を平等なものとして完全効果的に社会参加をしようとするときに、それを妨げるものを障害というのだと主張しているのです。

この場合、重要なことは確かに一方には機能障害というものがあるのですが、それが問題ではなく、社会的な関係において機能障害を理由にした差別を障害だと言っているのです。そうだとするならば、私たちの日常生活で意図的な差別のほかに、機能障害を持つ相手の主張に対する理解が浅いことからくる差別・障害が数多くあるかもしれません。本来、誰に対してもあるべき関係が、機能障害を持つために通じにくい人との間ではどうなのか、それが問われているということです。それが理解でき自らの課題になるとき、社会的システムとして当然視され

てきた差別の構造が見えてくるのではないのでしょうか。

そこで阿見町の障害者施策に対しての質問をさせていただきます。

1つ、町において障害に該当する人は何人いますか。

2つ目、町の施設において障害者の労働賃金は幾らになりますか。

3点目、障害者優先調達法における町の対応はどうなっていますか。

4点目、障害者の収入を増やすためにどのような取り組みをしてきましたか。また、来年度はどのような取り組みをしていきますか。

5点目、来年度29年度はどのようなことを重点的に取り組む予定でしょうか。

以上、5点について質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいま質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 障害者施策についての質問にお答えをいたします。

1点目の、町において障害に該当する人は何人いますかについてであります。

平成28年3月末現在で身体障害者手帳1,404人、療育手帳293人、精神保健福祉手帳278人の手帳取得者数となっております。

2点目の、町の施設において障害者の労働賃金は幾らですかについてであります。

町には就労継続支援B型事業所が4事業所あり、個々の事業所の通所者は障害の特性に違いがあり、また障害の程度も重度の方から比較的軽度な方までおります。このような状況での平成27年度の町内4事業所の工賃実績の平均は月額1万683円となっております。

3点目の、障害者優先調達法における町の対応はどうなっていますかについてであります。

町では障害者就労施設からの物品調達の推進を図るため、毎年度、法に基づく物品調達方針を策定し、その実績を翌年度に町ホームページで公表しております。平成27年度の実績は、64万9,928円となっております。

4点目の、障害者の収入を増やすために、どのような取り組みをしてきましたか。また、来年度はどのような取り組みをしていきますか、についてであります。

町内事業所においては、工賃向上計画を作成し、工賃引き上げのためのさまざまな努力を重ねております。また、町では障害者が就労の場を確保することにより、少しでも多くの収入が得られるよう、総合保健福祉会館の清掃業務や外構の除草作業、花壇の植栽管理及びかすみ公民館の清掃業務などを委託しております。来年度においても同様に実施してまいります。

5点目の、29年度はどのようなことを重点的に取り組む予定ですかについてであります。

障害者差別解消法が昨年4月に施行されました。町としましては、障害者差別解消法の趣旨

を踏まえ、障害者の身体的自由等の権利、教育や労働等の権利など、障害者一人ひとりの権利を尊重した取り組みへの支援を図り、障害のある方も障害のない方もともに地域で暮らしている社会のため、関係機関との連携のもと施策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今の答弁の中もそうなんですが、ちょっと私が初めに申し上げた中で、障害者の権利条約を国が批准をするまで、要するに調印をしてから批准をするまでかなりの期間がたちました。その原因となった要因ということは、ちょっとどういうことか、わかりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

先ほど川畑議員の質問の冒頭にもございましたように、障害者の基本的な人権が守られていないというような部分が、法的な整備が未整備だというようなことでございます。そのため、障害者基本法それから障害者差別解消法の成立というようなことにつながったと理解しております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。そのとおりでございまして、2005年の10月に、実は障害者自立支援法っていうのができました。この法の中身っていうのはどういうことか。それは、ある意味それまで進めてきた障害者施策を完全にセットバックしてしまったんですね。この障害者に対して応益負担を求める。そしてこの憲法の求める平等原則に沿うべきなんだけど根本からそれを否定して、ある意味障害者福祉の中に資本主義的な競争原理を入れて、完全に後戻りしてしまった。これが大きな要因で、それから再度法整備をし直さなきゃいけないというところから、批准するまで時間がかかってしまった。

ある意味、国のほうでつくった法律、官僚も国会議員も、余り障害者の問題に対しての認識がなかった、勉強不足で知らなかったというところが、大きなこれは原因だったと思います。それはそれとして、この質問の中の中身に移らさせていただきます。

障害者の現状の人数を今お聞きしました。1つは合計で1,975名おられますが、今障害を併設っていうか、あわせ持つ人は、この中でどのくらいおられるか把握されてますか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） これまでですね、町の障害福祉事務の中で、障害者の手帳の管理——交付状況ですね、こういうものは全て何らかのシステムがあって管理をしておったわけではございません。全て事務上の、パソコン上でエクセルなどの中で管理をしているというような状況がございましたので、重複されている障害について詳細を把握しているところでは現

在ございません。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。ぜひ、そういうところもこれからきちんと調査をしていただきたいと思います。

あと、阿見町における障害者の人数は、今わかってる人数はこれだけなんですけども、潜在的にどのくらいの方がおられると思われるか。その辺はどうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 先ほど町長からの答弁で、手帳の交付されている方の人数を答弁させていただきましたけれども、そのほかに自立支援医療の受給者等もいらっしゃいます。また、その中で町の身体障害者手帳ですとか、その自立支援医療の関係の受給をなさらない方、実際には、私はそういうものは必要ないということで申請されない方もいらっしゃいます。ですので、実態として町として把握している状況はございません。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。一般的に統計によりますと、1,000人当たりの人数でいくと身体障害の方が31人、知的が6名、精神障害が25人。人口の大体6%に当たるって言われています。そうしますと、多分今この掌握してる1,975名に対して、2,800人前後の方が潜在的にいる可能性がある。多いか少ないかって、その地域によってもまた違ってくると思うんですが、そういうことをちょっと考えられるのではないかと思います。

それとですね、先日障害者の施策推進協議会、これに参加させてもらったときにちょっと質問した、その内容が私の手元に来ました。27年度の障害者の相談件数、これが延べ1,668件。その中で権利擁護に関することってのはゼロ件で出てこないって。この辺は、要因として考えられることは何か。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 要因としましては、やはり具体的に自分の受けている行為がどのような根拠に基づいた差別があるのかという認識がなされていないものと思います。この点につきましては、まだまだ障害者の方もそうですし、それから一般町民の方もそうですけれども、法の趣旨がなかなか周知されて、認識されていないというふうに理解をしております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。私もそう思います。

次に賃金の件なんですけども、平均工賃は出ました。この中で町の施設が4施設あります。1番高い工賃の払ってる、その金額と、1番安いところ、どのくらいの差があるか、おわかりでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

平成27年度で申し上げますけれども、1番高いところの平均の月額でよろしいですかね。平均月額が1番高いところで1万5,719円、時給換算にしますと233円。1番低いところですね、支給総額が76万5,900円、時給換算でいきますと97円でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 支給総額……。月額です。

○保健福祉部長（飯野利明君） あ、失礼しました。月額で4,479円でございます。時給換算でいきますと97円でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。これが現状だと思います。ヨーロッパ北欧といいますか、例えばデンマークあたりですと、前にもお話をしました。障害者の方が年金を受け、なおかつ労働すると、それに対しては社会的労働できちんと正当な賃金が一般の方と同じように支払われる。そうすると所得はそれだけ増えて、ある。しかし、自分は使い道がない。そうすると、その自分の得た収入を自分の家族に仕送りを障害者の人がしてるっていう、その社会のものの考え方全体の問題なんで、これは阿見町であるとか、日本と比べると全くそれは状況が違うと思うんですが、やはり世界に目を向けてみると、そういうことも現実であり得る。どちらが豊かなのかといったところを考えると、やはりそれは歴然だと思います。

さて、町の障害者施設の工賃の計算方法。これよその施設に関しては多分ちょっとわからないと思うんですが、この計算方法はどうか。また、その中で工賃によって……。この差額はあるのか、個人によって。その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい。町ですと、4つの事業所それぞれに確認をしている状況は現在のところないわけですが、幾つかの事業所については、工賃の算出方法について聞き取りをさせていただいております。で、その聞き取りをした中では、阿見町の事業所としましては、事業所の収入から必要な経費、これを差し引いたものを工賃として、何ていうんでしょう、皆さん平等に、均等にお支払いをしてるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 町の社協でやってる施設においてそうだとということで、認識でよろしいですか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 濟いません、町のですね、社会福祉協議会のほうからは、実はこの件については聞き取りをしておりません。そのほかの施設の状況でございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） 聞き取りをした上で、私質問をしました。町のほうでは、よその施設のように平等ではありません。その個人個人の能力によって差をつけているようです。それが果たしていいのかどうなのかといったところを、1回これは考え直しをしないといけないんじゃないかと私は思います。その点いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい、議員のおっしゃるとおりかと思えます。その各個人の能力に対するものと、それからその実際の工賃ということに対して、私ども町社会福祉課、障害福祉の担当として考えるならば、これは先ほど私が幾つか聞き取りをした事業所と同じような形態が望ましいのではないかなと考えます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。多分自立支援法の中のシステムのまんま意識が変わらずに、資本主義的な能力制によって施設において賃金の格差をつけてる。資本主義の原理から行くと、それが平等かもしれないけれども、果たして社会保障、障害者の立場から見ると、それが果たして平等なのかということ、やっぱりちょっとそれは違うのかなというところで質問させてもらいました。

さて、以前民生教育常任委員会で、大阪の箕面市に視察に行かれたと思います。多分そのときの担当部長行かれたのかな。私はちょっと委員会じゃなくて、個人でその前に単独で行ってまいりましたが、大阪の箕面市の状況はどうだったのか、もし覚えてらっしゃれば一言お願いしたいと思います。就労の工賃、その障害者の賃金に関して記憶にございますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 実際に行っていないので、詳細はちょっとわかりません。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。じゃあ、その辺のところの情報の引き継ぎってというのはなかったんでしょうか、あったんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 全協で行った視察の関係ということ……。失礼しました。委員会ですね。具体的に細かいところまでは聞いてはございません。ただ、箕面市につきましては、社会的雇用をとということで障害者の方のですね、例えば就労でB型ですと労働能力によ

て、福祉的就労ということなんでね、最低賃金が適用されない雇用以外ということで低い賃金ということなんですけども、それに対して公的資金を入れて社会的に雇用することによって、障害をお持ちの方が外に出て作業する、地域とのかかわりもできるということで、そうすることによって、ほかのいろんな支援制度を使わなくて済むということで、効果があるんじゃないかなということでは言われてるといことは承知はしてございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。自分も行って、町中ほとんど雨の中歩き回って見てきましたんで、その辺の状況はよく私も認識はしております。やはり、この就労支援、いろんな形で見えますと、学ぶべきところは非常に多いんじゃないか。やっぱりそういうことをきちんと情報として引き継いで、また次の施策に活かしていただければと思います。

さて、障害者の優先調達法の金額、これによって大きな金額の変化はない。でき上がってから一気にぼーんと、それまで20数万だったのがはね上がったという、そういう記憶はありますが、30万それから一気に60数万と。このところはちょっと金額に変化はないんですが、その理由は何でしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

町内の事業所4カ所につきましては、調達可能な物品等について調査をさせていただいております。その中で、1事業所でクリーニング等を実施しておりますが、そのほかの事業所におきましては電装部品の組み立てですとか、それから軽作業というようなものが主でございまして、なかなか町、それからですね、民間からの発注に対応できない部分もあって伸び悩んでいるのが現状ではないかというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それでは来年度、この調達の目標金額というのは設定はされておりますか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 29年度の調達方針につきましては、29年度の5月ごろに策定の予定でございます。ただ町としまして、社会福祉課としましては、この調達額については毎年、何ていうんでしょう、向上させると、上昇させるというふうに考えていますので、その目標額については若干ですが、今年度の65万円ですか、これよりも上積みをした金額とさせていただきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ぜひ、前向きに努力をしていただきたいというのと、1つ注文があ

るんですね。これは先ほども障害者の施策推進協議会出たときに思ったんですが、いろんな施策が13とか14のほかに、いろんな部・課にまたがって障害者施策ってのは進められています。この優先調達法の部分に関しても、やはりこれはぜひまとめるときに各部、各課、その辺のところで1回一欄表をつくって、金額またその発注、また仕事の内容等も明記していただければと思います。この辺はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい。現在ちょっと発注をしている担当課からの聞き取り等で対応してるところですけれども、今後その内容が多岐にわたってまいることもあるかと思しますので、今いただきました御意見のように、取りまとめをする方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。まずこれは、全庁的にみんなで意識持って取り組まないと、なかなか障害者問題っていうのは、この人権問題解決しないんじゃないかと思しますので、まずは庁内のそういう優先調達法の中から意識を持って、各担当部、また担当課のほうで、これに前向きに取り組んでいただければと思います。

それで、賃金向上の件に関して、先ほどもちょっと話しましたが、昨年石川県の七尾のゆうの丘の施設、部長も一緒に行って見てまいりました。さまざまな努力をされてきてますが、新しい取り組み、これに関しては、要するに賃金を向上させる新しい取り組み、そういうことは何かおぼろげながらも、こういう方向性でやっていこうとかといったところはあるかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい。先ほど町の事業所においては軽作業等が主だという御説明を差し上げましたけれども、県内それから全国的に見ますと、いろいろな形でB型事業所の中での業務といいますか、種類が多いものがございます。例えば議員がおっしゃった七尾の事業所の場合ですと、クッキーをつくっていたり、いろいろ付加価値のあるものをつくっている。そのような事業所もあると認識しておりますので、町内の事業所でもそういうことができるのであれば、私たちが支援をしていきたいというふうに考えます。ですので、これは経営的な問題もございますので、町の考えを押しつけることはできませんけれども、その作業内容の多角化については十分検討していただけるような話し合いといいますか、協議をしていきたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。これは昨年的一般質問でもちょっとお話をしました。神奈川

県の障害者施設で殺傷事件があった。あの1つの大きな問題ってのは、障害者をみんな囲い込んで、その中の施設で起きた事件。人間のこの社会っていうのは、一般的にお年寄りも若い方も子供も、そして障害を持ってる方も、本来みんながいろんな特性を持った人が、その地域の中で生きてる。その人らしく生きていくっていうのが本来の社会の姿である。それを囲い込んで行くっていったとこで、ああいう悲惨な事件が起きました。あそこで被害にあった人たちってのは、大体地元の人じゃなくて遠くからあその施設に入ってきた人が被害に遭っております。

入所してる人もそうなんですけども、それを考えてみますと、ゆうの丘でやってきたことってのは、ボランティアも含めて仕事もどんどん外に出ていくんですね、施設の人たちが。それを見たときに、やはり地域の中のコミュニティー、またその中で重要な一翼を担っている。社会参加をしている。そういうことを考えてみますと、やはりこの工賃を上げるということで、今までのレールの中で考えていくと、なかなか画期的なものの転換、発想の転換というのはできませんが、いろんなところへ出てって、いろんなところとジョイントシコラボしながらやっていくことを一緒になって考えると、障害者の方たちもいろんな社会進出が、これはできるんじゃないかと思います。

ゆうの丘で出前喫茶やっていました。私たちが行ったときにもコーヒーとクッキーを持ってきていただいておいしくいただき、そのクッキーのおいしさにびっくりして、暮れにはお使い物に使おうってんで、みんなで大量にクッキーを仕入れも——向こうから送ってもらいもしましたが、そういうこともできる。この出前喫茶も本人たちが全部やるんじゃないで、支援する人が一緒について行ってやるんで、一緒にその場に行ってやるってことであれば、いろんな障害を持った方も結構できるはず。

この出前喫茶、議会もあります。各いろんな委員会も開かれます。協議会もあります。また周りには審議会もあるし、大学もあるし、病院もあるし、企業だっていっぱいあります。もし積極的にこういうことをやるということで働きかけていけば、年に何回かそういう機会、またそういう障害者の人たちが働く場、またそういうところと、人たちと触れ合う場を、ぜひいろんな地域社会の中で取り入れてやっていくことによって、工賃もこれ上がっていくんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい。その作業、訓練等の中にですね、先ほど多角化と申し上げましたけれども、付加価値のお話もしました。そういうものを今よりもつけ加えていくことによって、工賃の向上につながるものと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、いろんなところに出ていくことで、いろんな人との出会いがあって、そこから人と人との出会いの中で、いろんなものが生み出されて、価値が生み出されてきます。ぜひ、囲い込んで、その施設の中にいるのではなくて、いろんな形でどんどんどんどん外へ出ていくということを、これから心がけていただければと思います。

それで、最後29年度の重点項目の中ではありますが、1つは今もちょっと町でやってると思うんですね。障害を持つ御家族が急に所用ができた。で、自分の家族の中の障害を持つ方をちょっと一時的にでも預かってほしい。時間が朝早いのか、夜までかかるのか、それはそのときさまざまだと思うんですが、そういう施設の利用方法、また利用時間、また賃金に関してちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい。町では障害のある方をですね、日中に一時お預かりする、家族の方の都合等によってお預かりする制度として、日中一時という制度がございますけれども、一般的な例として申し上げますと、日中の預かりについてはおおむね9時ごろから夕方の5時ごろまでというふうに理解をしております。また、その中で、何ていうんでしょうね、経費的な部分で言いますと、障害者総合支援法の中でのサービスということになりますので、基本的には1割の負担が生じるというふうになってございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。利用時間の問題。また、急遽申し込んで見てもらえるかといったところに関しますと、夕方の5時までということで、大体認識でよろしいですか。はい。それ以外の時間は、そうすると現状では見る施設はない。また見るシステムはないということでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） 制度的にはですね、日中の預かりという意味では、基本的にはこの日中一時になるかと思えます。そのほかですと、先ほどお話がちょっとありました。工賃に関係している、その就労支援継続B型の事業所ですとか、そういうものもございますけれども、家族の方の都合で預かっていただくという日中の制度としては、この制度だけでございます。また、宿泊を伴うような場合には、短期入所というような制度を御利用いただくというふうになってまいります。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。まず、これに関しては御家族の方も急遽いろんな用事が入ってくることは、当然これは考えられると思います。それによって、また家族にいる障害を持つ

ている方がそこに一緒に移動したりすることができない場合、どうしても見ていただくところが必要になってくるかと思います。これはやっぱり、これからの1つの課題になるかと思うんですが、この課題に向けてひとつ解決していくように、前向きに取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい、お答えいたします。

町内における障害者関連のですね、事業所というのが非常に少なく、社会的支援が他の市町村から比べると劣っているのが現状ではないかという認識がございます。ですので、すぐに解決するわけではございませんけれども、やはり地域で障害者の方が生活をしていくための施設ということになってくるのかなと、家族のサポートも含めてですね、なってくるのかなと思いますので、これらの施設——今のそのサービスが利用できるような施設の誘致等については、町もできる限りのやはり協力・支援をしていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。なかなかすぐに、問題提起してそれが解決できればこれはいいんですが、やはり時間もかかると思いますけども、早急にそういうことはできるように進めていただきたい。また、こちらもできることをいろんな形で知恵を出していきたいと、こう思っております。

第6次総合計画、これと障害者の差別解消法、内閣府も含めてこういう法令出ておりますが、その関係性についてちょっとお伺いをしたいと思います。第6次総合で「人と自然が織りなす、輝くまち」、地域の住民が主体者となって、この阿見町をこれから第6次の中でどう輝く住みやすい町にしていくかといったところが、この中に書かれております。この全体通して、この障害者差別解消法との関係、またそれをどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

先ほど議員からもありましたように、障害者差別解消法——障害者の権利条約の批准から障害者差別解消法のほうに来てる、関係してるかと思いますが、先ほどの権利条約の批准で議員からも御説明ございましたけれども、人として生まれてきたからには障害のあるなしにかかわらず、全ての人と同じように当然保障されるべき権利を当たり前のこととして保障すべきであるということで、権利条約のほうではいわれてございます。差別でも特別扱いでもなく、平等な存在として保障されることが望まれているわけでございます。

この権利条約では、障害は、先ほど議員からも御説明ございましたように、社会によってつくられた障害者の社会への統合の問題であるというふうに、社会的モデルというような考え方が反映されてございます。例えば、障害を持つ人が建物を利用しづらい場合、これは足に障害があるのが原因ではなくて階段があつたりエレベーターがない、そういった建物の状況が原因。社会的障壁があるということで、そういう考え方から来ているわけでございます。

基本的に障害のある人もない人も、ともに生きる地域社会実現のために、あらゆる分野において障害のある人を排除しない取り組みを進めていくということで、町の第6次総合計画の中でも、まちづくりの基本目標としまして、人を育むまちづくり、生きがいのある暮らしと人の成長を支えるまちづくりということで、障害者福祉の充実におきましては、目指す町の姿といたしまして、障害者が住みなれた地域や家庭で生きがいがある生活を営む町になっていきますということを目標に定めて、各種施策を展開してるということでございます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、課長のほう、障害者を受け入れる施設がないというようなことで、前にも翔裕園でやっぱり1つか2つというか、そういうものを確保してくれたという、そういう話が前もしてましたよね。そういう中で、やはり前から言ってるんですけど、民間主導、民間がやっぱりこの阿見町で障害施設をつくりたいって言ったときに、町はやっぱり積極的にそれに携わっていくと。

それによって、少しでもね、障害者を持ってる人たちの子供たちが安心して安全で、そういう場所に行って、やはり就労もできる。またそこで食堂もできるとか、そういう施設ができればいいなと思いつながら、今民間主導の中でね、なるべく手を挙げていただいて、やっていただければいいなという思いはしております。これはやはり進めていく施策かなと思ってますんで、そういう面では御理解をいただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。新しくそういうことに参画してくる民間の業者の人たちにも、先ほどの提案しました急遽一時預かりなんかも可能な、そういう体制をつくっていただければ、非常に障害を持っている御家族も助かると思いますので、ぜひよろしくお願いします。

今、第6次総合の中の話が出ました。やはりこのみんなが主役のまちづくりの、みんなに当然障害者も入ってくる。町でさまざまな行事や計画が入ってることに関しても、やはり障害者を持ってる方たちも全てに、やっぱり主体者として参加できる、そういう地域、まちづくりにしていただきたいと思います。

さて、障害者の権利条約、差別解消法、これを理解して実践していくのは誰なのか、それを

ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） これは国民ひとり一人であると考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。そうしますと、職員の理解っていうのは、どう考えますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 当然ですね、職員が率先してその障害者の差別解消に取り組むということは当然でございます。これに関しまして、町のほうでも職員の対応マニュアルというのを今年度策定をいたしました。まずは職員が、こういうことについてきちんと把握していないといけないということでございますので、これは障害者の事業所の皆さん、それから障害者の団体の皆さん等の意見も踏まえまして、庁内でワーキングチームを組織いたしまして、今年度策定をしたところでございます。

これは、まずは職員のほうで徹底をしてですね、そういう基本的な障害のあり方について理解していないと、社会的障壁は何なのか、合理的配慮とはどういうものなのか、そういう基本的なところをまず職員で徹底をして、それから町民の皆さんにもどんどん、それから民間の事業所——当然事業所のほうも該当してきますので、まずは行政、そして民間の事業所、そういったところが中心となって広めていって、最終的には住民の皆さん一人ひとりがその障害についてですね、正しい理解をして、先ほどもありましたように、みんなが主役のまちづくりで、このまちづくりを進めていけたらなというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。本当に職員の方が深く理解する。そしてまた、地域に住んでいる住民の人たちもみんなでやっぱり学び合いの中で理解していく。その理解の度合い度によって、やはりその地域の町が豊かな町になっていくのか、そうじゃないのかという差がこれはできてくるかと思えます。やはり、今回のこの問題に関しても、人権の歴史はどのような歴史をたどったのか。そしてまた、この障害者のこの権利の歴史的なそういう1つの背景なんかも、本来根本的なところからきちんと学ぶといったところがないと、なかなか深く理解するってことは難しいかと思えます。

私、今の人権の歴史、本を読んだり勉強したりもしました。また女性の権利の歴史、それも読んで勉強したりもしましたが、なかなか奥は深く、そして女性の権利が認められたのは参政権が1つの形ではないかと思うんですが、昨日も海野議員が言ってますが、あれは1945年前後です。世界中で女性の参政権が認められたのは。日本が遅いわけじゃない。ほとんどヨーロッパもその前後に認められてる。障害者に至っては、やっこの21世紀に入って認められるよう

になった。当然子供の権利のそういうものもございます。やはり1つ1つ、こういうことを根本的に、その本質、どういうものなのかというんで、きちんと認識をし学ぶっていうことが、これは職員の皆さんも、ここにいる議員の皆さんも、町民の皆さんも、みんなでこれは学び合いの場をきちんとつくって、これは継続的に私は学習の場をつくる必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 社会福祉課長煙川栄君。

○社会福祉課長（煙川栄君） はい。ただいま議員がおっしゃっていただきましたけれども、この差別の解消にかかる部分といたしますか、その障害者に対する人権の理解ということについては、一朝一夕にできることではないというふうに思います。ですので、これは継続をして続けていかなければいけない課題かと思っておりますので、十分その方法等についてもですね、検討をさせていただきながら継続して続けてまいりたいと、そのような場を設けてまいりたいというふうに考えます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ぜひ、学び合いのそういう学習の場をつくっていただき、障害者問題に関して、やはり周りの近隣からも阿見町は進んでるなといったところを認められるように、この施策に関して、いろんなことに関して進めていただきたいと思っております。

以上で、1点目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時10分といたします。

午後 0時18分休憩

午後 1時10分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） それでは、お昼を挟みまして、2つ目の質問をさせていただきます。学校給食の取り組みについてお伺いしたいと思います。

食育基本法が平成17年につくられ、そしてまた阿見町の給食センターも新しく平成26年に操業開始となりました。新しい給食センターになり、また食育基本法ができた中で、阿見町の学校給食もどンドンどンドン発展して、さまざまな取り組みをされていると思います。去年は三ツ星シェフの学校給食のテレビの連載番組がありまして、私もおもしろくて録画をして飛ばし飛ばし見ました。あれを見ましても、ある意味で今の学校給食、食育というものをドラマでも

取り上げるぐらい注目されてきております。

世界的にも全国的にも、いろんな取り組みがなされていますが、そういう中で阿見町の給食センターの取り組みについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

1点目、新給食センターができる前と現在とでは、給食の献立はどのように変化をしてきましたか。

2点目、町において食育で取り組んできたことはどういうことでしょうか。

3点目、食材の調達・調理・献立で工夫しているところ。地産地消も含めてお聞きしたいと思います。

4点目、今後どのような学校給食を目指していくのか。

この4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 川畑議員の学校給食の取り組みについてお答えします。

1点目の、新給食センターができる前と現在では、給食の献立はどのように変わりましたか、につきましては、主食の御飯が米飯調理施設の整備によって週3回から4回に増えております。平成27年度においては、週当たりの実施回数では県内で最も多い自治体の1つとなっており、米については阿見町産のコシヒカリを使用しております。また、スチームコンベクションオーブンの導入によって、今までできなかった料理ができるようになり、使用できる食材も増えたことでメニューのレパートリーが増え、児童生徒の食の体験を広めることができている。

2点目の、町において食育で取り組んできたことは何ですかにつきましては、ふだんから学校給食を活用した食に関する指導については学校内で適宜行っているところです。平成26年度からスーパー食育スクール事業として今年度までの3年間において、栄養教諭を中心に、茨城かすみ農協や茨城大学農学部、県立医療大学、食生活改善推進協議会等と連携を図りながら、「学校農園」、「阿見町を食べよう事業」等を実施し、児童生徒と保護者が食に関する正しい知識を身につけ、望ましい食生活の実践力を養うことを図ってまいりました。

3点目の、食材の調達・調理・献立で工夫をしているところにつきましては、地産地消の観点から、野菜に関しては、地元の阿見産直センターや茨城かすみ農協との連携を図りながら、旬の地場産品を積極的に取り入れるようにしているところで、学校給食における地場産物の活用状況調査結果では、活用割合は、昨年度と今年度2年連続で県内1位となっております。また、野菜以外の一般物資の納入業者とも食材の安全性の確認、旬の食材を使用した商品の提案等、献立作成担当者が毎月行い、安全で質のよいものを選定するようにしています。

4点目の、今後どのような学校給食を目指していくのですかについてですが、学校給食を通じて、食事のとり方、自ら管理していく能力、食べ物を大事にし食べ物の生産にかかわる人々への感謝する心、地域の産物や食文化を感じられる給食を目指したいと考えております。これからも、地場産物を活用した季節の食材や行事食を取り入れ、児童生徒の生きた教材になる、安心・安全なおいしい学校給食を提供していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。新しい給食センターになってからもさまざまな取り組みをされて、阿見町の学校給食、発展していることを私も確信しております。

その中で、献立についてスチームコンベクションオープンによってつくられるメニュー、これがさまざまあると思うんですが、主にどういうものが調理をされているか。その辺ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

今までできなかったものが結構あるわけだったんですが、例えばスチームコンベクションオープンによりましてサバのみそ煮、どちらかというところこういう感じは手づくりふうなものができるようになる。そして、蒸しパン。これもよく保育所なんかでおやつで出すことができるんですが、こういうものもできると。あとスコーン、あとつくね、ふかしイモ、手づくりのものがどちらかというところ増えたのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。手づくりのものが増えて、それが子供たちのそういう食事の場に提供されるってことは、非常に好ましいことだと思います。

そういう中で食品の残渣の分析はしていらっしゃるかどうか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

はっきりとした統計というものは、ちょっととっていないんですが、全体的に学校からの連絡帳というものが戻ってまいります。その中で今日は残りが多かったとか、ちょっと一読させていただくわけなんですけど、メニューの中ではどちらかというところ野菜が比較的ふんだんに使ったメニューが、ちょっと残が多いように、ちょっと見受けられるところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。ぜひ、それは残渣自体、やはりもったいないことでもあるん

で、きちんと分析をして、それに対してどうしたらそれが子供たちは食べるようになるか、これはちょっと一工夫をしていただきたいなと思います。で、残渣の分析、多いもの少ないもの。季節によって、また気温によって、天気によって、これはまた子供たちの体調にいろんな影響を及ぼすのかなとも思いますし、この残渣分析をして、やはり子供たちになるべく好き嫌いがなく、おいしく食べれるようにするにはどうするか。やっぱりそこはちょっと1つ工夫をしていかなければいけないと思う点なんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えします。

川畑議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ちょっとこちらのほうも一工夫、二工夫、何らか今後もちよっと検討していきたいと思っています。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

次、食育への取り組みで、学校のクラス担当の先生も含めまして、先生の食育の取り組み、また、そういう研修等はどうのような形で行っていらっしゃるか。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい。職員の食育に関しましては、阿見町に栄養教諭が2名配置されております。その栄養教諭が核となりまして、学級指導での、今議員御指摘がありました好き嫌いがなく食べるとか、栄養素の問題だとか、そういうものを適宜研修しております。で、栄養教諭は要請によって各学校——小中学校全部回って、そういう研修をしております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。1番望ましいのは、栄養教諭の方も当然そうでしょうけども、子供たちと常に一緒に食べるクラス担当の先生であるとか、やはりその先生方が食に関して興味を持ち、また食べることが好きになり、そしてまたそういうことに関して自分の言葉で、やはり楽しく子供たちに語れると、また食事自体も深く楽しくなっていくのかなと思います。それに関しては、なかなか個人差もあるでしょうし、時間もかかると思うんですが、そういうことも1つ念頭に置いていただきたいと思っています。

また、先ほどスーパー食育スクールもございましたが、今まで望ましい食生活の実践力を養うということで、さまざまな取り組みをされてきたと思いますが、さまざまな取り組みをしてきたその主な内容と、そしてまた何かこういうことで表彰されたとか、またこういうことでいろいろ紹介されたことがあるとかってというようなニュース、トピックス的なものがあれば、ぜひ教えていただきたいと思っています。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

スーパー食育スクール事業としましては、皆さんも御存じかと思うんですけども、平成26年度から平成28年度、各年度中学校単位でそれぞれさせていただいております。平成26年度は阿見中学校区、平成27年度は朝日中学校区、平成28年度今年度が竹来中学校区ということで、中学校単位で栄養教諭の先生を中心にですね、やっていただいていたと。で、具体的に取り組みとしましては、それ以外にもですね、答弁の中でもありましたが、町の担当課とか、あと関係機関——農協さんですとか、医療大学、茨城大学の先生、そういった方にも授業等に来ていただいて、いろいろ直接子供たちの前で大学の先生からですね、食育に関することについての話をしてもらってるという取り組みもございます。

あと各中学校単位の学校におきましては、栄養教諭を中心ですね、調理実習とか、それとあと保護者に対しても説明講習会を行ったりとか、そういう取り組みを進めているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい。ちょっと後半の部分について、ちょっとお答えしたいと思います。

先ほどトピックス的なものということで、お話頂戴いたしました。この機会ですので、ちょっとお話しさせていただければと思います。

実は給食センターの職員がですね、ちょっと献立関係で26年度ころから取り組んでるところなんですけど、一例御紹介させていただきます。平成26年度に全国学校給食甲子園、こちらの関東ブロックのほうで入選しております。平成27年、昨年度なんですけど、これも同じく全国学校給食甲子園で関東ブロックの、こちらはちょっと上の賞をいただきまして、特選をいただいております。今年度はですね、米飯給食献立コンテストで茨城県の農林水産部長賞を頂戴しております。

ちょっと小さくて申しわけないんですが、このようなメニューとなっております。これは給食センターのほうでちょっと掲示してあるもので、ちょっと今回これを剝がしてきました。内容につきましては、いつも出ている麦御飯、そして鶏肉のピーナツ絡め、ぴりっとこんちゃんサラダ、そういった地場産のですね、野菜のみそのけんちん汁ということで、できるだけふんだんに地元の野菜を使ったような献立をつくっております、これが認められて受賞になったのではないかなというふうに思っております。

簡単ですけど、以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。また、おめでとうございます。学校給食甲子園の件もありましたが、この関東ブロックで入賞していますと、関東で何校くらい……。学校の数なのか給食センターの数なのか、それはちょっとさまざまかと思うんですが、どのぐらいの数が応募されて、その中でどのぐらい入賞が出たのか、その辺わかりますか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えします。

ちょっと数のほうではですね、はっきりちょっと確認してないんですが、関東ブロック代表では、茨城県からたしか2つの調理場ということで、聞いております。で、昨年度の特選いただいたときでは、たしか関東ブロックですと各都県なんですけど、たしか2校から3校の代表があつて、その中で選ばれたというふうに記憶しております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。これからもさまざまなイベント、コンテストってこともないんですが、そういうものに出るのであれば、よりよい評価を得られるようにまた頑張ってくださいと思います。1番大事なのは、地元の子供たちがおいしく食べていただける給食をどうつくるかといったところにあるかだと思います。

食材の調達に関してちょっとお聞きしたいのは、地場産物の活用、これは2年連続県内トップと出ておりますが、この地場産物の定義についてどういうふうにされてますか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

地場産物の定義でございますけども、まず、こちらのほう品目で換算してございます。給食に使う総品目が分母になるわけなんですけど、それで分子にその中で茨城県産を——当然阿見町産も入るわけなんですけど、それが分子という形でパーセントが出ております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。茨城県産の中で阿見町産というのはどのぐらいの割合を占めますか。わかりますか。わかんなければいいです、後で。どうですか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） 申しわけございませんが、ちょっと品目の数についてはですね、ちょっと手元資料がございませんので、ちょっとわかりかねるところでございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい。阿見町は非常に土地も豊かで、お米もおいしいし野菜もおいしいところでもあります。そうしますと、野菜のうまみっていうのもやはり鮮度で決まってくる

ます。食で有名な北大路魯山人、陶芸でも非常に有名な方ですが、彼に言わせると大根は畑から抜いて3時間って言われてますね。ですから、やはりできれば地元のおいしい野菜を、とれたてを子供たちに少しでも多く提供していただく。また、どういう人がつくって、どういうふうにつくってんのかといったところも、そういうとこでまた身近なものとして食育の場で学んでいけるのではないかと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今後の4点目の目標に関してお聞きしましたが、この食育基本法の第3章19条、この中で、父母その他の保護者及び子供の食に対する関心及び理解を深め、とこうあります。この父母その他の保護者に関しての食育というのは、どういふふうに取り組んでらっしゃるか。

○議長（紙井和美君） 教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） はい。特に小学生に関しましては、自ら調理をすることは難しいことだと思ひますので、先ほどの食育の事業で授業参観の折とか保護者が参加するときに、私が現場にいるときに実施した低学年の授業なんですけど、いろんなものをカードでつくってきまして、お父さん・お母さんが後ろにいる中で、けさ食べてきたものを出してみましようってやらせて。すると下向いてるお母さんもいました。菓子パンだとかね。そうすつと刺激になるのかなということで、そういう場を活かしたり。中学生になりますと、今年もやったんですけども、部活動単位で、これだけ体を動かすのでこれだけの栄養が必要だつてことで、栄養教諭が中心となって料理の講習みたいな形で、栄養等を含めた指導をしております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。いろんな形でいろんな折に工夫をしながら、その地域性に合わせてそういう学習の場、学びの場をつくっていただくことは非常に大事かと思ひます。これ、先日センター長に1年間の学校給食のメニューをちょっといただきました。で、後ろを読んでみましても非常におもしろい。ためになるっていいですか。この内容に関しては、これは中学校の物でちょっといただいたんですが、小学生の場合も大体ほぼ一緒なんじゃないか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

はい、小学校も中学校も同じものでございます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、わかりました。さまざまな取り組みの中で、阿見町の学校給食もどんどん豊かに発展していると私も思ひます。ぜひ、おいしい給食をつくっていただきたいというところで、フランスの食育に関してちょっと打ち合わせしたときにお話したんですが、その辺はちょっと調べてみたりはしましたか。してません。じゃあ、いいです、いい

です。

フランスの食育政策ってのはちょっと進んでまして、栄養価であるとかカロリーであるとか、そういうものは当然やるんですが、今何を全国的に進めて定着してるかという、味覚の授業なんですね。本物の味を子供たちのうちからこの給食を通じて覚えてもらう。そういうことをやっております。で、この味覚教育をやってる。だから、これは阿見町のおいしい地場産の野菜なんかでは十分これはできると思いますし、やはりそういう味覚、要するにカロリーも大事、栄養素も大事、先ほど野菜だといっぱい残ることが多いという話は聞きましたが、やはりおいしく食べる、そういうことが非常にこれは大事になってくる。で、本物の味を知る、おいしい味を知る。

で、フランスでは一流のシェフ——三ツ星シェフの学校給食じゃないんですが、一流のシェフがその週間に、期間に、学校の給食をつくり、授業をし、そしてそういう味を子供たちに覚えてもらう、知ってもらう。そういう食育をやっております。そういう中で、この味覚のレッスンというのをやって、一般の人たち向けには、その地域地域でその週間には味覚のアラカルトで、いろんな地場物を使ってレストランで提供するであるとか、また全国的なイベントなんかもこの週間に行われています。

実はこれ、日本でも行われています。その影響を受けて。で、2015年のちょっとこれレポートなんですが、その中でこれに賛同して参加してるところがございます。全国的に340校ぐらいですかね……。開催学校が157で370クラス。この中で北海道から鹿児島まである中で、茨城県だけちょっと1校も入ってませんでした。ちょっとそれは残念なんですが、こういうものもあって、いろいろ工夫をされています。

先ほど、学校給食甲子園っていうのもありました。いろんなメニューを工夫して、各地域でつくっております。自分も学校給食のレシピ本をちょっと3冊ほど買ってみました。で、新潟であったり、そしてまた東京の足立区であったり、杉並区だったり。さまざまな工夫、取り組みをされてる。ですから阿見町においても、これと同じようにさまざまな取り組みをされてるはずなんで、そういうことも、ぜひ情報発信をして一般の保護者の皆さんにも知っていただく、また食育の大切さを知っていただく1つのことを進めていただければと思います。

そこで1つお聞きしたいのは、給食センターでの試食はできるのか、できないのか。できるとすれば、その方法。また金額的なもの、時間等わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

給食センターでの試食は可能でございます。ただ、来ていただく場合はちょっと少人数ではちょっとというところが、難しいところがあるんで、おおむねグループで10人前後からお受け

したいと思います。時間的に見ていただくのは10時ころからのが。ちょうど調理やってるところ見られますので、10時ごろからのがよろしいのかなと思います。金額的にはお1人250円頂戴しております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。1つ提案なんですけど、そういう場を使って、ぜひ保護者またいろんな地域の大人の方も含めて、この学校給食の試食と食育の授業をぜひジョイントさせて、学校の教育のその場で持つてる、そういう情報をぜひ地域にも発信して、みんなで共有して学び合いの場をつくっていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 学校給食センター所長吉田恭久君。

○学校給食センター所長（吉田恭久君） はい、お答えいたします。

本当に貴重な御意見頂戴、ありがとうございます。本当に参考にさせていただき、検討させていただきますと思います。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、3番井田真一君の一般質問を行います。

3番井田真一君の質問を許します。登壇願います。

〔3番井田真一君登壇〕

○3番（井田真一君） 皆さん、こんばんは。あ、済いません。まだ、その時間には早かったです。済いません。少し緊張しているような感じで。皆さん、こんにちは。お昼の後の少し眠くなる時間帯ですけれども、元気に質問していきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、学校再編後の利活用について御質問していきたいと考えておりますが、それにあわせて統合に当たっても幾つか質問させてください。

現状、実穀小・吉原小・君原小の3校は児童数が100人を下回り、1学年当たり1学級となっております。そのような中で、1学年2学級以上を希望する保護者が多くいます。ただ、現状のままを希望する意見も3割強あるということで、学校統合を簡単にいい、悪いと決めることは大変困難なことです。

そのような現状でも、教育委員会の皆様を初め、関係している職員の方々、地域、保護者、

学校関係者の意見を集約して策定した学校再建計画に沿って努力されていること、そして保護者、地域の方も統合に理解するよう努力されている姿勢に大変感謝しております。私も、地域の皆様が統合への理解がさらに進むよう、努力してまいりたいと考えております。

それでは、質問に移りたいと思います。

1点目ですが、学校再編計画では統合準備委員会を組織し、平成30年度以降を目指し統合を進めるとあります。統合の進捗はどうなっていますか。

2点目、統合対象校が統合される場合は、児童の通学方法はどのようになりますか。

3点目、学校再編計画では実穀小・吉原小・君原小・阿見第二小学校が統合対象になっています。統合後の学校利活用は行う予定でしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 小学校再編後の学校利活用について、お答えします。

1点目の学校再編進捗状況ですが、吉原小学校と阿見小学校、実穀小学校と本郷小学校では、両校の地域代表、保護者代表、教職員代表で構成する統合準備委員会を組織しました。

吉原小学校と阿見小学校では、平成28年5月、実穀小学校と本郷小学校では、平成28年12月から平成30年4月の統合に向けた協議を進めています。他の再編対象校である君原小学校、阿見第二小学校につきましては、現在、検討委員会の段階で、統合準備委員会を組織するには至っておりません。今後とも引き続き話し合いの場を持ってまいります。

2点目の通学方法ですが、平成30年4月に統合する吉原小学校と実穀小学校は、話し合いの中でスクールバスを運行する方向となりました。再編対象校ごとに、状況に応じた安心・安全な通学方法を話し合いの中で決定していきたいと考えています。

3点目の質問につきましては、町長からお答えいたします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 非常に緊張がほぐれて、再質問が非常にいい方向にいくんじゃないかなと、井田議員の再質問に期待してます。

それでは、3点目の、統合後の学校利活用について、お答えをいたします。

跡地利活用の考え方については、町はこれまで一貫して地域の意見を優先しますということをお示ししております。地域の方々が地域のために利活用を考え、町が支援していくという考え方であります。

このような考え方のもと、吉原小学校については、当該学区の区長さん方と相談し新年度より検討委員会を組織して利活用の検討に着手し、地域としての意見をまとめる方向になっております。同じく実穀小学校についても同様に進める計画であります。まず、地域の方々が議論し知恵を出し合って利活用の内容をまとめていただくことが第一と考えております。その後に施設等に余裕があるようなら、公共施設としての転用替えや民間事業者の利活用等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、御答弁ありがとうございます。少しフォローいただいて、心が楽になりました。

では、幾つか再質問したいと思いますが、1点目については、2校が既に平成30年4月の統合に向けて進めているということなので、引き続きよろしく願いいたします。残り2校についても、再編計画を軸に地域の方々とさまざま可能性を含めて協議していただき、進めていくようお願いいたします。

2点目の統合予定の学校では、通学にスクールバスを運行するということですが、費用負担は全額町が負担ということになりますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、進めております吉原小学校と阿見小学校の統合準備委員会、そして実穀小学校と本郷小学校の統合準備委員会の中の話し合いにおきましては、このスクールバスの費用については町に負担をしてほしいという御意見が多く出ておりますので、そういった方向で今話し合いを進めているところでございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） ありがとうございます。統合される小学校規模によっても、多少差は出てくると思いますけれども、1校当たりどの程度の予算を考えておりますか。

○議長（紙井和美君） 学校教育課長朝日良一君。

○学校教育課長兼新小学校準備室長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、井田議員がおっしゃったとおり、統合される学校ですね、児童数の規模、さらに地域、それとスクールバスを運行するに当たりまして停留所の数、運行する経路、そういったことによってもその費用は変わるかと思っております。こちらについては、今の段階ではこの学校でおおよそどれくらいの金額ということは、こちらのほうで算定しておりませんが、実際今、先ほども説明しましたが、統合準備委員会で経路、バス停とかが決まりましたら、それをもとに、これを民間会社のほうに委託を今考えていますので、そちらのほうから見積もりをとるな

どして費用を算出したいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。平成30年4月に統合に向けて進む学校があります。それなので、来年度中には予算が決まっていくものと思いますので、決まりましたらこちらのほうにお伝えいただければと思います。

また、スクールバスには賛否があると思いますが、吉原地区アウトレット近くの転入者や転入を検討してる人の話では、スクールバスであれば吉原小へ通うよりも安心して通学できるという意見も聞かれました。まずは子供たちの通学の安全を第一に考えていただき、永続的に町負担でスクールバスが運行できるような予算組みを考えていただければとお願いいたします。

3点目についてですけれども、御答弁のとおり地域の方々のためになる利活用を考えていただきたいです。地域の人たちも母校がなくなり、寂しい気持ちがあると思います。また、そういう中で、学校が次の役目を持って輝くことが、地域の活性化につながることも考えております。そのような中で、統合に関して大変な時期だと思っておりますが、できるだけ早く利活用検討委員会を立ち上げていただき、議論を深めていただきたいと思っております。具体的に、検討委員会立ち上げ予定等は決まっているのがありますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

町長答弁にありましたように、吉原小学校それから実穀小学校につきましては、新年度よりですね、地域の方々が検討委員会を組織して検討するような方向になっております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。新年度にはということだったので、それを待ちたいと思っておりますけれども、構想段階でもよいので何か町で候補が上がっている利活用案はありますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。まずはですね、地域優先ということをおっしゃるので、町としてはまだ案は持ってありません。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。まだ検討委員会が組織されていない段階だと思っておりますので、具体的案は難しいとも思っております。

そういう中で、私のほうで御提案という形になると思うんですけれども、町民の声や周辺の自治体を参考にしたものがありますので、聞いていただければと思います。

利活用案として、入浴施設を兼ね備えた年配者の学校と宿泊施設を兼ね備えた道の駅という活用方法を考えてみてはいかがでしょうか。

1つ目の年配者の学校ですが、阿見町はあみプラチナタウン構想に代表されるように、生涯活躍のまちに力を入れております。国も地方も社会保障費が伸びて、財政を圧迫しています。阿見町においても、29年度医療福祉費は対前年比9.5%増えております。もちろん、必要な社会保障を削れというわけではありませんが、生涯活躍のまちづくりを前面に掲げて高齢者が生き生き活躍できる町を目指すことで社会保障費の伸びを抑え、その分を健康増進のための学校としてリノベーションしてはどうでしょうか。

また、2つ目の案の道の駅ですが、阿見町では既に迫原地区に設置を予定しています。それを変更するというのではなくて、役割が違う道の駅が2つあってもよいと思います。実際に千葉県鋸南町では2キロ以内に道の駅が2つあり、その1つは廃校になった保田小学校をリノベーションした道の駅です。体育館を使った直売所、教室を使った宿泊温泉施設など、小学校の雰囲気を残したまま全国的にもユニークな道の駅で、先日テレビにも取り上げられていました。阿見町近隣自治体でも龍ヶ崎市、筑西市で道の駅設置が決まっております。つくば市や守谷市のように検討している自治体もあります。そのような中で、他の自治体に負けない話題性も重要ではないかと思えます。この2つの案は考えられる選択肢になりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 道の駅をもう1つということで、じゃあ、どういう道の駅かってなると、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですよね。やっぱり運営費用とか、じゃあ利益がそこで本当に出るかという、そういう問題もあります。そういう中でちょっと私には今考えた中では、やっぱり道の駅は利益が出なけりゃだめだというのが1番のもとで、県のほうでもそれを1番最初に私は言わせていただきました。やっぱり、昨日あたりの質問でも利益が出ないものではないだろうとね、町の財源をそこにまた費やすのかって話になってしまいますので、それは難しいんじゃないかなと。

まあ、それはどういうアイデアが出て、こういうことならということになれば、またそれは考えるともあるかわかりませんが。ただ、温浴施設等はね、やっぱり地域で出てくるのかどうか、これもわかりませんが、それは1つの案としては考えられる。でも、そこにどのぐらいの、また費用対効果があるかっていうこともやっぱりきちんと考えていく。これは前に倉持議員からもやっぱりそういう施設が必要なんじゃないかという話がありました。そういう面での費用対効果を考えながら、十分ね、宿泊施設等も本当にできるのであれば、またおもしろいアイデアだなという。アイデアとしてはですよ。

私がすぐやるっていうわけじゃないんですけど、そのアイデアはいいアイデアだなという思

いはしてはいますが、今後やはり地域の人たちとやっぱり検討しながらやらないことには、やっぱりコンセンサスをちゃんとつくっていきっていくことが大事なと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。具体的なお答えありがとうございます。町では、なかなか今案まで作成できてないということでしたが、検討委員会を立ち上げるに当たり、調査等されていることはありますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

検討委員会のほうにですね、いろいろな案として提示するために調査研究は当然しております。それとですね、地域の方々の要望施設がですね、全てその学校施設全体に及ぶとは思っておりません。小学校施設、大変規模が大きいのです。ですから、そのほかにもですね、やはり多角的な面でですね、行政のほうとしてそういった案をですね、当然地域から案をいただいた後の次の案として検討していく必要があると思っておりますので、その辺につきましては情報収集をしているところでございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。情報収集されているということですが、ちょっと深くの質問になってしまいますけど、具体的にはどのようなものがありますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。全国的にはさまざまな事例があると思います。ちょっとここで幾つか御紹介したいと思います。まず社会教育施設としまして、兵庫県明石市に高齢者の社会参加や人材育成のための高齢者大学「あかねが丘学園」。それと守谷市ではですね、国際交流研究センターとして「もりや学びの里」等がございます。

それから、民間のその活力というような形で、産業ではですね、福島県の三春町にアニメ作成スタジオ、それから県内では行方市では体験型農業テーマパーク「なめがたファーマーズヴィレッジ」等がございます。あと住宅としてでございますが、これはちょっと遠いんですけども、徳島県上勝町ですか、のUターン・Iターン者のための賃貸事務所ですとか、町営住宅等があるということでございます。そのほかに、今議員が御紹介されました千葉県の大塚町の「道の駅 保田小学校」には道の駅のほかにですね、宿泊施設それから食堂等も兼ね備えているということでございます。まだまだ全国にはたくさんよい事例がございますので、そういった事例をですね、これから情報収集していきたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。本当に農業、住宅や産業と、いろんな分野で調べられているということがよくわかりました。何度も答弁にありましたが、町民が地域のために、自分たちのために利活用を考え、それを町が支えていく方針ということで、なるべく早い時期に検討委員会を設置していただき、うまく利活用ができることを、支えていただくことをお願いして、1問目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。それでは2問目ですが、霞ヶ浦二橋について質問いたします。

茨城県総合計画に、2050年ごろの茨城の姿として霞ヶ浦二橋が描かれています。こちらのパンフレットで、皆さん見た方も多いとは思いますが、平成8年には関係する17市町村―現在は合併があり11市町村になっておりますが、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟が設立され、20年が経過しています。天田町長も平成25年度は同盟の会長をやられ県へも陳情をされていると思います。

昨日の一般質問で、冒頭に久保谷議員や他の同僚議員からも話が出ていましたが、圏央道が先月26日、茨城県内全線開通し、これで成田空港から湘南まで都心を経由せずに直結したことで、沿線地域のさらなる観光客の増加や、物流施設の生産性向上が加速されることが期待されています。成田空港へのアクセスのみが注目されていますが、もし二橋ができれば、茨城空港のアクセスも飛躍的によくなります。阿見町は2つのインターチェンジを持ち、その両方のアクセスのかなめになる場所のため、霞ヶ浦二橋ができることは企業誘致、交流人口の増加、さまざまな利点があり、これは阿見町にとってまたとないチャンスになると私は感じております。

もちろん町が幾ら努力しても、国・県・周辺自治体が動かなくは実現可能性がないことはよくわかりますが、そのことを前提に幾つか質問させてください。

1点目、阿見町として把握している現状はどうなっていますか。

2点目、今まで町としてどのようなアプローチをしてきましたか。

3点目、霞ヶ浦二橋による阿見町の効果はどのように考えられますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、霞ヶ浦二橋についての質問にお答えいたします。

1点目として、町として把握している構想の現状についてであります。

霞ヶ浦二橋は、百里飛行場から霞ヶ浦を横断し、圏央道や利根川をまたぐ若草大橋を通過して千葉県方面へアクセスする、千葉茨城道路の整備の一環として、霞ヶ浦の高浜入りと土浦入りに橋をかけ、広域的な道路ネットワークを形成しようとするものです。

事業主体となる県においては、整備に莫大な費用を要することから、霞ヶ浦周辺地域の定

住・交流人口の動向や開発状況などを考慮しながら、橋の開通による利便性の向上や地域活性化への効果を検証しつつ、長期的な視点に立って検討を行っていくこととしております。

2点目として、町としてどのようなアプローチをしてきたかについて、であります。

町は、平成8年に、関係する近隣の市町村とともに、霞ヶ浦二橋建設期成同盟を設立し、同盟を構成する11の市町村で、県及び県議会への要望活動や、広報、調査研究などの活動を行っております。平成28年度も、かすみがうら市長を初め構成市町村で茨城県企画部長、茨城県県議会議長に対し事業の早期具体化を求める要望活動を行っております。事業規模が大きく、時間と費用を要する事業であることから、粘り強い活動が必要と考えていますので、今後も、同盟の一員として、積極的な活動を継続していきたいと考えております。

3点目の、霞ヶ浦二橋による阿見町への効果について、であります。

先ほど井田議員が言われたとおり、先月、圏央道が県内全線で開通し、県南地域でも、霞ヶ浦二橋とともに、千葉茨城道路の一部となることが想定されている県道美浦栄バイパスや県道竜ヶ崎阿見線などの整備が着実に進められております。

霞ヶ浦二橋が完成すれば、こうした道路との相乗効果で県内の交流に寄与するほか、千葉ニュータウンを初め人口が増加している千葉県北部と霞ヶ浦周辺、茨城空港を結ぶことで、県外との交流人口を増やすことにもつながると考えられます。町にとっても交通利便性の向上や、災害時における緊急輸送路としての役割のみならず、まさに今取り組んでおります、道の駅構想を初めとする町内商工業の振興に大きなメリットになると考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、御答弁ありがとうございます。

1点目、2点目の答弁にもありましたが、やはり推進には町単位というより、県周辺自治体同盟、組織と協調して進めていくことが大切であるとよくわかりました。

3点目の効果ですが、私も感じているとおり答弁でも町内の商工業を初め、いろいろの効果が期待できると思います。経済効果について、阿見町もしくは周辺自治体同盟で出ている具体的な数値はありますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。まだ事業化のめどが立っておりませんので、そのような調査はしておりません。したがって、数値としてですね、経済がどれぐらい効果があるかっていうような、そういったものは現在出ておりません。その調査費につきましては、町長がですね、期成同盟会の中でですね、要望時にですね、調査費の予算化というような形で要望してるところでございますので、引き続きですね、そういった活動をしていきたいと思っております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい。周辺自治体同盟として進めていくことが重要ということはよくわかりましたが、隣的美浦村では昨年議会として国土交通大臣へ推進の陳情へ行ったと聞いております。私も議員の1人として、阿見町議会でも前向きに取り組んでいくよう働きかけていきたいと考えておりますが、町として霞ヶ浦二橋推進について、町長のお考えがあれば教えてください。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。私も国土交通大臣に、ちょうど議長さんと公明党の議員さんと一緒に行ったときにも、この霞ヶ浦二橋の話があり、ちょっとしておりました。やっぱり県にとっても非常に大事な視点であるっていうこと。私がこの期成同盟会の会長になって、すぐやらさしていただいたのは看板です。今島津にと……。島津にありますよね。アウトレットから真っすぐおりてくると島津にある。あの看板を阿見町とかすみがうら市に2つほかつくれなかったんですけど、そういう面ではそういう形もさせていただきました。

霞ヶ浦二橋は、やはり茨城県の100年のもとになるんじゃないかなと。今からのね。非常にそれはもうつくったら本当にすばらしいなあと、そう思いました。そして、私がやっぱり陳情に行ったとき言ったのは、やっぱり今後ね、2020年ですか、オリンピック。オリンピックの後のやっぱり国策とか、そういう中でね、やっぱり非常に大事な視点になってくんじゃないかなということを、県のほうで述べさせていただきました。

これはやっぱり特に観光立国と言ってるわけでしょう。日本も観光立国、茨城県も観光立県という、そういう趣旨を持って国も県も運営していきたいということであるならば、やっぱりこの2,000億近くのお金がかかるけど、これをやはり積極的に推進していくのがいいんじゃないかなと。私いつも言ってんですけど、リニアモーターカーでね、2兆も3兆も使うんならここでその1割を使えばできるんだからなんて、そういう話をしますけど、本当にそういう意味での、茨城県にとっても日本の国にとっても非常にすばらしい形になるんじゃないかなと。

それこそ、いろんな構想がめぐってきますよね。霞ヶ浦のね、道路を、二橋をつくれれば、じゃあ霞ヶ浦の真ん中に、ね、6ヘクタールとか7ヘクタールのやっぱり埋立地をつくって、そこにどういう観光施設にするかとか。そういうやっぱり構想は出るんですけど、なかなか基本的にね、お金が出てこないっていう、そういう状況なんでね、この調査費をどうつけていくか。だから、やっぱり11市町村の、この調査費に対して、じゃあ茨城県はこれだけ出すから、じゃあ皆さんもこのぐらい出したらどうでしょうかっていうようなね、そういう提案もしてもらおうと、またおもしろいんじゃないかな。

やっぱり早く少しでも前に進めるためには、調査費をどうつけていくかということが大事なので、今後は県また知事等に、そういう面での陳情をしていきたいなと、そう思います。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。本当に町長の具体的な案と、その熱意が感じられたので、二橋の橋、なかなか難しいと考えられますけれども、何か聞いていて将来可能性が出てくるんじゃないかなということを強く感じました。まず、県の調査が行われて、建設後の経済効果や正確な費用等がわかって、初めて本格的な建設が検討できると思います。事業主体が県ということで、ちょうど今年秋ですね、知事選がありますので、もしできれば各候補者にまず霞ヶ浦二橋の調査費をつけていただけるよう依頼することを希望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで3番井田真一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時15分といたします。

午後 2時06分休憩

午後 2時15分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 霞台から湖上を見れば、沖にはワカサギ帆かけ船、桜の町阿見町にも春がめぐってまいりました。昨年の今ごろ、私は後ろの傍聴席のほうにいました。こうして立派に議場に立てるのも、皆様の御指導、御鞭撻のおかげだと感謝をしながら一般質問をさせていただきます。

D r o n e——ドローン、雄のハチの意味です。ドローンという言葉が一般的になったのは、平成25年12月にアマゾンドットコムが、ドローンを使った配送のデモンストレーションビデオを発表したときでした。小さな模型ヘリコプターのような無人航空機が、注文した商品を自宅の庭先に配達する映像はまさに驚きでした。ドローンは、第二次世界大戦中に対空射撃用の標的用無人航空機——ターゲットドローンとして開発され、その後も軍用無人機の代名詞となっておりました。

現在のような、小型無人航空機がドローンとして認知され出したのは、平成22年にフランスで発売されたA R . D r o n e という複数のプロペラで飛行するマルチコプター型ホビー機あたりからで、その後中国製のD J I社のドローンが空撮用小型無人航空機として世界中に普及しました。

さて、皆さんがこのドローンを知ったのはいつごろからでしょうか。多分約2年前、平成27

年4月に首相官邸屋上にドローンが落下したところではないでしょうか。まさに、この年、航空法が改正され、ドローンを利用する基本的な規則が定まり、安全上認められる範囲を超えた飛行には、申請して許可や承認を得ることが必要になりました。このように、我が国においてドローンは、残念ながら好ましくない形で知られるようになり、規制も強化されてきました。しかしながら、空の産業革命と言われるドローンには、民生への多大な貢献と大きな経済波及効果が期待されています。

安倍首相は、平成27年11月に、早ければ3年以内にドローンを使った荷物配送を可能にする発言し、規制だけでなくその活用にも政府が取り組むことを宣言し、事実、翌12月には小型無人機にかかわる環境整備に向けた官民協議会が設置され、議論が定期的に行われています。

このように、ドローンは従来の航空技術、電気、電子技術、通信技術などを、小型無人機というプラットフォームに融合し、安く簡単に利用できる空のロボットとなりました。この飛行ロボットをどのように利用すればよいのか、災害現場での空撮や物資輸送、大規模な建造物の点検のような公共的な活用は、私たちの安全で安心の生活を活気あるものにします。また、物流や通信での利用は新たな産業振興のために、今後ますます推進されるでしょう。

しかし、こうしたものはドローンがもたらす恩恵の一部に過ぎないと思います。なぜならば、大空のもとでドローンを飛ばせば、鳥のように空を飛びたいという太古からの人類の夢をいとも簡単にかなえてくれるからです。こうした体験は、我々の人生観を変えることができるドローンの究極的な利用法かもしれません。既に、ドローンに関し調査研究を続けてきた先人のネットワークを利用し、阿見町の方々にも「空の産業革命」に参加する機会を得ていただきたいものです。

冒頭申し上げましたとおり、ドローンは規制と活用という相反する対応が必要な、時代の申し子です。それならば、我が阿見町でもドローンを上手に規制しながら、多大な恩恵を得ることもできるのではないかと考え、本質問の課題とさせていただきました。

既に全国の自治体で公園など、公有地でドローンの飛行禁止などの規制に乗り出す中、県内古河市では、ドローンの安全な飛行条件に合った土地をドローンの飛行場所に提供し、市民の皆様にご理解を高めようという取り組みも始まっております。

それでは、これらのことに鑑み、以下の6点について御質問させていただきます。

- 1、阿見町のドローンに対する認識。
- 2、平成27年12月の改正航空法で定められた町内におけるドローンの非行禁止区域の認識。
- 3、ドローンに関する確認や相談が町民の方からあった場合の担当窓口は。
- 4、阿見町におけるドローンの飛行状況と問題点等について。
- 5、町有地等におけるドローンの規制状況。

最後に、今後需要が高まるドローンへの対応についてお伺い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町における無人航空機への対応は万全かについての質問にお答えをいたします。

1点目の、無人航空機、ドローンに対する認識については、大きく2つの側面があると考えています。

ドローンの技術は新たな可能性を有する技術であります。農業や空撮、測量、災害対応等の分野では既に活用されはじめ、新たな産業・サービスの創出、事業構想が民間事業者から打ち出されていることから、国民の関心の高まりとともに、生活の利便や質の向上に資することへの期待から「空の産業革命」とも言われております。その一方で、落下事故が発生しており、信頼性が万全とは言い難いとともに、政府重要施設への侵入・落下事故を受けた警備体制強化が課題となっております。

こうした状況における緊急措置として、ドローンを飛行させる空域及び飛行の方法等を定める改正航空法が平成27年12月に施行されました。これにより基本的なルールが定められましたが、「空の産業革命」を推進することと安全を確保することの両立が課題であると認識しております。これは、先ほども樋口議員が言われたとおりであります。

2点目の、改正航空法で定められた町内における飛行禁止空域の認識について、概要を申し上げます。

地表面または水面から150メートル以上については、町全域で、150メートル未満であっても、人口集中地区と霞ヶ浦飛行場の空域においては、飛行にあたり国土交通大臣の許可を必要とします。したがって、町ではおおむね市街化区域外で飛行は可能となりますが、日中であること、目視により常時監視すること、人または物件との間に30メートルの距離を保つこと、多数の者の集合する催しが行われている場所の上空で飛行させない等、飛行ルールに従う必要があります。夜間に飛行させる等、飛行ルールによらない飛行を行う場合には国土交通大臣の承認が必要であると認識しております。

3点目の、ドローンに関する確認や相談が町民からあった場合の担当窓口については、町では定めておりません。町民等からの問い合わせがあった場合には、航空法を所管する国土交通省に設置されている「無人航空機ヘルプデスク」を紹介することとなります。今後、どのように普及していくかによっては、また町でつていうような窓口ができるかもしれませんけど、今

の状況の中では、まだまだそこまで行ってないということ。

4点目の、阿見町におけるドローンの飛行状況と問題点等について、飛行の状況より申し上げますと、町PRビデオの作成、測量業務等の町業務において、受託業者がドローンを活用した事例がございます。

問題点につきましては、現在までに大きな問題となった事案は確認しておりませんが、事故を防ぐための取り組みの1つとして、まい・あみ・まつり等、多数の方が集まるイベントにおいてはドローンの飛行を控えるよう、立看板等にて注意喚起を行っております。

5点目の、町有地等におけるドローンの規制状況について、特にドローンを意識した規制、要領等は設けておりません。また、航空法を上回る規制を町が独自に条例に定める考えは持っておりません。冒頭でも申し上げたとおり、新しい技術であり、急速に普及する可能性がある一方で、安全に配慮した運用が課題となっております。現時点では町として必要となる対応がやや不透明であります。状況の進展、変化を見逃すことのないよう、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思っております。

6点目の、今後、需要が高まるドローンへの対応についてであります。

議員御指摘のとおり、ドローンについては、有事の際に人が行けないところ、あるいは危険な災害現場へ、カメラ搭載による映像での情報収集を行うなど、大変役に立つ資機材であると考えております。実際に、豪雨で甚大な被害が発生した常総市の被災現場でも、国土地理院がドローンを飛ばし情報収集を行いました。昨年発生した熊本地震では、土砂崩落現場の調査に活用された事例があります。

町としましては、直接の導入は今のところ考えておりませんが、樋口議員御提案のように、今後発生が予想されている首都直下地震等への災害対策の一環として、ドローンの保有者等との協働などについて、調査・研究を進め、災害時の情報収集の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） はい。1点目の御答弁で、ドローンの落下事故について触れられておりましたが、最近のドローンの事故について、何か御存じでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

新聞報道等による情報でございますが、本年2月18日に神奈川県藤沢市の工事現場におきまして、飛行していたドローンが落下し、作業員が大けがを負う事故を起こしたということでございます。その事故を受けて、国土交通省のコメントとしましては、過去約50件の事故やトラブルが報告されているが、人との接触は初めてということでございます。こういったことにつ

いて承知はしております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） はい。この、過去約50件の事故というのは中を分析してみますと、教訓の宝庫であります。国土交通省のホームページから軽易に見られますので、50件のうちの何件かは、阿見町にひょっとしたら起きるんじゃないかなというような観点で見守っていきたいと考えております。いずれにしても、早急な事故原因の究明と教訓の反映による同種事故の防止を期待したいと思えます。

2点目の町内における飛行禁止空域ですが、一般社団法人日本U A S産業振興協議会、通称J U I D Aと、株式会社ゼンリン及びブルーイノベーション株式会社は、日本初のドローンサービスプラットフォーム——SORAPASSサービスを開始しました。電子地図上に人口集中地域や空港や飛行場の空域が表示されており、飛行禁止空域が一目瞭然です。町内も思った以上に飛行禁止地区が多いことに気づきます。

それでは、飛行禁止空域以外であればどこでもドローンを飛ばしてもいいという認識をお持ちでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。航空法が改正になりましたので、航空法上は問題ないと思っております。ただし、土地の所有権がございますので、民法上での飛行の制限はあると認識しております。民法では所有地の上空まで所有権が及ぶことになっておりますので、他人の所有する土地ですね、その上空につきましては、所有者から何らかの承諾等を得なければ飛行できないものとは認識しております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。土地の所有者から許可をいただいた場合でも、夜間飛行、目視外飛行、30メートル未満の飛行、イベント上空の飛行、危険物輸送、物件投下は承認が必要ですので、さらに注意をしたいと考えております。

4点目ですが、3点目の答弁の中で、町民からの確認や相談に対し、国土交通省の「無人航空機ヘルプデスク」を紹介するという御答弁がありましたが、非常に有効だと考えております。しかしながら、町有地、特に公園、運動公園、校庭等での飛行に関する問い合わせがあった場合には、どのように対応されますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。基本的にはですね、各施設の所管する部署がですね、対応することになっておりますが、公園等につきましては、県ですね、都市公園条例ですか、そちらの中で、茨城県としまして県営の都市公園における小型無人飛行機の扱いについてとい

うなことで指導しています。こちらを参考にしまして、町でもですね、新たに規定を設けるのではなくて、都市公園条例で定めている禁止行為、都市公園の管理に支障のある行為とみなすことにより、許可なく使用することができないものとなっておりますので、許可をそういった場合にはとるような指導をすることになろうかと思えます。

それから、学校等につきましては、校庭ですね、こちらにつきましては、学校体育施設の開放の規定がございますので、そちらで対応するものと思えます。それから、そのほかの施設につきましては、施管条例がございますので、そちらで対応ということになると思えます。許可に当たりましては、所管する課がですね、個別にですね、判断して対応するようなことになろうかと思えます。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） それでは、4点目の阿見町における飛行状況では、既にPRビデオの作成や測量業務等が行われているようですが、イベントにおいて不特定多数の観客がいる状況で、ドローンによる広報ビデオ撮影などを行う場合、どのような点に注意をされますか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

町がですね、イベント等でドローン撮影を行う場合にはですね、まず職員がですね、そういった航空法ですとか、そういった法令をですね、再確認しまして、遵守することがまずは大事かと思えます。その後に、そのイベントにつきまして、事前にですね、チラシですとか、それからイベント中におきましては、アナウンス等で来町している不特定多数の方々にドローンで撮影してるといような、そういった注意喚起をすることが、それに努めることが必要かと思っております。

またですね、飛行ルールが設けられております。先ほどの町長のですね、答弁と重複いたしますが、撮影関係者を除く人や建物等の物件とは30メートル以上の距離を確保すること、それから多数の者の集合する催しが行われる場所の上空では飛行させないこと。これは、万が一の落下防止のためかと思えます。それから、ドローンやその周辺を目視により常時監視できることというようなことかと思えます。その他不測の事態、それから安全確保を万全に期すために、来客数に応じた安全管理者等ですね、適宜に配置する必要があるものと思っております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 6点目の御答弁にありました、今後需要が高まるドローンへの対応の中で、防災活動への活用においては、ドローンの操縦技術、安全管理者としての見識、そして講師としての資格を保有するものが少なからずおります。そのような方々のネットワークが既にできつつありますが、より効果的に協働するため、調査研究を進めていただきながら、将来

的には協定などを締結していただける考えはございますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長篠原尚彦君。

○町民生活部長（篠原尚彦君） お答えいたします。

協働ということであれば、協働のまちづくりを町は掲げております。で、今後調査研究をしていきまして、その結果を踏まえて、その状況によっては当然協働、協定というようなことも考えられるというふうに思います。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。改正航空法には、災害発生時の捜索または救助のための特例がございます。これまで御答弁いただきました数々の飛行ルールにつきましては、事故や災害時に国や地方公共団体、またこれらの者の依頼を受けた者、すなわち協定を結んだ協働する者などが、捜索または救助を行うために無人航空機を飛ばせる場合については、禁止事項等が適用されないこととなっております。

一方、本特例が適用された場合であっても、航空機の運行の安全や地上の人などの安全が損なわれないよう、必要な安全確保を自主的に行う必要があることから、当該安全確保の方法として運用のガイドラインが国交省から出されております。災害発生時、民間との協働によりドローンを有効に活用するため、運用ガイドラインに沿った安全・適切な運行を行えるよう、今後改正航空法運行ガイドラインなどを継続的に注視・研究されることをお願いするとともに、最後に本議会をもってドローンされると聞いております篠原部長に答弁していただいたことを光栄に思うとともに、お喜び申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（紙井和美君） これで、5番樋口達哉君の質問を終わります。

休会の件

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、3月10日から3月27日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時40分散会

第 4 号

[3 月 28 日]

平成29年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月28日（第4日）

○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	篠原尚彦君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	大野利明君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	大塚芳夫君
道の駅整備推進室長	湯原一博君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	菊池彰君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
子ども家庭課長兼 児童館長	青山広美君
上下水道課長	坪田博君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君
農業委員会事務局長	中村政人君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成29年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成29年3月28日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案の訂正について
- 日程第3 議案第7号 阿見町文化芸術振興条例の制定について
- 日程第4 議案第8号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第9号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第10号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第11号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第12号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第13号 阿見町個人情報保護条例等の一部改正について
議案第14号 阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について
議案第15号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第16号 阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第17号 阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について
議案第18号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第19号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第20号 阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について
- 日程第5 議案第21号 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第22号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第23号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第24号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第25号 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第26号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第27号 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第6 議案第28号 平成29年度阿見町一般会計予算
 議案第29号 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算
 議案第30号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
 議案第31号 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
 議案第32号 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第33号 平成29年度阿見町介護保険特別会計予算
 議案第34号 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第35号 平成29年度阿見町水道事業会計予算
- 日程第7 議案第36号 土地の取得について
- 日程第8 議案第37号 町道路線の廃止について
 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第39号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 議案第40号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 議案第41号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
 議案第42号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 日程第10 請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
- 日程第11 意見書案第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書(案)
- 追加日程第1 意見書案第1号の撤回の件
- 日程第12 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書(案)
- 日程第13 決議案第1号 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会への100条調査権付与に関する決議(案)
- 日程第14 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について
- 日程第15 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

諸般の報告

○議長（紙井和美君） 日程第1，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本日、町長より議案第39号から議案第42号の4件が追加議案として提出されました。この追加議案につきましては、3月24日に議会運営委員会において協議をいただいております。お手元に配付しました日程表により進めたいと思いますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

議案の訂正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，議案の訂正についてを議題といたします。

町長より説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。一雨ごとに春っていう感じがします。今週中には、こちらの地域でも桜の開花宣言が出るんじゃないかなと。4月2日の桜まつりが盛大に行われますことを、本当に心より祈っております。

それでは、本定例会に上程いたしました議案第7号の阿見町文化芸術振興条例の制定についてであります。条文の第14条に誤りがありましたので、お手元に配付いたしました議案の訂正についてのとおり訂正させていただきます。阿見町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議員各位には、大変御迷惑をおかけをいたしまして、心よりお詫びを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案の訂正については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案の訂正については、原案どおり承認することに決しました。

議案第7号 阿見町文化芸術振興条例の制定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、議案第7号、阿見町文化芸術振興条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それで昨日、みぞれまじりの雨が降りまして、今朝、筑波山を見ると、うっすらと雪化粧で非常にきれいな筑波山を久しぶりにまたすがすがしい気持ちで見たなど、そういう思いであります。今日は本会議最終日であります。初めに、民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月16日午後1時55分に開会し、午後3時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名全員で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第7号、阿見町文化芸術振興条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、現在、文化芸術活動を行っている団体は何団体ありますかとの質疑に対して、文化協会の団体には、美術、舞踊、音楽、文学等の44団体です。それと公民館を中心に文化の活動をしている団体で社会教育団体があり、5館で167団体あります。文化に特化した社会教育団体としましては、美術、生活文化、音楽、ダンス、語学、古典芸能、文学とあって100団体、1,474名ですと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、町として、この条例を定めてどのように進めていくのですか。

また、審議会を構成するとありますが、審議会の人数はどのような方が審議会のメンバーになるのかとの質疑に対しまして、この条例の目的にもあるように、町民憲章の具現化に向けたものです。文化芸術をベースに、町の魅力も、高齢者問題と対応しています。文化の継承という点では、若い方が離れている部分があるので、少しでも魅力を持てるような政策等を講じていき、町の特性に応じた交流をつくっていきたいという考えです。

それから、審議会の人数は10名以内。構成メンバーとしては、文化活動を行っている団体の方と公募の方を想定していますと答弁がありました。

その後、議案の審議の中で、14条の文言の間違いが指摘されたため、正誤表どおり新しい文言に訂正して審議を行いました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町文化芸術振興条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第8号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第9号	阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第10号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第11号	阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 議案第13号 阿見町個人情報保護条例等の一部改正について
- 議案第14号 阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町税条例等の一部改正について
- 議案第16号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について
- 議案第18号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第8号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第9号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町個人情報保護条例等の一部改正について、議案第14号、阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について、議案第15号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第17号、阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第20号、阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について、以上13件を一括議題といたします。

本案については、去る3月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。今朝、本会議場に來たら誰もいないんですよ。あれと。今日は議会ないのかなと。しかも執行部の皆さんいたんでね。今日は朝からですね、道化師をやってしまいましたが、以後、慎重にですね、真剣に報告したいと思います。はい。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の結果と

経過について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は、平成29年3月16日午前9時56分に開会し、午前10時43分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初めとする20名、事務局より2名の出席をいただきました。なお、傍聴者が1名ございました。

まず初めに、議案第8号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、第4条第1項中の表中の「事務局長または」を「事務局長、副参事または」に改めてあります。副参事について内容をお願いしますという質疑に対し、当町では、平成29年度に危機管理監の雇用を副参事という形で雇用予定をしておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第8号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第9号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町個人情報保護条例等の一部改正について、以上5議案は、いずれも質疑、討論なし。採決に入り、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第14号、阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、中学校用地を削って駐車場を拡幅し使用料月額500円という使用料の関係でお伺いいたします。町の説明によりますと、土地の評価の100分の4を面積に掛けて12で割り、駐車1台分の額を決定したということですが、この駐車場を整備するのに相当のお金がかかったと思うんですが、この整備したお金を駐車場使用料に勘案して計算しなくてよいのですかという質疑に対し、駐車料金につきましては、公共交通の面からしても、阿見町に勤務する職員が車で来ないわけにはいかない状況だということは、皆さん御理解いただけたと思います。行政サービスを行う上で、職員を車で通勤させるということは仕方がないことだと思うんですが、当然、その駐車場が必要かということになると、そういうことではないと考えておりますが、全く切り離すことではないというふうにも考えております。職員をある一定雇用する以上は、町といたしましても、その辺のことは勘案しなければならないと考えております。

加算の件は、行政財産の使用料に上乗せしてその分を回収するという考えはあるかもしれませんが、駐車料金というのは、今後ずっと続けていくわけですし、これを回収するようなことではないと考えております。もし加算して徴収するとしますと、それが回収できたときにどうするかというような問題も生じるかと思えます。そういった観点から、整備費を回収する意味はなく、行政財産の使用ということなので、考えてこの料金にしておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第14号、阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第15号、阿見町税条例等の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第15号、阿見町税条例等の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、引き続きまして御報告申し上げます。

議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、日常生活支援協議委員会とは何ですかとの質疑に対して、介護保険法の第115条の45第2項第5号で、生活支援体制整備事業という事業を来年度より実施することになりますが、この事業自体が介護予防・日常生活支援総合事業の中核として、地域住民主体による新たな福祉サービスの創造と地域支え合いづくりをしていくための体制をつくっていかうという事業です。

日常生活支援協議会は、阿見町圏域を全域として、情報の共有やサービスの体制をつくっていくための基本方針の決定や企画づくり、それと新たなネットワークに対応できる人たちを集めていきます。そうした人たちのネットワーク、新たな地域支え合いづくりを担っている人たちが、この協議会の中核になってきます。その人たちの新たな情報の提供と、新たなサービスを創造していく協議会ですと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第20号、阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長の報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成29年3月17日午後1時56分に開会し、午後2時38分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第17号、阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町下水道事業審議会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、産業建

設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私はですね、議案第8号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について反対……。3点反対いたします。

まず、この条例の扶養者手当に関する部分で、配偶者手当が平成30年に半額になってしまい、子供がいない家庭や子供が1人の家庭では減額となってしまいます。国がやるからといって、そのまま右へ倣えではだめです。よって、この条例案に反対をします。

次に、議案第13号、阿見町個人情報保護条例等の一部改正についても反対討論を行います。

この条例は、マイナンバー制度に関する条例で、昨年議会でお話ししたとおり、多額の費用をかけても実利のないことや、個人情報保護の観点からも、この条例案に反対します。

次に、議案第14号、阿見町行政財産使用徴収条例の一部改正についても反対討論を行います。

この条例の改正は、行政財産の使用ということで500円の徴収を行うということですが、民間の常識——私もサラリーマンをやっていたけれども、その民間の常識で考えれば、仕事をするために会社の駐車場に車をとめるというのは、これは当たり前のことです。町のほうと考え方の違いがあるかもしれませんが、私の常識の中で考えますと、また何人かの知っている学校の先生なんかにも聞いて、阿見町もそうなるのかというようなことも、話あるんですけども、そういったことから、この徴収に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号から議案第20号までの13件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案13件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第8号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第8号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。よって、議案第8号は……。ごめんなさい。訂正いたします、ごめんなさい。失礼いたしました。起立多数であります。よって、議案第8号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第12号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第14号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第14号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第15号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案どおり可決するこ

とに決しました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第16号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第17号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案どおり可決することに決しました。

議案第21号	平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
議案第22号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第23号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第24号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第25号	平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第26号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第27号	平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）、議案第22号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第23号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第24号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第25号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第26号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第27号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

本案については、去る3月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長報告より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、寄附金の内容について、支障のない範囲で説明をお願いしますとの質疑に対し、2月現在で153万5,000円。納付実績により増額となっております。内容としては、今のところ10件。一般寄附ということでいただいております。個人の方が7人、法人関係が2者、そのうち1者が2回寄附をいただいております。合計173万5,000円となっておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、続きまして、議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、繰越明許費の補正で、総合運動公園維持管理費540万円についてはどうということなのかとの質疑に対して、維持管理費になります。総合運動公園陸上競技場の夜間利用に対応するため、照明灯LED2基を新たに設置します。場所につきましては、陸上競技場スタンドの両サイドになります。照明灯の規格は1,000キロワットのLEDを設置する工事となりますと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、宝くじ収益金市町村交付金の内容についての質疑に対して、公益財団法人茨城県市町村振興協会から、28年度のオースタムジャンボ宝くじの収益金について交付を受けたものです。これは県内44市町村均等に配分をされており、阿見町において853万5,000円を収入したものと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、要保護、準要保護の児童就学援助費の減額の理由と対象者の人数の変動はとの質疑に対して、就学援助費を減額した理由は、人数だけではなく、入学援助金とか修学旅行費とか給食費とか、さまざまな要望があります。その対象学年の生徒が多くなれば、その分は多くなるし、いなければ、逆にお金は使いません。金額については、人数ではなくて、学年によって変動しています。対象人数は、平成27年度が122名で、平成28年度は127名を見込んでいましたと答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）うち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第22号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、一般被保険者療養給付費の予算が29億円に対して1億円の補正になるが、今1億円補正するということは、今年28年度の決算見込みはどのくらいになりますかとの質疑に対して、決算見込みとしては30億を見込んでおります。毎年医療費が右肩上がり伸びているのが現状で、今年度についても、月平均約2億5,000万の医療費を支払っています。それに伴い、今回の補正予算を計上しました。

次に、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を

終結し、採決に入り、議案第22号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

議案第25号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第25号、平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第26号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第26号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、農業振興費の新規就農者支援事業補助金が、なぜマイナスになったのかとの質疑があり、執行部からは、国からいただける青年就農給付金の減額につきましては、補助金確定額の差額ということになり、理由につきましては、平成27年度から継続で採択された2人の給付金について、前年度の所得をもとに算定した結果、金額が46万1,875円と、平成28年度に新規採択者の1人の申請者が29年1月に採択がされましたので、半額の75万ということになり、合計で121万1,875円の減額ということになりましたとの答弁がありました。

次に、農業委員会の委員の報酬と農地利用最適化推進委員の報酬の詳細について質疑があり、執行部からは、国で新設された農地利用最適化交付金が交付されることになり、この交付金の額を従来の報酬に上乗せして交付できるようになりました。また、この交付金は、この報酬にしか充当できないものであり、今年度の報酬額に相当する額を増額計上させていただきました。

また、農地利用最適化推進委員の報酬は、暫定的に年度当初の2万8,000円と低い額で抑えておりましたので、こちらを定額報酬に、全国的な平均額に合わせて4万円と増額いたしましたとの答弁がありました。

次に、土木費の未登記処理事業の520万円の内容について説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、町道の未登記が発覚した場合の、その用地取得に伴う測量業務の費用で、

こちらにつきましては、当初予定していた測量の内容が軽微で済んだので減額させていただいておりますとの答弁がありました。

次に、土木費の県バス運行対策の算出額は、基本的にはどういうふうな決め方をしているんですかとの質疑があり、執行部からは、荒川沖の発着の運行バスの補助金、国が入っております、国が2分の1、残り県が4分の1、市町村がその4分の1を、距離案分に応じて負担させていただいているとの答弁がありました。

次に、荒川本郷地区まちづくり事業の草刈り委託料635万1,000円の減額の理由についてお願いしますとの質疑があり、執行部からは、URから引き受け町有地となった部分の草刈り業務委託料で、URのほう刈っていた経費を、そのまま予算として計上させていただいたわけですが、実際に現場等を確認しながら、町が草刈り業務としてすべき設計内容等を精査したところ、これだけの額が削減できたということですとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第113号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が……。

○議長（紙井和美君） すいません。113号は間違いだと思います。

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） あれ。ごめんなさい。

○議長（紙井和美君） 21。

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） 大変失礼いたしました。議案第21号、21号、平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。大変失礼をいたしました。

続きまして、議案23号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、公共下水道事業等法適用化業務委託料の減額は、どういふことなのかとの質疑があり、執行部からは、公共下水道事業と農業集落排水事業を水道会計のように企業会計にしようという作業を今、行っており、当初の予定では、29年度から法適用化ということで作業は進んでいたんですが、作業的に厳しいものがあるということで、30年度にずらしましたことによって、28年度からかかるはずだったものがかからなくなったということで、今回減額をしておりますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案23号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案24号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を

終結し、採決に入り、24号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案27号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案27号、平成28年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号から議案第27号までの7件についての委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第28号	平成29年度阿見町一般会計予算
議案第29号	平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第30号	平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算
議案第31号	平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算
議案第32号	平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算
議案第33号	平成29年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第34号	平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号	平成29年度阿見町水道事業会計予算

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第28号、平成29年度阿見町一般会計予算、議案第29号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第30号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算、議案第31号、平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算、議案第32号、平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算、議案第33号、平成29年度阿見町介

護保険特別会計予算，議案第34号，平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算，議案第35号，平成29年度阿見町水道事業会計予算，以上8件を一括議題といたします。

本案については，去る3月7日の本会議において予算特別委員会に付託いたしました，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔予算特別委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○予算特別委員会委員長（吉田憲市君） 予算特別委員会では，皆さん大変御苦労さまでございました。それでは，委員長報告をさせていただきます。

予算特別委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，3月13日，14日，15日の3日間にわたり，議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員の出席をいただき，慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては，まず初めに，議案第28号，平成29年度阿見町一般会計予算については，反対討論が1件ありましたが，賛成多数により，原案どおり可決をいたしました。

続きまして，議案第29号，平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算につきましては，反対討論が1件ありましたが，賛成多数により，原案どおり可決をいたしました。

続きまして，議案第30号，平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算については，全委員が賛成し，原案どおり可決をいたしました。

続きまして，議案第31号，平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算については，全委員が賛成し，原案どおり可決をいたしました。

続きまして，議案第32号，平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については，全委員が賛成し，原案どおり可決をいたしました。

続きまして，議案第33号，平成29年度阿見町介護保険特別会計予算については，反対討論が1件ありましたが，賛成多数により，原案どおり可決をいたしました。

続きまして，議案第34号，平成29年度阿見町後期高齢者医療については，反対討論が1件ありましたが，賛成多数により，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第35号，平成29年度阿見町水道事業会計予算につきましては，反対討論が1件ありましたが，賛成多数により，原案どおり可決をいたしました。

なお，審議の詳細につきましては，全議員が当委員会の委員でありますので，割愛をさせていただきます。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私は、議案第28号、平成29年度阿見町一般会計予算、議案第29号、平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第33号、平成29年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第34号、平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第35号、平成29年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず、今回の一般会計予算ですが、予算特別委員会でも話したように、全体的に委託料が高目となっています。業者が出す見積もりが高目になっているときに、単なる人件費の高騰の問題だけではなく、もっと詰められるところを探すべきではないでしょうか。予算の概要にもあるとおり、最良な方法、最少のコストで、最大かつ最良のサービスを提供となって——なってはいないと思います。

また、一般質問でも話しましたが、給食費の問題や入学援助金の問題など、子育て環境の向上、教育環境の向上などをもっと行うべきです。

よって、平成29年度阿見町一般会計予算に反対をいたします。

次に、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計ですが、一般質問でも行いましたが、国保税が高いという声があります。この問題は、国の施策と絡みますが、町としても一般会計からの繰入金をもっと増やし、町民の負担を軽減することが必要ですし、法定外繰り入れも行うべきです。

また、介護保険では、要支援者1、2、要支援1と2の人が、訪問介護と通所介護から外され、地域支援事業に移行するなど、介護サービスに地域差があらわれ、また、要支援者の重症化なども進むことが予想されます。

よって、この2点にも反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、これに関しては、日本共産党としても制度そのものに反対をしています。75歳で医療に線引きをし、高齢者を別枠の医療制度に囲うこの特別会計に反対をいたします。

最後に、水道事業会計です。平成30年4月からの料金改定の見直しはありますが、それだけではなく、この間続いている黒字を町民に還元するという視点が抜けていると思います。

また、今回の水道事務所の太陽光発電システムで、当初の追尾型は工事費等の費用では2,500万円かかりましたが、20年で計算すると、予算ベースで3,600万の売電収入が見込まれ、差し引き1,100万円の利益となります。しかし、昨年度の落下事故でパネルが平置きにされた

ことにより、売電収入は、同様の20年で計算すると2,276万円となります。

ちょっと細かく言いますと、収入のほうでですね、平成26年度の決算で68万、27年度の決算で141万2,000円、28年度が稼働日数から同様に計算すると約26万8,000円。27年度は予算ベースで120万。それ以降16年間ですね、この29年度と同様に考えて1,920万。合計しますと2,276万となります。よって、工事費等から考えれば、224万円のマイナスとなり、設置費用のほうが高くなってしまいます。

調査特別委員会では、早く再開したほうがよいという意見もありましたが、パネルが平置きにされたことで、計算上ですけれども、1,100万円の利益が出るどころ、224万円の損失となってしまいます。

対応としては、追尾式のパネルに原状回復をさせるとか、また、今の平置きのパネルの後ろの部分、これはあいてるスペースがありますが、そこにパネルを追加させて、もとの発電量に合わせるとか、または、元請、下請等に損害を賠償させるとか、そのどれかではないでしょうか。

先ほど私が反対した行政財産使用徴収条例ではないですけれども、水道事業所という町の土地、財産を使い、20年間も損失を与えるというような、今回のこの水道会計予算には強く反対をいたします。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号から議案第35号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、順次採決をいたします。

初めに、議案28号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案28号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案どおり可決すること

に決しました。

次に、議案第29号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第31号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第32号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第33号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、議案第35号は原案どおり可決することに決しました。

それではここで、暫時休憩といたします。会議の再開は、11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時16分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第36号 土地の取得について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第36号、土地の取得についてを議題といたしま

す。

本案については、去る3月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 今ちょっと1階から走ってきたんでね、息ついてます。まあ、年はとりたくないもんだね。

先ほどに引き続きまして、議案第36号、土地取得についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、土地の取得価格が1億5,700万何がしとなっております。単に取得予定面積から計算すると、単価がえらい金額になりますが、現在の固定資産評価額を出してもらえませんかという質疑に対し、税務上、その辺が出せるかどうかわかりませんが、固定資産評価額は、本来実際の取引額の7割ぐらいに設定されておりますので、それが単価にはね返るとは私どもは考えておりません。資料として提出することは差し控えていただきますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第36号、土地取得については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第37号 町道路線の廃止について

議案第38号 町道路線の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第37号、町道路線の廃止について、議案第38号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） 先ほどに引き続きまして、議案第37号、町道路線の廃止について、質疑を許しましたところ、中央6丁目の7112は、今ほとんど道路みたくはなっていないんですが、これは廃止ですかとの質疑があり、執行部からは、現在未舗装の道路ですが、供用は開始されているという扱いになっております。ただ、こちらの認定書が未供用の認定となっており、認定に誤りがございましたので、未供用の認定を廃止いたしまして、この後、議案第38号にあります、新たに供用の認定をかけるということがございますとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第37号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号、町道路線の認定について、質疑を許しましたところ、廃止のところでも聞いた、今までほとんど未利用というか、全然道路として成していないような状況だった、状態だったというふうに思ったんですが、これ今後は供用開始ということで、どういう整備をしていくんですかとの質疑があり、執行部からは、今回の町道の認定、廃止というのは、直接整備には結びつくというものではございませんが、市街化区域の町道ということですので、道路審査会を経まして、整備のほうは検討していくという形になろうかと思えますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第38号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第37号から議案第38号までの2件についての委員長報告は原案可決であります。

本案2件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第38号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第39号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第40号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第41号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第42号 阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第39号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱つき同意を求めることについて、議案第40号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱つき同意を求めることについて、議案第41号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱つき同意を求めることについて、議案第42号、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱つき同意を求めることについて、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第39号から議案第42号までの、阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で、公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することとなっており、委員の任期は2年となっております。現在、6名の委員が在任しており、本年3月31日で任期満了となります。

当該委員のうち、専門的知識を有する川村氏、中島氏、伊藤氏、八木氏につきまして、人格、識見ともすぐれており、最適任であることから引き続き委嘱したいと考えております。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案4件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案4件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第42号については、原案どおり同意することに決しました。

請願第1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、請願第1号、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を議題といたします。

本案については、去る3月7日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

○議長（紙井和美君） 産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、請願第1号、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第1号、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

2番石引大介君。

○2番（石引大介君） 私は、この農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願に対して、反対の立場から討論を行います。

農林水産省によれば、米の直接支払交付金、いわゆる農業者戸別所得補償制度について、次のように考えていると聞いております。平成25年末、経営所得安定対策の見直しの中で、1、米は麦、大豆等と違い十分な国境措置があり、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと。2、全ての販売農家を対象とすることは、農地の流動化のペースを遅らせる面があること。3、米については潜在的生産力が需要を上回っている状況にあること等の政策的な課題が指摘された。

このため、米の直接支払交付金は、平成26年産から単価を削減し、平成29年産までの措置とした上で、その間、強い農業の実現に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積や、需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって、農地のフル活用を図るなど、前向きな政策を強化したところである。引き続き農業の成長産業化を実現し、農業の所得を向上させるための政策を力強く推進してまいりたいと考えているとされております。

昨今の農業を取り巻く環境を考えた場合、農家経営を下支えする政策の確立は避けて通れない課題ではありますが、しかしながら、この農業者戸別所得補償制度については、残念ながら、ばらまきという批判もあることも事実でございます。

農業を持続的に発展させていくためには、国民そして町民の理解を得るとともに、国そして地方自治体の財政状況も十分に考慮して政策の推進を図るべきではないでしょうか。例えば、茨城県でも力を入れている飼料用米の生産振興は、米価の価格調整には必要な政策だと考えます。一方で、最大10アール当たり1万5,000円の補助金が手当されておりますが、この補助金は、未来永劫続くことは難しいと思われまます。今後は飼料用米で飼育した豚のブランド化など、飼料用米の需要喚起も同時に図りながら政策を議論していくことが重要であります。

以上な状況を鑑み、今求められているのは農業政策をさまざまな観点から総合的に議論、検討を行うことであると思えます。よって、今回提出されている請願事項に賛成することはできず、意見書の提出には反対いたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はありますか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私は、この請願の紹介議員をやらさせていただいているので、賛成討論をさせていただきます。

この請願を頼まれたときに、ここに書いてある県南農民組合というところの渋谷さんという方ともう1人の方から頼まれたんですけども、実際のところ、この米の問題、この間、米をで

すね、米の価格、これは生産に必要なコストを大きく下回っているということが、1つ言われていると。ですから、米をつくっても農家は飯を食えないというような現状が1つあります。この制度、民主党時代の制度なんだって話も聞きましたけども、今、石引さんがおっしゃった中で、自民党の政策がいろいろ語られたわけなんですけども、実際のところ、今、私が確認しているところでは、平成25年産米までは10アール当たり1万5,000円が交付されたけれども、現在ね、10アール当たりの交付金が7,500円に半額になり、これも平成30年度には廃止されるというような形が言われています。ですから、やはり農家を守るということは、自民党ももちろん同じだと思うんですけども、やはり実質的にこの補償制度をやることによって下支えになると私は考えて、賛成討論いたします。

○議長（紙井和美君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号についての委員長報告は、採択であります。

本案を、委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

意見書案第1号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、意見書案第1号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

17番倉持松雄君、登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） 意見書案第1号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）を、別紙のとおり提出する。

提出者、阿見町議会議員倉持松雄。賛成者、阿見町議会議員野口雅弘、同じく佐藤幸明、同

じく久保谷充，同じく平岡博，同じく井田真一。

提案理由につきましては，別紙意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。
農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し，多くの稲作農家が，これではつくり続けられないという状況が生まれています。また，安い米の定着によって，生産者だけでなく，米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で，政府は，農地を集積し，大規模・効率化を図ろうとしていますが，この低米価では，規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し，経営危機に陥りかねません。

平成25年度までは，主要農産物——米，麦，大豆などの生産を行った販売農業者に対して，生産に要する費用——全国平均と，販売価格——全国平均との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ，多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは，経営所得安定対策に切り替わり，米の交付金については10アール当たり1万5,000円から7,500円と引き下げられ，稲作農家の離農が加速し，地域が一層疲弊しています。しかも，この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。これでは稲作経営が成り立たないばかりか，水田の持つ多面的機能も喪失し，地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかです。

私たちは，今こそ欧米では当たり前となっている，経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から，当面，生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させ，国民の食糧と地域経済環境と国土を守ることを求めます。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

平成29年3月28日。茨城県阿見町議会。

提出先は，衆議院議長，参議院議長，農林水産大臣。

以上であります。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ちょっと戸惑っているんですが，日程第10の請願第1号について否定的な意見が多かったような気がするんですね。この意見書は農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書になってますよね。ということは，この請願者の意見を取り入れて，この意見書を出すということでもいいんですか。それとも，この請願とこの意見書は全然別なものなんですか。これちょっとお聞きしたいんです。ちょっとよく理解できないもんですから，申しわけござい

ませんね、お願いします。

〔「なんかわけがわかんない」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 議長より申し上げます。請願が不採択になりましたけれども、ここの日程に上がっているために採決することになるということで、そういう確認をさせていただきました。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それはわかっているの。しかし、この請願の趣旨と、この意見書ってというのは、全く同一のものとは違うんですか、これ。そうすると、いわゆる提出者及び賛成者というのは、この意見書に賛成するということですか。さっきの請願は否決したんだけど、この意見書は賛成ということで理解していいんですか、この提出者、賛成者の人たちは。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 所得補償制度の内容は、これ、農家にお金をくれるということは同じものです。これ同じものです。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 同じものということは、請願に対して賛成したということで、この意見書が出てくるんですか。それとも、請願は、これは否決するんだけど、中身の、つまり請願者が求めている農業者戸別所得補償制度の復活については、提案者として、この意見書を提出して、それで賛成者もおりますので、この人たちも賛成をすると、こういう理解でいいんですか。もう一回再確認します。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 提出者の、中身は非常に結構であります。それについては賛成ですが、中身は。しかし、提出にしては反対した人も、先ほどいるかもしれません。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 聞く話じゃないんですけど、私も賛成した者として、意見言わせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） 質疑をお願いします。この意見書の内容についての質疑をお願いします。

○7番（野口雅弘君） ああ、内容ね。

○議長（紙井和美君） ほかに、この意見書の内容の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題と……。

私語は慎んでください。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時55分といたします。

午前11時42分休憩

午前11時56分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、議会運営委員会をとり行いました。ここで議会運営委員長佐藤幸明君より御報告をいたします。

18番佐藤幸明君、登壇願います。じゃあ、そこで自席で。

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） どっちがいいですか。

○議長（紙井和美君） そちらで大丈夫です。ごめんなさい。

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 議会運営委員会をただいま開催しました。その中で、意見書案の扱い方なんですけど、意見書案は、委員会には付託していないと。今までの先例がそうだとということでございました。そういう中で、この前のときに前段で否決されておるわけです。そして同じ内容のものが意見書としてここに提案されていると。委員会の中で、委員長が報告したように、質疑も討論もなくというお話でした。そういう中で、全委員が賛成したということで、このような意見書が提出されました。そういう中で、前の農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願が否決されました。そういう中において、全く同じ内容なんで、おかしいんじゃないかと。否決されたものを意見書でどうするんだというような話も出たわけでございます。

そういう中で、この意見書案を提案されました産業建設委員会を開催していただいて、再度、この内容について審議していただきたいという議会運営委員会の結論に達しましたので、委員長、よろしく願います。そのようなことです。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、17番倉持松雄君から、ほか5名から提出された意見書案第1号農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）について、撤回したいとの申し出があります。意見書案第1号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。意見書案第1号の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第1号の撤回

○議長（紙井和美君） 追加日程第1、意見書案第1号の撤回の件を議題といたします。

17番倉持松雄君から、意見書案第1号の撤回の件の理由の説明を求めます。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） ここでいいですか。先ほどの意見書案についてでありますけども、理由を説明いたします。

意見書案第1号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）の撤回の件について理由を説明いたします。

先ほど審議されました請願第1号、農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願が不採択となりましたことを鑑み、産業建設常任委員会を開催し、協議した結果、意見書案第1号、農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）につきましても、撤回することに決定しましたので、この意見書案第1号につきましても撤回させていただきます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております意見書案第1号の撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号の撤回の件を許可する

ことに決定いたしました。

意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

○議長（紙井和美君） 続きまして、日程第12、意見書案第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

7番野口雅弘君、登壇願います。

〔7番野口雅弘君登壇〕

○7番（野口雅弘君） 意見書案第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）について御説明いたします。

提出者、阿見町議会議員野口雅弘。賛成者、阿見町議会議員川畑秀慈。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の1つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる307町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定数割れという状況でありました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方については、加入していた厚生年金も、議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかねばならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにする事で、議員を志す新たな人材の確保につながっていくと考えております。

それでは、意見書案を朗読いたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題とな

っている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日。茨城県阿見町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この問題ですね、全協の中でも何回もいろいろ繰り返してやっってるんで、質疑はないんですけども、討論としまして、私はとりあえず今回の提案に対しては反対の立場で討論いたします。

まず、全協の中でもお話いろいろさせていただきましたけれども、財政的な支援の分で、半分が町の財政が支援するという形での財政の負担になるということが1つ。

あともう1つですね、1期4年という議員という立場というのは、厚生年金に合うのかどうなのかってことが、また疑問に私は思います。会社に働いている社員、従業員とはまた違ってね、議員というのは給料ではなくて報酬、議員報酬という形になってまして、変な話ですけど、4年後どうなるかっていうの、もう一回そこで再度、なんだ、試験じゃないけども、選挙をやって、また4年間という形の議員のサイクルとしては、この厚生年金はどうなのかと、ちょっ

とまだなじまないんじゃないかなということも鑑みまして、私はこの意見書に対して反対をいたします。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございますか。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 賛成討論ないけど、いいんですか。私もですね、反対の立場からですね、討論をさせていただきます。

まず、意見書の内容なんですけども、幸い阿見町の議会はですね、地方議会議員のなり手不足が大きな問題にはなっておりません。昨年の選挙でもですね、激しく選挙が戦われて、阿見町ではたくさんの議員になりたいという方々がですね、立候補して、選挙戦が戦われております。そういう意味では、人材確保という観点からも、非常に若い人も入ってきておりますし、老壮青と女性も入ってですね、非常にいいバランスの議会になっているのではないかなというのが1つ。

それから2番目はですね、先ほども永井議員が言っておりましたけども、大きな税金を、ここは投入することになります。議員という身分はね、一般の勤労者というのかな、働き手と違いまして、全く別なシステムでございますので、今、多くの方々、働いている方々がですね、この厚生年金制度から漏れ落ちて、厚生年金制度に加入できずにですね、いまだ国民年金にとどまっているという現状です。こういう現状の中で、常勤でもない、この地方議員、町村議員がですね、地方議員が、この厚生年金に入っていくとなると、制度上の非常に大きなゆがみとか改正を伴うことになります。そういう意味で、まず税金を投入することで反対。

それからもう1つ。かつて議員年金制度がございました。この議員年金制度はですね、特権であると。3期12年以上たちますとですね、年金がもらえるようになってですね、国民の大きな批判にですね、さらされたことがございます。その国民の大きな批判、ましては財政上の問題もありましたから、それで撤廃をされたという経過がございます。

今回、通常働いている人たちが入っている厚生年金に、常勤でもない我々がですね、その制度に入っていくというのは、制度の非常に大きなゆがみを生じますし、今加入されているですね、厚生年金の方々にも不利益を構うのではないかなというようなことがありまして、この面でも反対です。

それからもう1つ、これ最後ですけども、反対の理由。つまり今、地方議員の報酬、つまり人材確保のために、今回厚生年金制度加入ということで法整備をするっていうことを言っておりますけれども、人材確保という面からすれば、今の、例えば阿見町の議員の報酬、このあり方、水準、それから手当、こういったものをもう一度改めて見直すということ、このことのほうが、より具体的で、実践的だというふうに思います。

そういうことからして、幾つか申し上げましたけれども、私は、この地方議員がですね、厚生年金制度に加入をするということについては賛成できません。

したがって、この意見書を提出することについては反対をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいま15番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

ほかに、賛成の立場の討論ございますでしょうか。

4番高野好央議員。

○4番（高野好央君） 私は、この厚生年金制度のほう、今は必要ないと思うんですが、この先のことを考えてですね、議論のテーブルにのせるという意味で賛成させていただきます。

○議長（紙井和美君） ほかに討論ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案どおり可決することに決しました。

決議案第1号 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会への100条調査権付与に関する決議（案）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第13、決議案第1号、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会への100条調査権付与に関する決議（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番海野隆君、登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） それでは、別紙でお配りしております提案理由、文章で書いておりますけれども、これを朗読をさせていただいて、提案理由とさせていただきます。

本議会は、町民に対する説明責任を果たすため、地方自治法第109条第4項及び阿見町議会委員会条例第4条により設置された水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会を、平成28年12月議会に設置し、解明に当たってまいりました。

今回、特別委員会に100条調査権を付与し、さらなる事実解明を行うよう提案するものであります。

本事件では、元請業者である株式会社ナカジマに対して茨城県より、去る平成29年2月22日付、営業停止1週間、また平成29年3月8日から指名停止3カ月の行政処分が行われました。それを受けて、阿見町は3月7日付で、株式会社ナカジマを、平成29年3月8日から3カ月の指名停止処分にいたしました。営業停止処分及び指名停止処分の理由は、株式会社ナカジマが、阿見町水道事業者発注工事において、建設業法、昭和24年法律第100号、第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに建設業を営むものと下請契約を締結したことにあります。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムについての調査は、地方自治法109条による調査特別委員会が設置され、参考人招致を実施して調査が行われてきました。しかし、今回の建設業法違反の一方の当事者であり、工事の一括下請負人である有限会社ラッサムの取締役——本工事の主任技術者である鴻巣勝男氏は、議会からの再三の参考人招致要請に対して、連絡文書の受け取りを拒否するなどして、連絡のとれない状況であります。

このままでは、無許可業者である有限会社ラッサムが工事の一括下請負人となれたのはなぜなのか、ラッサムによる実際の工事は行われたのか、本工事でどのような役割を果たしていたのかなど、本事件の解明は全くできません。

現在の地方自治法109条による特別委員会設置に際して、去る12月議会で提案者は、議員の力でどうにもならないことは、100条のお力をかりて解明しよう。どうしてもこれで納得できないとか、まだ真相ではないというような場合には、それから百条委員会をつくるべきだと、明確に述べております。

今こそ、町民に対する説明責任を果たすために、議会の持つ権限を活用して、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムについて、地方自治法第100条の規定による事実関係の確認を行う必要があると考えます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

7 番野口雅弘君。

○7 番（野口雅弘君） 私、この水道事務所の追尾型のに対する百条委員会っていうのは、そこまでは必要ないと思っています。なぜかという、基本的に、これ調査費用ってかかるような形になってますけど、こういう経費は、はっきり言って、特別委員会ですと費用っていうのはかからないんで、特別委員会自体は必要だと思ってます。ですから、百条委員会までの必要はないと思っています。ただし、特別委員会は、まだ継続してほしいというのは、私は気持ちは持っています。それだけは言って、ただ百条に対しては反対をさせていただきます。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございますか。

8 番永井義一君。

○8 番（永井義一君） 私は賛成討論を行います。本日のね、午前中、朝やった全協の中でも、調査特別委員会が幕を閉じる、閉じないでいろいろすったもんだしてるかと思うんですけども、まず、今回の調査特別委員会の中で、参考人招致で、ラッサムが2回呼んだけども、2回とも出席していないという事実があります。やはりこの部分は、施工体系図で考えても、元請、下請となっている中で、やっぱりラッサムの位置づけ、今回の工事の中でラッサムがどういう位置づけだったのか、やっぱりそれは調査特別委員会ですっかりやんなきゃなりません。ただ、いかんせんラッサムは来ない。ということは、どうやれば来れるのかということを考えれば、やっぱりこの百条委員会でしかないんじゃないかと私は思います。

なおかつ、今、阿見町としましても、私も先ほど、午前中の水道事務所の討論でも述べたようにですね、今現在、固定式のパネルになってまして、発電の金額を考えたとしても、売電の金額を考えたとしても、今、阿見町としては損をしている状態です。ですから、やはり町が今現在、損をしているっていう状態が今後これからずっと続くということを考えたら、やはりこの問題というのは、町民に対してしっかり説明がまだできない。ですから、私は、町民に対してしっかり説明ができるためにも、ラッサムを呼ぶなりなんなりして、やはり工事全体の形をはっきりさせるのが必要じゃないかと思えます。

よって、この決議に賛成します。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございますか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

決議案第1号については、この決議のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

この決議のとおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立少数であります。よって、決議案第1号は否決されました。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第14、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について。

本案につきましては、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会に付議されている案件であります。

委員長より委員会の調査の経過と結果の報告を求めます。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会委員長（倉持松雄君） それでは、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査をしてまいりましたが、その調査について、先日、もうこれで十分審議が尽くしたろうという意見が大多数でございましたので、ここに報告いたすものでございます。

まず、特別委員会設置に至る経緯についてから、順次御説明を申し上げます。

説明は、今朝ほど皆様のお手元に配付いたしました報告書のとおり、朗読をして説明といたします。

特別委員会設置に至る経緯から、順次申し上げます。

昨年8月、台風9号による太陽光発電パネル落下損傷により、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムが撤去された。

阿見町議会では、この水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムについて平成26年6月10日、第2回阿見町議会定例会、日程第3、諸般の説明において、太陽光発電設備設置工事の予算繰越が執行部より報告されて以降、同年第3回阿見町議会定例会及び決算特別委員会、また平成27年は決算特別委員会、翌年の平成28年は第11回、第13回、第14回の阿見町議会全員協議会及び決算特別委員会、そして第4回阿見町議会定例会において、合計9回の質疑が継続

して行われてきたが、事実関係を再度整理し調査検証するため、平成28年第4回阿見町議会定例会において、地方自治法第109条に基づき、全議員で構成する水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会の設置動議を提出し、議会の議決により調査特別委員会を設置したものであります。

特別委員会の名称及び調査事項。

名称。水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会。

設置の根拠。地方自治法第109条。

目的。阿見町水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムについて、設置から今日に至るまでの経緯を調査し、議会として町民に正しく説明責任を果たすため、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会を議員全員で設置する。

調査項目。1、追尾型太陽光発電システムがどうして導入されたのか。2番目に、どういう経過で工事をしたのか。3番目として、どういう経過で発電できなくなったのか。4番目として、どうして撤去したのか。

5番目に、委員の数は、全議員18名です。

6番目として、調査期間。当該調査終了まで閉会中も調査することができるとうたしました。

3番目、調査内容及び結果。

調査日時。第1回目、平成28年12月20日、午前10時より12時17分まで。議題は、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムに関する資料の確認について。執行部より天田町長、湯原幸徳産建部長、坪田博上下水道課長に出席をいただきました。

資料としては5部いただきました。5分の1、導入の過程がわかる資料。5分の2、業者選定がわかる資料。5分の3、工事内容がわかる資料。5分の4、検査、支払いのわかる資料。5分の5、撤去、復旧のわかる資料。坪田博上下水道課長から説明があり、各資料を確認しました。

次回特別委員会の開催日程は、1月中に実施する。日程の詳細は委員長が決定し連絡するというので、第1回目を閉じました。

第2回。平成29年1月19日、木曜日、午前10時から12時28分まで。議題として、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムに関する資料の精査について。

1番目、資料の説明と質疑。坪田上下水道課長から説明があり、各委員より質疑を行いました。

2番目に、参考人招致についての要望があり採決。賛成多数により可決いたしました。招致する参考人は3組4名。参考人として、株式会社ナカジマ代表取締役浅野和郎氏、有限会社ラッサム取締役、主任技術者鴻巣勝男氏、それから役場管財課及び上下水道課の担当職員という

ことで、第2回目を終わりました。

第3回目。平成29年2月9日、木曜日、午後0時15分から午後1時まで。議題は、参考人に意見を求める事項について。

参考人への質問事項について、海野委員から素案が提案され、質問の内容について説明。協議後、趣旨を変えないことで素案を委員長、副委員長に一任するということを決定しました。

2番目として、今回は2月24日、午前10時より、参考人を招致して質疑。質疑時間は参考人1人当たり30分とし、合計2時間を予定しました。

3番目に、2月13日、参考人招致の際の質問事項について、正副委員長で協議した結果、原案のまま参考人に対して送付することに決定し、委員各位に通知をし、同日、紙井議長名で参考人に出席要請文書を送付しました。

第4回目の会議は、平成29年2月24日、金曜日、午前10時から午後2時13分まで。議題は、参考人意見聴取。

参考人意見聴取、参考人、株式会社ナカジマ代表取締役浅野和郎氏、総務部管財課飯村課長、産業建設部上下水道課井上課長補佐、浅野課長補佐。

欠席者は有限会社ラッサム取締役、主任技術者鴻巣勝男氏であります。有限会社ラッサム代表取締役吾妻薫氏より、ファクスにて鴻巣勝男氏の参考人招致への欠席について連絡がありました。このため、欠席者の鴻巣勝男氏については、再度出席を求めることといたしました。

2番目、次回開催は、参考人鴻巣勝男氏と日程調整のため、3月21日から24日を予定しました。

第5回目。平成29年3月24日、午前10時25分より12時まで。議題、参考人意見聴取及び参考人提出書面等について。

参考人意見聴取。欠席者、有限会社ラッサム取締役、主任技術者鴻巣勝男氏。

書面提出。提出者、株式会社ナカジマ代表取締役浅野和郎氏。回答、上下水道課に固定式での復旧を申し入れたが、復旧時期を検討中との回答があり回答待ちになったため、その間の賠償について対応する考えはありません。

3番目、資料提出。執行部より、「水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システム導入から撤去、再建までの時系列表」が提出されました。

4番目として、本委員会の閉会について。調査を終了し本委員会を閉会すること及び委員会報告を委員長に一任することについて採決があり、賛成多数で可決しました。

調査の内容。関係者からの聴取。

調査内容の1番目として、追尾型太陽光発電システムはどのように導入されたのか。

調査結果。町は再生可能エネルギー導入基本計画の策定において、風力、小水力、太陽光の

3つについて検討していました。まず、風力発電は、ほとんどの風車が定格風速10メートル以上であり、5.5メートル以下では設備利用率が20%と効率が悪い。設置する水道事務所付近は3メートルから4メートルの風しか常時吹いていないため風力発電を検討から対象外として外しました。

また小水力発電については、県から送られてくる水道水の水の圧力で発電するものと、町で送っている水で発電するものがあり、阿見町の地形がほぼ平地で高低差がないため発電量とともに少なく、再生可能エネルギーとして小水力発電は不向きである。また、県からの受水は県企業団との共同事業でないと行えないため検討対象から外している、外しました。

太陽光発電は、公営企業も従来の残余売電から全量売電も可能になったため、売電単価で有利な全量売電での検討がなされた。水道事務所の屋根やバルコニー、上郷配水場の屋根に設置する固定式太陽光発電と水道事務所内の駐車場に設置する追尾型との比較では、追尾式のほうが初期投資額はかかるものの、発電量や収益などの費用対効果で、配置環境対策面で固定式よりすぐれていることがわかった。固定式との発電量比較では、1軸式は1.5倍、2軸式は1.8倍の発電量の差があるが、設置費用は固定式とほとんど変わらない内容であった。

以上のことから、再生可能エネルギーシステムは2軸式の追尾型太陽光発電システムが最適であると判断され導入されました。

どういう経過で工事をしたのか。

調査の結果では、業者選定方法は随意契約ではなく一般競争入札で実施された。また、その条件として、竜ヶ崎工事事務所内に本社があること、電気工事で700点以上の経営審査の点数があること、元請年間平均完成工事高が2,000万円以上であることの3点が条件とし、この条件に合う業者は15者あり、そのうち4者が参加希望を出した。1者が辞退し3者が応札いたしました。入札の中で最低制限価格以上の予定価格以下で一番安かった株式会社ナカジマが2,022万円で落札いたしました。予定価格は2,356万円でありました。落札率は85.8%。

どういう経過で発電できなくなったのかということにつきましては、調査の結果、主な原因の1つに先進的技術による発電量の低下があったと。2軸式追尾型太陽光発電システムは可動域が上下左右と広く、追尾が1方向の1軸式より太陽を追尾できる。このため、発電量が多いが、動作が複雑になることがわかった。また、2軸式追尾型太陽光発電システムを開発した株式会社緑洲の社長が亡くなられ、会社が清算されたため、技術面でのサポートが受けられなくなった。このような状況のもとで、安定した発電量の確保が困難になったということでございます。

4番目、どうして撤去したのか。調査の結果。

台風9号及び台風10号の影響で全基撤廃となった。関東地方を直撃した台風9号は各地に大

きな被害を残した。また、台風9号に続いて発生した台風10号が東日本に接近し、東北にも大きな被害をもたらしました。水道事務所構内に設置された太陽光発電システムのパネルが台風9号によって落下破損したため、台風10号の接近もあり、安全のため全基を撤去することになりました。

以上のようなことをまとめてみますと、結論として、阿見町の再生可能エネルギーの導入の選定に当たっては、風力、小水力、太陽光の発電システムの中から最適な太陽光発電を選定いたしました。また、固定式と追尾型がある太陽光発電システムでは、費用対効果や配置環境対策面で固定式よりすぐれている追尾型太陽光発電システムを採用し、水道事務所構内に設置いたしました。

しかし、追尾型太陽光発電システムにおいて、1軸式より追尾範囲が広く発電効率がよい2軸式追尾型太陽光発電システムは先進的な技術のため動作が安定せず、当初想定された発電量が得られなかった。また、8月の台風9号の影響で、8基中の1基でパネル4枚が強風により落下損傷したため、安全のため全基を撤去いたしました。

このため、再生可能エネルギーについては、追尾型太陽光発電システムから撤去した発電パネルを再利用した固定式の太陽光発電システムに切り替え復旧させました。なお、その際要した撤去費用及び復旧のための費用は、全額元請業者の株式会社ナカジマが負担いたしました。

阿見町再生可能エネルギー導入基本計画により水道事務所構内に設置された太陽光発電システムは、追尾型から固定式に切り替え、平成29年2月2日より売電を開始しております。

以上のことから、追尾型太陽光発電システムがどうして導入されたのかについては、追尾型太陽光発電システムの設置は問題なかったと判断いたします。

2番目の、どういう経過で工事をしたのかについては、入札の方法については正しく実施されたと判断いたします。

3番目の項目で、どういう経過で発電できなくなったのかについては、かえって先進的最新の技術により不具合が生じ、解消できなかったものと判断をいたします。

どうして撤去したのかについては、町が撤去したことは安全上妥当であったと判断いたします。

なお、この間執行部には、特段の配慮をいただき、膨大な調査関係資料の提出をいただいたことを厚く御礼申し上げます。

次に、特別委員会調査報告書の提出について。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することになったので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、平成29年3月28日、議長宛て報告書を提出するものであります。

次に、資料として一番最後に、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員の名前が書かれております。

委員長、私、倉持松雄。副委員長栗原宜行。委員紙井和美，同じく委員石引大介，同じく委員井田真一，同じく委員高野好央，同じく委員樋口達哉，同じく野口雅弘，同じく永井義一，同じく海野隆，同じく平岡博，同じく久保谷充，同じく川畑秀慈，同じく難波千香子，同じく柴原成一，同じく久保谷実，同じく吉田憲市，同じく佐藤幸明。以上でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

質疑はありません。討論ございますか。

7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） 私、正直言いまして、最後に3月24日ですか、この日、はっきり言ったはずなんですよ、私。基本的に、文章ができたなら報告書ができたなら、まず議会に報告する前に、みんなで話し合ひましょうと。それは最低でもやってくださいねと言ったのに、間違いなく、これ今日の朝ですよ、受け取ったの。こういうやつを今日の朝出して、それで議会に出して、みんなで意見を出し合ひましたっていう意見書になるかと、報告書になるかということが、これ一番疑問です。

ですから、私も、さっきも百条委員会には反対しましたよ。ただし、特別委員会はこれで終わりにしてはまずいですよと、何回も言いました。6月になっても9月になっても構わないでしょうと。みんなで町民に答えられる意見書を出しましょうということを言いました。ところが今回、これは完全に委員長倉持松雄様1人の意見で出されていると同じです。というのは、今朝もらったんですから、これを私らは納得してません。それでは、これ賛成することはできないです。そういうことで反対させていただきます。

○議長（紙井和美君） ほかに討論ございますか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 私も反対の討論を行います。まず1つ、先ほど今ね、野口議員も言ったように、今朝もらったやつで、私、昼休みにざあっと目は通しました。それで、私は逆に、この場で質疑があるものだと思っていたんですが。ですから、委員長に質問しようかなと思って、質問を考えていたら、今、議長のほうから、質疑はないですよっていう話がありました。

私は疑問が、先ほど百条委員会の賛成討論したときも疑問を述べました。今のまんまでは解決がなされないだろうと。ですから、はっきり言って、この報告書に対しても、たくさん疑問

があります。これをまずね、どこかの場で、本会議じゃなくても、先ほど言ったように、再度、調査特別委員会を開いて、まずこの報告書に対する疑問を、まず解決しないと、はいわかりましたってということにはならないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、ここにいる18人の人たちがみんな、ああそうなのかっていうんだったら、まだわかりますけども、半分近くの人が疑問を持っている。数の力で押し切って、第5回の委員会は閉じましたけども、それは非常におかしな問題だと。こういう問題に関して、多数決、それも1票差での多数決で強引に押し通すってこと自体がおかしな問題なんですよ。町民に説明できない。はっきり言って、今読まれて、これで町民に説明しなさいって、これは不可能です。まだまだ町民からいろいろ聞かれたときに答えられない。私たちは町民に説明しなきゃならないし、町民はそのことに対して私たちに意見を求める。これだと答えられません。

ですから、私は再度、これをもとに調査特別委員会をまず開くことが最低限必要じゃないかと思います。

先ほども私が述べたように、今現状の中では町は損失をしているっていうこと、まずね、これは議員の人たちも認識してほしいんですよ。2軸式のやつから固定式に変わったことによって、ここにも書いてあるけど、1.8倍っていうことがありますよね。ですから、はっきり言って、約2,500万かけた中での工事が損失しているっていうこと自体、しっかり認識してほしいんですよ。ですから、それを、これ終わりましたよって町民のところに話ししたって、何あんなばか言ってるのって、これは言われちゃいますよ。

ですから、まだまだ私はこれに対してたくさんの疑問があるんで、ここでこれに対して、はいそうですかってことは、絶対言えない。ですから、私は、討論ですから、反対をします。

○議長（紙井和美君） ほかに討論ございますか。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今、野口議員とね、永井議員がおっしゃいましたけど、全くそのとおりでと思います。このね、報告書を、我々特別委員会の結論としてね、町民に示したときに、これは町民に対する説明責任は全く果たされないというふうに思っています。

私もざっとね、初めてこれを見させていただきましたけれども、幾つも疑問があります。この疑問こそ、この特別委員会で解消すべき議論だというふうに思っておりますし、また、調査の内容及び結果の表の中でもですね、例えば第5回、欠席者ラッサムは、ここからはもう通知書も拒否するような形になって、全く連絡もつかないわけですよ。そういう経過も書いていない。第4回についてはね、こういう経過だってこと書いてあります。第5回についてもね、やっぱり書くべきだというふうに思っております。

それから、例えば大きい2番のね、①の調査結果、その下段のほうですけども、なぜ実績

のあった1軸式の追尾型じゃなくて、いみじくも執行部も言っていたね、試験的な段階での2軸式を採用したのかとか。つまりね、全然わからないんですよ、中身が。それこそ解明すべきって特別委員会だったはずだと思いますよ。これ一般的なね、理解力のある町民の人がね、これ読んだら、これこそまさに特別委員会で調査すべきことじゃないですかと。じゃあ、ここに賛成しているあるいは委員長、これに答えられますか。答えられないでしょう、多分。

それから、例えば6ページ。どういう経過で発電できなかったのか。3番ですよ。調査結果。原因の1つに先進的技術により発電量の低下があったと。さっきも申し上げましたけれども、社長が亡くなっちゃったら、技術的サポートが受けられないような会社とね、契約してたのかと。こんなね、これはイロハですよ。これ町民の人がね、一般的に理解力を持つ町民の人だったらね、不思議に思いますよね。だって社長が死んじゃったら、もう技術的サポート受けられないような会社と契約してやってたのかと。じゃあ、なぜそうだったのかと。そういうことも、やっぱり究明しなければいけないと思います。

それから、例えば、7番の結論でもね、ラッサム来ないんですよ。とうとう来なかったわけです。で、これね、ナカジマは、なぜラッサムを下請に使った。これはナカジマの言い分ですよ。ラッサム来ないからわからないんですよ。だから、本当は、一方の当事者であるラッサムの参考人招致、あるいは、どうしても来ないんだから、本当は100条でやんなくちゃいけないんですよ。このことの調査とか、意見聴取なくしてね、この報告書はできないはずですよ。例えばナカジマこういうふうに言ってましたよね、資本系列から言うと、どうも共同開発やったようだと。それで緑洲とラッサム。で、ラッサムがその比率が多かったんで、ラッサムを下請にしたんだと。しかしね、これ無許可業者だったですから、当然ペナルティーを受けました。だけど、そこについても、ラッサムのやっぱり見解も聞かないで、調査報告書つくって。これではね、真相に至ることはありません。

いろいろと言いましたけども、これ、これから採決してどうなるかわかりませんが、討論とはちょっと別かもれませんけども、町長が変わったら、これ検証委員会を徹底してね、組織して、徹底して、これやります。それは、私は議会を通じても、そのことも含めてやりたいというふうに思っていますので。

以上、私はこの調査報告書を議決すること、賛成することは、全く反対。そして、やっぱり一番原点に戻るの、やっぱり野口議員がおっしゃってたように、調査委員会をさらに継続して調べていくと。3月で終わる必要、全くないんですから。これもう既に壊したものは固定式に建て直しているわけですから。これはね、ここにね、一番書いてないことは、教訓になることが何も書いてないんですよ。何も書いてない。行政執行上、教訓になることが何も書いてない。こんな調査報告書は、普通はあり得ませんということを申し上げて、私は反対討論とさせ

ていただきます。

○議長（紙井和美君） ほかに討論ございますでしょうか。

17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 御説明申し上げます。

〔「説明じゃだめだよ」と呼ぶ者あり〕

○17番（倉持松雄君） ああ、そうか、だめか。じゃ、いいです。

○議長（紙井和美君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査について、委員会報告書のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

委員会報告書のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査については、同調査に関する特別委員会の報告書のとおり承認することに決しました。

これをもちまして、水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査を終了いたします。

○10番（平岡博君） 議長。

○議長（紙井和美君） 10番平岡博君。

○10番（平岡博君） 先ほどの件なんですけど、終わっちゃってんでしょうけども、最後のこの文面の、議員のほうは、私、反対ですので、これ名前の削除をお願いしたいんですよ。

〔「そこは削除できないから、賛成、反対についてきちっと書いて」と呼ぶ者あり〕

○10番（平岡博君） ああ、そうか、そうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問は却下いたしますので、御着席ください。

○10番（平岡博君） わかりました。

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第15、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念申し上げます。

これもちまして、平成29年第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。大変に御苦労さまでした。

午後 1時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 樋 口 達 哉

署 名 員 栗 原 宜 行

参 考 资 料

平成29年第1回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第19号 議案第21号 議案第36号</p>	<p>阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について 阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 阿見町個人情報保護条例等の一部改正について 阿見町行政財産使用料徴収条例の一部改正について 阿見町税条例等の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 総務常任委員会所管事項 土地の取得について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第7号 議案第16号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号</p>	<p>阿見町文化芸術振興条例の制定について 阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町生きがい活動支援通所事業実施条例の廃止について 平成28年度阿見町一般会計補正予算（第4号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4</p>

<p>民 生 教 育 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第25号 議案第26号</p>	<p>号) 平成28年度阿見町介護保険特別会計補正予算 (第4号) 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)</p>
<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第21号 議案第23号 議案第24号 議案第27号 議案第37号 議案第38号 請願第1号</p>	<p>阿見町下水道事業審議会条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 産業建設常任委員会所管事項 平成28年度阿見町一般会計補正予算 (第4号) 内 産業建設常任委員会所管事項 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号) 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号) 平成28年度阿見町水道事業会計補正予算 (第3号) 町道路線の廃止について 町道路線の認定について 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願</p>
<p>予 算 特 別 委 員 会</p>	<p>議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号</p>	<p>平成29年度阿見町一般会計予算 平成29年度阿見町国民健康保険特別会計予算 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計予算 平成29年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算 平成29年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算 平成29年度阿見町介護保険特別会計予算 平成29年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 平成29年度阿見町水道事業会計予算</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成28年12月～平成29年 2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	1月19日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願の委員会審査の場で意見陳述を行う請願者に支払う費用弁償に関わる「地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例」の一部改正について ・ 請願の委員会審査の充実を図るため請願者の意見陳述を実施することに関する要綱の制定について ・ その他
	2月2日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回臨時会会期日程等について ・ 地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例の一部改正について ・ その他
	2月28日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回定例会会期日程等について ・ その他
水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会	1月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムに関する提供資料の精査について ・ その他
	2月9日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考人に意見を求める事項について ・ その他

水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査に関する特別委員会	2月24日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事務所に設置された追尾型太陽光発電システムの調査 ①参考人意見聴取 ②協議 ・その他
議会だより編集委員会	1月5日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第151号の発行について ・その他
	1月20日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第151号の発行について ・その他
全員協議会	1月19日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・請願の委員会審査の場で意見陳述を行う請願者に支払う費用弁償に関わる「地方自治法第207条の規定による実費弁償に関する条例」の一部改正について ・請願の委員会審査の充実を図るため請願者の意見陳述を実施することに関する要綱の制定について ・その他
	2月9日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度阿見町予算内示について ・その他
	2月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅整備に係る土地の取得について ・阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について ・阿見町公共施設等総合管理計画（案）について ・外部評価の報告について

全 員 協 議 会	2月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町公共施設における職員駐車場の利用及び使用料徴収等について ・ 阿見町の新たな商工業振興施策等について ・ 公共下水道事業経営戦略及び農業集落排水事業経営戦略について ・ 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の改定について ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員について ・ その他
-----------	-------	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月15日	第1回全員協議会 ・平成29年第1回組合議会定例会提出案件の説明		久保谷充 永井義一
	2月23日	第1回定例会 ・平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	原案可決 原案可決	久保谷充 永井義一
		第1回全員協議会 ・平成29年第1回斎場組合議会定例会議案の概要説明について ・運営状況の報告		難波千香子 海野 隆 野口雅弘
		第1回定例会 ・平成28年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・平成29年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	難波千香子 海野 隆 野口雅弘
茨城県後期高齢者医療広域連合会	2月22日	第1回定例会 ・茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する	原案可決	川畑秀慈

<p>茨城県後期高齢者医療広域連合会</p>	<p>2月22日</p>	<p>条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・ 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・ 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 ・ 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） ・ 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） ・ 訴えの提起について ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>川畑秀慈</p>
<p>稲敷地方広域市町村圏事務組合</p>	<p>2月22日</p>	<p>第1回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合立養護老人ホーム設置条例等を廃止する条例について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正 	<p>坪田匡弘氏 (阿見町)</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博</p>

<p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p>	<p>2月22日</p>	<p>する条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について ・ 平成28年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号） ・ 平成28年度稲敷地方広域市町村圏事務組合立養護老人ホーム松風園特別会計補正予算（第2号） ・ 平成28年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第2号） ・ 平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 ・ 平成29年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計予算 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博</p>
----------------------------	--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------

請 願 文 書 表

平成29年第1回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	住 所 氏 名 提 出 者	紹 介 議 員 名	議 決 結 果
1	平成 29 年 2 月 27 日	<p>1. 件 名 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願</p> <p>2. 主 旨 米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。</p> <p>こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。</p> <p>平成25年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。</p> <p>平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米の交付金については10aあたり15,000円から7,500円へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。</p> <p>これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にってしまうことはあきらかです。</p> <p>私たちは、いまこそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めます。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること。</p>	茨 城 県 取 手 市 新 川 2 9 7 7 県 南 農 民 組 合 組 合 長 洪 谷 俊 昭	永 井 義 一	